

広野町地域防災計画



広野町防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 総則 -----	3
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	7
第3節 用語の定義	12
第2章 広野町の概況と災害要因の変化 -----	13
第1節 自然的条件	13
第2節 社会的条件	15
第3節 広野町における社会的災害要因の変化	19
第4節 広野町の災害と災害想定	20
第3章 調査研究推進体制の充実 -----	37
第1節 町における調査研究体制の充実	37
第2節 自主防災組織等地域における取組	38
第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 -----	39
第1節 防災関係機関の実施責任	39
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	41
第3節 住民等の責務	49

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画	53
第1節 防災組織の整備・充実	53
第2節 防災情報通信網の整備	57
第3節 気象等観測体制の整備	60
第4節 水害・土砂災害予防対策	61
第5節 火災予防計画	67
第6節 都市建築物及び文化財災害予防対策	71
第7節 電力、ガス施設災害予防対策	73
第8節 緊急輸送路等の指定	75
第9節 避難対策	78
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	90
第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	94
第12節 防災教育	97
第13節 防災訓練	102
第14節 自主防災組織の整備	106
第15節 要配慮者対策	111
第16節 ボランティアとの連携	119
第17節 危険物施設等災害予防対策	122
第18節 災害時相互応援協定の締結	123
第2章 災害応急対策計画	125
第1節 応急活動体制	125
第2節 職員の動員配備体制	135
第3節 災害情報の収集伝達	140
第4節 通信の確保	155
第5節 相互応援協力	157
第6節 災害広報	160
第7節 水防計画	163
第8節 救急・救助	165
第9節 自衛隊災害派遣	169
第10節 避難計画	175
第11節 避難所の設置・運営	188
第12節 医療（助産）救護	194

第13節	緊急輸送対策	199
第14節	防疫及び保健衛生	203
第15節	廃棄物処理対策	208
第16節	救援対策	211
第17節	被災地の応急対策	219
第18節	応急仮設住宅の供与	223
第19節	死者の捜索、遺体対策等	227
第20節	生活関連施設の応急対策	232
第21節	文教対策	242
第22節	要配慮者等への支援対策	251
第23節	ボランティアとの連携	257
第24節	危険物施設等災害応急対策	259
第25節	災害救助法の適用等	261
第26節	水害・土砂災害応急対策	267
第27節	ヘリコプター等による災害応急対応	268
第3章	災害復旧・復興計画	269
第1節	施設の復旧・復興	269
第2節	被災地の生活安定	273

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画 -----	289
第1節 防災組織の整備・充実	289
第2節 防災情報通信網の整備	291
第3節 地震観測計画	292
第4節 都市の防災対策	293
第5節 各種施設（ライフライン）災害予防対策	298
第6節 地盤災害予防計画	310
第7節 火災予防対策	312
第8節 緊急輸送路等の指定	315
第9節 避難対策	316
第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備	320
第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策 定	322
第12節 防災教育	324
第13節 防災訓練	326
第14節 自主防災組織の整備	328
第15節 要配慮者対策	330
第16節 ボランティアとの連携	333
第17節 危険物施設等災害予防対策	334
第18節 災害時相互応援協定の締結	335
第2章 災害応急対策計画 -----	336
第1節 応急活動体制	336
第2節 職員の動員配備	338
第3節 地震災害情報の収集伝達	340
第4節 通信の確保	345
第5節 相互応援協力	346
第6節 災害広報	347
第7節 消火活動	348
第8節 救助・救急	353
第9節 自衛隊災害派遣	355
第10節 避難計画	357
第11節 避難所の設置・運営	360
第12節 医療（助産）救護	361

第13節	道路の確保（道路障害物除去等）	363
第14節	緊急輸送対策	365
第15節	防疫及び保健衛生	367
第16節	廃棄物処理対策	370
第17節	救援対策	373
第18節	被災地の応急対策	375
第19節	応急仮設住宅の供与	377
第20節	死者の捜索、遺体の処理等	378
第21節	生活関連施設の応急対策	380
第22節	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策	385
第23節	文教対策	392
第24節	要配慮者等への支援対策	395
第25節	ボランティアとの連携	397
第26節	危険物施設等災害応急対策	398
第27節	災害救助法の適用等	399
第28節	ヘリコプター等による災害応急対応	401
第3章	災害復旧計画	402
第1節	施設の復旧・復興	402
第2節	被災地の生活安定	403
第4章	津波災害対策計画	406
第1節	津波災害予防計画	406
第2節	津波災害応急対策計画	417
第3節	津波災害復旧・復興計画	430

第4編 事故対策編

第1章 海上災害対策計画	433
第1節 海上災害予防対策計画	433
第2節 海上災害応急対策計画	437
第3節 海上災害復旧対策計画	447
第2章 航空災害対策計画	451
第1節 航空災害予防対策計画	451
第2節 航空災害応急対策計画	453
第3章 鉄道災害対策計画	458
第1節 鉄道災害予防対策計画	458
第2節 鉄道災害応急対策計画	461
第3節 鉄道災害復旧対策計画	464
第4章 道路災害対策計画	466
第1節 道路災害予防対策計画	466
第2節 道路災害応急対策計画	468
第3節 道路災害復旧対策計画	471
第5章 危険物等災害対策計画	473
第1節 危険物等災害予防対策計画	473
第2節 危険物等災害応急対策計画	476
第3節 危険物等災害復旧対策計画	480
第6章 大規模な火事災害対策計画	482
第1節 大規模な火事災害予防対策計画	482
第2節 大規模な火事災害応急対策計画	485
第3節 大規模な火事災害復旧対策計画	488
第7章 林野火災対策計画	490
第1節 林野火災予防対策計画	490
第2節 林野火災応急対策計画	493
第3節 林野火災復旧対策計画	497

第5編 原子力災害対策編

第1章 総則	501
第1節 本編（計画）の目的	501
第2節 計画の性格	502
第3節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定	504
第4節 原子力災害対策重点区域の範囲と緊急時に講ずべき措置	505
第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	508
第2章 原子力災害事前対策計画	515
第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等	515
第2節 国との連携	516
第3節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備	517
第4節 緊急事態応急体制の整備	521
第5節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	523
第6節 緊急時モニタリング設備・機器の活用等	524
第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	525
第8節 避難収容活動体制の整備	526
第9節 消防活動体制及び原子力災害医療体制等の整備	532
第10節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発及び国際的な情報 発信	533
第11節 防災業務関係者に対する教育	535
第12節 原子力防災に関する訓練	536
第13節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	537
第14節 原子力発電所上空の飛行規制	538
第15節 計画に基づく行動マニュアル等の整備	539
第16節 特定事象未満の事象に対する体制の整備	540
第17節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	541
第3章 原子力災害応急対策計画	542
第1節 事故状況の把握及び連絡	542
第2節 災害対策本部の設置	550
第3節 緊急事態応急対策拠点施設における活動	554
第4節 住民等に対する指示の伝達と広報	557
第5節 緊急時モニタリングへの協力等	560
第6節 屋内退避及び避難	561

第7節	犯罪の予防等社会秩序の維持	568
第8節	飲食物の摂取制限、出荷制限	569
第9節	緊急時医療活動	570
第10節	救助・救急及び消火活動	573
第11節	緊急輸送活動	574
第12節	防災業務関係者の安全確保	575
第4章	原子力災害中長期対策計画	577
第1節	放射性物質による環境汚染への対処	577
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	578
第3節	心身の健康相談体制の整備	579
第4節	災害地域住民に係る記録等の作成	580
第5節	風評被害等の影響の軽減	581
第6節	被災者等の生活再建等の支援	582
第7節	被災中小企業等に対する支援	583
第8節	災害対策本部の解散	584

第6編 資料編

資料1 町の防災組織	587
資料 1-1 広野町防災会議	587
資料 1-1-1 広野町防災会議条例	587
資料 1-1-2 防災会議委員名簿	589
資料 1-2 広野町災害対策本部	590
資料 1-2-1 広野町災害対策本部条例	590
資料2 応援協定等	591
資料 2-1 地方公共団体間の相互応援協定等	591
資料 2-1-1 消防相互応援協定書（双葉郡内町村消防団）	591
資料 2-1-2 災害時における相互応援協定書（9市町村）	593
資料 2-1-3 災害時における相互応援に関する協定書（三郷市）	595
資料 2-1-4 伊東市と広野町における災害時等の相互応援に関する協定書	597
資料 2-1-5 災害時における相互応援に関する協定書（小野町）	599
資料 2-2 防災関係機関との協定	601
資料 2-2-1 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省東北地方整備局）	601
資料 2-2-2 大規模災害時の相互協力に関する協定書（東北電力（株）相双営業所）	603
資料 2-2-3 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話（株））	606
資料 2-3 民間企業・団体等との協定	609
資料 2-3-1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（広野町商工会）	609
資料 2-3-2 災害時における広野郵便局、広野町間の協力に関する覚書	611
資料 2-3-3 災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）	613
資料 2-3-4 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	616
資料 2-3-5 災害時における物資供給に関する協定（セブンイレブン福島広野町店）	619
資料 2-3-6 災害時における物資供給に関する協定（東北技研工業（株）ニューヤマザキデイリース トア広野みらいオフィス店）	621
資料3 情報収集・通信関連	623
資料 3-1 広野町防災行政無線管理規則	623
資料 3-2 関係機関情報伝達方法図	632
資料 3-3 津波注意報・警報標識	633
資料4 災害危険のある区域等	634
資料 4-1 土砂災害危険箇所等	634
資料 4-1-1 土石流危険溪流	634

資料 4-1-2	急傾斜地崩壊危険箇所	635
資料 4-1-3	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	636
資料 4-1-4	崩壊土砂流出危険地区	637
資料 4-1-5	山腹崩壊危険地区	638
資料 4-1-6	復旧治山、予防治山	639
資料 4-2	災害危険のある区域における要配慮者利用施設	640
資料 5	消防力の現況	641
資料 5-1	広野町消防団現有勢力	641
資料 5-2	双葉地方広域市町村圏組合現有勢力	642
資料 6	避難施設	643
資料 6-1	指定緊急避難場所	643
資料 6-2	指定避難所	644
資料 7	物資・資機材等の確保・調達	646
資料 7-1	防災備蓄倉庫における備蓄物資一覧	646
資料 7-2	町内調達先業者一覧	646
資料 7-3	福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領	647
資料 8	自主防災組織	649
資料 8-1	広野町自主防災組織支援に関する要綱	649
資料 9	災害救助・被災者支援	651
資料 9-1	福島県災害救助法施行細則	651
資料 9-2	広野町被災者住宅再建支援金支給要綱	662
資料 9-3	広野町災害弔慰金の支給等に関する条例	669
資料 9-4	広野町被災者扶助費支給条例	674
資料 10	原子力災害対策	676
資料 10-1	原子力発電所の設置状況	676
資料 10-2	発電所からの距離別避難対象人口	677

様式 1	気象通報受理伝達簿	678
様式 2	広野町被害（調査）票	679
様式 3	被害状況報告書	680
様式 4	救急・救助関係様式	688
様式 4-1	救出車両、舟艇その他機械器具調達先報告書	688
様式 4-2	被災者救出状況記録及び修繕費	688
様式 4-3	被災者救出用機械器具燃料受払簿	688
様式 4-4	救助実施記録日計表	689
様式 5	避難関係様式	690
様式 5-1	避難命令及び状況記録簿	690
様式 6	避難所関係様式	691
様式 6-1	避難所収容名簿	691
様式 6-2	避難所収容台帳	691
様式 6-3	避難所用物品受払簿	691
様式 6-4	避難所設置及び収容人員	691
様式 6-5	避難所開設用施設及び器物借用簿	692
様式 7	医療・助産関係様式	693
様式 7-1	救護班編成及び活動記録	693
様式 7-2	診療所医療実施状況	693
様式 7-3	助産台帳	693
様式 8	輸送関係様式	694
様式 8-1	輸送記録簿	694
様式 9	防疫関係様式	695
様式 9-1	防疫活動状況報告書	695
様式 9-2	災害防疫経費所要見込額調	696
様式 9-3	消毒方法薬剤所要量の算出方法	698
様式 9-4	消毒機械台数調	698
様式 9-5	ねずみ族、昆虫等の駆除申請手続	699
様式 9-6	災害防疫業務完了報告書	700
様式 9-7	防疫班組織表	700
様式 10	救援物資・食料等関係様式	701
様式 10-1	救助の種目別物資受払状況	701
様式 10-2	炊出し給与簿	701
様式 10-3	食糧品現品給与簿	701

様式 10-4	炊き出しその他による食品給与物品受払簿	702
様式 10-5	炊き出し用物品借用簿	702
様式 10-6	飲料水供給記録簿	702
様式 10-7	給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿	702
様式 10-8	給水用機械器具修繕費	702
様式 10-9	救助物資購入（配分）計画表	703
様式 10-10	世帯員別被害状況	703
様式 10-11	救助物資受払簿	703
様式 10-12	救助物資引継書	704
様式 10-13	救助物資給与及び受領簿	704
様式 10-14	被災使用教科書等調	704
様式 10-15	学用品購入（配分）計画表	704
様式 10-16	被災教科書一覧表	705
様式 10-17	教科書購入（配分）計画表	705
様式 11	障害物除去関係様式	706
様式 11-1	障害物除去該当者調	706
様式 11-2	障害物除去該当者選考調査	706
様式 11-3	障害物除去の状況	706
様式 12	住宅対策関係様式	707
様式 12-1	応急仮設住宅該当調	707
様式 12-2	応急仮設住宅該当対象者選定調書	707
様式 12-3	住宅の応急修理該当者調	707
様式 13	遺体処理・埋葬関係様式	708
様式 13-1	死体処理台帳	708
様式 13-2	埋葬台帳	708

第1編 総則



第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

第1 計画の目的

本計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある一般災害、地震及び津波災害・事故・原子力の各種災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護することを目的とする。

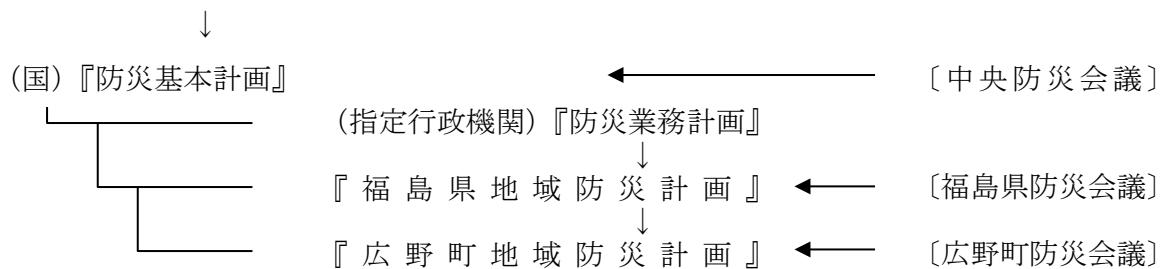
なお、本町に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震に伴う大津波の経験を踏まえ、今後発生が想定される津波災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、津波災害予防計画、津波災害応急対策及び津波災害復旧・復興に関する事項を定め、もって町の防災体制の確立を期するものとする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、広野町防災会議が作成し定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画と連携した計画である。

【計画の位置づけ】

「災害対策基本法」



第3 計画の構成

本計画は、総則、一般災害、地震災害、事故、原子力災害、資料編について次の6編をもって構成する。

『広野町地域防災計画』	— 総則
	— 一般災害対策編…風水害等の対策
	— 震災対策編…地震及び津波災害対策
	— 事故対策編…海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策
	— 原子力災害対策編…原子力災害対策
	— 資料編…各編に関連する各種資料

第4 計画の推進及び修正

本計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、計画の基本方針を踏まえて詳細計画等を定め、その具体的推進を図る。

なお、広野町防災会議は、都市化及び高齢化の進行等の社会環境の変化や被災地の大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により本計画に毎年検討を加えて、必要があると認めるときはこれを修正する。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、県地域防災計画の修正又は変更があった際には、それを参考として必要に応じ本計画の内容も修正するものとする。

第5 他の計画等との関係

1 『福島県地域防災計画』との関係

本計画は、『福島県地域防災計画』との整合を図るものとする。

2 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、町の防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、水防法に基づく水防計画など、他の法令の規定に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

3 津波災害対策に関する法律との関係

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下、本項において「特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項及び地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項について定める推進計画を兼ねるものである。

ア 推進地域の指定

特別措置法第3条に基づき指定された福島県の推進地域の区域は、本町を含む下記の沿岸10市町である。

【平成18年4月3日内閣府告示第58号】

いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の定義

房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震であり、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において以下の8タイプの地震に伴う津波を想定している。

- ① 択捉島沖の地震
- ② 色丹島沖の地震
- ③ 根室沖・釧路沖の地震
- ④ 十勝沖・釧路沖の地震
- ⑤ 500年間隔地震
- ⑥ 三陸沖北部の地震
- ⑦ 宮城県沖の地震
- ⑧ 明治三陸タイプ地震

(2) 津波防災地域づくりに関する法律

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めるもので、平成23年12月に施行された。

町及び県は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、津波災害警戒区域が指定されたときは、町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。

第6 計画の周知徹底

1 防災教育及び訓練の実施

町は、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な防災教育、訓練の実施等を通じて、本計画の習熟に努めるとともに、地域住民等の参加を得て、防災に関する

教育及び訓練を実施し、災害に対して町全体の対応能力を高めていく。

2 防災広報の徹底

町は、地域住民の防災意識高揚と計画の周知を図るため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第7 地震防災緊急事業五箇年計画等

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、町とともに積極的に事業の推進を図る。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、町、県、国及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 防災事業の推進

各種の防災事業は、災害予防対策の基本となる事業であるので、その目的を明確にし、また、その事業の責任者を明らかにするとともにその方策について定め、積極的な事業の推進を図る。

2 災害に強いコミュニティの形成

大規模な災害の発生直後においては、行政による対応には、ある程度の限界があるものと考えられ、迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、“自らの地域と命は自らで守る”といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざし、住民による「自主防災組織」の充実と地域が有する全ての防災機能の発揮に努めるものとする。

3 防災関係機関相互の広域的な協力体制の確立の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の広域的な防災活動が総合的かつ有機的に行われるよう、応援協力体制の確立を図るとともに、応急対策活動のマニュアルづくりを推進する。

4 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

町災害対策本部の運営に関わる職員は、発災直後に十分な情報が入手できなくとも、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう、平常時から、より詳細な地域の特性を把握し、災害に関する情報の共有を図りながら、被害想定やその対策について身につけておくよう努めるとともに、防災担当課以外の職員についても、日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知するよう努めるものとする。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を取るためには、町、県、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

5 防災業務施設、設備資機材等の整備等

防災関係機関は、災害が発生した場合又は予想される場合に、防災活動が円滑に遂行できるよう施設、設備資機材等の整備を図る。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策や方針の決定過程や、防災の現場における女性の参画の拡大を図るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進を図るものとする。

7 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、第5節第1に掲げる「地震被害・津波被害の想定」に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受け入れ体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第3 時間経過に応じた活動目標

1 事前予測可能な災害における時間経過と活動目標

風水害及び雪害などについては、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂

	<ul style="list-style-type: none"> 行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

2 突発災害における時間経過と活動目標

地震・津波など突発的に発生する災害においては、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直 後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏えい対策等の二次災害の防止関連対策

		<ul style="list-style-type: none"> 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
数ヵ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

第3節 用語の定義

本計画において用いる用語は、次に定めるところによる。

用語	説明
町	広野町
県	福島県
消防本部	双葉地方広域市町村圏組合消防本部（特にその他の指定がある場合を除く）
防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
町地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき広野町防災会議が作成する広野町地域防災計画
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
土砂災害警戒区域等	土砂災害防止法に基づき指定される「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害警戒特別区域」の総称
激甚災害・局地激甚災害	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づき政令で指定された災害
災害廃棄物	災害に直接起因して発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの
要配慮者	災害発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難支援等	避難行動要支援者に対する、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るための必要な措置
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るための必要な措置を実施するための基礎とするために市町村長が作成する名簿
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）

第2章 広野町の概況と災害要因の変化

第1節 自然的条件

第1 位置と面積

本町は、福島県浜通り地方の東南部、双葉郡南端に位置する、東西13km、南北7km、面積58.69km²の町である。

町の西端は、東経140度52分10秒でいわき市に隣接し、東端は141度01分50秒で、広野火力発電所の突端にあたる。

東側は太平洋で、西は阿武隈山系に接し、南はいわき市、北は楡葉町と隣接し、東京都心から238km、宮城県仙台市から128kmの距離にある。

第2 地勢

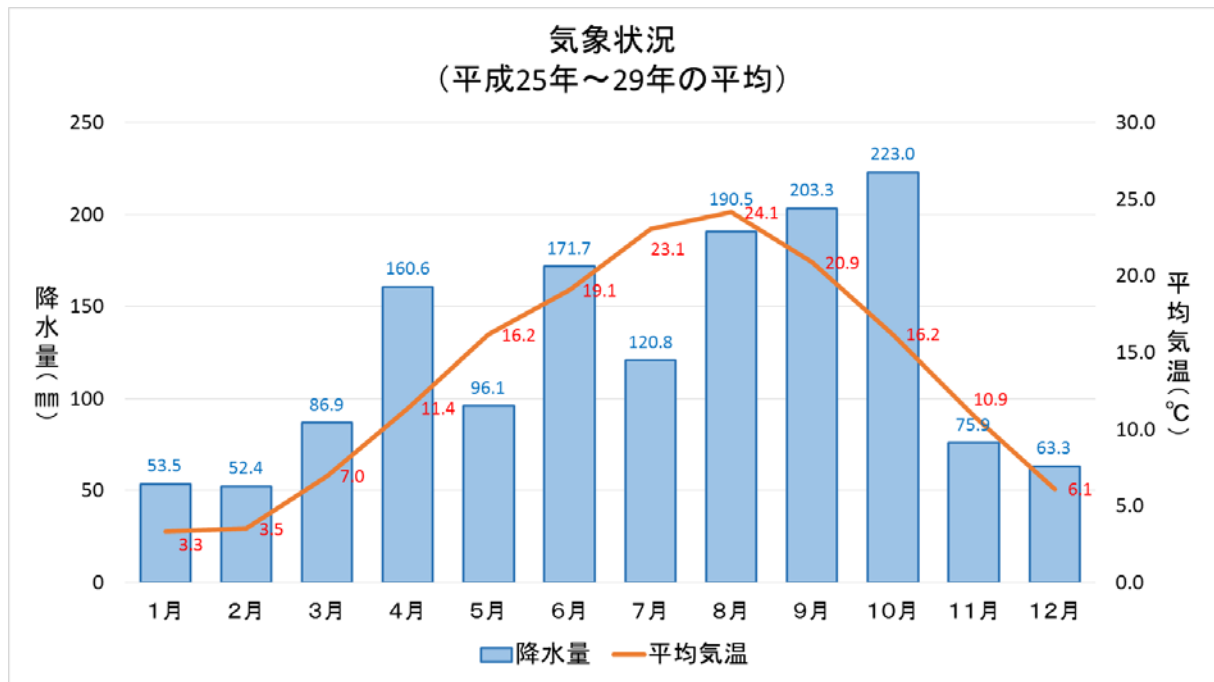
本県は、東に阿武隈山地、西に奥羽山脈が南北に走り、浜通り、中通り、会津の三地方に大別される。

本町が位置する浜通りでは、鮫川、夏井川、新田川、真野川など阿武隈山地を水源として東流し、直接太平洋に流入する単独河川が多く、これら河川の流域に発達した平坦面を連ねた形で海岸沿いに細長い平地を形成している。

第3 気象状況

気候は、東日本型の海洋性気候で、温暖で寒暖の差が少ない。冬期の積雪はほとんどないが、偏東風の影響を受け低温障害を受けやすい。

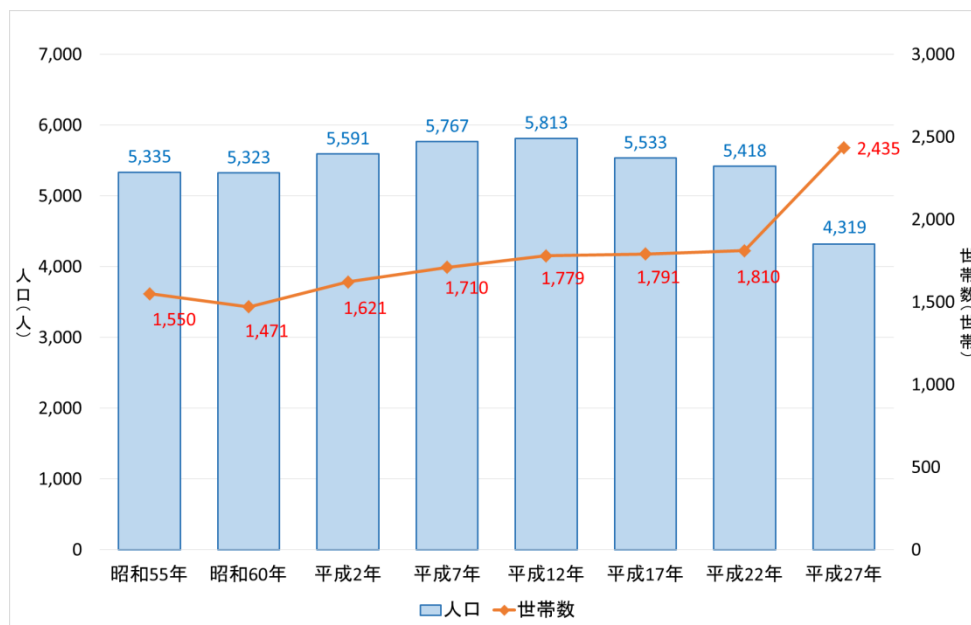
平成25年から29年の5年間の平均により月間の合計降水量をみると、降水量は10月が223.0mmと特に多く、次いで9月が203.3mmとなっている。最も少ない月は、2月の52.4mmである。同じく月間の日平均気温は8月が24.1℃で最も高く、次いで7月23.1℃、9月20.9℃となっている。最も低いのは、1月の3.3℃である。



第2節 社会的条件

第1 人口構造

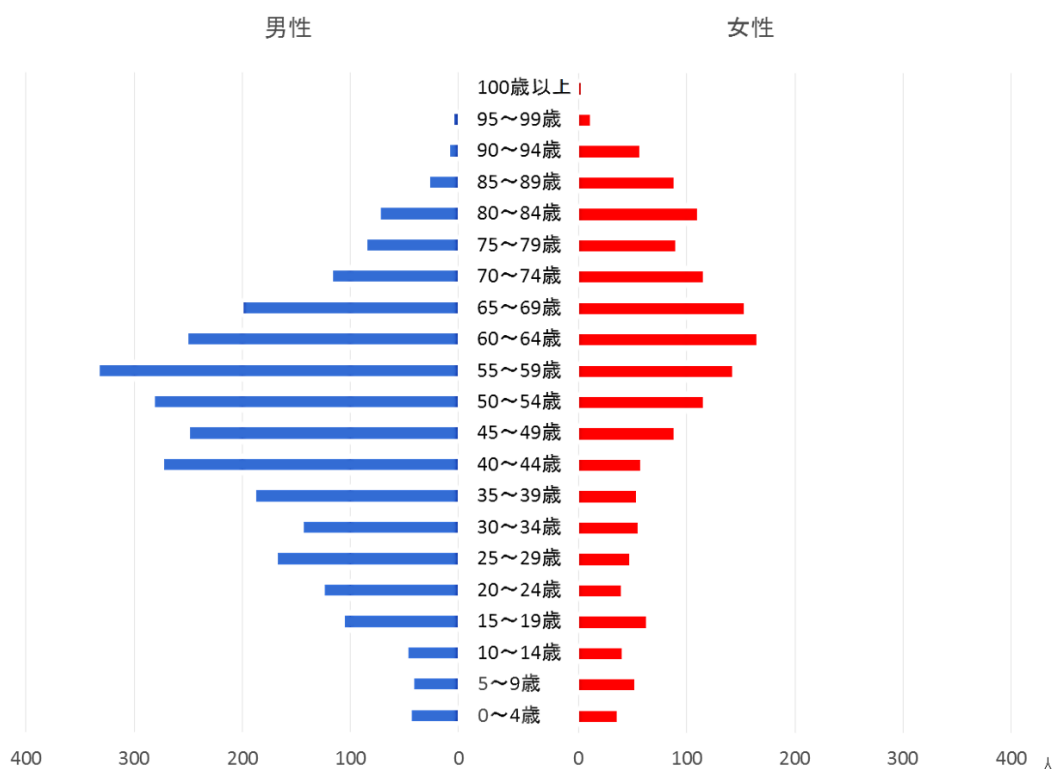
本町の人口を国勢調査で見ると、平成12年まではおおむね増加を続けてきたが、その後減少に転じ、同27年で4,319人となっている。他方世帯数は、平成12～22年にかけて微増しており、27年で2,435世帯と急激に増加している。これは、平成23年に発生した東日本大震災での原子力災害収束のための技術者や作業員など単身世帯の増加によるものとみられる。



人口・世帯数の推移（国勢調査結果）

年齢別の人口構成は、男女とも50歳代前後の人口が多く、高齢層については女性で60歳代が多い。高齢化率は34.6%で、県平均27.8%より高く、全国平均の26.9%を7.7ポイント上回っている。

また、外国籍住民は平成27年で17人、国籍別内訳は韓国・朝鮮9人、中国4人、フィリピン2人、イギリス1人、その他1人となっており、外国籍住民への災害時の的確な情報伝達や安全な避難ができる体制などをつくっていく必要がある。



年齢別人口構成 (出典: 平成 27 年国勢調査結果)

第2 世帯構造

平成 27 年の本町の一般世帯数は 2,430 世帯で、「核家族世帯」が 28.7%、三世帯同居などの「その他の親族世帯」が 7.1%となっている。東日本大震災前は、県平均と比較してその他の親族世帯の割合が高いことが特徴となっていたが、震災後はその割合が大きく低下し、「非親族及び単独世帯」が 23.9%から 64.2%へと上昇している。

一般世帯の構成

区分	実数 (世帯)			構成比		
	広野町		福島県	広野町		福島県
	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年
核家族世帯	981	697	375,386	54.3%	28.7%	51.4%
夫婦のみ	318	336	134,886	17.6%	13.8%	18.5%
夫婦と子ども	477	243	169,678	26.4%	10.0%	23.2%
ひとり親と子ども	186	118	70,822	10.3%	4.9%	9.7%
その他の親族世帯	394	173	123,818	21.8%	7.1%	17.0%
非親族及び単独世帯	432	1,560	228,610	23.9%	64.2%	31.3%
合計	1,807	2,430	730,013	100.0%	100.0%	100.0%

出典: 平成 22 年及び平成 27 年国勢調査結果

一般世帯のうち高齢者のいる世帯は、平成 27 年で 698 世帯、28.7%を占めている。

このうち、高齢単身世帯は 185 世帯、高齢夫婦世帯(夫 65 歳以上、妻 60 歳以上)は 208

世帯で、いずれも22年に比べ増加している。災害対策のうえで、特にこれらの世帯の安全確保が大きな課題となっている。

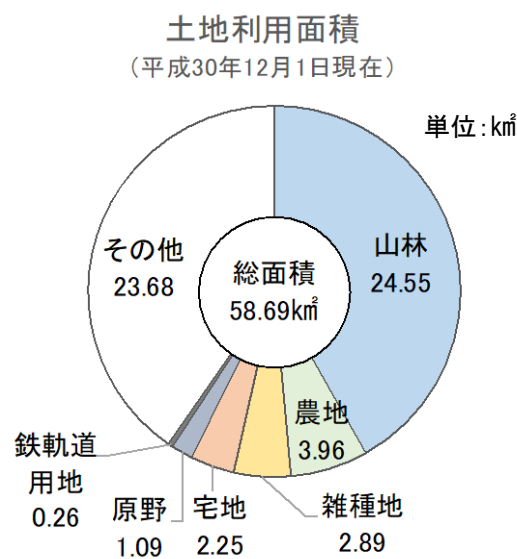
高齢者のいる世帯の状況

区分	実数（世帯）			構成比		
	広野町		福島県	広野町		福島県
	平成22年	平成27年	平成27年	平成22年	平成27年	平成27年
一般世帯	1,807	2,430	730,013	100.0%	100.0%	100.0%
65歳以上親族のいる世帯	835	698	349,773	46.2%	28.7%	47.9%
高齢単身世帯	165	185	77,583	9.1%	7.6%	10.6%
高齢夫婦世帯	165	208	77,105	9.1%	8.6%	10.6%

出典：平成22年及び平成27年国勢調査結果

第3 土地利用

地目別土地利用の状況は、町の総面積 58.69 km²のうち山林が 24.55 km²（41.8%）、その他が 23.68 km²（40.3%）を占めている。農地は 3.96 km²（6.8%）、宅地は 2.25 km²（3.8%）である。



第4 交通

1 道路

道路は、常磐自動車道、一般国道6号、県道いわき浪江線が町を縦断し、県道上戸渡広野線、町道北迫線が町を横断する形で、町の主要道路網を形成している。

なお、「県地域防災計画」では、常磐自動車道と国道6号を緊急輸送路の第1次確保路線に指定している。

2 鉄道

第1編 総則

鉄道は、東日本旅客鉄道(株)の常磐線が走り、町内に広野駅がある。

第5 石油コンビナート、電力供給施設

本町の北部沿岸に広野火力発電所があり、「石油コンビナート等特別防災区域」に指定されている。

広野火力発電所の概要

所在地	認可最大出力(kw)	事業者名	備考
広野町大字下北迫字二ツ沼 58	440 万	(株) J E R A	送電用

第6 自衛隊施設

本町は、陸上自衛隊は東北方面隊（第6師団第44普通科連隊）、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となっている。

県内の自衛隊施設（陸上自衛隊）

区分	駐屯地・分屯基地名	部隊名	所在市町村
陸上自衛隊	福島駐屯地	東北方面隊第6師団 第44普通科連隊	福島市
		東北方面隊第2施設団 第11施設群	
	郡山駐屯地	東北方面隊第6師団 第6特科連隊	郡山市
		東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	

第3節 広野町における社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に今後本町で想定される次のような点が、災害対応にも大きな影響を与えると考えられる。

- 高齢化が進み、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も増加しており、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。
- 高齢者とともに、今後、国際化に伴う外国人の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。
- 日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口格差が生じ、特に昼間に発災した場合は、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する地域が出てくる。
- 人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっているが、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要し、さらには、その停止や障害による二次災害発生の危険性も含んでいる。
- 行政機関においてもライフライン施設への依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。
- 災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備が欠かせないが、その基盤となる地域のコミュニティ意識の低下が懸念される。

このような急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して万全な状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

第4節 広野町の災害と災害想定

第1 風水害

最近 10 年間における本町及びその周辺に被害や影響をもたらした風水害を以下に示す。

本町が位置する浜通り南部では、特に夏から秋にかけて、前線の停滞や台風の来襲で、大雨による浸水、土砂災害等が発生している。また、春先には、本州の南岸を通過する低気圧のため、浜通りや中通りでは湿った雪が降り大雪となることもある。

最近の風水害等の発生状況

災害名	概要
平成 21 年 8 月 9 日～10 日にかけての大雨	いわき市山田では、10 日 07 時 01 分までの 1 時間に 56.5mm の非常に激しい雨を観測し、24 時間降水量は 210.5mm に達した。また、小名浜では 10 日 07 時 17 分までの 1 時間に 50.0mm、広野では 10 日 08 時 54 分までの 1 時間に 33.0mm の激しい雨を観測した。 この雨により、中通り南部や浜通り南部で住宅の床下浸水や土砂崩れが発生した他、中通りや浜通りの広い範囲で道路の通行止めや鉄道の運休など交通機関に大きな影響があった。
平成 21 年台風第 18 号と秋雨前線による大雨と強風 (平成 21 年 10 月 7 日～8 日)	この大雨により浜通りを中心に各地で浸水や土砂災害による被害があった。
平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨 (平成 23 年 7 月 27 日～7 月 30 日)	福島県では会津地方を中心に大雨となり、29 日夕方から夜のはじめ頃にかけては局地的に猛烈な雨が降り、只見で総雨量 680mm となるなど「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨」を上回る記録的な大雨となった。
平成 24 年台風第 4 号による気象状況 (平成 24 年 6 月 19 日～20 日)	県内の所々で解析雨量では 1 時間に 50mm を超える非常に激しい雨が降り、総雨量は 200mm を超える大雨となった。浜通りでは、大潮の時期にあたり満潮時の潮位が通常よりも高い状態であったことに加え、台風の通過が満潮と重なったことにより、潮位が更に上昇した。 この大雨や高潮、強風により、土砂の流出、国道や県道の通行止めや床下浸水、道路冠水、建物の屋根が剥がれる等の被害が発生した。
平成 25 年 4 月 6 日～7 日の低気圧による暴風と大雨	この大雨や強風により、浜通りを中心に土砂崩れ、道路冠水、床上・床下浸水、中通りでは屋根が飛ばされるなどの被害が発生した他、航空機の欠航や鉄道の運休、停電が発生した。
平成 25 年台風第 26 号による大雨と暴風 (平成 25 年 10 月 15 日～16 日)	福島県では浜通りと県南部で激しい雨が降るなど、降り始め (15 日 12 時) からの雨量は、多いところで 150 mm を超える大雨となった。

平成26年台風第18号による大雨と暴風 (平成26年10月5日～6日)	福島県では、本州の南海上に停滞していた前線の影響で、5日昼前から雨が降り始め、台風が接近した6日昼前には激しい雨が降り、浜通りを中心に総雨量200mm近い大雨となった。
平成30年1月22日～23日にかけての大雪	福島県では、22日昼過ぎから雪が降り始め、23日にかけて降り続き、中通りと浜通りを中心に大雪となった。 この大雪により、高速道路の通行止め、鉄道の運休、航空便の欠航等交通障害が発生した。

福島地方気象台資料より作成

大雨等により発生する土砂災害については、本町では「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等が27カ所指定されている（資料編：資料4-1-3参照）。

第2 地震・津波災害

1 既往の地震災害と本町周辺における地震発生特性

(1) 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

ア 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

このうち、本町に関わる阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、すでに先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

イ 地震発生履歴

1611年（慶長16年）9月にM6.9の強い地震が会津地方で発生し、会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余戸）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、16km²ほどの山崎湖が出現した。また1659年（万治2年）4月にも、同地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

1821年（文政4年）12月には、大沼郡大石村の狭い範囲に強震（M5.5～6.0）。130戸壊れ、大小破300余、死若干。

いずれも県内陸部で発生した地震である。

(2) 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

ア 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレート沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。ま

た、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

イ 地震発生履歴

(ア) 1677年(延宝5年)11月(磐城地方) $M \approx 8.0$

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

(イ) 1696年(元禄9年)6月(磐城地方) 強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

(ウ) 1793年(寛政5年)2月(陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖) $M = 8.0 \sim 8.4$

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

(エ) 1938年(昭和13年)5月 塩屋崎沖地震 $M = 7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。

(オ) 1938年(昭和13年)11月 福島県東方沖地震 $M = 7.5$

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。

また、同日に $M = 7.3$ 、翌日に $M = 7.4$ の強い余震を観測している。

(カ) 1964年(昭和39年)6月 新潟地震 $M = 7.5$

16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。

(キ) 1978年(昭和53年)6月 宮城県沖地震 $M = 7.4$

12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。

(ク) 2005年(平成17年)8月 宮城県沖の地震 $M = 7.2$

16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。

(ケ) 2011年(平成23年)3月 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) $M_w = 9.0$

11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。(災害の詳細は(4)のとおり)

また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。

(3) 過去の津波被害

本県では、記録に残る以下の津波災害が発生している。

ア 1611年(慶長16年)12月 M=8.1

三陸沿岸及び北海道東岸にかけて大きな地震があり、津波により相馬領で700名が死亡した。

イ 1677年(延宝5年)11月(磐城地方) M=8.0

磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。

ウ 1696年(元禄9年)6月(磐城地方) 強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。

エ 1793年(寛政5年)2月(陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖) M=8.0~8.4

余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。

オ 1938年(昭和13年)11月(福島県東方沖地震) M=7.5

津波による被害は発生しなかったが、小名浜で107cmの津波を観測した。

カ 1960年(昭和35年)5月(チリ地震津波) Mw=9.5

チリ沖で発生した巨大地震に伴い、津波が地震発生から約1日後に日本沿岸に到達した。いわゆる遠地津波であり、県内で死者4名、負傷者2名の人的被害が発生した。

(4) 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(東日本大震災)の発生

3月11日午後2時46分、三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km)を震源としたMw=9.0の巨大地震が発生し、福島県沿岸に巨大津波が到達し、甚大な被害が発生した。

ア 津波警報等の発表状況

3月11日 14時49分 津波警報(大津波)発表 予想高さ3m

15時14分 予想高さの修正 6m

15時30分 予想高さの修正 10m以上

3月12日 20時20分 津波警報(津波)に切り替え

3月13日 7時30分 津波注意報に切り替え

17時58分 津波注意報解除

イ 津波の観測値

相馬 第1波 -1.2m (引き波) 時刻不明

最大波 9.3m以上 15時51分

小名浜 第1波 260cm 15時8分

最大波 333cm 15時39分

ウ 被害

浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。

エ 原子力災害の誘発

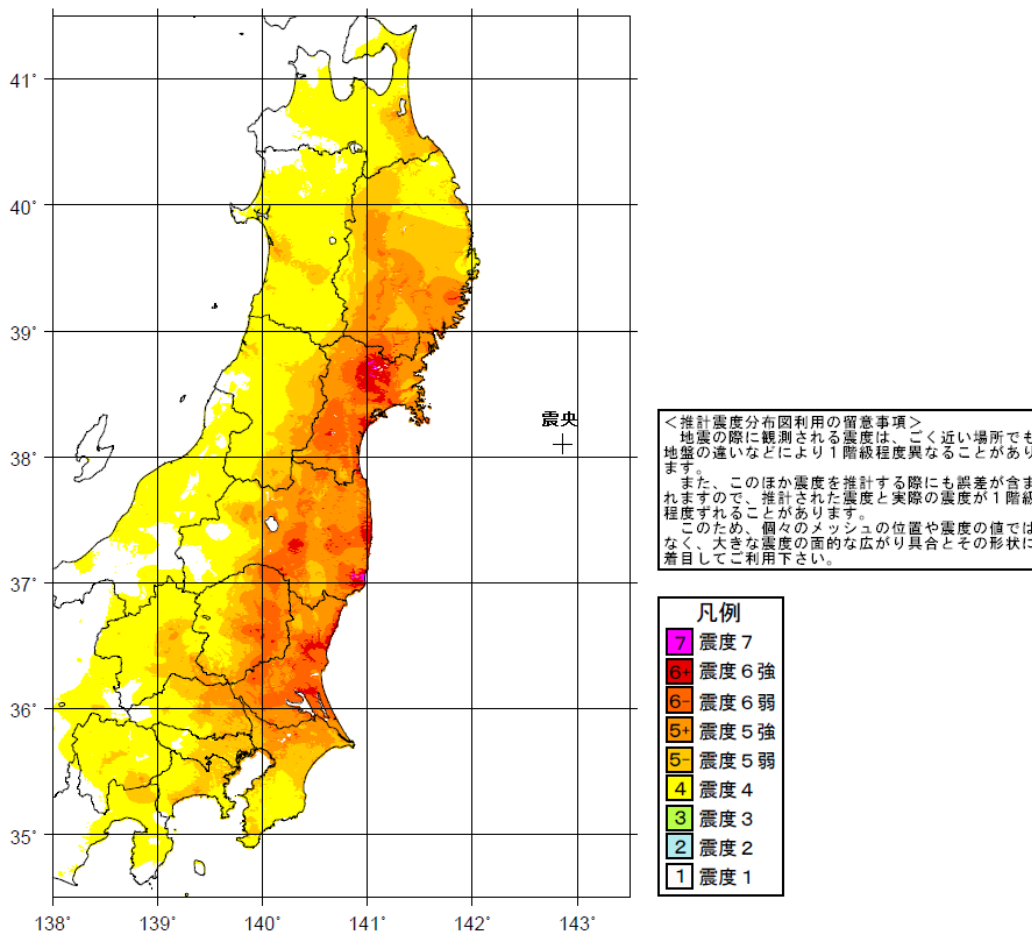
津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏えいする国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

オ 津波浸水面積

国土地理院の調査によれば、津波浸水は最大で内陸4kmまで達し、面積にして約112km²が浸水し、市町の面積に占める浸水面積は、最も高い新地町において約24%に達した。

市町	浸水面積 (km ²)												合計	全体	浸水率 (%)
	田	その他の農地	森林	荒地	建物用地	幹線交通用地	その他の用地	河川地及び湖沼	海浜	海水域	ゴルフ場				
10市町計	59	3	5	1	13	2	10	7	4	8	0.5未満	112	2,456	4.6	
新地町	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	11	46	23.9	
相馬市	13	1	2	0.5未満	2	0.5未満	3	1	1	6	0	29	197	14.7	
南相馬市	28	1	1	0.5未満	3	1	1	2	1	0.5未満	0.5未満	39	398	9.8	
浪江町	3	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0	6	223	2.7	
双葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	3	51	5.39	
大熊町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	2	79	2.5	
富岡町	1	0.5未満	0.5未満	0	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	1	68	1.5	
楡葉町	2	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	3	103	2.9	
広野町	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0	2	59	3.4	
いわき市	2	0.5未満	1	0.5未満	5	0.5未満	3	2	1	1	0.5未満	15	1,231	1.2	

東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図



出典：気象庁ホームページ

広野町における被害の概要

区分		被害数	備考
人的被害	死者	2人	震災関連死 44人
	行方不明者	1人	
住家被害	全壊	113世帯	
	大規模半壊	39世帯	
	半壊	248世帯	
その他の被害	道路	町道 15箇所	被害額 1億2800万円
	下水道	下水処理場 1棟全壊、 町内管路損傷	被害額 8億8900万円
	町営住宅	浜田住宅全壊、 大平住宅・虻木住宅・桜田住宅損傷	被害額 3億430万円
	教育施設	3棟ほか	被害額 1億3200万円
	農地	44ヘクタール	被害額 8億3800万円

(平成30年10月1日現在)

第1編 総則

(5) 東日本大震災以降の主な地震の発生状況

本町における東日本大震災（平成23年3月11日発生）以降の主な地震の発生状況は次のとおりである。

発生年月日	発生時刻	北緯 (度分)	東経 (度分)	深さ (km)	マグニ チュード	震央 地名	最大 震度	広野町 の震度
平成23年3月11日	14:46	38.06	142.51	24	9.0	三陸沖	7	6弱
平成23年3月11日	14:57	37.24	141.07	22	5.2	福島県 沖	4	4
平成23年3月11日	15:12	37.13	141.38	39	6.7	福島県 沖	5弱	4
平成23年3月11日	15:15	36.07	141.15	43	7.6	茨城県 沖	6強	4
平成23年3月11日	16:28	39.01	142.18	17	6.6	岩手県 沖	5強	4
平成23年3月11日	17:31	37.28	141.22	31	5.9	福島県 沖	4	4
平成23年3月11日	17:40	37.25	141.16	30	6.0	福島県 沖	5強	5弱
平成23年3月12日	08:11	37.10	140.58	10	4.6	福島県 浜通り	4	4
平成23年3月12日	22:15	37.11	141.25	40	6.2	福島県 沖	5弱	4
平成23年4月22日	01:11	37.30	141.27	48	5.6	福島県 沖	4	4
平成23年4月23日	00:25	37.10	141.11	21	5.4	福島県 沖	5弱	5弱
平成23年5月14日	08:35	37.19	141.37	41	5.9	福島県 沖	4	4
平成23年6月4日	01:00	36.59	141.12	30	5.5	福島県 沖	5弱	4
平成23年7月8日	03:35	37.05	141.07	55	5.6	福島県 沖	4	4
平成23年7月25日	03:51	37.42	141.37	46	6.3	福島県 沖	5弱	4
平成23年7月31日	03:53	36.54	141.13	57	6.5	福島県 沖	5強	5弱
平成23年8月12日	03:22	36.58	141.09	52	6.1	福島県 沖	5弱	4
平成23年8月19日	14:36	37.38	141.47	51	6.5	福島県 沖	5弱	4
平成23年11月24日	04:24	37.19	141.36	45	6.1	福島県 沖	4	4
平成24年1月12日	12:20	36.58	141.18	33	5.9	福島県 沖	4	4
平成24年1月23日	20:45	37.03	141.11	52	5.1	福島県 沖	5弱	4

平成24年4月1日	23:04	37.04	141.07	53	5.9	福島県沖	5弱	4
平成24年6月28日	14:51	37.10	141.11	63	5.2	福島県沖	4	4
平成24年12月7日	17:18	38.01	143.52	49	7.3	三陸沖	5弱	4
平成24年12月15日	13:27	37.17	141.20	59	5.3	福島県沖	4	4
平成25年9月20日	02:25	37.03	140.42	17	5.9	福島県浜通り	5強	5弱
平成26年6月16日	05:14	37.04	141.09	52	5.8	福島県沖	4	4
平成27年5月15日	12:30	37.03	141.10	51	5.0	福島県沖	4	4
平成27年10月21日	15:04	37.18	141.11	37	5.3	福島県沖	4	4
平成28年11月22日	05:59	37.21	141.36	25	7.4	福島県沖	5弱	5弱
平成29年2月28日	16:49	37.30	141.22	52	5.7	福島県沖	5弱	4
平成29年7月20日	09:11	37.20	141.35	46	5.8	福島県沖	4	4
平成29年10月6日	23:56	37.05	141.09	53	5.9	福島県沖	5弱	4

気象庁ホームページより作成

2 地震被害の想定

(1) 地震・津波被害想定調査の実施

福島県では、平成7年度から3カ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施している。

まず、地質や地盤の状況、海岸現況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進に当たっては、学識経験者から構成される専門委員会を設置し、その指導と助言の下に必要な事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、本地域防災計画の策定に反映されている。

(2) 想定地震の設定

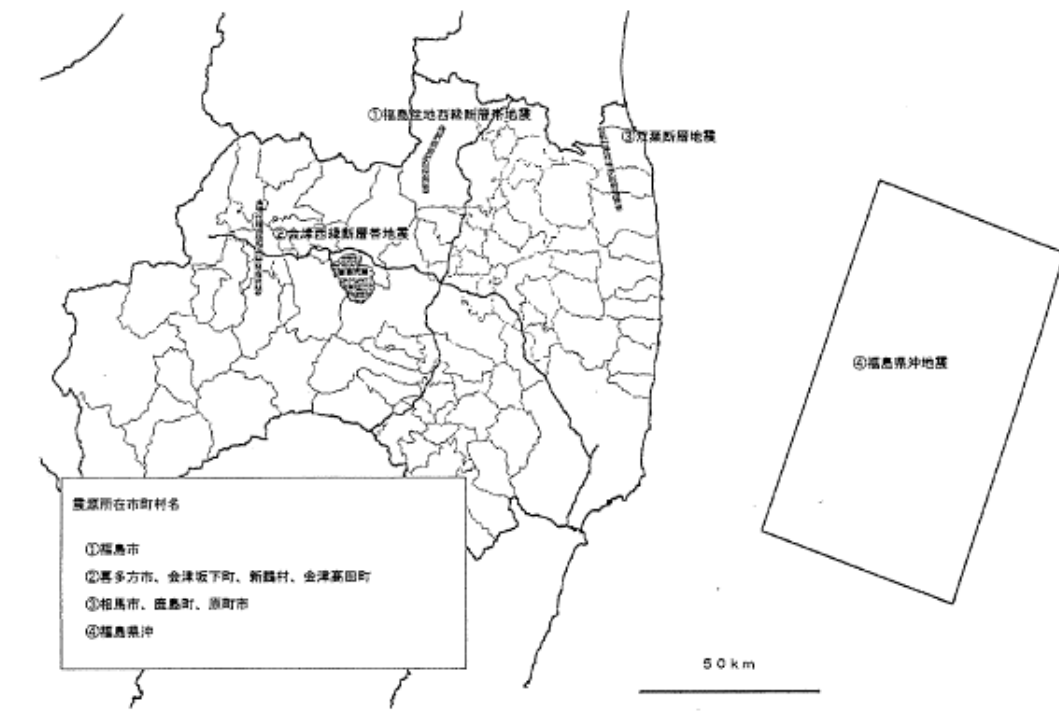
前提となる想定地震は、以下の4種類（内陸部3、海溝部1）としている。

本町においては、それらのうち特に、双葉断層及び福島県沖を震源想定した地震による被害が大きくなるものと予想される。

想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等
内陸部	①福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km
	②会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km
	③双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10 km 長さ 20 km 幅 5 km
海溝部	④福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ 20 km 長さ 60 km 幅 100 km

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、1938年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行った。



(3) 定量被害想定結果の概要

想定地震ごとの定量被害想定結果の概要及び震度分布図を以下に示す。

第2章 広野町の概況と災害要因の変化
第4節 広野町の災害と災害想定

定量被害想定結果の概要

被害想定分野	被害想定結果					
	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震		
想定地震	M7.0, 幅5km、深さ10km	M7.0, 幅5km、深さ10km	M7.0, 幅5km、深さ10km	M7.7, 浅部深さ20km		
地震動 (1kmメッシュ数)	6強： 約290メッシュ 6弱： 約1,160メッシュ 5強： 約1,860メッシュ	6強： 約300メッシュ 6弱： 約2,010メッシュ 5強： 約1,900メッシュ	6強： 約310メッシュ 6弱： 約760メッシュ 5強： 約1,370メッシュ	6強：0 6弱： 約540メッシュ 5強： 約2,090メッシュ		
液状化危険度	極めて高い： 21メッシュ	極めて高い： 139メッシュ	極めて高い： 91メッシュ	極めて高い： 87メッシュ		
斜面崩壊危険度	危険度A： 997メッシュ	危険度A： 1,346メッシュ	危険度A： 586メッシュ	危険度A： 331メッシュ		
津波被害想定	①福島県沖低角断層（地震被害想定福島県沖地震のモデル）【注】 ・おおむね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ②福島県沖高角断層【注】 ・おおむね2～6mの津波高 ・1箇所越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地からの浸水可能性がある。					
建物被害	木造大破棟：11,306棟 非木造倒壊棟：497棟	木造大破棟：11,031棟 非木造倒壊棟：342棟	木造大破棟：7,723棟 非木造倒壊棟：217棟	木造大破棟：4,733棟 非木造倒壊棟：158棟		
火災被害 ※焼失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後30分の場合	出火数：最大99火点 焼失棟数：1,604棟	出火数：最大97火点 焼失棟数：863棟	出火数：最大64火点 焼失棟数：898棟	出火の可能性は低い		
人的被害	死者(夜間)：840人 死者(昼間)：327人 負傷(夜間)：4,324人 負傷(昼間)：4,343人 避難者：51,621人	死者(夜間)：749人 死者(昼間)：278人 負傷(夜間)：4,604人 負傷(昼間)：4,476人 避難者：38,366人	死者(夜間)：553人 死者(昼間)：203人 負傷(夜間)：2,908人 負傷(昼間)：2,948人 避難者：28,599人	死者(夜間)：346人 死者(昼間)：131人 負傷(夜間)：1,632人 負傷(昼間)：1,661人 避難者：35,798人		
ライフラインの被害	上水道	送水管破損箇所数	43箇所	50箇所	62箇所	31箇所
		配水管破損箇所数	約1,400箇所	約1,500箇所	約1,100箇所	約1,300箇所
		支障需要家数(直後)	約120,000件	約84,000件	約80,000件	約100,000件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24箇所	13箇所	20箇所	19箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80箇所	13箇所	81箇所	72箇所
	電力	電柱被害本数(〇は支障対象の本数)	約1,000本(410本)	約2,500本(1,000本)	約3,100本(1,220本)	約3,700本(1,460本)
		架空線被害延長	約24km(約10km)	約58km(約23km)	約71km(約28km)	約85km(約34km)
		地下ケーブル被害延長	約0.21km	約0.43km	約0.28km	約0.57km
		支障需要家数	約9,500件	約7,700件	約7,700件	約12,000件

第1編 総則

ガス	中圧管被害箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	3箇所
	低圧管被害箇所数	約390箇所	約450箇所	約160箇所	約300箇所
電話	電柱被害本数	約1,200本	約3,000本	約3,500本	約4,300本
	架空線被害延長	約54km	約54km	約63km	約77km
	地下ケーブル被害延長	約5.4km	約19.0km	約15.0km	約23.0km
	支障回線数	約9,300回線	約29,000回線	約19,000回線	約34,000回線
道路被害箇所数	緊急輸送道路第1次指定路線:20 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:17	
鉄道被災区間	JR東北本線 伊達～南福島 JR東北本線 松川～杉田 JR磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交差点線 飯坂温泉～平野 福島交差点線 泉～福島	JR只見線 伊達～会津若松 JR磐越西線 山郡～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上泉原	JR常磐線 原ノ町～大野 JR常磐線 夜ノ森～末続 JR常磐線 久ノ浜～勿来 JR常磐線 いわき～小川郷	

【注】福島県沖低角断層と福島県沖高角断層

断層の走向(断層線(地表面と断層面との交線)の方向を真北から時計回りに測定したもの)と垂直な方向での断層面の傾斜は傾斜角と呼ばれ、地表面から測定される。この傾斜角が小さい場合、すなわち水平に近い場合を低角といい、傾斜角が大きい場合を高角という。福島県沖低角断層は、この傾斜角が小さいものであり、プレート境界付近で発生するプレートのずれ、沈み込み等により生ずるものである。一方、福島県沖高角断層は、傾斜角の大きなものであり、海のプレートの中で生ずるものである。

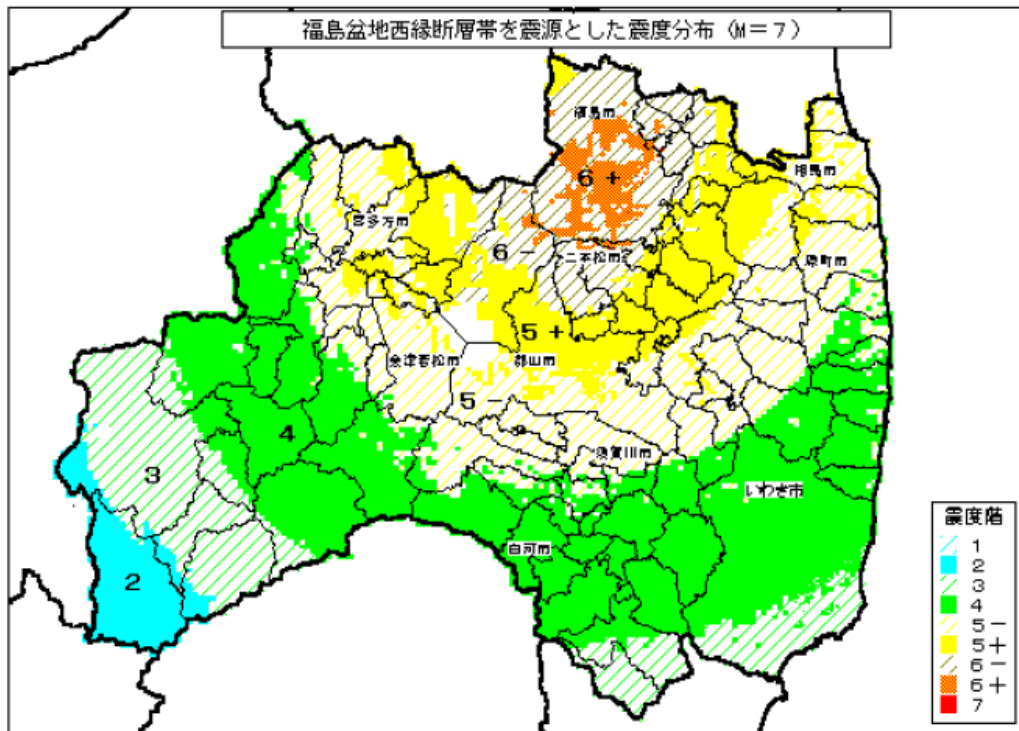
(4) 想定地震別の地震被害発生の特性

「(2) 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される。

ア 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした長径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。

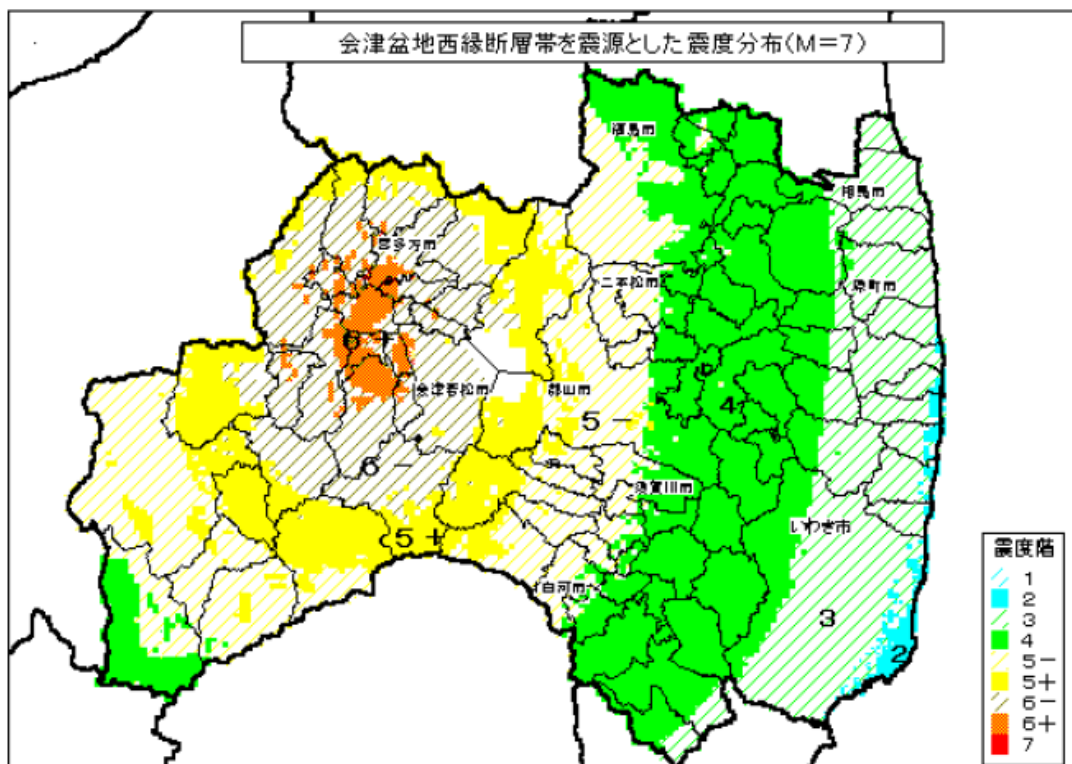
この地震による広野町の震度は震度4と想定されている。



イ 会津盆地西縁断層帯地震

会津盆地西縁断層帯地震では、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されている。

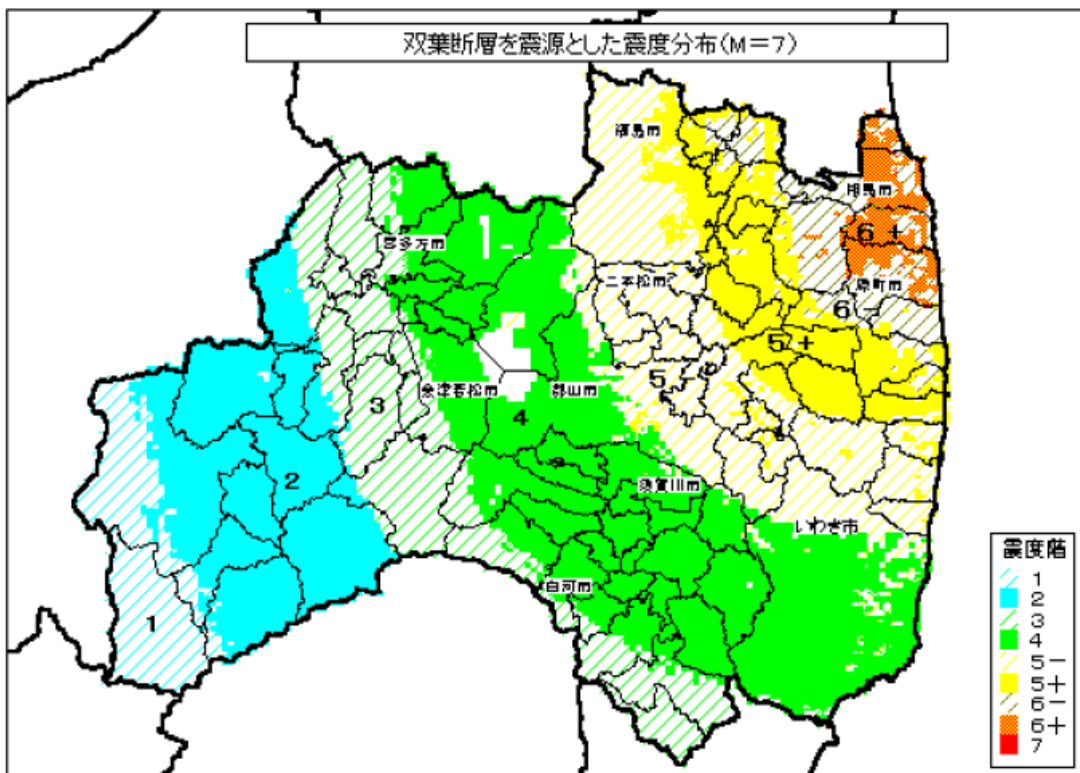
この地震による本町の震度は震度2～震度3と想定されている。



ウ 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度6強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で550名を超え、建物の大破・倒壊棟数はおおむね8,000棟にも及ぶものと想定される。本町における最大震度は5弱と想定される。

浜通り地方中部の大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により全号機の運転が停止された。福島第一原子力発電所1～4号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力(株)と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所1～4号機では冷温停止が維持されている。しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。



エ 福島県沖地震

福島県沖では、過去に100～200年程度の周期でマグニチュード7前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

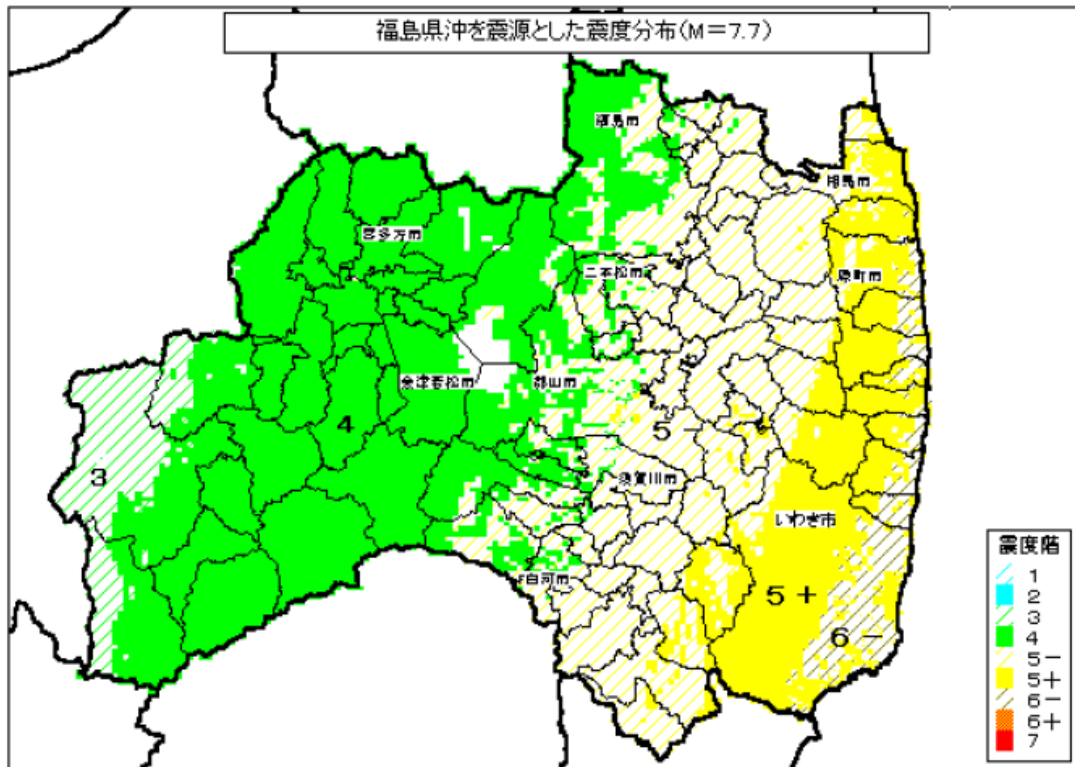
福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度6弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で350名近くにも及ぶ死者と1,600名を上回る負傷者を始め、5,000棟にも及び建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の3つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。本町における最大震度は6弱と想定される。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後20～40分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大6.1mにも及ぶ津波水位が想定されているが、おおむね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、本町及びいわき市に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏えいした場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所においては、東日本大震災と同程度の津波高さに対応する仮設防波堤を設置しており、これを越える津波により仮に設備に被害が生じた場合に備えて予備設備等も準備されている。しかし、仮に津波等によって予備設備等を含めて全ての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。



3 津波被害の想定

県は、平成18年度から平成19年度にかけて、県内の市町が作成する津波ハザードマップや津波避難計画の作成支援を目的として、津波想定調査を実施し、津波想定区域図を作成するとともに、津波による被害想定を実施した。

津波シミュレーションでは、国の中央防災会議が防災対策の検討対象として選定した「宮城県沖の地震津波」と「明治三陸タイプの地震津波」のほか、福島県に震源が最も近い「福島県沖高角断層地震津波」の3つの津波を想定し、それぞれの津波ごとに影響開始時間や第一波ピークの津波到達時間、最大遡上高等を予測した。なお、新たな被害想定の実施については、被災市町の復興状況を踏まえ検討するものとしている。

本町においては、太平洋沿岸部一帯に津波が予想され、特に火力発電所、下浅見川地区及び折木地区等の宅地、農地などへの被害が予想されている。3つのタイプの地震のうち、特に明治三陸タイプ地震津波による被害が大きくなるものと予想される。



津波による本町への被害想定《人的被害》

(単位：人)

死者数		
宮城県沖の地震津波 (避難率 68%)	夏期昼間	1 (0)
	冬期夜間	0
明治三陸タイプ地震津波 (避難率 49%)	夏期昼間	17 (0)
	冬期夜間	4
福島県沖高角断層地震津波 (避難率 49%)	夏期昼間	1 (0)
	冬期夜間	0
重傷者数		
宮城県沖の地震津波	夏期昼間	0 (0)
	冬期夜間	0
明治三陸タイプ地震津波	夏期昼間	5 (0)
	冬期夜間	5
福島県沖高角断層地震津波	夏期昼間	0 (0)
	冬期夜間	0
中等傷者数		
宮城県沖の地震津波	夏期昼間	1 (0)
	冬期夜間	1
明治三陸タイプ地震津波	夏期昼間	12 (0)
	冬期夜間	13
福島県沖高角断層地震津波	夏期昼間	1 (0)
	冬期夜間	1

注：() 内は海水浴客

津波による本町への被害想定《建物被害》 (単位：棟)

町の建物棟数		4,031
宮城県沖の地震津波	全壊	4
	半壊	11
	床上浸水	15
	床下浸水	5
明治三陸タイプ地震津波	全壊	73
	半壊	79
	床上浸水	105
	床下浸水	87
福島県沖高角断層地震津波	全壊	4
	半壊	13
	床上浸水	9
	床下浸水	9

津波による本町への被害想定《交通支障》

道路被害		
宮城県沖の地震津波	被害延長 (km)	4.1
	被害区間数	10.0
明治三陸タイプ地震津波	被害延長 (km)	11.0
	被害区間数	40.0
福島県沖高角断層地震津波	被害延長 (km)	4.1
	被害区間数	10.0
鉄道被害		
宮城県沖の地震津波	—	
明治三陸タイプ地震津波	夜ノ森～富岡～竜田 木戸～広野～末続～久ノ浜～四倉	
福島県沖高角断層地震津波	—	

4 想定調査成果及び過去の経験の活用

(1) 地震災害及び津波災害対策の検討

町は、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害及び津波災害対策の検討、町地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

(2) 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も、東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、町、県及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

(3) 住民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本町の地震・津波被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第3章 調査研究推進体制の充実

第1節 町における調査研究体制の充実

町は、風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に則して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を促進することとする。

また、震災に関して県で実施した被害想定は、圏内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した災害地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体として、県による被害想定調査を基にしつつ、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況など地域の特性に着目した検討を行い、防災アセスメントや具体的な被害軽減施策・対策活動等に結びつけるよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末豪雨災害では、行政による応急活動の時間的及び量的限界が明らかになり、住民による“自主防災力”の重要性が確認された。

自主防災力向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日ごろから近所付き合いを大切にし、ひとり暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことが大切である。

そのため、町が「自主防災組織」の形成促進に努めるとともに、自主防災組織は、防災マップの作成や自らの災害対応の能力を高めるための訓練・研修へ参加するなど、災害対応を住民自らの問題として捉えた行動の普及促進に努める。

一方で、東日本大震災においては、津波に対して「いち早く逃げる」ことの重要性が浮き彫りとなった。限られた時間の中で全ての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難の在り方について十分に議論し、理解を深める必要がある。

第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

第1町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

第2県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第4 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく自ら災害派遣を実施する。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるようその

業務に協力する。

第6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第7 住民の役割

「自分のことは自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚を持ち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携して消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

第1町

- 1 広野町防災会議及び広野町災害対策本部に関する事務
- 2 防災組織の整備及び育成指導
- 3 防災知識の普及及び教育
- 4 防災訓練の実施
- 5 防災施設の整備
- 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- 7 消防活動その他の応急措置
- 8 避難対策
- 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 10 被災者に対する救助及び救護の実施
- 11 保健衛生
- 12 文教対策
- 13 被災施設の復旧
- 14 その他の災害応急対策
- 15 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

第2 双葉地方広域市町村圏組合消防本部・広野町消防団

- 1 災害の警戒に関すること
- 2 災害の防御に関すること
- 3 救急に関すること
- 4 救助に関すること
- 5 災害情報の収集に関すること
- 6 防災思想の普及に関すること
- 7 災害応急対策に関すること

第3 県及び県の機関

1 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

2 相双地方振興局

- (1) 災害時における広野町が処理する事務又は業務の支援若しくはあっせん等に関するすること
- (2) 災害時における情報の収集及び伝達に関すること
- (3) 災害時において県機関が実施する応急対策に必要な総合調整に関すること
- (4) 災害時における物資調達及び応急給水対策の支援に関すること

3 相双建設事務所富岡土木事務所

- (1) 災害時における県所管の道路、橋りょう等の応急対策に関すること
- (2) 県所管の道路、橋りょうの被害調査及び災害復旧に関すること
- (3) 県所管の河川及び砂防の被害調査並びに災害復旧に関すること

4 双葉警察署

- (1) 災害時における被災者の救出及び避難、誘導に関すること
- (2) 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること
- (3) 行方不明者や遺体の捜索及び検視に関すること
- (4) 災害時における交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること
- (5) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること

5 相双保健福祉事務所

- (1) 災害時における防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関すること
- (2) 災害時における医療及び助産等の救護に関すること
- (3) 心身障がい者（児）世帯、児童、母子世帯、高齢者（世帯）等の援護対策に関する

こと

6 相双農林事務所

- (1) 物資の調達（主要食糧に限る。）に関すること
- (2) 県所管の農林業関係施設の被害調査並びに災害復旧に関すること
- (3) 民有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること

第4 指定地方行政機関

1 東北財務局（福島財務事務所）

- (1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること
- (2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
- (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること

2 東北農政局（福島県拠点）

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
- (5) 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
- (7) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

3 関東森林管理局（磐城森林管理署）

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給

4 東北地方整備局（磐城国道事務所）

- (1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
- (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- (3) 洪水予警報等の発表及び伝達
- (4) 水防活動の支援
- (5) 災害時における通行規制及び輸送の確保
- (6) 被災直轄公共土木施設の復旧
- (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

5 東北運輸局（福島運輸支局）

第1編 総則

- (1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達
- (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援

6 陸上自衛隊福島駐屯地

- (1) 町、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
- (2) 災害救助のための物品貸付及び譲与

7 第二管区海上保安本部（福島海上保安部）

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 災害時における管内防災関係機関との連携
- (3) 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保
- (4) 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策
- (5) 防災に関する啓発活動、訓練

8 仙台管区気象台（福島地方気象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災発表の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

9 東北地方環境事務所

- (1) 環境モニタリングの実施・支援
- (2) 環境関連公共施設の整備及び維持管理
- (3) 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示
- (4) 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整
- (5) 愛玩動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援

第5 指定公共機関

1 日本赤十字社

- (1) 医療、助産等救護の実施
- (2) 義援金の募集
- (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

2 通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

- (1) 電気通信施設の整備及び防災管理
 - (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - (3) 被災電気通信施設の復旧
- 3 運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）
災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- 4 東北電力(株)相双電力センター
- (1) 電力供給施設の整備及び防災管理
 - (2) 災害時における電力供給の確保
 - (3) 被災電力施設の復旧
- 5 日本放送協会
- (1) 気象・災害情報等の放送
 - (2) 県民に対する防災知識の普及
- 6 東日本高速道路(株)（東北支社いわき管理事務所）
- (1) 道路の耐災整備
 - (2) 災害時の応急復旧
 - (3) 道路の災害復旧
- 7 東日本旅客鉄道(株)（広野駅）
- (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - (3) 災害時における応急輸送対策
 - (4) 被災鉄道施設の復旧

第6 指定地方公共機関

- 1 (株)J E R A 広野火力発電所
 - (1) 石油コンビナート等の施設保全及び復旧に関すること
 - (2) 火力発電の防災管理に関すること
- 2 東京電力ホールディングス(株)福島第二原子力発電所
 - (1) 原子力施設の防災管理
 - (2) 放射能災害対策の実施
- 3 日本郵便(株)広野郵便局
 - (1) 災害時における郵便事業運営の確保

(2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

4 バス機関（新常磐交通(株)）

- (1) 被災地の人員輸送の確保
- (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

5 新聞社（(株)福島民報社双葉南支局、福島民友新聞(株)ふたば支局）

災害状況及び災害対策に関する報道

6 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）

- (1) 気象（津波）予報、警報等の放送
- (2) 災害状況及び災害対策に関する放送
- (3) 放送施設の保安
- (4) 県民に対する防災知識の普及

7 (一社)双葉郡医師会、(一社)双葉郡歯科医師会、(一社)双葉郡薬剤師会、(公社)福島県看護協会相双支部、(公社)福島県放射線技師会

- (1) 医療助産等救護活動の実施
- (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) 防疫その他保健衛生活動の協力

8 (一社)福島県LPガス協会いわき支部

災害時におけるLPガスの安全対策の実施

9 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受け入れ
- (2) 生活福祉資金の貸付

10 (一社)福島県警備業協会

災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 社会福祉法人広野町社会福祉協議会

- (1) 町が行う避難及び応急対策への協力
- (2) 被災者の保護及び救援物資の支給
- (3) 災害時のボランティアの受け入れ
- (4) 生活福祉資金の貸付

2 福島さくら農業協同組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 農作物災害応急対策の指導
- (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- (4) 被災組合員に対する融資のあっせん

3 双葉地方森林組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 被災組合員に対する融資のあっせん

4 広野町建設業組合

- (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

5 広野町商工会

- (1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

6 双葉地方水道企業団

- (1) 水道施設の点検整備に関すること
- (2) 災害時における水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること
- (3) 災害時における給水対策に関すること

7 あぶくま信用金庫広野支店

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

8 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における受け入れ者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の受け入れ及び保護
- (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産

9 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- (1) 安全管理の徹底
- (2) 防護施設の整備
- (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立

10 LPガス関係（LPガス販売業者）

- (1) 安全管理の徹底
- (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第3節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第2編 一般災害対策編



第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第1 本町の防災組織

災害の発生のおそれのある時、又は発生した時に迅速な対応が取れるよう、町及び関係機関の体制を整備しておくとともに、関係職員に周知しておく。

1 広野町防災会議

「広野町防災会議」は、広野町長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づく広野町防災会議条例第3条に規定する機関の長又はその指名する職員を委員として組織するもので、下記に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町地域防災計画を作成し、その実施推進を行うこと。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2 広野町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置する。その所掌事務及び組織は、以下のとおりとする。

(1) 所掌事務

町地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

- ア 町の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- イ 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

(2) 組織

- ア 町災害対策本部の長は、町災害対策本部長とし、町長をもって充てる。
- イ 町災害対策本部に、町災害対策副本部長、町災害対策本部員その他の職員を置き、町の職員又は町の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、町長が任命する。

3 水防管理団体

水防法第3条の規定に基づき設置し、町における河川・海岸の洪水又は高潮による水害を警戒し、防御する。

第2 自主防災組織

1 根拠及び目的

町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき設置する自主防災組織について、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため、その設置促進と育成に努める。

また、これら自主防災組織に対して災害に関する情報を提供するとともに、住民の防災に関する意識の高揚並びに、防災活動の指導とリーダーの養成に努める。

2 組織編成等

自主防災組織の組織編成、活動内容等に関しては、各地域の実態を踏まえ、それぞれの規約で自主的に決定されるものである。町は、その活性化と実効性の確保を図る。

なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第14節 自主防災組織の整備」のとおりである。

第3 応援協力体制

1 市町村間の相互応援

町は、町の地域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

なお、すでに締結済みの応援協定については、資料編：資料2-1に示すとおりである。

2 消防の相互応援

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。また、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

なお、すでに締結済みの消防相互応援協定については、資料編：資料 2-1-5 に示すとおりである。

3 受援体制の整備

町は、大規模な災害により、協定等に基づき応援職員の派遣を受けたり、災害応急業務などを行わせたりする場合に備え、派遣される応援部隊の集結場所、宿舎や食料等の準備、又は協定先からの要請に対応する場合に派遣する応援部隊の人員、組織体制、資機材、輸送手段、手続き等について十分に検討を行うとともに、派遣される職員がスムーズに災害対応業務を行うことができるよう、執務環境、地図、各種災害応急対策マニュアル等を準備するなど、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

4 民間企業等との協力計画

町は、町内に存し、又は町の所掌事務に関連する公共的団体、防災組織、民間企業・団体に対して、災害時における応急対策等について積極的な協力を得られるようにするため体制の整備に努める。

なお、すでに締結済みの民間企業等との協定については、資料編：資料 2-3 に示すとおりである。

第4 自衛隊との連携体制

町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県を通じた及び町から直接の派遣要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

第5 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設、石油コンビナート等の施設の管理者は、消防法、石油コンビナート等災害防止法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自主防災組織等の整備充実を図る。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

1 町における業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、以下のような点を定めた業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎使用不可時の代替庁舎
- (3) 電源、燃料、水・食料、各種資機材等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

また、業務継続体制の整備を通じて、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

2 その他の防災関係機関における業務継続性の確保

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、上記1に記載した町の対応に準じた業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

第1 防災行政無線の整備

災害発生時に住民、地域防災関係機関及び生活関連公的機関等との間で、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、防災行政無線の適正な運用と充実を図る。

町は、平成27年度にデジタル式防災行政無線を導入しており、また停電時の電源確保のため非常用電源設備を整備している。

町は、平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、希望する世帯・事業所に対し、戸別受信機の無償貸与を行っている。引き続き、無償貸与による戸別受信機の普及を促進するとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

防災行政無線

親局		子局		中継局	
周波数	出力	屋外受信	戸別受信	周波数	出力
63.050 MHz	0.01W	33台 (内5局に アンサーバック 機能付)	1,400台	59.165 MHz	4.98W

第2 福島県総合情報通信ネットワークの活用

福島県総合情報通信ネットワークは、市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。同ネットワークを通じ、下記のとおり「防災事務連絡システム」「防災情報提供システム」の情報が町へ提供される。

町は、地域における災害発生時の通信をより確実にするため、また災害対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するため、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努め、活用を図ることとする。

1 防災事務連絡システム

福島地方気象台から県に対して提供された気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが町に配信される。また、インターネットを介さずに県機関と町との間でメール送受信等が可能である。

2 防災情報提供システム

福島地方気象台から県に対して提供された下記の気象、地象及び水象情報が、町に伝達又は提供される。

- (1) 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- (2) 気象、高潮及び波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 気象情報
- (5) 台風情報
- (6) 天気予報
- (7) ナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- (8) アメダス
- (9) 大津波警報
- (10) 津波警報
- (11) 津波注意報
- (12) 地震に関する情報
- (13) 噴火警報等

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

町は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

2 災害時優先電話等の活用

町は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

3 その他通信連絡網の整備・活用

町は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット等の活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多

様な通信連絡網の整備充実に努める。

町は、消防庁が運用する J - A L E R T（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムを構築していることから、さらにデジタル放送や携帯端末等を活用し、防災情報の提供を検討する。

加えて、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

なお、町は、管理するコンピュータシステムのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組みを促進する。

第4 保守点検の実施

町は、防災行政無線、非常用電源設備、その他の通信設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

第5 住民への連絡体制の整備及び周知

町は、災害時における住民への情報伝達手段を確保するため、緊急速報メールや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用するほか、町独自の防災アプリの導入、状況に応じた自転車・バイク隊の編成などを検討し、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、緊急広報文例集の作成、広報紙の早期発行・配布体制の確立等を通じて、災害時における住民の情報ニーズに対応できるよう備えるものとする。

また、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制の整備

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

なお、町内の整備についての状況は次のとおりである。

〔雨量観測所〕

「水防活動に必要とする観測所」

整備機関 気象庁
 観測所名 広野地域気象観測所
 現在地 広野町大字下北迫字大谷地原 63-1 地内
 雨量計の別 テレメーター
 観測員名 福島地方気象台

〔水位観測所〕

整備機関 福島県
 観測所名 浅見水位観測所
 設置箇所 浅見川下流右岸

〔波高及び潮位観測所〕

なし

〔休日及び勤務時間外の気象通報連絡体制〕

休日及び勤務時間外の気象通報連絡表

平成31年4月1日現在

通報先		
課名	順位	職名
環境防災課	1	課長補佐
	2	担当者
	3	係長
	4	課長

第4節 水害・土砂災害予防対策

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

水害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な対策（事業）に関する計画とする。

1 河川対策

(1) 現況

本町は河川につき、北迫川のほか浅見川、折木川を有し、その総延長は 29.3km となっており、大雨時については洪水の危険性を有している。

これらの実情を踏まえ改修工事の促進はもとより、予防対策として河川、排水路のしゅんせつを実施するなど、予防事業及び施設整備を行うものとする。

なお、本町には、水防法第 14 条により洪水浸水想定区域として指定されている区域、及び重要水防区域として指定されている区域はない。

(2) 洪水予防体制の強化（整備）

ア 水防施設、資材の整備

町は、災害時の水防に万全を期すため、町水防計画に定める水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとする。

イ 気象情報等の収集、伝達

県と連絡を密にし、河川流域の降水量等気象情報の収集、伝達に努めるほか、本町においても気象用観測施設の整備推進を図る。

ウ 危険区域の巡視

災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を、水防団、消防団その他関係団体及び一般住民の協力の下に巡視し、警戒に当たるものとする。

エ その他の水害予防

その他の水害予防については、広野町水防計画の定めるところによる。

2 農業用ため池、用水路対策

(1) 現況

本町における農業用ため池、用水路の現況は、次表のとおりである。なお、本町内には、防災重点ため池に指定されているため池はない。

番号	ため池名	大字	字	地番	水系名 支川名	築造年 改修年	事業 主体	管理者
1	後作	上北迫	後作	—	—	S61	町	杉内川水利組合
2	二本櫛（下）	〃	二本櫛	69 107	〃	S60	〃	〃
3	二本櫛（上）	〃		〃	〃	S62	〃	〃
4	本沢	夕筋	本沢	213	本沢川	S61	〃	夕筋水利組合
5	西の沢	折木	西の沢	91	—	S52	県	亀ヶ崎水利組合
6	亀ヶ崎第2	〃	下原	108-6 110-66 110-131	〃	H4	町	〃
7	灰作	〃	灰作	302	灰作川	S60	町	灰作水利組合
8	二ツ沼（上）	下北迫	二ツ沼	98-001	—	—	〃	二ツ沼水利組合
9	二ツ沼（下）	〃	〃	〃	—	—	〃	〃
10	苗代替第3	〃	岩作	146	—	—	〃	鯨岡十良
11	岩作	〃	〃	201	—	—	〃	岩作水利組合
12	苗代替第1		〃	145	—	—	〃	鯨岡十良
13	折返	〃	〃	86	—	—	〃	折返水利組合
14	東原	〃	〃	169-6	—	—	〃	猪狩新一郎 松本一彦
15	関の上	折木	〃	253	—	—	〃	灰作水利組合

(2) ため池による被害の予防対策

町は、ため池による被害の予防のため、県の助成指導を受け、排水路等の改修又は新設などに努めるものとする。

(3) ため池ハザードマップの作成促進

町は、県の推進する「ふくしま水土里の防災力アップ運動」などを活用し、県の協力を得て、ため池ハザードマップの作成促進に努めるものとする。

3 高潮・侵食対策

(1) 現況

本町の海岸線は総延長7kmに及んでいる。このうち檜葉町・広野町行政界～折木地区海岸南端の5.5kmについては、海岸法第3条に基づき福島県知事が定める海岸保全基本計画において「海岸施設を整備しようとする区域」のひとつとして施設整備計画が示され、堤防・消波堤等の海岸保全施設が設置されていたが、東日本大震災によりほぼ全域の施設が被災したため、復旧工事等が実施された。

当該海岸は、台風が接近した際には高潮災害の危険にさらされることになり、海岸保全事業の推進は防災上重要な課題である。このため、海岸地帯の集落等を防護できるよう、海岸保全事業の積極的推進を図るものとする。

なお、本町には、水防法第14条の3により高潮浸水想定区域として指定されている区域はない。

(2) 施設の現状及び高潮、津波災害予防対策（事業）計画の内容

ア 施設の現状

本町の海岸堤防等の整備状況は、次のとおりである。

堤防施設の状況

地区名	延長 (m)	堤高 (m)	幅員 (m)	所管
北釜地区	76	8.7	3.0	相双建設事務所
下浅見川地区	785	5.5/6.2	3.0	相双農林事務所
折木地区	29	6.2	3.0	相双農林事務所
折木地区	193	8.7	3.0	相双建設事務所
折木浜地区	205	8.7	3.0	相双建設事務所
夕筋北前地区	156	6.2	3.0	相双建設事務所
夕筋永沢地区	69	6.2	3.0	相双建設事務所

相双建設事務所「海岸保全区域台帳」より
相双農林事務所「海岸保全施設整備台帳」より

イ 災害予防対策事業

災害予防対策については、関係機関と協議のうえ、逐次事業に取り組むものとする。

(3) 高潮災害予防体制の強化（整備）

ア 海面観測（潮位観測）体制の確立とパトロールの強化

高潮注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民への広報、避難誘導の措置が適切に講ぜられるよう、県と協議を進めながら海面監視体制の強化を図るものとする。

イ 防災施設の未整備地区への措置

防潮堤等、海岸保全事業、漁業施設の整備を促進するとともに、予警報発表時における水防団、消防団等のパトロールの重点地区として指定するなど、水防活動により災害拡大の防止に努めるものとする。

4 下水道対策

(1) 現況

本町における下水道普及率は100%となっている。

なお、本町には、水防法第14条の2により雨水出水浸水想定区域として指定されている区域はない。

(2) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

また、同区域内における要配慮者利用施設については、水防法第15条により、施設の名称及び所在地を地域防災計画に定めること。第15条の3では、その定められた要

配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成することとなっている。

当該施設の利用者の内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

第2 土砂災害予防対策

地すべり、山崩れ等による災害の未然防止と被害の軽減を図るために必要な対策（事業）に関する計画とする。

なお、被災した土砂災害対策施設を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管するよう努めるとともに、町は、県と連携し、広く町民に土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るため、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）において、周知啓発に係る広報活動を行うものとする。

1 土砂災害が発生するおそれがある箇所

本町において、土砂災害が発生するおそれがある主な箇所は次のとおりである。その詳細は資料編：資料 4-1 に示すとおりである。

- (1) 土石流危険渓流：14 箇所
- (2) 地すべり危険箇所：0 箇所
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所：20 箇所
- (4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域：27 箇所
- (5) 道路の落石等のおそれのある箇所：0 箇所
- (6) 崩壊土砂流出危険地区：国有林内 2 箇所、民有林内 15 箇所
- (7) 山腹崩壊危険地区：民有林内 18 箇所

2 土砂災害予防体制の強化（整備）

(1) 危険箇所の実態調査及びパトロールの強化

町は、土砂災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握するものとし、特に県の調査により土砂災害が発生するおそれがある主な箇所として指定されている区域については、重点的に観察・警戒指導を行うものとする。

また、大雨、長雨等が予測される場合には、県からの（福島地方气象台発表の）気象通報に十分留意するとともに、県相双建設事務所富岡土木事務所及び県相双農林事務所富岡林業指導所等関係機関と協力して危険箇所を随時パトロールするものとする。

(2) 雨量観測体制の整備等による警戒体制の確立

町は、危険区域の住民等に対して、災害時に早期に適切な措置がとれるよう、県・関

係機関の協力の下、雨量観測体制の整備を推進し、警戒体制の確立に努めるものとする。

(3) 土砂災害危険箇所等に関する地域住民等への防災措置の指導

町は、広報紙への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により、土砂災害危険箇所（上記1のうち、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所をいう。）及び山地災害危険地区（同じく、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）や、避難場所の位置、とるべき避難行動等について、住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。また、関係機関の協力を求めながら必要に応じて土地所有者、管理者、借地権者等に対し防災措置について積極的に指導するものとする。

(4) 土砂災害警戒区域等における対策

ア 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等として指定された区域について、土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設は、資料編：資料4-2のとおりである。

当該施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第8条の2に基づき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。町は、これを支援するとともに、当該施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法を確立し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を整備・配布する。

3 道路落石等防止対策

町は、交通の安全確保と住民生活の安定を図るため、定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

4 治山対策

町は、県と連携し、土砂災害等による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防

対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、治山事業を柱として計画的に実施する。

5 森林整備対策

森林の持つ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されていることから、町は、県、森林組合、森林所有者と一体となって、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、森林整備を推進する。

6 宅地防災計画

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、町は、国及び県と一体となって、危険区域（県建築基準条例により建築を制限している区域、若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」）に存在する既存の不適合住宅の移転について指導し、移転を実施する者には補助金を交付する。

7 福島県総合土砂災害対策推進連絡会

町は、総合的な土砂災害対策の円滑な推進を図るため、県が開催する「福島県総合土砂災害対策推進連絡会」において、関係機関における土砂災害の予防に関する事項について連絡調整を図るものとする。

第5節 火災予防計画

強風下等における火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、町が実施する火災予防体制の整備等について定める。

なお、林野火災については、「第4編 事故対策編 第7章 林野火災対策計画」に定める。

第1 消防力の強化

本町における消防設備・機器など消防力の現況、及び消防団員の現有勢力については、資料編：資料5のとおりである。

町は、「消防力の整備指針」による目標達成に向け、消防施設・設備の整備にあたり年次計画を立て、各種補助事業等の活用により充実強化を図ることとする。

また、「消防水利の基準」を達成するため、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保により、消防水利の適正な配置に努める。

1 消防施設等の整備

町は、「消防計画」の定めるところに従い、消防力の基準を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備をいっそう推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つこととする。

2 消防団の育成・強化

近年、消防団員数が条例定数を大きく下回り、また平均年齢も年々上昇している。このため町は、広報活動等により若年層の消防団加入促進に努めるとともに、消防団OBや町内事業所従業員などで構成する機能別団員制度の導入を検討する。

また、消防訓練や救助訓練の実施、救助講習会への派遣等により、地域防災の中核を担う消防団員の知識・技能の向上を図る。

3 自主防災組織における消防施設等の整備

町は、関連事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材、救助用資機材及び施設等の整備に努める。

4 防火管理者による消防施設等の整備

消防法第8条に定める防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行うものとする。

第2 救助体制の整備

消防本部は、救助工作車や救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第3 広域応援体制の整備

このことについては、「本章第1節第3」を参照するものとする。

第4 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

町及び消防本部は、住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を通じ、火災予防思想の普及啓発に努める。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災の発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及、建築物の内装材料等の不燃化の指導等により、住宅防火対策を推進する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 予防査察指導の強化

消防本部は、年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に飲食店、スーパー等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

4 防火対象物に対する指導

町及び消防本部は、不特定多数の者が利用する防火対象物には防火管理者を必ず選任させるとともに、当該管理者に消防計画を作成させ、その計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備並びに火気の使用及び取扱いに関する指導を行う。

5 消防用設備の適正な維持管理指導

- (1) 町及び消防本部は、要配慮者利用施設に対し、スプリンクラー設備等の消防設備の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。
- (2) 町及び消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制を確立・強化するとともに、消防用設備を適正に維持管理する。

6 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第5 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、消火器、消火バケツ等の消火用器材の整備と取扱いの指導に努めるとともに、住宅用火災報知器、ガス漏れ警報器等の設置についても指導するなど、火災発生防止対策及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防本部、市町村等に通報する体制を確立するとともに、消火訓練等を通じて可搬式小型動力ポンプ等消防資機材等の使用方法を習得しておく。

3 消火訓練の実施

消防本部は、防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じて初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

4 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第6 火災拡大要因除去計画

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を促進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。また、公共建築物以外の建築物については、広報等により、不燃化及び耐火建築物化の推進を啓発指導する。

3 薬品類取扱施設対策

消防本部は、教育施設、研究施設、薬局等など、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有する薬品類を取り扱う施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 都市建築物及び文化財災害予防対策

本町の市街地形成の推移をみると、鉄筋コンクリート造その他の耐火建築物は年々増加しているが、依然として木造建築物が多い。

一般災害及び地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、建築物の防災化の利点と効果を一般に広報周知するとともに、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性及び耐震性の強化等を促進する。

また、文化財を保護するために、県・町教育委員会、消防本部及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 公営住宅の防火措置の推進

町は、公営住宅等の公的住宅については、積極的にその防火措置を推進し、防災強化を図るとともに、周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した公的住宅の整備を推進するものとする。

2 民間住宅の防火措置促進

特に市街地においては、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度の活用により、住宅の防火措置を進めるよう指導するほか、防災面での行政指導等により民間住宅の防火措置を積極的に図るものとする。

3 不特定多数の人が利用する建築物の耐震化及び改善指導

町は、県に対し、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導するよう依頼する。

また、不特定多数の人が利用する建築物は災害時に一定の機能を果たしかつ人命を守る基礎となることから、施設管理者は一般建築物の耐震化に努める一方、消防本部及び電気・ガス等保安団体は防災対策等を指導するものとする。

4 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定により、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

文化財に関する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町の防火・防災の意識の高揚を図る。

2 防火施設等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置場所にも十分配慮して、火災報知設備、非常警報設備、貯水槽、消火栓、防火壁、消火用水、避雷設備等の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防本部は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

県、町教育委員会、消防本部、文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動への円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

東北電力（株）は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

東北電力（株）は、風害・水害・雷害などに対する送電設備・変電設備・配電設備の災害予防を推進するとともに、電気工作物の点検等を行い、電力の安定供給に努める。

また、災害対策用資機材を確保するとともに、その輸送体制を確立する。さらに、防災訓練等の実施を通じ、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

第2 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

（一社）福島県LPガス協会いわき支部及びLPガス販売事業者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

（一社）福島県LPガス協会いわき支部及びLPガス販売事業者は、台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、以下の対応を段階的に推進していくものとする。

- (1) LPガス設備の強化：容器の転落・転倒防止措置、安全器具の設置、ガス放出防止器等の設置
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備
- (3) 防災資機材の管理等：下記防災資機材及び常備品の備蓄・管理及び関係団体等からの調達ルート確立
 - ア 修理用工具類
 - イ 車両、機械
 - ウ 点検用工具類

- エ 非常食、飲料水
 - オ 救急医薬品
 - カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）
 - キ 補修用・仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調整器等）
- (4) 防災訓練の実施
 - (5) 防災関係機関との相互協力

第8節 緊急輸送路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため、災害（二次災害を含む。）に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送路等を指定している。

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、町緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受け入れ拠点を指定するものとする。

第1 緊急輸送路

県は、県庁（県災害対策本部）、地方振興局（県災害対策地方本部）、市町村災害対策本部等、物資受け入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定するとともに、下表のとおり確保すべき路線の順位を定めている。

第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線
第2次確保路線	町災害対策本部、県災害対策相双地方本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

町は、県指定路線に加え、8路線を緊急輸送路として指定する。

本町において、県及び町の指定した緊急輸送路は、下表のとおりである。

緊急輸送路

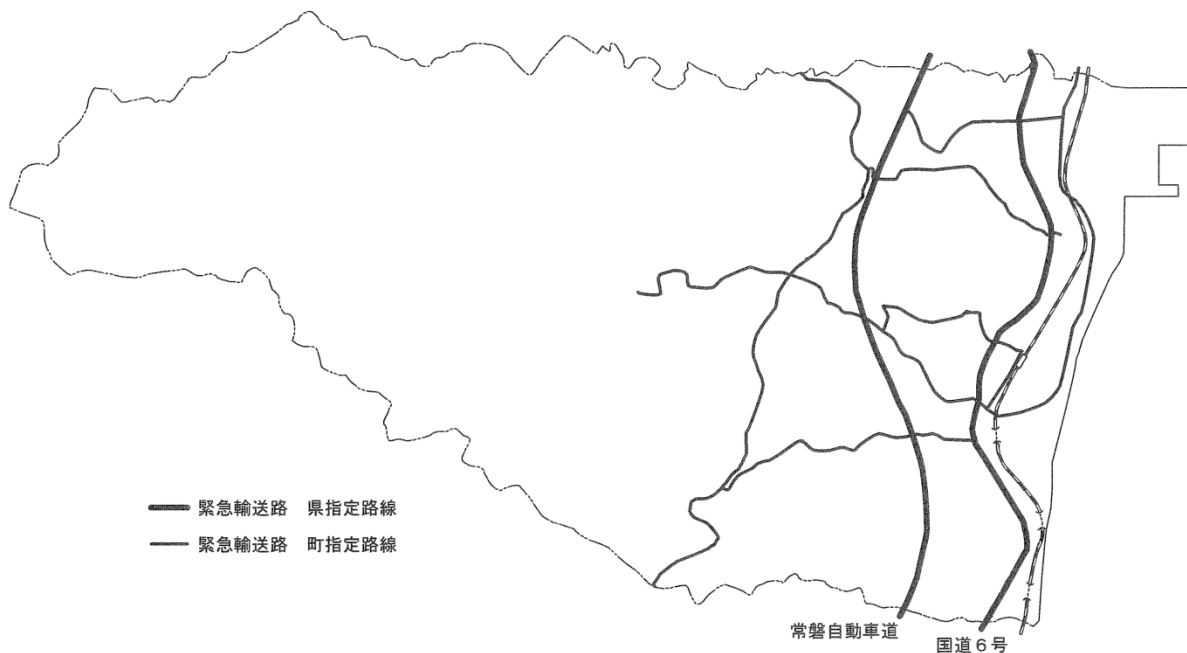
県指定

	種別	路線名	区間
第1次確保路線	国道	6号	茨城県境～宮城県境
	高速自動車道	常磐自動車道	茨城県境～宮城県境
第2次 "	一般県道	上北迫下北迫線	国道6号～広野IC
第3次 "		- (なし)	

町指定

種別	路線名
主要地方道	いわき浪江線
一般県道	上北迫下北迫線
	上戸渡広野線
	広野停車場線
	折木筒木原久ノ浜線
	広野小高線
町道	北迫線
	苗代替線

緊急輸送路



第2 緊急支援物資等受け入れ港・受け入れ空港

県は、海路及び空路からの緊急支援物資や資材等の受け入れ拠点として下表の港湾、漁港、及び福島空港を指定している。

港湾・漁港名	種別	管理者	耐震強化岸壁
小名浜港	重要港湾	福島県	・5・6号ふ頭 ・5-1バース（バース延長240m、水深12m）
相馬港	重要港湾	福島県	・3号ふ頭 ・3-1バース（バース延長240m、水深12m）
請戸漁港	第3種漁港	福島県	4 m岸壁（岸壁延長80m、水深4 m）

第3 ヘリコプター臨時離着陸場

県は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定している。本町における県指定のヘリコプター臨時離着陸場は、下表のとおりである。

施設名	離着陸可能面積	所在地	管理者
広野町総合グラウンド	8,000㎡	広野町中央台1丁目5-1	広野町長

第4 広域陸上輸送拠点・物資受け入れ拠点

県は、他都道府県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管、市町村の物資受け入れ

拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、広域陸上輸送拠点を指定している。本町近隣の県指定広域陸上輸送拠点は、下表のとおりである。

広域陸上輸送拠点（県指定）

施設名	所在地
J ヴィレッジ	檜葉町大字山田岡字美シ森8

また町は、地域内における緊急物資等の受け入れ、一時保管、避難所等への積替え・配送を行うための物資受け入れ・搬出拠点として、平成28年度に整備した防災備蓄倉庫を指定し、これを活用するものとする。

緊急物資等の受け入れ・搬出拠点（町指定）

施設名	所在地
防災備蓄倉庫	広野町大字下北迫字岩作67-1

第9節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害において、住民等を迅速に安全な場所へ避難させるため、町は、県及びその他の防災関係機関等とともに、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、要配慮者の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり、並びに高潮等の災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう下記1以降の事項を内容とした避難計画を策定する。

また町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとし、その際には水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

さらには、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

町は、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努めるものとする。

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令を行う基準

(1) 避難勧告等の判断基準の策定について

町は、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ、以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難勧告等の判断基準を策定するものとする。

また、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等が発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。

イ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、発令基準及び発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難勧告等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

ア 水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

イ 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

ウ 高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

具体的な避難勧告等の判断基準については、「第2章 災害応急対策計画 第10節 避

難計画」に定める。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法

具体的な伝達方法については、「第2章 災害応急対策計画 第10節 避難計画」に定める。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

具体的な指定緊急避難場所及び指定避難所については、本節「第2」及び「第3」に定める。

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

具体的な経路及び誘導方法については、「第2章 災害応急対策計画 第10節 避難計画」に定める。

5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (1) 給水措置
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 衣料、日用必需品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護
- (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

6 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
- (2) 避難受け入れ中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

7 指定避難所の整備に関する事項

- (1) 受け入れ施設
- (2) 給食施設
- (3) 給水施設
- (4) 情報伝達施設
- (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (6) ペット等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等

町は、以下のとおり指定緊急避難場所を定め、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをする。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。具体的な指定緊急避難場所については、資料編：資料6-1に示すとおりである。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等に開放され、救助者等の受け入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、高潮、津波、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、高潮、津波、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに住民等の受け入れの

用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外のほか、下記の条件を満たすよう努める。

- ア 高齢者や乳幼児及び障がいのある人等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- イ 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
- ウ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
- エ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等

町は、以下のとおり指定避難所を定め、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをする。

1 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った住民、滞在者その他の者を避難のために必要な期間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災し

た住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設)の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設などを福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

具体的な指定避難所・指定福祉避難所については、資料編：資料6-2に示すとおりである。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記のほか、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受け入れできるよう配置する。また、観光客の多い地区ではそれら観光客の受け入れも考慮する。
 - ウ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態や、避難者の長期滞在に備え、以下の整備等を推進する。

- (1) 指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (2) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進める。
- (5) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- (6) 指定避難所となる施設は、住民が自主的に避難してきた場合に直ちに収容できるよう、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等の体制整備に努める。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

町は、地域と協議の上で、災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

町は、指定緊急避難場所又は指定避難所として指定する学校については、基本的には

教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、県教育委員会、町教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

町は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、町から指定避難所等として指定された県有施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所等としての施設等の整備に努めるものとする。

5 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合には、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておくものとする。

第5 避難路の選定と安全確保

1 避難路の選定基準等

町は、次の選定基準等を考慮して、避難路を選定し見直していくものとする。

- (1) 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

具体的な避難路は、下表に示すとおりである。

種別	路線名称
町道	広洋台新町線
	関山広洋台線
	中央台山の神線
	ふるさと農道
	築地新町線
	高倉亀ヶ崎線
	高萩田中線
	小松二本柵線
	大平夕筋線
	築地中央台線
	下浅見川線

北釜線
農道前岩沢線
館線
高萩線
正木内線
山岸線
中央台山岸線
中央台1号線
中央台大谷内線
松葉線
工業団地線

2 避難路の安全確保

町は、選定した避難路について、延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努める。また、地区内のその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知する。

第6 避難場所等及び避難方法の事前周知

1 避難場所等の事前周知

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、次の方法等により住民等にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図ることとする。

- (1) 避難誘導標識、避難地案内板等の設置
- (2) 避難所地図、パンフレット、広報紙、チラシ配布
- (3) 防災訓練等の実施

なお、その際には、以下の留意事項についての周知徹底に務めるものとする。

- (1) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
- (2) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと。

また町は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

2 ハザードマップ等による周知

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により住民等

がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、こども園、病院、社会福祉施設及び不特定多数の人が利用する施設の管理者は、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るものとし、町はその指導・支援に努める。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時におけるこども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受け入れ施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者

- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受け入れ方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 被災時における病院施設内の保健、衛生の確保
- (2) 地域の実情に応じた避難先(他の医療機関や町指定の避難所等)、避難経路、誘導及び通院患者等に対するその指示伝達や周知の方法
- (3) 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- (4) 入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受け入れ所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保

4 その他、不特定多数の人が利用する施設等の避難計画

宿泊施設、駅その他不特定多数の人が利用する施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、以下の事項について定めておくものとする。

- (1) 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- (2) 利用者の施設外への安全な避難誘導
- (3) 避難場所、経路、時期、誘導及び指示伝達の方法

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県及び関係団体の助言・協力・調整の下、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めるものとする。

第8 避難所運営体制の事前確立

町は、県が作成している「避難所運営マニュアル作成の手引き」等を踏まえ、避難所の施設管理者や地域住民等との協議等を通じて、以下の事項等を定めた「避難所運営マニュアル」をあらかじめ策定し、災害時の避難所運営体制の確立を図るものとする。そ

の際には、避難所運営に若い力を活かすことができるよう、児童・生徒などの役割についても検討する。

- 1 避難所運営に関わる実施項目及び役割分担
- 2 避難所運営ルール
- 3 避難所内の空間配置
- 4 施設管理者不在時の開設体制

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が低下・停止する可能性がある。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町は、県の協力の下、災害時における医療（助産）救護活動体制について、下表に示す町内医療機関をはじめ関係機関と調整をし、その確立を図る。

町内の医療機関

医療機関名	医師数		看護師数	病床数	所在地	電話番号	備考
	常勤	非常勤					
高野病院	0	9	38	118	下北迫字東町214	27-2901	
馬場医院	1	0	5	0	下浅見川字広長 100-6	27-2231	

平成30年12月1日現在

(1) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して、災害時における救護所の設置予定場所をあらかじめ選定し、住民等へこれを周知するものとする。

ア 設置場所

- ・ 二次災害の危険のない場所であること。
- ・ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- ・ 住民等に比較的知られている場所であること。
- ・ 可能であればヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

本町における冬季間の気候を考慮しても、傷病者の数や状況を想定して、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に取れるだけの広さのある建物の内部が望ましい。

ウ 設置数

災害の規模により異なるが、災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、本町では町内に1箇所程度が目安と考えられる。

(2) 救護班の編成体制の整備

日本赤十字社福島県支部、（一社）福島県医師会等関係団体は、救護班の編制体制の整備充実を図っている。

町は、（一社）双葉郡医師会をはじめ医療（助産）救護関係団体との協定締結を進めるなどして、救護班の編制体制の整備に努める。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(1) 医薬品等備蓄供給体制の確立

県は、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会の協力を得て、県内6地域に備蓄体制を整備するとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄及び円滑な供給体制の整備等を進めている。

町は、災害時の救護活動に必要となる医薬品・衛生材料等の確保を図るため、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

(2) 血液確保体制の確立

県は、緊急時における血液確保対策として、県内の赤十字血液センターに常時血液製剤を備蓄するとともに、血液製剤の供給に万全を図るため、災害時における血液製剤の輸送体制の確立を図っている。

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

(3) 医薬品等搬送体制の整備

町は、備蓄した医薬品・衛生材料等及び県内外から提供された医薬品・衛生材料等が傷病者の医療救護のため必要な医療機関・救護所に速やかに提供できるよう、一時集積配分拠点等を確保するとともに、搬送体制の確立に努める。

3 後方医療体制の整備

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害拠点病院を指定し、また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院を1箇所指定している。

基幹災害拠点病院及び相双・いわき地域における地域災害拠点病院は、次表のとおりである。

基幹災害拠点病院		(公大)福島県立医科大学 附属病院	福島市光ヶ丘 1 TEL 024-547-1111
地域災害 拠点病院	相双	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2-54-6 TEL 0244-22-3181
	いわき	いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原16 TEL 0246-26-3151

町は、これら後方医療機関への連絡・搬送方法、県や自衛隊等に対する搬送要請方法等について習熟を図る。

4 各医療機関における防災マニュアルの整備

医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての「防災マニュアル」等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努めるものとする。

5 災害時医療救護マニュアルの整備

町は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、県（本庁及び保健所）、医療機関及び関係団体等と協議し、災害時における具体的行動指針となるマニュアルの整備に努めるものとする。

6 傷病者等搬送体制の整備

町及び消防本部は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や、医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター、船舶等複数の手段を確保しておく。また、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保しておくとともに、ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

7 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、県と協力し、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

町は、県と協力し、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

町は、被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されることから、県の指定する感染症指定医療機関へのこれら患者等の移送体制の確立を図る。

第1 1 節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町は、食料、生活物資、飲料水等の備蓄及び調達に努めるものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

- (1) 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。協定先一覧については、資料編：資料7-2に示す。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。また高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等に配慮してお粥・粉ミルク等、及び食物アレルギーを持つ住民等に配慮してアレルギー対応食の備蓄も行う。
- (3) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、防災備蓄倉庫における集中備蓄とともに、避難場所の位置を考慮した分散備蓄や指定避難所等における最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の3日分程度を目安に行う。
- (4) 町は、住民が各家庭や職場で平時から最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう自主防災組織や行政区等を通じた啓発に努める。
- (5) 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。
- (6) 町は、広域的な立場から、県及び他の市町村の要請に対応するため、流通備蓄の方法により災害発生時に食料等を確実に供給できる体制の整備を図り、本町における食料等の流通備蓄状況を常に把握しておくよう努める。

2 生活物資

- (1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

- (2) 備蓄及び調達の品目としては、高齢者や乳幼児のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心とした確保に努める。

〔品目（特に重要な品目）〕

寝具（毛布等）、衣料品（肌着、下着、作業着、タオルほか）、炊事道具等（卓上コンロ、カセットボンベ、食器、ほ乳瓶）、日用品（トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつほか）光熱材料（懐中電灯、乾電池ほか）、燃料、簡易トイレ

また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても、検討する。

- (3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格及び要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して、防災備蓄倉庫における集中備蓄とともに、避難場所の位置を考慮した分散備蓄や指定避難所等における最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

第2 飲料水の確保

町は、発災後3日間は1人1日3リットルの水を確保することを目安に、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水用タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備に努める。

1 応急飲料水の確保

町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水の把握に努めるとともに、災害発生時に住民等への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。

また、住民が各家庭や職場で平時から最低3日間分の飲料水の備蓄に努めるよう、自主防災組織や行政区等を通じた啓発に努める。

さらに、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資器材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資器材の整備に努める。

第3 流通業者等の活用

町は、災害時における食料・物資等の受け入れ・管理・配送等について、事前に協定を締結することなどを検討し、必要に応じ流通業者等の協力を得られるよう備えるものとする。

第4 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

町は、災害救出時に必要とされる応急活動資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、つるはし、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実に努める。

また、長期間の避難者受け入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、平成28年度に下記の防災備蓄倉庫を新設し、災害時に備えた食料・生活物資や飲料水、各種資機材の備蓄を行っている。

所在地	収容物資等
広野町大字下北迫字岩作67-1	資料編：資料7-1のとおり

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、広野町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

2 広域処理体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第12節 防災教育

町は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。

第1 住民に対する防災教育

町は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明などを行う。

加えて、大規模災害発生時には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であり住民自らの自主防衛意識と行動が重要になることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に防災知識の普及を図る。

さらに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

1 実施の時期

(1) 風水害予防に関する事項

水防月間 5月1日～5月31日

(2) 土砂災害予防に関する事項

土砂災害防止月間 6月1日～6月30日

がけ崩れ防止週間 6月1日～6月7日

山地災害防止キャンペーン 5月～6月

(3) 火災予防に関する事項

春季全国火災予防運動 3月1日～3月7日

秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日

(4) 地震・津波災害に関する事項

防災とボランティア週間 1月15日～1月21日

防災とボランティアの日 1月17日

防災週間 8月30日～9月5日

防災の日 9月1日

津波防災の日 11月5日

2 啓発内容

町は、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について普及啓

発を図る。

(1) 日常及び地震発生前の準備等についての啓発事項

- ア 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の準備
- イ 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水の備蓄
- ウ 住宅の耐震診断、家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- オ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(2) 一般災害発生時及び地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 町地域防災計画に定める指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路
- イ 応急救護の方法
- ウ 住宅内外の災害時に危険になる箇所の把握とそれを踏まえた行動
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- オ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

3 普及啓発方法

町は、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット、リーフレット、ポスター等を作成・配布し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるよう防災知識の普及啓発活動を行う。また、防災ビデオや、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等報道機関など、多様な広報媒体の積極的な活用を図るものとする。なお、各種防災訓練、講演会、研修会等の行事に際しては、町の備蓄物資を活用して備蓄用物資・食料の展示・試食等を行うなど、より具体的・実践的な啓発普及活動に努めるものとする。

4 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、県の協力を得て作成する各種災害のハザードマップを基にして、災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するほか、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

第2 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

町は、危険物施設、病院及び社会福祉施設等、ホテル及び旅館等、並びにその他不特

定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、以下のとおり防災教育の徹底を求めるものとする。

1 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知するよう努めるものとする。

2 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設には、災害時に自力で避難することが健常者に比べ困難な病人、けが人、高齢者及び障がいのある人が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員に対して、特に災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

3 ホテル及び旅館等の宿泊施設における防災教育

ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者等は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対して消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育を実施するとともに、避難誘導訓練等を定期的実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

4 その他、不特定多数の人が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人が利用する施設の管理者等は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、職員に対する防災教育の実施、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行うなど、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるように努める。

第3 町職員に対する防災教育・研修・訓練

災害発生時に応急対策の主体となる町職員は、防災教育を通して防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められるため、町は、毎年度当初職員に防災関係法令、関係条例、町地域防災計画及び一般災害・震災等の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し災害発生時に備えるよう努める。

また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるよう努めるとともに、防災担当職員だけでなく全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等の開催などを通じて、災害対応経験者の知見・経験を共有するなどして、職員の災害対応能力の向上を図る。

さらに、町が実施する防災訓練や研修会等に防災関係機関の積極的参加を求めることとする。

第4 学校教育における防災教育

1 児童生徒等に関する防災教育

自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害発生時における危険を認識し日常的な備えを行い、災害時の対応等について理解させ、状況に応じて自らの判断で安全を確保するための行動をとれるよう、また災害発生時に進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるよう、次の事項に留意して教育する。

なお、これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動全体を通して行うものとする。

- (1) 児童・生徒の発達段階や学校種別に応じて取り上げる内容や指導の方法について工夫するとともに、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- (2) 児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導すること。
- (3) 災害時の安全な行動の仕方については、実態に即した具体的な指導を行うこと。
- (4) 防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により、避難訓練の活性化を図る。
- (5) 教科等においては、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。
- (6) また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

2 教職員に対する防災教育

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施し、教職員各人の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する内容や防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する知識と技術の向上の普及に努めるものとする。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第13節 防災訓練

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、町地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 町の防災訓練

1 概要

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下実施する「総合防災訓練」のほか、以下の点に留意して県に準じた個別訓練の実施に努める。

- (1) 自主防災組織等を始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。
- (2) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (3) 津波の情報伝達及び住民避難訓練を実施すること。なお、津波情報伝達訓練には必要に応じて県の参加を求めること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年1回以上開催するように努めること。その実施に当たっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めること。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受け入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、

LPガス施設応急復旧

(7) 救援物資緊急輸送及び受け入れ・仕分け、備蓄品の供与等

3 個別訓練

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、必要に応じて各個別訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

町は、水防法第4条に規定する指定水防管理団体として、県及び防災関係機関と協力して、毎年、水防団及び消防本部の水防訓練を実施し、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。

(2) 通信訓練

町は、災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 災害対策本部設置運営訓練

町は、大規模災害発生時に迅速かつ的確に初動体制を確立し、本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、県その他関係機関から派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部を設置・運営する訓練を実施する。

(4) 動員（非常招集）訓練

町は、勤務時間外の大規模災害発生時に迅速かつ的確に初動体制を確立するため、防災関係職員を非常招集する訓練を実施する。

(5) 避難所設置運営訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

町は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火訓練、救急救助訓練、津波・気象警報伝達訓練、自主防災組織による初期対応訓練、避難誘導訓練、災害情報収集訓練、救出訓練、非常無線通信訓練、緊急道路確保訓練、自衛隊災害派遣訓練、給食給水訓練、防災ボランティア受け入れ訓練、救援物資輸送訓練等の訓練を実施する。

4 訓練の方法

実動訓練又は図上訓練とする。

第2 学校、病院・社会福祉施設、その他防災対策上特に注意を要する施設、自主防災組織及び住民等の訓練

1 学校の防災訓練

学校管理者は、学校防災計画に基づき、冷静かつ迅速な行動を取れるよう以下の点に留意した防災訓練を、毎年定期的実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場면을想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 津波を考慮した避難訓練を実施すること。

2 病院、社会福祉施設における防災訓練

病院、社会福祉施設等、病人、けが人、高齢者及び障がいのある人等、要配慮者が多数利用する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画等（消防法第8条に基づき定める消防計画を含む）に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を、毎年定期的実施する。

また、町及び消防本部等の防災関係機関との緊密な連携の下に、情報伝達訓練を取り入れた訓練の実施を促進する。

3 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び大規模小売店舗、レクリエーション施設等の不特定多数の人が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画等（消防法第8条に基づき定める消防計画を含む）に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を、毎年定期的実施する。

4 自主防災組織における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び所轄消防署等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとする。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避

難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

5 一般住民の訓練

町は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

6 児童・生徒等が主体となる防災イベント等の実施

町は、防災に関連する各種イベント（防災まちあるき、ワークショップ、講演会・展示会等）の実施に当たり、その企画・運営に児童・生徒等の主体的な参画を得るなどして、若い世代の視点を活かしたイベントを実施するとともに、児童・生徒等の防災に対する関心・意識の向上を図るよう努めるものとする。

第3 防災訓練の評価と町地域防災計画への反映

町及び防災関係機関は、防災訓練の実施後において町地域防災計画、各種マニュアル等の点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて町地域防災計画に反映するなど防災体制の改善を図るとともに、以降の訓練に反映させるものとする。

第14節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

また、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

1 育成の方針

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づく自主防災組織の育成主体として、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民、行政区等に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また町は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

自主防災組織の育成に際しては、特に、災害危険度の高い次のような地域に重点を置いて推進を図る。

- (1) 人口の密集している地域
- (2) 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- (3) 木造家屋の集中している地域等
- (4) 土砂災害危険地域
- (5) 消防水利、道路事情等により、消防活動等の困難な地域
- (6) 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

2 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意して、自主防災組織の活動において中核的存在となる自主防災リーダーの育成に努める。

- (1) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

- (2) 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブ・リーダーも同時に育成すること。
- (3) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮に入れ、その職務を代行しうる者を育成すること。

3 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要であることから、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にするよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に積極的に訓練の技術指導を行うよう努める。

4 防災資機材の整備等

町は、可搬式動力ポンプ、消火器、チェーンソー、エンジンカッター及び防水シート等の資機材を整備するとともに、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難地等）等の整備を積極的に行うことにより自主防災組織を活性化させ、災害時に効果的な活動ができるよう努めるものとする。また自主防災組織は資機材の定期的な点検を実施し、非常時において確実に対応できるよう備えるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

1 自主防災組織の規模

自主防災組織の編成に当たっては、住民が最も効果的な防災活動を行える地域を単位とし、次の観点から、町内会等の単位の規模で編成するものとする。

- (1) 住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 同一の避難所の区域、あるいは住民の日常生活にとって基礎的な地域として一体性を有するものであること。

なお、大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努めるとともに、他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とするよう留意するものとする。

2 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

[編成例]

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班

[編成上の留意事項]

- ・ 女性の参加と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- ・ 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- ・ 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- ・ 地域的偏りの防止と専門家や経験者の活用

3 規約の制定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、その活動内容を明確にしておく。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- (2) 地域内の危険箇所に関すること
- (3) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- (4) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- (5) 情報の収集伝達に関すること（各世帯への収集伝達方法等）
- (6) 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- (7) 救出及び救護に関すること（応急手当、活動内容、消防本部等への連絡）
- (8) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難地又は収容避難所の運営協力等）
- (9) 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (10) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）
- (11) 地域内での危険箇所に関すること

2 日常の活動内容

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練、避難所運営訓練等）の実施等
- (3) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (4) 防災関係機関、自主防災組織内との連絡
- (5) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検
- (6) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

- (7) 家庭内における消火、防災等についての啓発活動
- (8) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (9) 避難地及び医療救護施設の確認
- (10) 火気使用設備・器具等の点検

3 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (2) 地域住民の安否の確認
- (3) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (4) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (5) 地域住民への避難勧告・指示の伝達
- (6) 避難誘導活動の実施
- (7) 要配慮者の避難活動への支援
- (8) 避難生活の指導
- (9) 給食・給水活動及びその協力
- (10) 救助物資等の配布及びその協力
- (11) 他地域への応援等

第4 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県（関係各部署）及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、町及び県は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第15節 要配慮者対策

災害発生時に要配慮者を地域社会等が相互に連携して支援する体制を整備するために、町及び社会福祉施設等が実施する災害予防対策について定める。

第1 町地域防災計画において定める基本事項

町は、町内に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、本計画において以下のとおり基本的な事項を定める。

1 避難支援等関係者となる者

町は、次に掲げる機関等を避難支援等関係者とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- (1) 富岡消防署
- (2) 双葉警察署
- (3) 広野町民生・児童委員
- (4) 広野町社会福祉協議会
- (5) 広野町内の自主防災組織
- (6) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 要介護認定3～5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1、2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能傷害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 福島県の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で高齢等により自ら避難が困難な者で、特に支援が必要であると認められる者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、関係部署の保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

また、必要に応じ、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

4 名簿の更新

避難行動要支援者名簿については、少なくとも年1回以上情報の確認を行うとともに、日頃から以下の要件を確認し、避難行動要支援者の把握に努める。

また、避難行動要支援者名簿を更新した場合は、情報を提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

- (1) 避難行動要支援者の要件に該当する者が転入した場合
- (2) 要介護者や障がい者等の認定等に変更があった場合
- (3) 避難行動要支援者名簿にある者が死亡や転出した場合
- (4) 避難行動要支援者名簿にある者が医療機関や福祉施設等に長期入院又は入所した場合

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- (1) 秘匿性の高い個人情報を含むことから、当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法第49条の13の規定により、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管し、複製は行わないように指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合に、その組織内部での名簿取扱者を限定する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の取扱状況を定期的に報告し、利用後は町に返却することを求める。

6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、避難勧告等の発令に当たっては要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「自主避難の呼びかけ」、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令が重要であるため、適切に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい言葉や表現を使って行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に情報伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メール

を活用するなど複数の手段を組み合わせること。また、避難行動要支援者の特性に応じて、情報伝達を工夫して行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全確保を前提として可能な範囲で実施するものであり、町は、その旨を避難支援等関係者にあらかじめ周知するものとする。

第2 全体計画において定める事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月 内閣府(防災担当)」に基づく「全体計画」を本計画の下位計画として位置づけ、本計画において定める事項に加え、以下の事項を定めるものとする。

- 1 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- 2 避難支援等関係者への依頼事項
- 3 支援体制の確保
- 4 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- 5 あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- 6 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- 7 避難行動要支援者の避難場所
- 8 避難場所までの避難路の整備
- 9 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- 10 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第3 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

町は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るための必要な措置(避難支援等)を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿)を作成する。

1 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由

2 名簿情報の利用及び提供

名簿情報は、町が行う避難支援等の実施に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部利用するとともに、本人の同意を得た上で、あらかじめ避難支援等関係者に対し名簿情報を提供することができる。

3 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、本節第15の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第4 個別計画の策定

町は、民生・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や町内会等、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

第5 社会福祉施設等における対策

町は、社会福祉施設等の管理者に対して、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進するよう努める。

1 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設設備等の安全性の強化・維持に努める。

2 組織体制の整備

(1) 防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防火管理者の下に施設の職員により構成する防災組織を設置し、施設職員の役割分担（情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等）、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

(2) 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。

また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び照明等建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員配置の体制を整備する。

(3) 応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から災害発生時における施設入所者の避難等について応援を得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

また、町は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力協定を締結するなど体制を整え、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、消防本部等への非常通報装置（ホットライン）を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、必要に応じて本町の他、消防、警察及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害発生時の緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員及び入（通）所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。その際には、地域の自主防災組織、消防本部等の協力、参加

を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とするよう努める。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

5 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えて、3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

第6 在宅要配慮者に対する対策

昼間流出人口の増加及び高齢化等の進行という状況を踏まえ、次により在宅要配慮者の災害予防対策を推進する。

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急通報システムの整備等に努める。また、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報器等の設置促進に努めるものとする。

2 防災教育、防災訓練の実施

町は、要配慮者及びその家族へ、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

- (1) 要配慮者へのパンフレット、チラシ等の配布等による防災知識の普及
- (2) 広報紙等による災害発生時における要配慮者支援の周知、知識の普及等
- (3) 要配慮者の避難等を組み入れた防災訓練の実施
- (4) 災害による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえた、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明などの啓発

3 支援体制及び防災資機材等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生・児童委員、町内会等、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対し

できるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、町等の防災関係機関の対応が著しく制限されることから、町内会等、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるとともに、実情に応じて要配慮者の家庭、自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を取める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が推進されるよう取り組む。

第7 外国人の安全確保対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

1 防災教育、防災訓練の実施

町は、民間ボランティアの協力を得るなどして、日本語を理解できない外国人のために、外国語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人への防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人への参加の呼びかけも行う。

さらに、外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対し、防災教育等の指導、支援に努める。

2 広報、案内表示板等の多言語化等

町は、多言語による広報の充実に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語の併記表示やピクトグラム表示を促進し、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

第8 避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第9 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去

町は、避難所として指定する施設について、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされたものとするよう努める。やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できる体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

町は、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受け入れ体制を構築する。

なお、町が指定する福祉避難所については、資料編：資料 6-2 に示す。

3 見守り体制構築のためのサポーター養成

町は、避難所における要配慮者の支援体制を構築するため、認知症サポーター養成講座など、要配慮者支援に必要な知識等を習得する各種研修・講座等を活用し、災害時における要配慮者の支援者養成を図るものとする。特に、児童・生徒などへの研修等を通じて、災害時にこれら若い力が避難所における要配慮者支援に活かされることを目指す。

第16節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時に重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町は、県、関係機関・団体と相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

ボランティアの受け入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の広報・普及啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、広報・普及啓発を行う。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

町は、災害時におけるボランティアの受け入れ等が円滑に進められるよう、町社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部その他のボランティア関係機関・団体と連携し、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの連携・受け入れ体制の整備

町は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体と相互に連携してボランティアの受け入れ体制を整備するため、次の取組みを進める。

1 県、町からの情報共有

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのか情報がないと効果的に活動を行いにくいことが予想される。

そのため、町は、地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティア団体等と連携を図りながら、災害時には災害対策本部の中にボランティアに関する情報窓口を設ける体制を整備するなどして、ボランティア活動に関する情報の共有に努めるものとする。

2 コーディネート体制の整備

町は、ボランティア活動従事希望者とボランティアを求める分野とをつなぐボランティア・コーディネーターの養成を促進するとともに、その広域的な組織化に協力する。

また、町社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立しておくものとする。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

さらに、町及び県は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

3 ボランティア活動保険

町、町社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会及び日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

4 ボランティアの組織化と養成

町は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア関係機関・団体と相互に連携して、ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する人の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制の整備を図る。

また、ボランティア登録者等に、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等の実施・充実を図る。

第4 ボランティアの種類

1 一般ボランティア

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的とした、専門知識・技術等を必要としない自主的な活動を言う。

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- (1) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (2) 救援物資、資機材等の配分・輸送
- (3) 軽易な応急・復旧作業
- (4) 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- (5) 災害ボランティアの受け入れ事務

2 専門職ボランティア

専門職ボランティアとは、専門知識、技術等を必要とする自主的な活動を行うボランティアいう。

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。町及び県は、これら専門ボランティアなどを社会福祉協議や関係団体と連携し、育成していくものとする。

活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等（介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者）
手話通訳、 要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等（外国語に堪能な者）
建築物危険度判定ボラン ティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定（建築物応急危険度判定士）
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援（消防業務の経験者）
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等（アマチュア無線の資格者）

第17節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 事業者における防災体制の確立

危険物取扱事業者は、以下に示す事項により、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏えい、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

- (1) 施設強化（施設の管理徹底・改善）
- (2) 災害予防教育
- (3) 防災資機材等の整備等
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 自主保安体制の確立

2 自主保安体制の向上

町及び県は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、次の措置を講ずる。

(1) 危険物取扱者制度の効果的運用

- ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- イ 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

(2) 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

- ア 危険物施設保安員の選任を指導する。
- イ 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ウ 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

3 安全対策の強化

町及び県は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の消防本部等による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第18節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要があるため、災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力

1 都道府県間、知事会の枠組み

県は、都道府県の枠組みにおける相互応援協定として、下記の協定を締結しており、必要に応じて幹事県等を通じて応援を求めることとしている。

- (1) 大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定
- (2) 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定
- (3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (4) 広域航空消防応援（消防防災ヘリコプター）

2 市町村間の枠組み

町は、近隣の市町村だけでなく、県内の同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村や、友好都市、姉妹都市、文化交流などで既存の交流関係が確立している県外の市町村との相互応援協定の締結を促進する。

なお、すでに締結済みの応援協定については、資料編:資料2-1に示すとおりである。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

町は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

なお、すでに締結済みの応援協定については、資料編:資料2-3に示すとおりである。

第3 応援協定の公表

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

第4 連絡体制の整備

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実にできるよう、毎年協定締結先の

電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

町内に大規模な一般災害による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めた時は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする

第1 災害対策本部の設置及び解散

町長は、次の基準により広野町災害対策本部（以下、本節において「本部」という。）を設置又は廃止する。

設置基準	解散基準
<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき ② 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき ③ 災害救助法が適用される災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害応急対策がおおむね完了したとき ② 災害発生危険がなくなったとき ③ その他必要がなくなったと認められたとき

第2 設置及び解散の通知

本部を設置しようとするとき、又は本部が設置された場合、及び本部を解散した場合は、次により報告又は通知する。

報告、通知先	報告、通知の方法	報告、通知者
町職員	口頭、庁内放送、庁内電話、町防災行政無線、職員緊急メール	環境防災課長
福島県（災害対策課）及び相双地方振興局	福島県総合情報通信ネットワーク	環境防災課長
町防災会議構成団体	口頭、有線電話、無線電話	環境防災課長
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	有線電話、無線電話	環境防災課長
双葉警察署	有線電話	環境防災課長
隣接町村	有線電話	環境防災課長

第3 設置等権限の代理者の指定

- (1) 町長に事故がある時は副町長が本部を設置する。
- (2) 副町長に事故があるときは、総務課長が本部を設置する。

第4 本部の設置場所

本部（本部室）は原則、町長室に設置する。

上記に本部（本部室）を設置できない場合の代替施設は、広野町公民館とする。

第5 防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、町防災会議構成機関等は、必要に応じて本部（本部室）に職員を派遣し本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

第6 本部の組織、運営等

1 本部の組織

広野町災害対策本部の系統組織編成及び事務分掌は「広野町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

(1) 本部長(町長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長(副町長)

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員(教育長・課長等職の職員・消防団長)

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属部員等を指揮監督する。

(4) 本部員会議

本部員会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部員会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができる。

ア 本部員会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること
- (イ) 動員及び配備体制に関すること
- (ウ) 各部間調整事項に関すること
- (エ) 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること

- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること
- (ク) 災害救助法の適用に関すること
- (ケ) 現地災害対策本部に関すること
- (コ) その他災害応急対策の重要事項に関すること

(5) 本部事務局

防災関係機関と会話し応急対策を協議する必要がある場合、その他会議の決定事項を実施するため必要な場合には、事務局室を増設する。

(6) 部及び班

本部の組織及びそれぞれの所掌事務については、別表に定めるところによる。

(7) 本部連絡員等

- ア 本部連絡員は、各部長の指名する者とし、災害応急対策の推進のため、本部と各部の連絡調整・情報伝達に当たる。
- イ 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い、被害及び災害対策に関する全般の情報、資料の収集及びその整備に努めるものとする。
- ウ 本部連絡員において措置することが困難な事項においては、本部連絡員は、速やかにその旨を各部長又は班長に連絡し、円滑な処理を図るものとする。

2 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

(1) 現地災害対策本部の開設

- ア 本部長は、前記(2)又は(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- イ 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

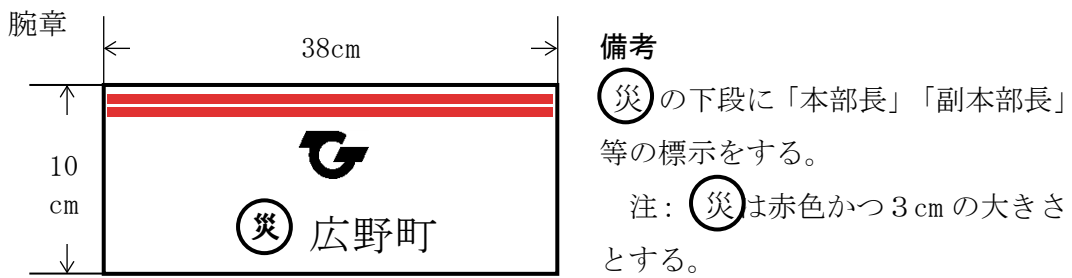
(2) 現地災害対策本部の責務

- ア 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止を図る。
- イ 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- ウ 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

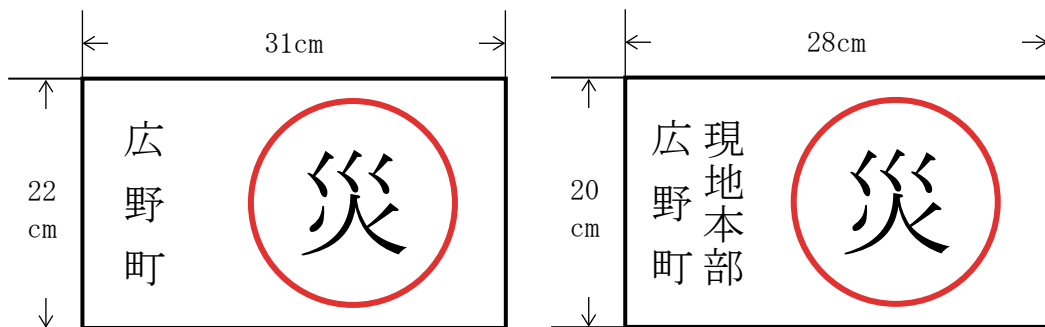
3 その他本部運営上必要な事項

(1) 腕章及び標旗

- ア 本部及び現地本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、次の腕章を着用するものとする。



イ 本部及び現地本部で災害応急対策に使用する自動車等には次の標旗を付するものとする。



(2) 記録の励行

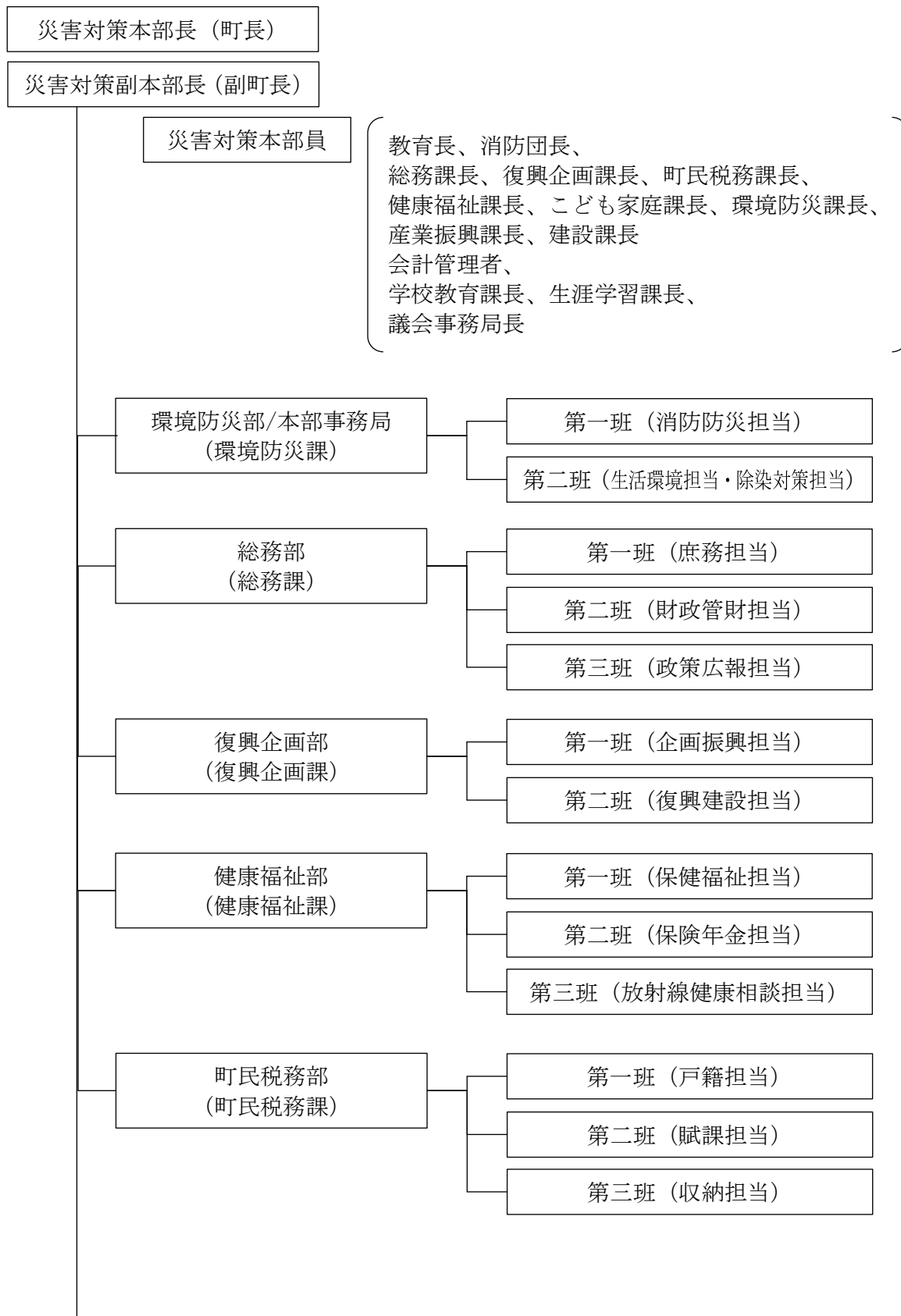
本部長の発する指令等及び各課長が発する指示、連絡等の伝達並びに現地本部等から本部宛ての報告、要請、照会等の受領にあたる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の确实を期するものとする。

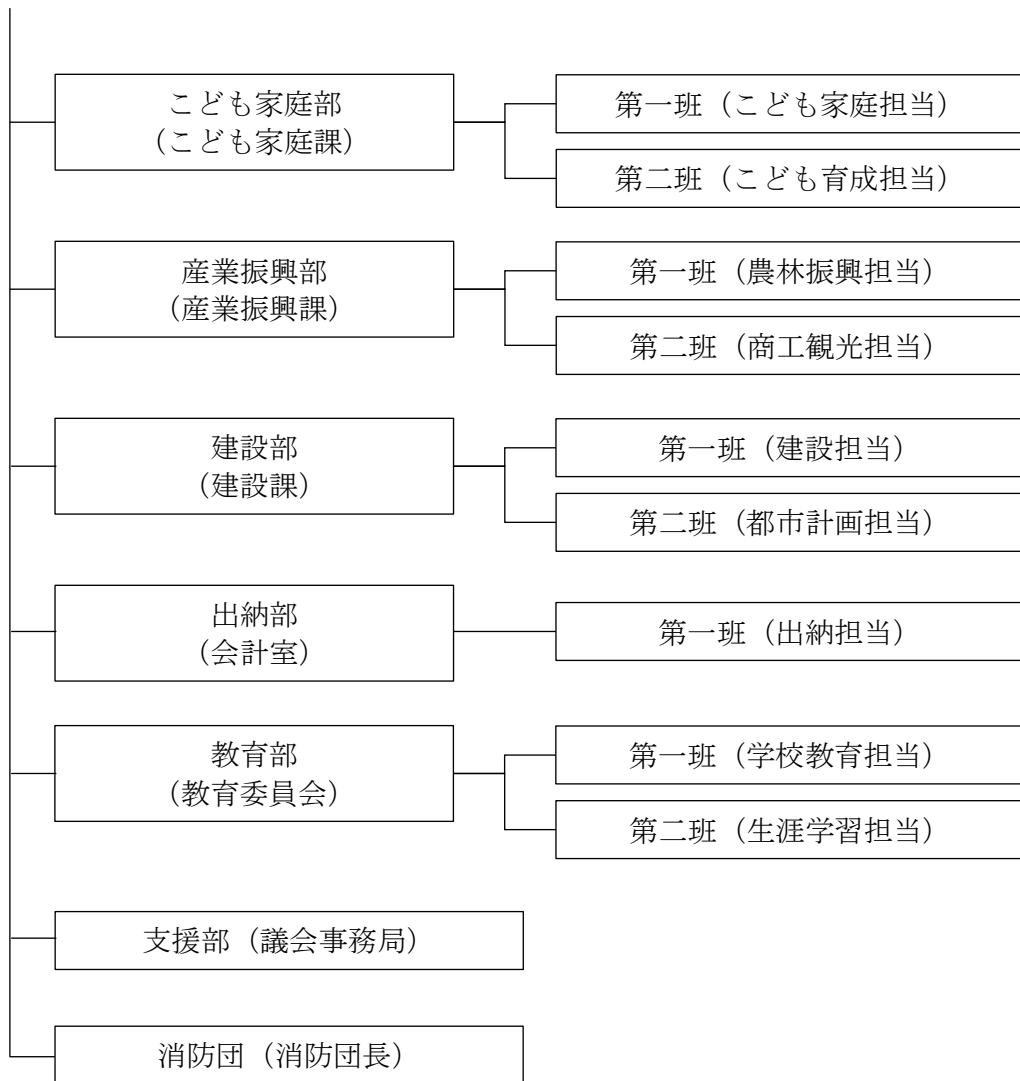
第7 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町域に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。ただし知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令の定めに基づき、知事からの通知を受けて、町長が県の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行う。

別表 1

広野町災害対策本部組織編成表





別表2

各部の事務分掌

部	班	事務分掌
環境防災部 (環境防災課長)	第一班 (消防防災担当)	1 総合的災害対策の計画及び各部との連絡調整に関する事
		2 県への報告及び県との連絡調整に関する事
		3 防災関係機関との連絡調整に関する事
		4 災害の情報の集約に関する事
		5 災害対策本部の庶務に関する事
		6 防災会議に関する事
		7 自衛隊の災害派遣要請に関する事
		8 職員の非常招集に関する事
		9 災害救助法に関する事
		10 現地災害対策本部との連絡調整に関する事
		11 気象情報の伝達及び災害情報の収集に関する事
		12 防災行政無線、緊急速報メールに関する事
		13 避難誘導に関する事
		14 町消防機関との連絡調整に関する事
		15 水防活動に関する事
		16 自主防災組織との連絡調整に関する事
		17 被災地の防犯対策に関する事
		18 原子力発電所の情報収集に関する事
		19 原子力災害に伴う避難の罹災証明書の発行に関する事
		20 部内各係との連絡調整に関する事
21 本部長の命ずる応急対策に関する事		
環境防災部 (生活環境担当) (除染対策担当)	第二班	1 避難者の受け入れ及び避難所に関する事
		2 環境衛生、食品衛生の保持に関する事
		3 ペットの災害対策に関する事
		4 避難所及び各施設の放射線モニタリングに関する事
		5 本部長の命ずる応急対策に関する事
総務部 (総務課長)	第一班 (庶務担当)	1 各種災害時応援協定に関する事
		2 近隣市町村との応援協力に関する事
		3 職員の動員及び配置・連絡(安否確認等)に関する事
		4 職員の医療救護・公務災害に関する事
		5 職員の食料等の確保に関する事
		6 行政機能の移転の総合調整に関する事
		7 町外での業務継続に必要な環境整備に関する事
		8 部内各係との連絡調整に関する事
		9 本部長の命ずる応急対策に関する事

	第二班 (財政管財担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の予算措置に関する事 2 国、県等に対する要望等の資料の作成に関する事 3 町有所管施設の災害対策及び被害調査・応急復旧に関する事 4 指定避難所である所管施設の機能の確保・維持、及び避難所運営の支援に関する事 5 災害対応用公用車の配車に関する事 6 車両の調達・配車要請、その他緊急輸送に関する事 7 自衛隊、県、防災関係機関、その他応援機関の受け入れに関する事 8 住宅のあっせん、応急仮設住宅の入居・運営に関する事 9 本部長の命ずる応急対策に関する事
	第三班 (政策広報担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車及びホームページ、SNSなどインターネット等による広報活動に関する事 2 報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関する事 3 災害写真の撮影、収集、記録に関する事 4 視察・見舞い等の対応に関する事 5 本部長の命ずる応急対策に関する事
復興企画部 (復興企画課長)	第一班 (企画振興担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 双葉地方水道企業団との連絡調整に関する事 2 被害地における飲料水の供給に関する事 3 義援金の受け入れ・配分に関する事 4 被災者生活再建支援金の支給に関する事 5 飲料水の摂取制限に関する事 6 部内各係との連絡調整に関する事 7 本部長の命ずる応急対策に関する事
	第二班 (復興建設担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害公営住宅の被害及び応急復旧に関する事 2 宅地被災度判定に関する事 3 海岸関係の被害調査及び応急復旧に関する事 4 本部長の命ずる応急対策に関する事
健康福祉部 (健康福祉課長)	第一班 (保健福祉担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入居者に対する援護対策に関する事 2 福祉及び介護施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 町有所管施設の災害対策及び被害調査・応急復旧に関する事 4 指定避難所である所管施設の機能の確保・維持、及び避難所運営の支援に関する事 5 災害時における応急医療及び助産に関する事 6 被災地における感染症の予防防疫に関する事 7 環境衛生、食品衛生の保持に関する事 8 医療品その他の衛生資材の調達及び配布に関する事 9 医療機関の被害調査及びその応急復旧に関する事 10 行方不明者・遺体の捜索に関する事 11 ボランティアの受け入れ、調整に関する事 12 弔慰金・見舞金の支払いに関する事 13 安定ヨウ素剤の配布・服用に関する事 14 内部被ばく検査に関する事 15 部内各係との連絡調整に関する事 16 本部長の命ずる応急対策に関する事

第2章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

	第二班 (保健年金担当)	1 避難行動要支援者及び福祉避難所に関すること 2 災害時要配慮者対策に関すること 3 被災地区における障がい者等の援護対策に関すること 4 被災地区における高齢者世帯及び難病者等の援護対策に関すること 5 本部長の命ずる応急対策に関すること
	第三班 (放射線健康相談担当)	1 放射線健康管理に関すること 2 放射線健康相談に関すること 3 本部長の命ずる応急対策に関すること
町民税務部 (町民税務課長)	第一班 (戸籍担当)	1 災害に係る町民の苦情、陳情、相談等の窓口及び調整に関すること 2 町民の安否情報に関すること 3 行方不明者届出の受理に関すること 4 遺体の収容・処理・埋火葬に関すること 5 部内各係との連絡調整に関すること 6 本部長の命ずる応急対策に関すること
	第二班 (賦課担当)	1 住家等被害程度の調査に関すること 2 建築物の応急危険度判定に関すること 3 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供に関すること 4 建物の罹災証明書の発行に関すること 5 町税の減免・徴収猶予に関すること 6 本部長の命ずる応急対策に関すること
	第三班 (収納担当)	1 本部長の命ずる応急対策に関すること
こども家庭部	第一班 (こども家庭担当)	1 避難行動要支援者及び福祉避難所に関すること 2 災害時要配慮者対策に関すること 3 被災地区における母子家庭等の援護対策に関すること 4 部内各係との連絡調整に関すること 5 本部長の命ずる応急対策に関すること
	第二班 (こども育成担当)	1 子どもの安全に関すること 2 本部長の命ずる応急対策に関すること
産業振興部 (産業振興課長)	第一班 (農林振興担当)	1 防霜、低温などの産業気象に関すること 2 災害時における病虫害の防除及び家畜伝染病予防、防疫の指導協力に関すること 3 農業用施設及び林産物、生産施設の被害の調査及び応急復旧に関すること 4 主食の調達及び非常炊き出しに関すること 5 農林関係機関との連絡調整に関すること 6 被災農業従事者に対する融資・支援に関すること 7 飲食物の摂取制限に関すること 8 農林畜産物の出荷制限に関すること 9 部内各係との連絡調整に関すること 10 本部長の命ずる応急対策に関すること

第2編 一般災害対策編

	第二班 (商工観光 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害の調査に関する事 2 応急救助のための食糧品、生活必需品等の調達確保、配給に関する事 3 支援物資の受け入れ・配分に関する事 4 商工関係機関との連絡調整に関する事 5 被災商工業者に対する融資・支援に関する事 6 本部長の命ずる応急対策に関する事
建設部 (建設課長)	第一班 (建設担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋りょうの被害並びに応急復旧に関する事 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事 3 河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事 4 部内各係との連絡調整に関する事 5 本部長の命ずる応急対策に関する事
	第二班 (都市計画 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害情報とりまとめに関する事 2 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 被災地における仮設トイレ、し尿処理等に関する事 4 応急仮設住宅の建設への協力及び住宅の応急修理に関する事 5 本部長の命ずる応急対策に関する事
出納部 (会計管理 者)	第一班 (出納担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急復旧対策に要する経費の経理に関する事 2 応急公用負担に関する事 3 本部長の命ずる応急対策に関する事
教育部 (教育次長)	第一班 (学校教育 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の職員の動員に関する事 2 児童・生徒の安全に関する事 3 学校施設の災害対策及び被害調査・応急復旧に関する事 4 指定避難所である所管施設の機能の確保・維持、及び避難所運営の支援に関する事 5 災害時の応急教育に関する事 6 被災した児童、生徒に関する学用品の支給に関する事 7 被災した外国人の支援に関する事 8 文化財の災害対策及び被害調査・応急復旧に関する事 9 部内各係との連絡調整に関する事 10 本部長の命ずる応急対策に関する事
	第二班 (生涯学習 担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の災害対策及び被害調査・応急復旧に関する事 2 指定避難所である所管施設の機能の確保・維持、及び避難所運営の支援に関する事 3 災害応急対策のための教育施設等の利用に関する事 4 本部長の命ずる応急対策に関する事
支援部 (議会事務局長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 議会関係の連絡調整に関する事 2 本部長の命ずる応急対策に関する事
消防団 (消防団長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒及び防御に関する事 2 被災者の避難誘導に関する事 3 被災者の救助に関する事 4 行方不明者・遺体の捜索に関する事 5 障害物除去作業の協力に関する事 6 通行規制・災害警備の協力に関する事 7 その他、災害応急活動に関する事

第2節 職員の動員配備体制

災害応急対策を迅速に推進するための、職員の動員体制について定める。

第1 災害対策組織の配備

1 事前配備・警戒配備体制（災害対策本部設置前）

職員は、注意報、警報等を受けたとき、その他必要により町長が発した指令を受けたときなど、配備基準にあわせて、直ちに事前配備、警戒配備等の体制をとるものとする。

配備の種別、内容、時期等の基準については、次のとおりとし、各部長は、事務分掌に基づき、配備基準を定め、これを職員に徹底しておくものとする。

	職員配備内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、環境防災課の少数の人員をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 次の各注意報の1つ以上が発表され、なお警報の発表が予想される時。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 強風注意報 (5) 風雪注意報 (6) 大雪注意報 2 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。
警戒配備	自宅待機職員、建設課及び環境防災課の所要の人員をもって当たるもので、情報収集・連絡及び応急対策を実施するとともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	次のいずれかの場合であって、町長が当該配備を指令したとき。 1 次の各警報の1つ以上が発表され、災害の発生が予想される場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 2 乾燥注意報又は強風注意報発表下において、火災が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 3 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。

特別警戒配備	管理職及び自宅待機職員、建設課、環境防災課の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が予想される場合。 2 気象（波浪を除く）に関する特別警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 3 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。
--------	---	--

2 非常配備体制（災害対策本部設置後）

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の種別、内容、時期等の基準については、次のとおりとし、各部長は、事務分掌に基づき、各班の配備基準を定め、これを班員に徹底しておくものとする。

職員配備内容		配備時期
非常配備体制	1号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき 2 局地的な応急対策が必要と認められるとき 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき
	2号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内全域にわたって災害が発生すると予想された場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該配備を指令したとき 2 予想されない重大な災害が発生したとき 3 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき

(1) 非常配備下の活動

非常配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりである。

- ア 本部の機能を円滑にするため、災害対策本部員室を開設する。
- イ 環境防災部長及びその他の各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するものとする。
- ウ 環境防災部長は各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について必要の都度、随時これを本部長に報告するものとする。
- エ 環境防災部長は、必要があると認めるときは、報道機関等の協力を求め、災害に関する情報の周知を図るものとする。

オ 各部長は、次の措置をとり、その状況を随時本部長に報告するものとする。

(ア) 状況を部内の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。

(イ) 部内の職員及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。

カ 本部連絡員は、本部に集合し、指示を受け、連絡にあたるものとする。

キ 本部長は、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

(2) 非常参集及び非常連絡

ア 災害対策に特に関係の深い部の職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以降の状況の推移に注意し、直ちに所属する部署の長に連絡をとり、又は自らの判断で所定の場所に参集するものとする。

イ 職員は、非常配備に該当する情報等を受けたとき、又は現場からの災害に関する情報を受けたときは、直ちに所属する部署の長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

3 動員方法

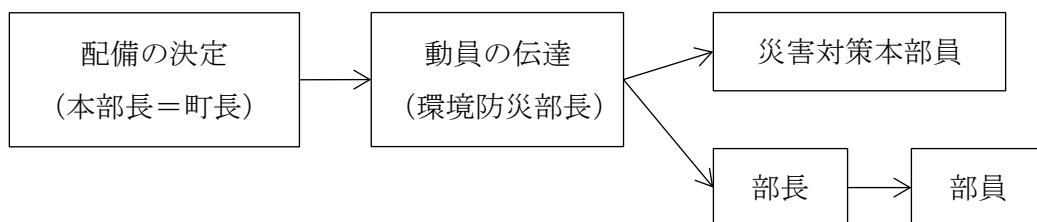
災害応急対策を円滑に実施するため、環境防災部長は常に動員可能職員数を把握しておき、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、この計画の定めるところに従い速やかに動員するものとする。

(1) 動員（招集）措置

職員の動員は、災害対策本部の配備種別に従って次の方法により行う。

ア 動員の伝達系統

広野町災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、災害対策本部長（町長）の配備決定により環境防災部長が次の順序で行うものとする。



イ 勤務時間中の場合

(ア) 勤務時間中の動員は、庁内放送、電話等によってアの「系統図」に従い環境防災部長（環境防災課長）が各部署の長に連絡する。

(イ) 各部長が(ア)の連絡を受けたときは、前記2の「非常配備体制」により班員を配備につかせるものとする。

ウ 勤務時間外の場合

- (ア) 休日及び勤務時間外の各種緊急通報は、環境防災課員に通知されることになっているが、場合により日直者が、県からの気象予警報の通知、消防署からの通報その他突発的な災害に関する緊急情報を受理したときは、ただちに環境防災部長（環境防災課長）に報告し指示を受けるものとする。
- (イ) 環境防災部長（環境防災課長）は、本部長（町長）に通報して本部設置及び配備区分の指示を受けるとともに、ただちに各部長に緊急連絡の措置をとるものとする。
- (ウ) 各部長は、休日及び勤務時間外においても遅滞なく部内職員の動員が行われるよう、予め連絡方法等を定めておくものとする。
- (エ) 動員のための緊急連絡の通知は、電話、町防災行政無線、伝令等のうち、迅速かつ確実な方法をとるものとする。

(2) 有線等事故の場合における伝達方法

町内のタクシー営業所無線、アマチュア無線等を利用して伝達依頼をする。

有線等事故の場合における伝達依頼先（無線連絡）

名称	連絡責任者名	所在地	電話	車両台数
広野タクシー (有)	渡邊 俊己	広野町大字下北迫 字新町1-2	27-2151	8

(3) 職員の緊急動員（招集）

- ア 各部長及び班員は、連絡を受けたとき、あるいは災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、ただちに登庁し所定の配備体制につくものとする。
- イ 消防団員を兼ねる職員は、原則として災害対策本部活動を優先させることとする。
- ウ 参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。
- エ 病気その他やむを得ない理由により、緊急動員に応じられないときは、その旨を各部長に届け出るものとする。

また、参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属長に報告する。

- (ア) 鉄道、幹線道路等の状況
- (イ) 建物の倒壊、損傷の状況
- (ウ) 火災の発生、消火活動の状況
- (エ) 被災者及び救助活動の状況

(オ) ライフラインの状況

オ 動員を完了したときは、各部長は人員数を環境防災部長（環境防災課長）に連絡するものとする。

第3節 災害情報の収集伝達

一般災害時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、災害の情報収集及び伝達について定める。

第1 気象特別警報・警報・注意報等の伝達について

1 定義と種類

(1) 定義

- ア 予報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- イ 特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
- ウ 警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
- エ 注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。
- オ 情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 特別警報

- ・ 気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報
- ・ 高潮特別警報
- ・ 波浪特別警報

イ 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
- ・ 高潮警報
- ・ 波浪警報
- ・ 洪水警報

- ・ 海上警報——地方海上警報
 - 海上一般警報
 - 海上風警報
 - 海上濃霧警報
 - その他
(現象名の前に『海上』を付す)
 - 海上強風警報
 - 海上暴風警報
 - 海上台風警報
 - その他
- ・ 水防活動用津波警報 (津波警報又は大津波警報をもって代える)
- ・ 水防活動用気象警報 (大雨警報又は大雨特別警報をもって代える)
- ・ 水防活動用高潮警報 (高潮警報又は高潮特別警報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水警報 (洪水警報をもって代える)

ウ 注意報

- ・ 気象注意報
 - 風雪注意報
 - 強風注意報
 - 大雨注意報
 - 大雪注意報
 - その他の気象注意報 (現象名を冠した注意報)
 - 濃霧注意報
 - 雷注意報
 - 乾燥注意報
 - なだれ注意報
 - 着氷(雪)注意報
 - 霜注意報
 - 低温注意報
 - 融雪注意報
- ・ 高潮注意報
- ・ 波浪注意報
- ・ 洪水注意報
- ・ 水防活動用津波注意報 (津波注意報をもって代える)
- ・ 水防活動用気象注意報 (大雨注意報をもって代える)
- ・ 水防活動用高潮注意報 (高潮注意報をもって代える)
- ・ 水防活動用洪水注意報 (洪水注意報をもって代える)

(注1) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(注2) 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準

(1) 特別警報

現象の種類	現在想定している基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報

大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (浸水害) 表面雨量指数基準 (14) (土砂災害) 土壌雨量指数基準 (117) に到達することが予想される場合。 大雨警報 (土砂災害)、大雨警報 (浸水害)、大雨警報 (土砂災害、浸水害) のように警戒すべき事項が明記される。
暴風	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 (北迫川流域=12.1, 浅見川流域=13.8) に到達することが予想される場合。
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 相馬又は小名浜の潮位が東京湾平均海面 (TP) 上1.1m以上 (暫定基準)。
暴風雪	平均風速が18m/sを超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 平地25cm以上、山沿い30cm以上
地面現象	山崩れ、地滑り等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される。
波浪	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。有義波高が6m以上。
浸水	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、他の気象警報に含めて発表される。

※平地：標高がおおむね300m未満、山沿い：標高がおおむね300m以上

(3) 注意報

大雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準 (10)、土壌雨量指数基準 (74) に到達することが予想される場合。
洪水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 (北迫川流域=9.7, 浅見川流域=11) に到達することが予想される場合。
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により災害が発生するお

	それがあると予想される場合。相馬又は小名浜の潮位が東京湾平均海面（TP）上0.7m以上（暫定基準）。
強風	平均風速が12m/s以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合。
風雪	平均風速が12m/s以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ 平地10cm以上、山沿い20cm以上
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。視程が陸上で100m以下、海上で500m以下。
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。
なだれ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 24時間降雪の深さが40cm以上、又は積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続
浸水	浸水によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合。早霜＋、晩霜期に最低気温がおおむね2℃以下。 注：＋は農作物の成育を考慮し実施する。
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 （夏期）最高、最低又は平均気温が平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 （冬期）最低気温-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続く。
地面現象	山崩れ、地滑り等によって被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。
波浪	風浪、うねり等によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。有義波高が3m以上。

※平地：標高がおおむね300m未満、山沿い：標高がおおむね300m以上

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合。

(5) 記録的短時間大雨情報

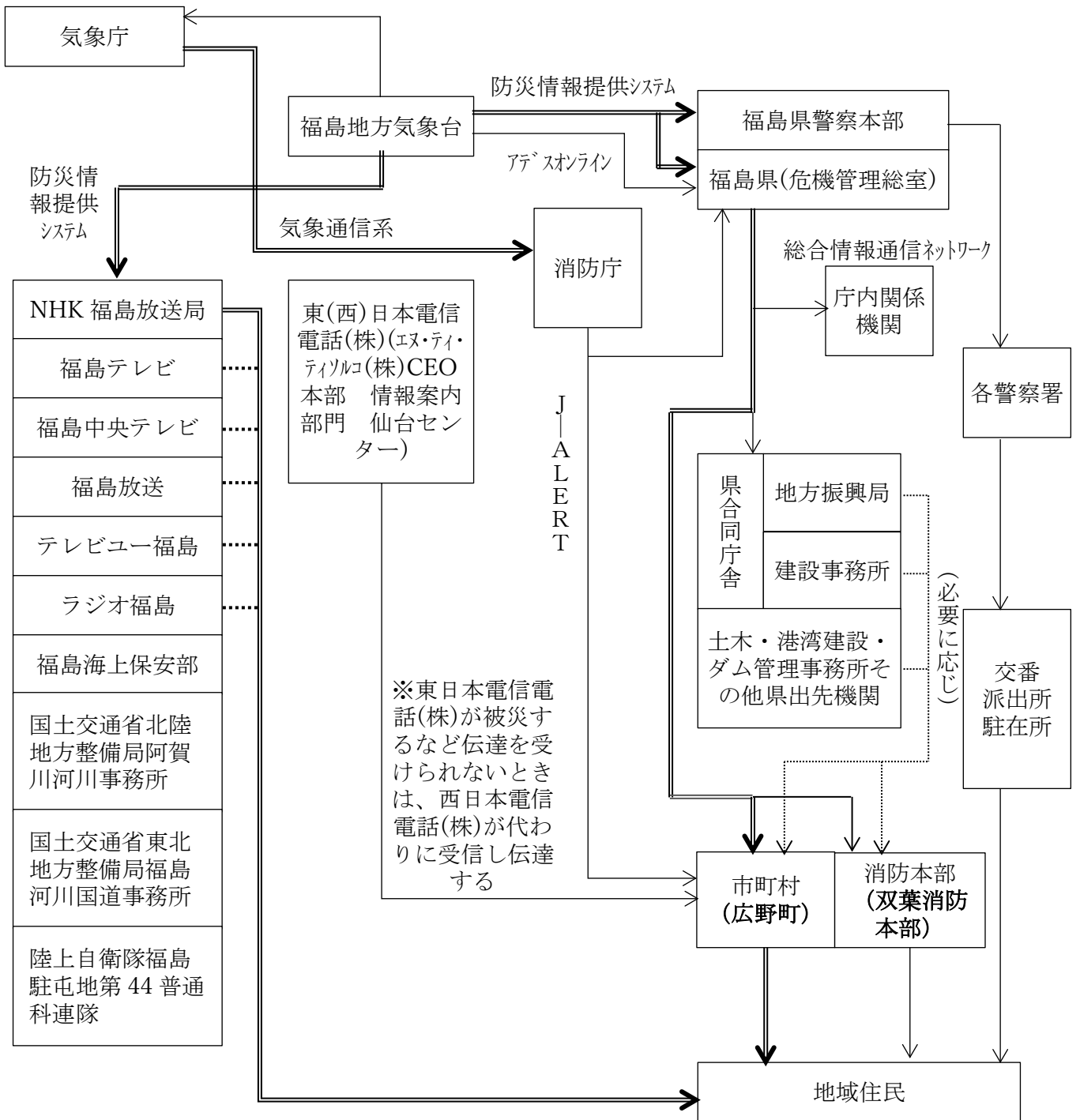
1時間に雨量100ミリ以上を観測した場合。

(6) 竜巻注意情報

竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた場合及び目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断された場合（情報の有効期間は、発表から1時間）。

3 警報・注意報等の伝達系統

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK 福島放送局のみ）

4 特別警報の伝達

- (1) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。
- (2) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市町村に通知する。
- (3) 東(西)日本電信電話(株) ((株)エヌ・ティ・ティ ソルコ情報案内サービス事業本部仙台センタ) は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに市町村に通知するよう努める。
- (4) NHK福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

5 地震後等の警報等暫定基準

- (1) 大雨警報・注意報（土砂災害）
 - ・ 震度5強以上の地震を観測した場合
 - ・ 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

- (2) 洪水警報・注意報

- ・ 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- ・ 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- ・ その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

但し、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

なお、(1)(2)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

第2 被害状況等の収集、報告

1 被害状況調査と報告

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の被害状況について調査を行う。

特に大規模な災害が発生した時、又は発生が予想される時は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

- (1) 災害により被害が発生した場合における各部門の被害状況の把握は、それぞれの所管事項に関し関係各部において掌握するものとする。

被害項目と調査担当部

被害項目	調査担当部
・人的被害	町民税務部
・住家等被害	
・土木関係被害	建設部
・農業関係被害	産業振興部
・水産業関係被害	
・林業関係被害	
・商工業関係被害	健康福祉部
・福祉・介護施設被害	
・公立学校等教育関係施設被害	教育部
・その他の被害（電気通信、鉄道、町有財産等被害）	総務部

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に注意して行う。

- ア 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び地域住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信施設等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。この際、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や位置情報付き写真等の活用を図り、効率的・効果的な情報収集に努める。また、必要に応じて警察署その他の関係機関と緊密な連絡を取り、必要な情報収集を実施する。
- イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (2) 各部においては、掌握した被害の状況をとりまとめ、防災環境部に報告するものとする。
- (3) 関係部長は、所属に直接関係のない被害について応急対策等の措置を要する緊急の報告を受けたときは、これを関係部長に伝達する。
- (4) 各部長が掌握した被害の状況を総務部に報告するときは、「被害状況報告書」（資料編：様式3）により報告することとする。

2 避難、生活支援、応急復旧の状況把握

町は、被災者の安全と生活の確保を図るために、避難時の状況把握と住民の生活状況及び生活支援の状況並びに応急復旧の状況把握を行い、災害後の段階に応じた適切な対策を行う。

(1) 指定避難所の状況等把握

町は、指定避難所の状況等について、関係各課や施設管理者等を通じて把握する。

(2) 被災者への生活支援等状況把握

町は、被災者への生活支援等の状況について、関係各部を通じて把握する。

(3) 応急復旧状況等の把握

被災した施設については、施設を所管する関係各部が被災状況を把握するものとし、水道、下水道、電気、ガス、電話、鉄道、バス等の生活に密着したライフライン施設については、毎日その復旧状況を把握し、災害対策本部に報告する。

3 被害状況等の報告方法

(1) 町及び防災関係機関は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段で以下の経路により、速やかに報告する。

ア 県に対しては、県総合情報通信ネットワークが稼動しており、県防災事務連絡システムにより、被害状況等の報告を行う。

イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

ウ 通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。

エ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部等への通報が殺到する場合は、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県に報告するものとする。

【被害状況の報告先】

県

N T T回線		024-521-7194 024-521-7641	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-810-201-2632 TN-810-201-2636 TN-810-201-7809(防災電話)	(FAX) TN-810-210-5524 TN-810-201-7830(防災 FAX)
	地上系	TN-811-200-2632 TN-811-200-2636	(FAX) TN-810-210-5524

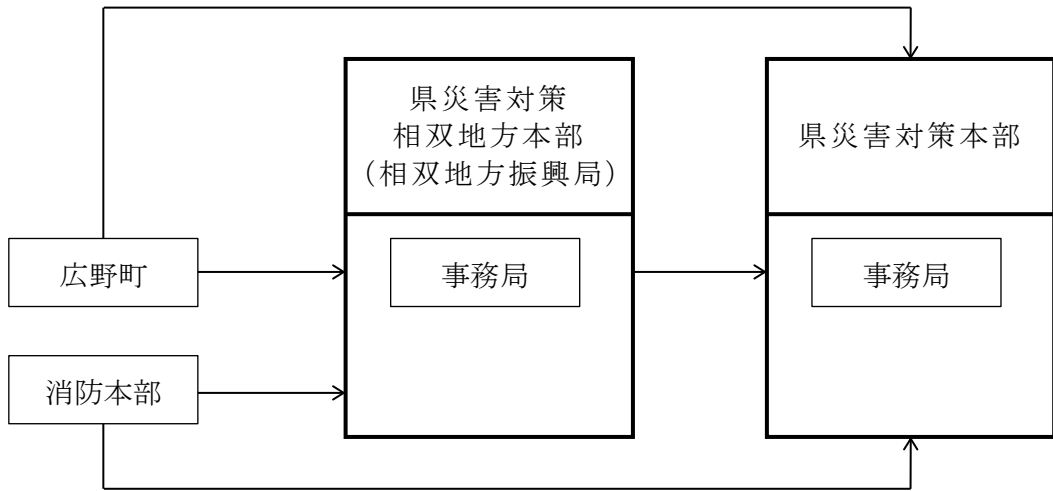
国（消防庁等）

回線別		区 分	平日日中 (9 : 30 ~ 18 : 30)	休日、夜間
		N T T回線	電話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537
地域衛星通信 ネットワーク	電話 F A X	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036	

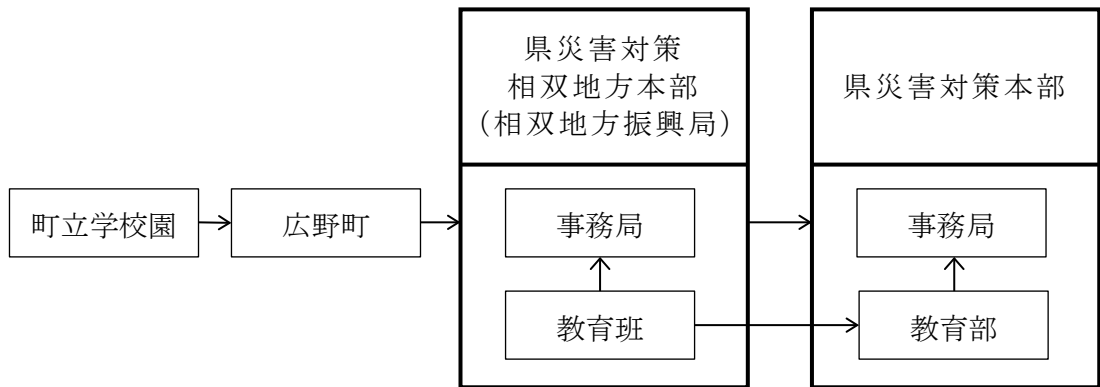
(注) T Nは内線から無線への乗入れ番号

別表 災害情報、被害報告系統図

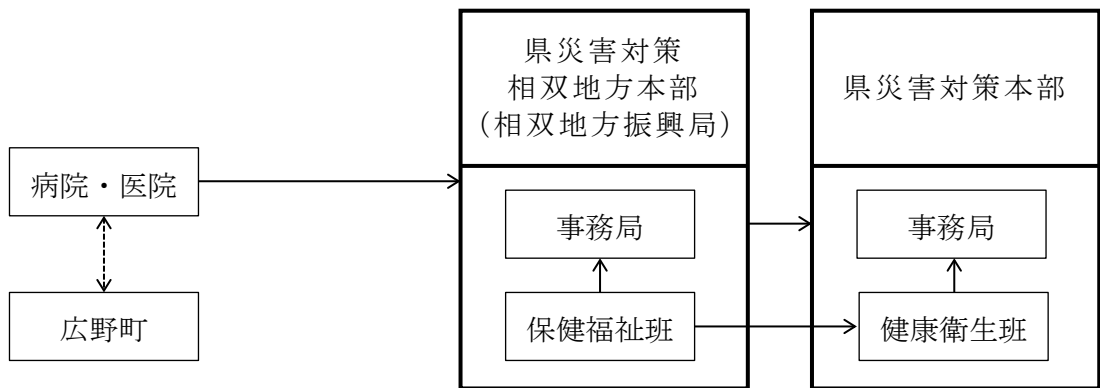
(a) 人の被害、建物被害等



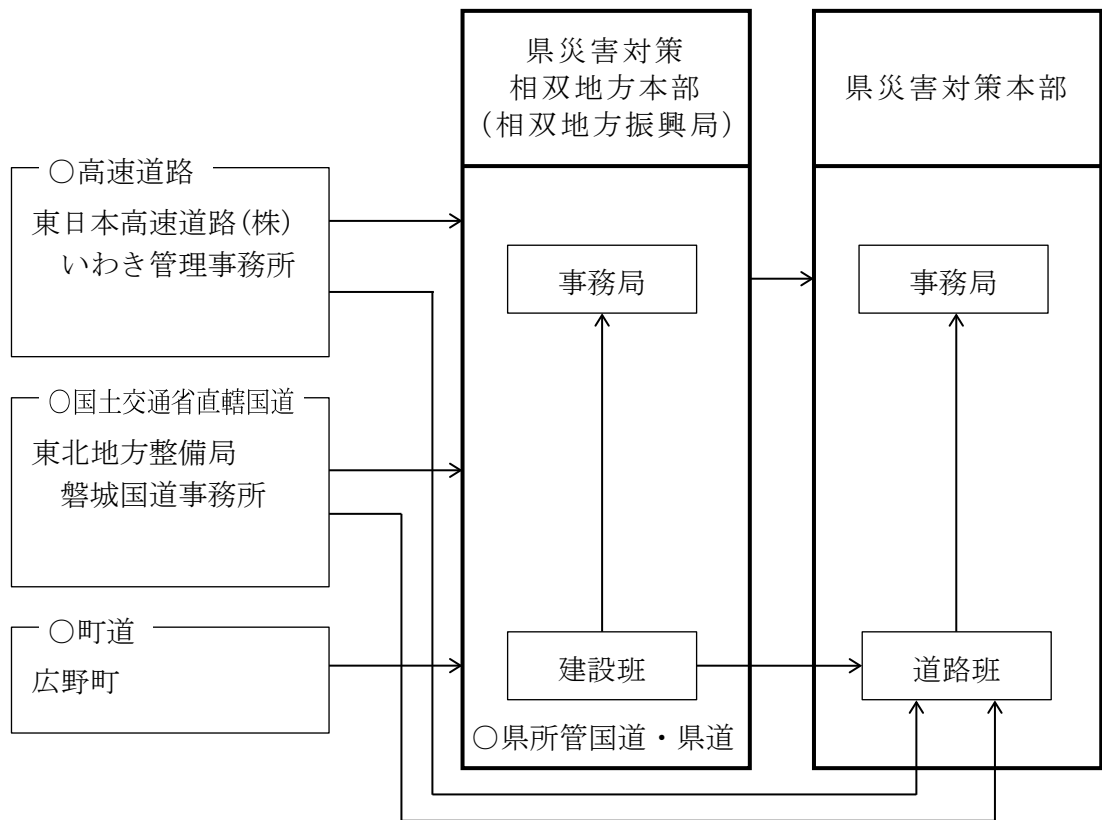
(b) 文教施設被害



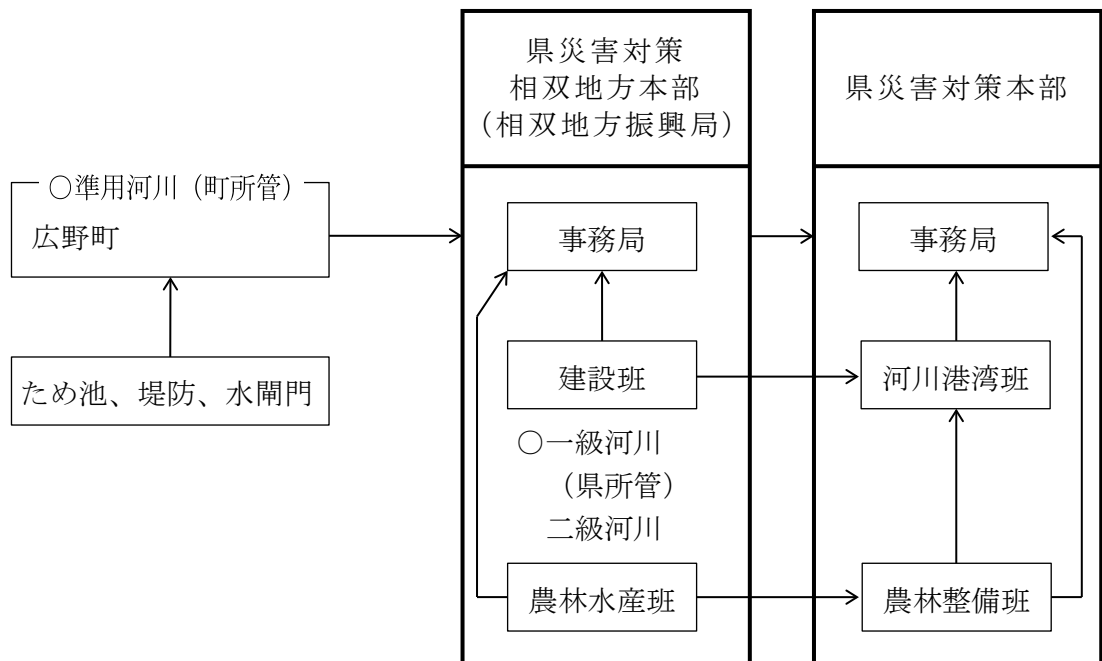
(c) 医療機関被害



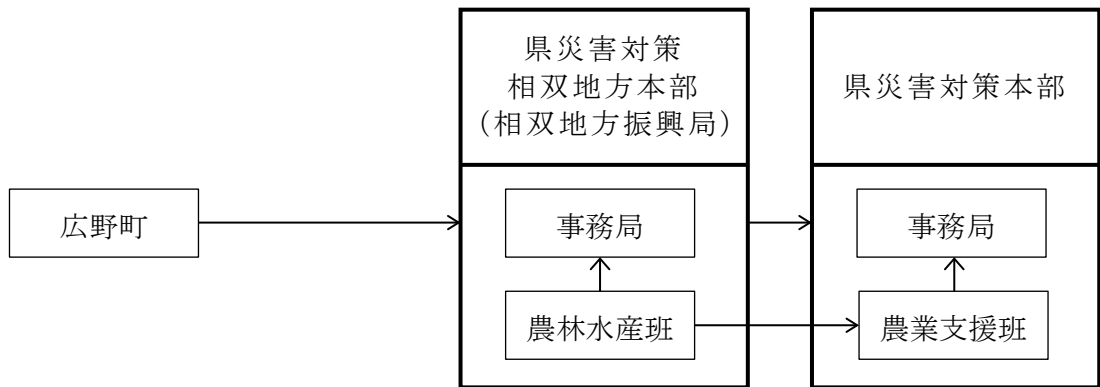
(d) 道路、橋りょう被害



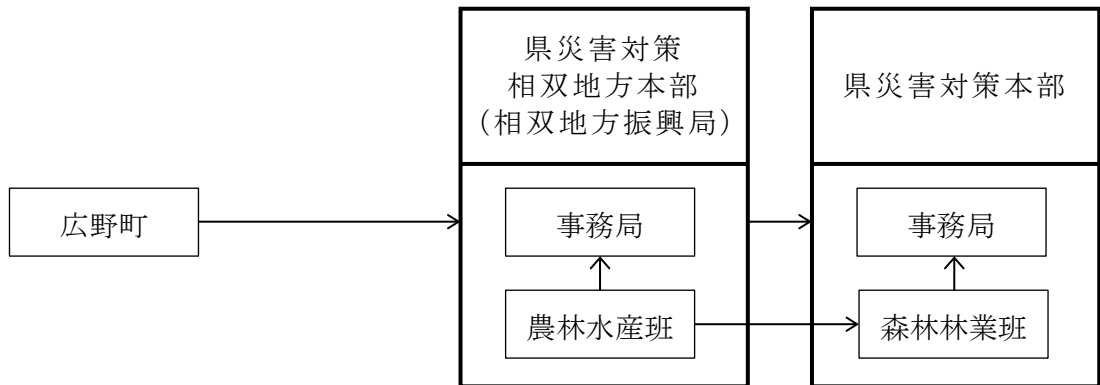
(e) 河川災害、その他水害被害



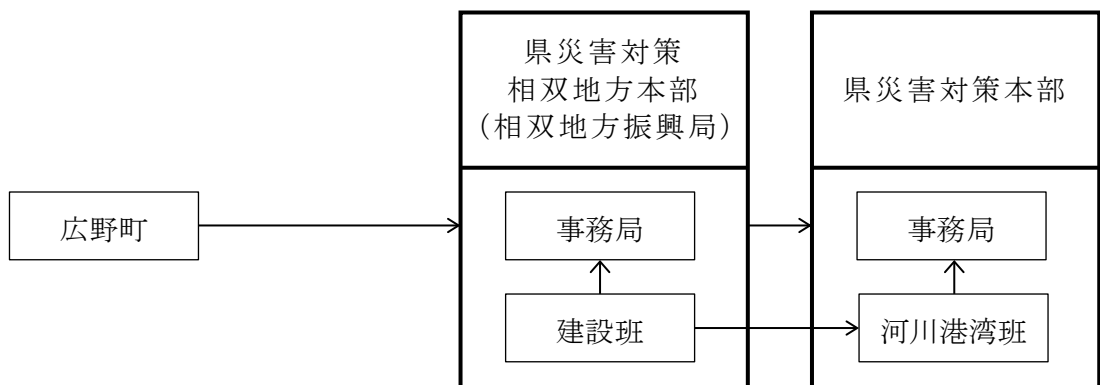
(f) 農産被害、畜産被害



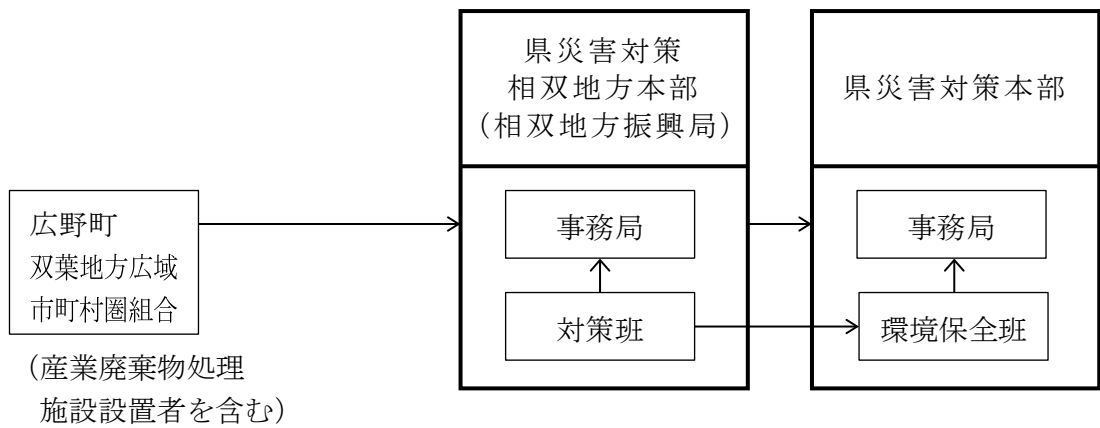
(g) 森林被害



(h) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



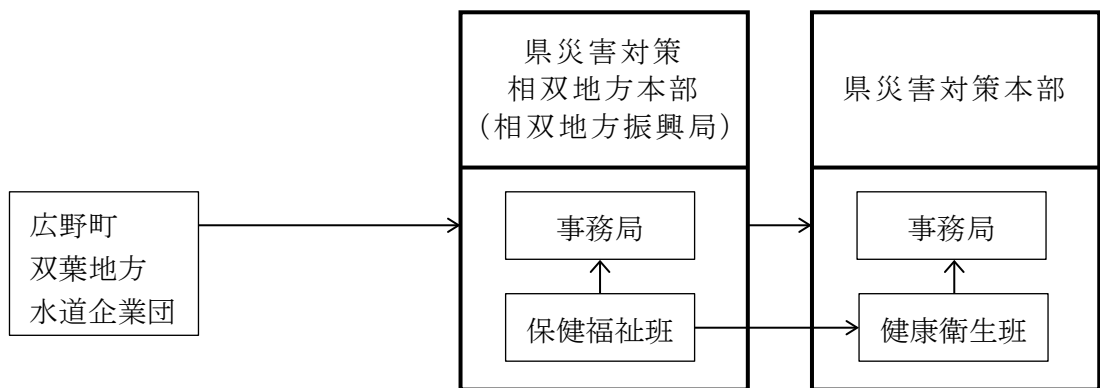
(i) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



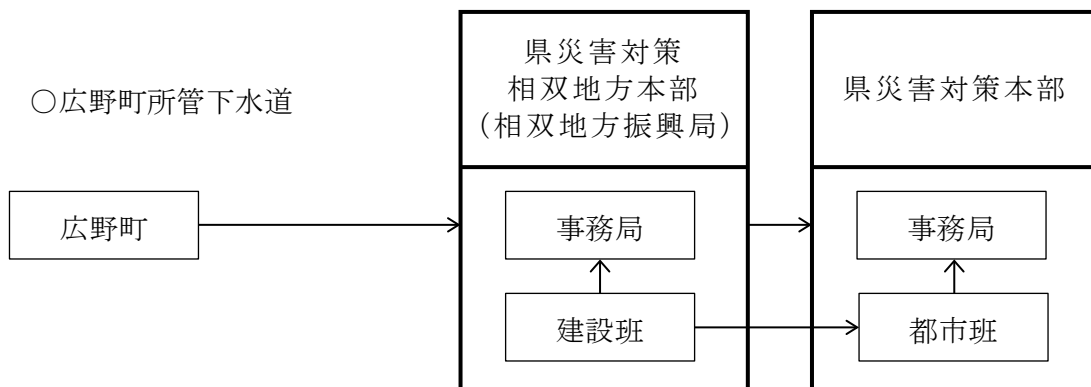
(j) 鉄道施設被害



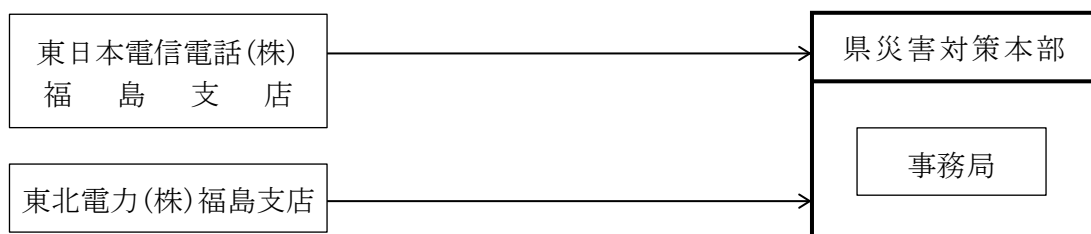
(k) 水道施設被害



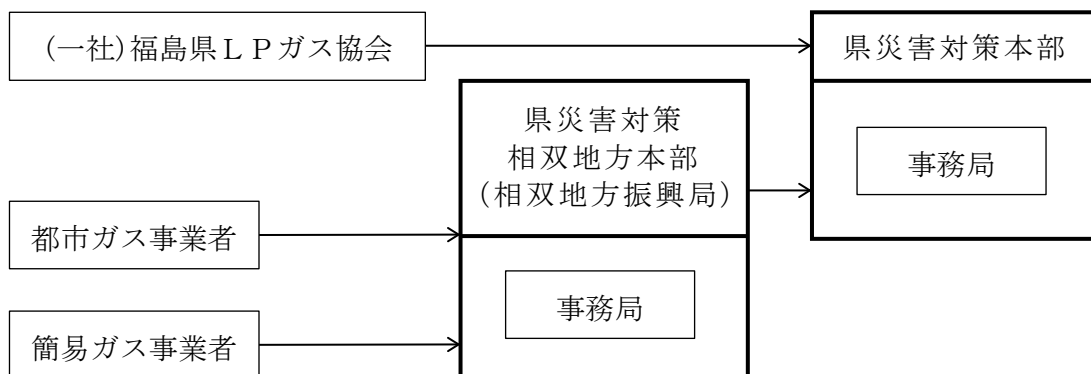
(1) 下水道施設被害



(m) 電話・電力施設被害



(n) ガス施設被害



(2) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、本町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等

関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

- (3) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、国、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- (4) 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、福島地区非常通信協議会所属無線局、又はその他の無線局を利用する。
- (5) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

4 被害程度の認定基準

被害状況等報告基準は、次表に示すとおりである。

	被害区分	判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、2つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取扱う。）
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

	半壊	住家のその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、こども園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

5 報告の種類等

町は、県（災害対策本部総括班、情報班）に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町からの報告の種類及び方法は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の方法

報告は、「福島県防災事務連絡システム」を用いて行う。

第3 情報の共有と分析

町災害対策本部の各部・各班は、被害情報など収集された情報を、所定の被害状況報告様式を用いるなどして、必要に応じて本部長その他関係各部へ共有するものとする。また、情報収集及び対応の状況を時系列で示す対応経過表（クロノロジー）として記録し、他部・班はもとより交代要員への情報共有を効率的・効果的に行うよう努める。

本部長は、各部より収集した情報について直ちに関係各部長等を集め、分析、検討するものとする。

第4節 通信の確保

災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信施設の被害対応

(1) 町防災行政無線の応急復旧

町は、防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

(2) 通信機器の応急調達

町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、県、近隣市町村、東北電気通信監理局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局、警察本部、東北電力(株)福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時

の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第5節 相互応援協力

被災していない他の市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うために、広域相互応援について定める。

第1 県と町の相互協力

1 県等への応援要請

町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求める。

2 他の市町村への要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し、応援を求めることができる。その場合の応援の要請手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準じて行う。

3 要請の方法

町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職員の職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

第2 国に対する応援要請

1 指定地方行政機関への要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害普及対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 職員応援派遣要請手続き

町長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

町長又は消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に連絡し、応援を要請する。

第4 民間事業者との災害時応援協定

町長は、締結した災害時応援協定に基づき、民間事業者・団体に応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備するものとする。

第5 公共的団体等との協力

町長は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

1 協力要請事項

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること

- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること

2 応援協力を要請する主な民間団体等

- (1) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
- (2) 医師会、歯科医師会及び建築士会等の職業別団体
- (3) 自主防災組織や町に対し奉仕活動を申し入れた団体

【応援協力を要請する団体等名及び協力業務内容】

協力要請団体	協力要請業務
福島さくら農業協同組合	生活物資の供給協力に関すること
広野町商工会	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」による
広野町建設業組合	重機等を利用した救出、障害物除去作業に関すること
広野タクシー（有）	被災状況等の収集及び伝達に関すること
（一社）双葉郡医師会	被災者の救急、医療に関すること
双葉郡歯科医師会	被災者の救急、医療に関すること
広野郵便局	「災害時における広野郵便局、広野町間の協力に関する覚え書き」による
（株）J E R A 広野火力発電所自主防災組織	消防に関すること
N P O法人 コメリ災害対策センター	「災害時における物資供給に関する協定」による
清水建設株式会社	「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」による
セブン・イレブン福島広野町店	「災害時における物資供給に関する協定」による
東北技研工業（株）ニューヤマ ザキデイリーストア広野みらい いオフィス店	「災害時における物資供給に関する協定」による
第24行政区組合苗代替防災会	地区住民の防災に関すること
広洋台防災隊	地区住民の防災に関すること
広野町社会福祉協議会	介護、要配慮者の支援に関すること
広野町赤十字奉仕団	被災者に対する炊き出し、救援物資配分等への協力に関すること
広野町婦人会	被災者に対する炊き出し、救援物資配分等への協力に関すること
広野町食生活改善推進協議会	被災者に対する炊き出し、救援物資配分等への協力に関すること
広野町防犯協会	治安維持の協力に関すること
双葉地方森林組合広野事業所	森林の被害調査及び応急復旧に関すること

第6節 災害広報

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町が、県、防災関係機関及び報道機関等と協力して行う広報活動について定める。

第1 基本方針

1 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災地住民及び町内外の関係者に正確な情報を提供することにより、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業への社会的な協力を促進する効果もある。

2 広報活動の対象者

広報活動により提供される被災地の情報を最も求めているのは、直接的な被災者である被災地の住民及び滞在者であるが、被災地外の被災地関係者もその情報を求めていることに留意する必要がある。

3 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する必要がある。

第2 町による広報活動

町は、防災関係機関と調整を図り、下記のとおり被災者等に対する直接的な広報活動広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することとする。

1 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ア 避難の勧告・指示に関すること。
 - イ 受け入れ施設に関すること。

- ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関する情報
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関する情報
 - ウ 電気、水道の復旧に関する情報
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関する情報
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関する情報
 - ウ 防疫に関する情報
 - エ 臨時災害相談所の開設に関する情報
 - オ 被災者への支援策に関する情報

2 広報手段

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 町内会等を通じた情報伝達
- (3) 住民相談所の開設
- (4) 県を通じた報道依頼
- (5) 記者会見等による報道機関を通じた広報
- (6) 町防災行政無線、LED防災情報表示システム及びインターネットの活用

3 広報活動実施上の留意点

- (1) 町は、収容避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて掲示と音声の組み合わせ、文字放送テレビの設置、手話通訳者及び誘導員の配置等の措置を講ずる。
- (2) 町は、外国人の被災者のために、必要に応じ、関係機関と協力して、通訳の配置、外国語による放送等の措置を検討する。
- (3) 町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。
- (4) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める事項について、原則として災害対策本部広報責任者の立会いのもと、速やかに実施するものとする。なお、発表事項については事前に防災関係機関と十分に調整を図ることとする。また、対策活動への支障が出ないように、報道機関に対しては、記者会見室等を設けて定期的に情報提供等を行う。

第3 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、ホームページの開設や情報の掲載の代行を支援する市町村に依頼し、迅速に情報を発信する。

第4 広聴活動

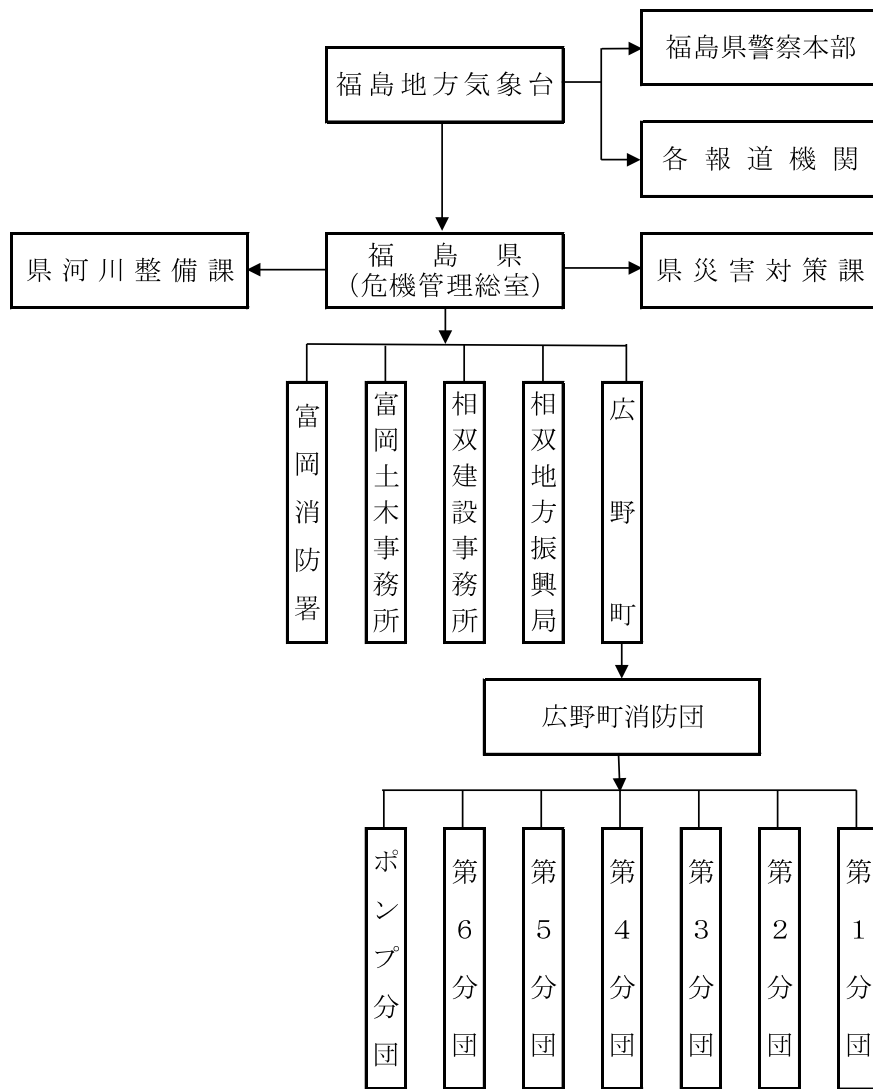
- 1 町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。
- 2 ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口の設置に努めるものとする。

第7節 水防計画

風水害時に予想される被害（低地への湛水、河川・湖・ため池・ダム等の溢流、河川・湖・ため池・ダム等の護岸、氾濫による被害、堤防の損壊による被害等）の軽減を図り、迅速・適切な水防対策を行う。

- 1 水防管理団体として、町が風水害による被害が発生する（又はそのおそれがある）場合に実施する事項は、以下の通りである。
 - (1) 水位の通報
 - (2) 水防団及び消防本部の出動準備又は出動
 - (3) 警戒区域の設定
 - (4) 警察官の援助の要求
 - (5) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請
 - (6) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置
 - (7) 避難のための立ち退きの指示
- 2 水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間の水防活動は、別に定める『広野町水防計画』による。

「水防用気象予報伝達系統図」



第8節 救急・救助

一般災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、消防本部等及び医療機関等が連携して行う、迅速かつ適切な救急・救助活動について定める。

第1 要救助者の通報・搜索

1 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた人並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生き埋め者等救護すべき人を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部等、警察又は福島海上保安部等関係機関に通報する。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要な場合には、その旨も併せて連絡する。

2 要救助者の搜索

消防本部等及び警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生き埋め者を搜索する。道路が損壊している場合には、バイクや自転車による機動的な搜索を行う。

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- 3 自主救助活動が困難な場合は、消防本部又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- 4 救助活動を行うときは、可能な限り、町、消防本部、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

第3 町及び消防本部等による救助活動

1 町及び消防本部等の救助活動

町は、消防本部等と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。

2 対象者

災害によって生命・身体に危険が及んでいる人、及び生死不明の状態である人で、お

おむね次のような場合に該当する者とする。

- (1) 増水した河川に転落したような場合
- (2) 崖崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きになったような場合
- (3) 流出家屋とともに流され、孤立し、又は取り残されたような場合
- (4) 行方不明の人で、諸般の情勢から判断して生存していると推定される者
- (5) 行方は判っているが、生存しているか否か明らかでない場合
- (6) その他、特に本部長が救助を必要と認めた者

3 実施方法

(1) 陸上での救助

- ア 町職員、警察官、消防本部等、地区住民等により救出隊を編成する。
- イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。
- エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、自衛隊等防災関係機関の出動を要請するほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
- オ 救出現場には、負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- カ 被災者救出後は、消防本部は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
- キ 消防本部は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。
- ク 救助の状況については、逐次、県へ報告する。

(2) 海上での救助

海上での救助対策を行う必要が生じたときは、福島海上保安部や漁協等に連絡をとり、応援を要請することとし、あらかじめその方法について定めておくものとする。

(3) 医療機関の受け入れ状況の確認

消防署は、最寄りの救急病院等と連絡をとり、重傷者等の受け入れの可否を確認する。県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受け入れ可否等の情報を消防等関係機関に連絡する。

4 災害救助法の救出の実施基準

(1) 救出費用

救出に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(2) 救出実施期間

災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5 その他

町長は、消防団体等を主体とした救出班の編成及び救出に必要な車両、舟艇その他機械器具の調達を把握しておき、災害により救出を要する事態が発生した場合は、警察機関等との密接な連携の下に直ちに救出にあたり、その状況について県に報告するとともに、次の帳簿類を整理するものとする。

- (1) 被災者救出状況記録及び修繕簿
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出費関係支払証拠書類
- (4) 救助実施記録日計表

（*注：様式については「資料編：様式4」参照）

第4 応援要請

1 消防本部への出動要請

町及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、消防組織法第39条に基づき締結された「福島県広域消防相互応援協定」により、県内他地域の消防本部へ応援要請を行うとともに、必要に応じ、県を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、出動が可能な場合は直ちに応援出動する。また、大規模災害発生時には自主的に出動準備し、必要と判断されたときは、応援要請を待たずして自主的に応援出動するものとする。

2 県への応援要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県（災害対策本部広域応援・避難班）に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 自衛隊への派遣要請

大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断した場合には、県を通じて、自衛隊法第83条第1項に基づき、陸上自衛隊福島駐屯地に部隊の派遣を要請する。

4 民間組織への協力要請

町は、必要と判断した場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して生き埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

第5 救助活動の実施

1 緊急通行路の確保

警察機関の協力により、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急通行路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

2 救助隊の誘導

自主防災組織の協力を得ながら、消防本部等及び警察は、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

3 救助活動の実施

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した人は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護に努めなければならない。また災害の現場で消防本部等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じなければならない。

- (1) 自主防災組織は、通行人等とも協力して速やかに救助活動を実施する。
- (2) 消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途中に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織を指導し、その協力を得て救助活動を実施する。
- (3) 消防本部、警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力も得ながら、連携して迅速な救助活動を展開する。
- (4) 町又は消防本部等の県への要請、又は県自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災ヘリコプターを運用し消防防災航空隊が派遣される。消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。
- (5) 福島海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救急・救助活動等についての支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受け入れ体制等について定める。

第1 自衛隊の災害派遣要請基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- 1 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- 2 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- 3 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動（空中消火を含む。）
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- 11 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- 12 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

- (1) 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- (2) 大津波警報の発令に伴い、沿岸部に大規模な災害の発生が急迫している場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (3) 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動のおそれが高く切迫した状態で、噴火警報（レベル5「避難」又はレベル4「避難準備」）が発令された場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。
- (4) 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。

13 その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第3 自衛隊災害派遣の要請手続き

1 町からの災害派遣要請の要求

町長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにした文書により、相双地方振興局長を経由し、知事へ要求する。

ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接、知事へ要求する。

なお、この場合、速やかに相双地方振興局長へ連絡する。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接、知事へ要求する。

なお、この場合、速やかに相双地方振興局長へ連絡する。

- (1) 提出（連絡）先 県災害対策課（相双地方振興局経由）
- (2) 提出部数 2部
- (3) 記載事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

2 町から直接の災害派遣要請

町長は、前項の要求ができない場合は、直接、陸上自衛隊福島駐屯地の担当部隊長へ災害の状況を通知することができる。この場合、速やかにその旨知事へ通知する。

なお、通知を受けた部隊長が、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認めるときは、人命又は、財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

※〔派遣要請窓口〕陸上自衛隊福島駐屯地 陸上自衛隊第44普通科連隊 第3科

Tel 024-593-1212 内線 237 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-01)

時間外 福島駐屯地当直司令 内線 302 (県総合情報通信ネットワーク 811-280-02)

防災行政無線 280-02

3 福島県知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等

(1) 知事は、自ら収集した情報、警察本部の災害情報及び自主的な活動による自衛隊の災害情報等に基づき、自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、市町村長からの派遣要請依頼がない場合であっても、関係自衛隊に対し直ちに災害派遣を要請する。

(2) 派遣要請は、自衛隊法施行令第106条に基づき、次の事項を明らかにした文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 知事は、事態の推移により、災害派遣を要請しないと判断した場合は、直ちにその旨を関係する自衛隊に連絡することとなる。

第4 自衛隊の自主派遣

1 部隊長は、町、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況の収集活動を行う。

また部隊長は、収集した情報を上級部隊に速報するとともに、必要な情報を速やかに町、県及びその他関係機関へ伝達する。

2 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、災害派遣隊区担当部隊長は、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準による判断に基づいて部隊等を派遣できる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
 - (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
 - (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること
- 3 自衛隊は、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整の下に、適切かつ効率的な救援活動の実施に努めることとなる。
 - 4 知事等の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなされる。

第5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

- 1 各自衛隊が、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項について防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに県災害対策課に連絡される。
 - (1) 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
 - (2) 指揮官の官職及び氏名
 - (3) 部隊の受け入れに必要な体制
 - (4) その他必要な事項
- 2 県災害対策課は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の市町村にその内容を連絡することとなる。

第6 自衛隊災害派遣部隊の受け入れ体制の整備

1 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町長は、知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

2 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り先行性があり、調整の取れた作業計画を定めるとともに、常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するものとする。また、諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容

- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業実施に必要な図面の確保
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
- (5) 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

4 受け入れ施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

(1) 派遣部隊本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

(2) 宿舎

(3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

(4) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

なお、町内の臨時ヘリポートは、広野町総合グラウンドである。

(5) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

第7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第8 自衛隊災害派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合又は部隊

が派遣の必要がなくなつたと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第10節 避難計画

一般災害や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

第1 住民等の自主的な避難

1 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実には被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

2 町の支援措置

町は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設開放等の措置を行う。

第2 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での待避等安全確保措置の指示を行う。

1 実施の責任者及び基準

避難の「勧告」及び「指示」は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、原則として町長が行う。町長は、管轄区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて地元警察署長及び消防署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ地域住民を避難させる必要がある。避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための

行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、避難勧告等について、避難勧告等の判断基準を基に、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等を検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、住民に危険が切迫する等急を要する場合で、町長が避難の勧告・指示を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次のとおり警察官等が避難の指示等を行うことができる。この場合、警察官等は、避難の指示等を行った旨を速やかに町長に通知する。

【実施責任者と実施の一般基準】

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	町長	住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
	止法第25条)		
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第29条）	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官（災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	町長が避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官（警察官職務執行法第4条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

町長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難勧告等を発令するものとする。

順位 避難勧告等の発令者

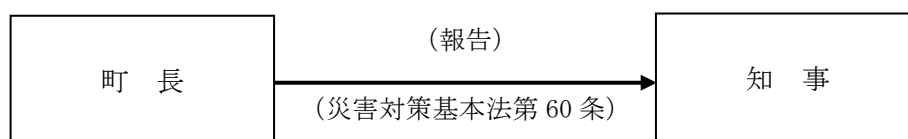
第一順位 副町長

第二順位 教育長

第三順位 総務課長

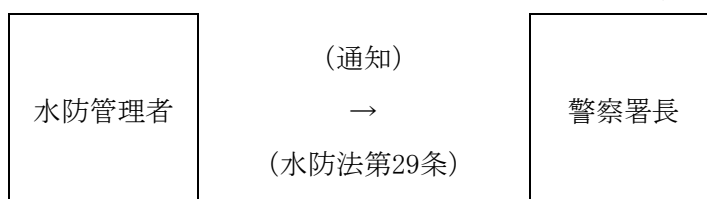
【実施した場合の報告】

(1) 町長

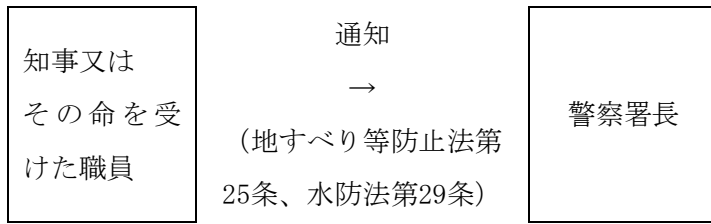


(注) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

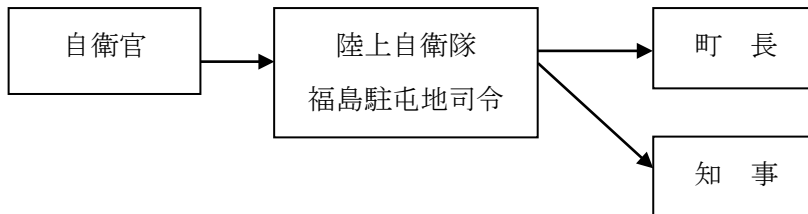
(2) 水防管理者、知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）



(3) 知事又はその命を受けた職員

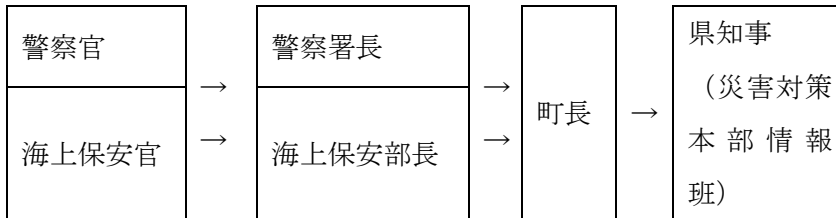


(4) 自衛官

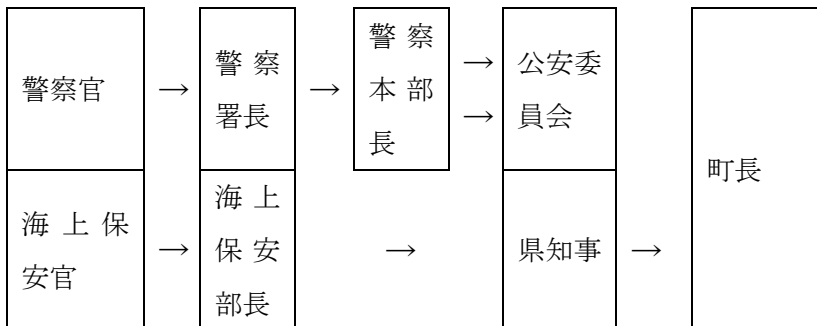


(5) 警察官又は海上保安官の措置の報告系統

ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



2 災害種別の避難勧告等の判断基準

(1) 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、洪水警報の危険度分布があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値がある。

判断基準	区分
<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 河川の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 	避難指示（緊急）

<ul style="list-style-type: none"> ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過し、引き続き水位上昇のおそれがある場合（洪水警報の危険度分布「薄い紫色」） ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	避難勧告
<ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に到達し、さらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し、引き続き水位上昇のおそれがある場合（洪水警報の危険度分布「赤色」） ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	避難準備・高齢者等避難開始

なお、河川ごとの具体的な水位は、水防計画を参照のこと。

(2) 土砂災害

土砂災害に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）がある。

判断基準	区分
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況で土砂災害警戒基準に到達」した場合「濃い紫色」 ・土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害が発生した場合 ・山鳴り、流木等の流出の発生が確認された場合 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民等に促す必要がある場合 	避難指示（緊急）
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合（土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合「薄い紫色」） ・大雨警報（土砂災害）が発表されており、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 	避難勧告
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報が発表されている状況下で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した 	避難準備・高齢者等避難開始

場合「赤色」 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	
---	--

(3) 高潮

高潮に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、台風情報、高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報がある。

判断基準	区分
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・水門、陸閘等の異常が確認された場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 	避難指示（緊急）
<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表されており、高潮注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表され、高潮注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合（暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意し、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する） 	避難勧告
<ul style="list-style-type: none"> ・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域にかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 	避難準備・高齢者等避難開始

3 指定行政機関等による助言

町は、避難の勧告、指示又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難勧告等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- (1) 水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）
- (2) 土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）
- (3) 高潮災害：福島地方気象台、河川・海岸・港湾管理者（県河川港湾総室、相双建設事務所等）

4 避難のための勧告及び指示の内容

町長等避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

5 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退きの勧告及び指示、立退き先の指示又は「屋内安全確保」を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難勧告・指示、「屋内安全確保」の指示の有無
- (イ) 避難勧告・指示、「屋内安全確保」の指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難及び「屋内安全確保」の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

町長は、自ら避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町地域防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 県の措置

県は、町又は他機関から避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示の通知を受けた場合、あるいは災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったため、自ら避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行った場合、さらには地すべり防止法又は水防法に基づき、自ら避難の指示を行った場合は広報を行う。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

6 避難勧告等の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

町は、土砂災害に関する避難勧告等の解除に関して、必要に応じて県等に助言を求め
るものとする。

第3 避難勧告・指示の伝達方法

避難に関する情報の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施する
が、おおむね次の方法によるものとする。

種 別	伝 達 方 法
避難準備・高齢者等避難開始	口頭、拡声器、無線機、広報車、町防災行政無線、緊急速報メールにより実施し、サイレン、警鐘は使用しない。
避難勧告 避難指示（緊急）	① 町内の全伝達系統を通じて行う。 ② 非常用サイレン、警鐘、広報車等により周知を迅速にする。 ③ できるだけ住民に恐怖心を起こさせないように措置するとともに、火災等の予防についても注意を与える。

第4 避難の誘導

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

1 避難誘導員

避難勧告又は避難指示（緊急）が出された場合は、避難誘導員（本部職員、消防団員等）は、避難所に住民を誘導する。

2 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難の順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。特に夜間の場合は、照明等によって誘導の安全を確保する。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受け入れ先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

4 避難場所及び避難経路

町は、避難に当たってその直前に、避難場所・避難経路の安全性を確認することとする。

また、警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

5 その他の避難上の留意事項

- (1) 戸締り、火気の始末
- (2) 観光客等の滞在者は地域の実情に詳しくないため、観光施設の管理者の協力を得たり、消防職団員等を主な観光ポイントに派遣するなどして、万全を期すよう指導するものとする。

第5 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

- (1) 町長（災害対策基本法第 63 条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第 63 条、警察官職務執行法第 4 条、消防法第 28 条及び第 36 条）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第 63 条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第 28 条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第 63 条、(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第 73 条、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関、県（河川港湾班、相双建設事務所）に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、次のとおり警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の処置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

4 警戒区域設定の周知

町長等警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、次のとおり関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

- (1) 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立ち入り禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示し、避難等に支障がないよう措置しておくものとする。
- (2) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
 - ア 設定の理由：警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。
 - イ 設定の範囲：「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落

名等をなるべくわかりやすく周知する。

第6 避難行動要支援者等対策

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町及び県は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、消防本部等、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導

する。

必要に応じて、他の病院等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防本部等及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第7 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

(1) 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受け入れ先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報を基に、避難者の受け入れが可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受け入れ先市町村との調整を行う。

(2) 町の役割

町は、大規模災害による広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(3) 他市町村からの受け入れ

町は、広域避難を受け入れる際、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

2 県外避難の調整

県は、町からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受け入れ先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受け入れ元と受け入れ先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施にあたる。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

町又は県は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防本部等、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第1 1 節 避難所の設置・運営

第1 避難所の設置

1 避難所の安全性の把握

指定避難所については、開設する前に災害による被害の有無を確認し、被害のない施設でかつ安全性の高い施設を開設するものとする。

2 避難所の開設

町長は、町地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受け入れ状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

【開設報告事項】

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び受け入れ人員
- (3) 開設期間の見込み

3 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察、自衛隊、海上保安部等関係機関に連絡する。

4 避難所における措置

避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の受け入れ
- (2) 被災者に対する給水、給食措置
- (3) 負傷者に対する医療救護措置
- (4) 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- (5) 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入力する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図る。）
- (6) その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

5 その他の施設等の利用

町長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等を行うほか、県へ野外受け入れ施設（テント等）の仮設又は技術指導を要請し、避難所を開設する。

第2 避難所の運営

1 避難所運営体制

(1) 職員の派遣等

避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

なお、警察本部は、避難所における安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて、(一社)福島県警備業協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請するものとする。

(2) 被災者による自主的運営

町や施設管理者は、避難所において、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織（避難所運営管理チーム）を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

(3) 様々な支援者等との連携

町は、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担の下に教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(4) 避難所運営の改善

町は、避難所の運営状況について、県と連絡調整を密に行うとともに提供される避難所運営の優良事例を他の避難所に積極的に提供し、避難所運営の改善を促進する。

2 避難所における情報提供

町は、避難者に被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、掲示板の設置やチラシの配布等により情報を提供する。また、特殊公衆電話やテレビを避難所に設置する。

3 物資・サービス等の提供

町は、避難所のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供するとともに、避難所

は地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮する。また、日本赤十字社による奉仕団等の支援機関を避難所に派遣しての物資・サービスの提供も考慮する。

初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
- (2) 毛布
- (3) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）
- (4) 医薬品
- (5) 生理用品
- (6) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）
- (7) 簡易トイレ
- (8) 飲料水

4 避難所におけるペットへの対応

町は、県、福島県獣医師協会等の協力を得つつ、飼い主とともに避難（同行避難）したペット等について、その適正な飼養に関する指導・助言等必要な措置を行うとともに、各避難所におけるペット受け入れスペースの確保等を行うなど、動物の愛護と環境衛生の維持に努めるものとする。

第3 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

第4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

1 設備の整備

町は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

- (1) 簡易ベッド、畳、マット、カーペット
- (2) 間仕切り用パーティション
- (3) 冷暖房機器
- (4) 洗濯機・乾燥機
- (5) 仮設風呂・シャワー
- (6) 仮設トイレ

- (7) テレビ・ラジオ
- (8) インターネット情報端末
- (9) 簡易台所、調理用品
- (10) その他必要な設備・備品

2 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。

3 避難所運営に関する留意点

町は、避難所運営に当たって次の点に留意し、県に積極的な支援を要請するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

(1) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じた生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、寒冷期においては、暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

(2) 衛生、給食及び給水等対策

ア 入浴、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

イ 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

(3) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(4) 各機関への協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて県に対し、日本赤十字社福島県支部、福島県医師会、栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。

(5) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守

ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

第5 要配慮者対策

1 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの

配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋等の福祉避難スペースを別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するほか、避難者同士による見守り体制、児童・生徒などによるサポート体制など、住民の共助による支援体制等の構築を図り、よりきめ細やかな支援を行えるよう配慮するものとする。

3 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

4 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

5 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

第6 指定避難所以外の被災者への支援

1 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。また、車中泊避難者に対するエコノミークラス症候群予防の呼び掛けなど、被災生活における健康管理上の注意喚起等に努めるものとする。

2 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点から、指定避難所に移転するよう求める。

第12節 医療（助産）救護

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、1人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

第1 被害状況及び診療状況の把握

町は、県（保健福祉事務所）と連携し、医師会等関係団体・機関の協力を得て、次の事項について速やかに情報収集を行うとともに、医療機関、医療救護所、搬送機関及び住民等に適宜提供し、円滑な医療提供に資する。

- 1 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- 2 被災地内外の医療機関の診療状況及び隣接県の医療機関の診療状況
- 3 医療救護所の設置状況

また、広域災害救急医療情報システムやFAX等が不通となり医療機関が保健福祉事務所に被害状況や活動状況を報告できない場合は、町は防災行政無線により報告の支援を行う。

第2 医療（助産）救護活動

町、県及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

1 町

町は、町内の病院及び（一社）双葉郡医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

(1) 医療・助産の対象

- ア 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。
- イ 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失ったものに対して行うものとする。

(2) 医療救護班の編成

ア 医療及び助産の実施は、災害の状況に応じ被災者への医療及び助産を実施するため、医療機関の協力を得て、次のとおり医療救護班を編成し行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行うものとする。また、医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。

- ・ 医師1名、看護師1名、連絡員1名をもって編成する。

- ・ 医師は町医を委嘱する。
- イ 医療救護班は、その使用する医薬品、衛生材料等を携行するものとする。
- ウ 町医療救護班で不足の場合は、県の応援を要請するものとし、その場合においては、医療救護班を包含し編成するものとする。
- エ 医療救護班の業務内容
 - ・ 診療（死体検案を含む。）
 - ・ 応急処置、その他の治療及び施術
 - ・ 分べんの介助及び分べん前後の処置
 - ・ 薬剤又は治療材料、その他の衛生材料の支給
 - ・ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
 - ・ 看護
 - ・ その他医療（助産）救護に必要な措置
- オ 救護所の設置
 - ・ 医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置するものとする。
 - ・ 救護所設置場所は、避難所として利用できる施設をあてる。
- カ 医療器具、医薬品等の調達

医療及び助産の実施のため必要な医薬品、衛生材料等が不足する場合は、医療救護班において、町内の関係業者から調達するものとする。なお、町内において医薬品等の調達が困難な場合は、『福島県災害時医薬品等供給マニュアル』により、県に供給要請を行う。

(3) 県への要請

町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認めたとき、又は災害の程度により町的能力をもってしては十分ではないときは、県に対し、迅速・的確な医療（助産）救護について要請を行う。

2 県及びその他機関

(1) 県

- ア 避難所等への救護所の設置
- イ 災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班の派遣と関係機関への協力要請
- ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容
 - (ア) 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
 - (イ) 各DMAT本部における統括及び本部業務
 - (ウ) 被災地内病院における診療等（病院支援）
 - (エ) 消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）

- (オ) 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）
- (カ) 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送（航空搬送）等

エ 医療救護班の業務内容

- (ア) 診療（死体検案・身元確認を含む。）
- (イ) 応急処置、その他の治療及び施術
- (ウ) 分べんの介助及び分べん前後の処置
- (エ) 薬剤又は治療材料の支給
- (オ) 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- (カ) 看護
- (キ) その他医療救護に必要な措置

オ 県は、災害対策本部救援班への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。

また、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班による活動と並行して、また災害派遣医療チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないように、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

カ 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を求めるものとする。

キ 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

(2) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部

- (ア) 県の要請に基づき、災害対策本部救援班に職員を派遣するとともに、医療救護班を派遣して救護活動を行う。
- (イ) 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

(ウ) 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、当県支部と同様の取扱いとする。

イ 福島県医師会、福島県歯科医師会、福島県看護協会

(ア) 町及び県からの協力要請があり、その必要を認めるときは、(一社)双葉郡医師会及び看護協会支部に救護活動を要請する。

(イ) 医療救護班の業務内容は、県の医療救護班と同様とする。

ウ 福島県薬剤師会

町、県又は医師会等からの協力要請があった場合には、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保、応援医薬品の荷分け、救護所における医薬品の管理と調剤を行う。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班を担当する班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要がある者がいるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 町、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方の医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等を基に原則として基幹災害医療センターや二次保健医療圏単位に設置されている地域災害医療センターへ行う。

ア 傷病者の後方の医療機関への搬送は、原則として地元消防本部で実施する。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町、県及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた町、県及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受け入れ先医療機関を確認の上、搬送する。

2 医療スタッフ等の搬送

町及び県は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医療救護班等の受け入れ調整

町は、県と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等による医療支援の受け入れ体制を構築し、必要な調整等を行う。

第5 人工透析患者等への対応の調整

町は、県、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

第6 医薬品・医療資器材等の確保

- 1 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は、『福島県災害時医薬品等供給マニュアル』により県に支援要請を行う。
- 2 町は、必要に応じ、県に医薬品・医療資器材等の供給要請を行い、備蓄分からの供給を受けるとともに、さらに不足する場合は、県を通じて県医薬品卸組合等の関係団体に供給を要請し確保する。また、一時集積配分所を決定し、医療資器材等の供給拠点とする。輸血用血液については、県を通じて日本赤十字社福島県支部に要請して確保する。

なお、被災し損傷した医療機関の医療機器について、必要な修理が速やかに行われるよう関係団体に要請する。

第13節 緊急輸送対策

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために町が実施する災害応急対策について定める。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
- (7) 死体処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防及び水防活動等災害の拡大防止に要する人員物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

- 第1段階に加え、
- ア 食料及び水等生命の維持に必要な物資
 - イ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
 - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、

- ア 災害復旧に必要な人員・物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送路の確保の方法

町及び各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下、本節において「道路管理者等」という。）は、応急対策を円滑に実施するため、「一般災害対策編 第1章第8節 緊急輸送路等の指定 1 緊急輸送路」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施するとともに、警察機関に緊急輸送路の交通規制等を求め、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保するとともに、必要に応じて、緊急輸送路の応急復旧又は開通作業を実施する。

(2) 緊急輸送路の開通作業等

各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ア 指定緊急輸送路の開通作業の実施体制

災害発生後、速やかに指定緊急輸送路等の調査を行い、通行可能な路線から開通作業を実施する。なお、道路上に障害物等があり通行不能の指定緊急輸送路については、緊急に障害物等を除去するよう努めるものとする。

また、輸送路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び輸送路を確保するよう努める。

イ 情報収集

町及び国、県等の関係機関は、指定緊急輸送路を最優先としながら、町内全域で調査、点検を行う。

○ 調査・点検内容

- ・ 擁壁又は法面の崩壊、落石
- ・ 橋りょう、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下又は崩壊
- ・ 路面陥没、水没等
- ・ 標識類、照明、電柱、電線等の倒壊又は落下
- ・ 道路沿いの建築物、工作物の倒壊又は落下
- ・ 街路樹の倒木、枝の落下、流木
- ・ 放置車両
- ・ その他

ウ 道路開通作業に必要な資機材の確保

道路開通作業は平常時に使用する業務用資機材による他、建設業協会等の協力により資機材を確保する。

2 陸上輸送拠点の確保

町及び県は、県倉庫協会との災害時応援協定による民間倉庫や、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点（Jヴィレッジ）及び物資受け入れ拠点（防災備蓄倉庫）の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、「一般災害対策編 第1章第8節 緊急輸送路等の指定」に示すヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保

1 車両等の確保

町は、町保有車両（資料編：資料9-1）を活用するとともに、必要に応じて車両等を調達し、緊急輸送を実施する。また、町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあっせんを依頼する。なお、輸送関係機関（(社)福島県トラック協会、(社)福島県バス協会、鉄道事業者等）には、県を通じてあっせんを依頼する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数

- (4) 集積場所及び日時
- (5) その他必要事項

2 緊急通行車両等の申請

大規模な災害が発生した場合、緊急車両等の円滑な通行を確保するため、交通規制が実施される。そのため、応急対策に使用する車両は、緊急通行車両標章の交付を受ける必要がある。

町は、あらかじめ緊急通行車両の事前届出により緊急通行車両標章を受けている町保有の車両以外を活用する場合は、双葉警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。なお、交通検問所が設置された場合は、検問所においても標章及び証明書の交付を受けることができる。

緊急通行車両を使用する際は、証明書を常に携行し、標章については、当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出する。

3 緊急空輸の実施

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急道路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する必要があるため、町は、ヘリコプターの運用を県に要請し、緊急輸送等を行う。

なお、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

- 1 警察本部及び各道路管理者等は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県に集約する。集約した情報を基に、県は輸送にあたる運送事業者には交通情報を提供する。運送事業者においても、実走に基づく通行可能な道路の情報を県に情報提供し、情報の共有を行う。
- 2 県は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

第14節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たる。また、感染症患者及び保菌者の早期発見、発生防止のための検病班、検水班の体制についても状況に応じて定めておく。この場合、検病班は、医療救護班の協力を得るものとする。

2 予防教育及び広報活動

県の指導の下に、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 消毒の実施

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (3) 冠水家屋に対しては、各戸に消毒薬等を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導するものとする。
- (4) 収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却埋没等衛生に適切な処分をする。この場合の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定める基準によるものとする。

4 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

5 生活の用に供される水の供給

- (1) 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

6 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

7 避難所の防疫指導等

避難所は施設設備が応急仮設的であり、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導の下に防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

8 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに相双保健福祉事務所長を経由して知事あてに報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

9 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生機材の調達先は「資料編：資料7-2」のとおりであるが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

第2 食品衛生監視

食品衛生監視活動を行うため、食品衛生監視班を編成し、県（相双保健福祉事務所）の指揮下で以下の活動を行う。

- 1 炊き出し等の食品の監視指導及び試験検査
- 2 飲料水の簡易検査
- 3 冠水した食品関係業者の監視指導
- 4 その他の食料品に起因する危害発生の防止

第3 栄養指導

町は、相双保健福祉事務所と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

1 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

2 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

3 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

4 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

第4 保健指導

1 巡回保健班の編成

町は、県（相双保健福祉事務所）と連携して、保健センターの保健師をはじめ、必要に応じ医師、栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

2 保健指導の実施

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、要配慮者をはじめとする被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- (1) 寝たきりの人、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- (2) 結核患者、難病患者、精神障がい者等への保健指導
- (3) 赤痢・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- (4) 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- (5) 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- (6) 口腔保健指導

3 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、県（相双保健福祉事務所）と連携して適切な生活環境を確保する。

- (1) 食生活の状況（食中毒の予防）
- (2) 衣類、寝具の清潔の保持
- (3) 身体の清潔の保持
- (4) 室温、換気等の環境
- (5) 睡眠、休養の確保
- (6) 居室、便所等の清潔
- (7) プライバシーの保護

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

県は、災害の状況に応じ、被災地に災害派遣精神医療チーム（D P A T）を派遣して精神科診療体制を確保する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

町及び県は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（D P A T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第6 動物（ペット）救護対策

町は、被災した飼育動物の保護収容やペットフード等の提供などの救護活動や、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県、獣医師会、警察・消防等、猟友会等の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

また、災害時の状況に応じて必要と認めるときは、ペット動物救護対策班を編成して救護対策を実施する。

第15節 廃棄物処理対策

災害廃棄物の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出される。

町は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

2 収集体制の確保

町は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

町は、被災地における防疫対策上、生ごみ等腐敗性のある廃棄物については収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理に当たっては、町及び県は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、町及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他市町村及び都道府県への協力要請を行うものとする。

4 廃棄物処理施設の応急復旧

町は、早急に廃棄物処理施設の臨時点検等を行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

5 一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生上十分な配慮を行う。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

町は、避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

2 収集体制

(1) 収集体制の確保

町は、近隣市町村や民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に依頼して、人員、資機材等を確保する。

(2) し尿処理施設の応急復旧

双葉地方広域市町村圏組合は、し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

3 処理対策

(1) 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

町は、上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛することなど地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。この場合において、仮設（簡易）トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に務める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

なお、町は、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛

生上十分な配慮を行う。

また、避難所でのし尿処理については、原則として早急に水を確保することにより、下水道機能を活用して処理するよう努めるものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、くみ置きした水等により、洗浄水の断水に対処する。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずるものとする。

第3 県、近隣市町村等への応援要請

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。県は、町からの要請あるいは客観的な判断の基に、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請するものとする。県は、仮設トイレ等を取り扱うリース業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に応援要請を行う。

第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には町があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

第1 給水救援対策

災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

1 飲料水の応急給水活動

(1) 町の対応

ア 応急給水体制

町は、双葉地方水道企業団と協力し、給水班を組織し、応急給水を実施する。

イ 給水対象地域の把握

町は、双葉地方水道企業団と協力し、災害の発生による応急給水を必要とする地域を把握するものとする。

ウ 応急給水の実施

町は、双葉地方水道企業団と協力し、飲料水ほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。給水順位は、医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等緊急性の高いところから給水し早朝、夜間の給水についても配慮するものとする。

エ 応急給水の方法

町及び双葉地方水道企業団は、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

(ア) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(イ) 拠点給水

配水池及び避難所等に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

オ 給水目標

被災者に対しておおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

カ 給水用資機材の調達

町は、双葉地方水道企業団と協力し、給水タンク、ポリタンク・可搬式ろ過機、給水車、運搬車両等の給水用資機材については、地区内業者等と協議し、所要数量を確保するものとする。ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は近隣市町村に対し調達のあっせんを依頼するものとする。

キ 水質の衛生確保

町は、双葉地方水道企業団と協力し、飲料水の残留塩素濃度の測定や消毒、ろ過等を実施し、水質の保全を徹底した上で応急給水する。

(2) 県の対応

県は、被災市町村の給水状況及び必要応急給水量を把握し、必要に応じ他の市町村水道事業者及び国の救援について、連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

2 生活用水の確保

町、県及び双葉地方水道企業団は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

3 住民への広報

住民に対して断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安解消に努める。

(1) 被災直後の広報

町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

また、ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット

等を利用して広報する。

第2 食料救援対策

災害時において、必要があるとき、被災者及び災害応急対策従事者等に対し食料を供給し、又は炊出しを実施し、食料の供給の万全を図るものとする。

1 食料の調達

(1) 主食の調達

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料等の供給を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している関係業者等からの調達を実施する。

また、他市町村に応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

- ・ 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等
- ・ 炊出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

なお、被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 副食、調味料等の調達

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に、副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料等（味噌・醤油・塩・砂糖）を町内関係業者から調達する。

ただし、町内関係業者が被害を受けた場合は、県又は隣接市町村長に対し調達を依頼する。

(3) 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、防災備蓄倉庫とする。

(4) 食品の輸送

このことについては、「本章第13節」を参照するものとする。

(5) 県による協定に基づく応急物資の調達

県は、災害の状況その他に応じ「大規模災害時における北海道・東北8道県の相互応援に関する協定」等に基づき関係都道府県に対し、食料等供給及びそれに必要な資機材提供、衛生知識を有する職員等の派遣を要請する。

2 給食の方法

(1) 給食方針

災害発生直後は、給食施設の被害や熱源の確保困難等の事情にあるので、調理の不要な乾パンや生パン、簡単な調理で食することができるインスタント食品等をもって給食し、漸次米飯による給食にする。また、乳児救護のため、調製粉乳の給与方法についても定めておく。

(2) 炊出しの方法

炊出しの実施場所は、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行い、町長がその都度定めるものとする。

ア 各種協力団体

発災初期等、大量に炊出しが必要となり炊出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社福島県支部及びボランティアの協力を得て炊出しを実施するとともに、必要に応じ、県知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 現場責任者

炊出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(3) 食品の配分方法

被災住民への配分に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため、責任者を配置する。
- イ 住民への事前周知等による公平な配分を行う。
- ウ 要配慮者への優先配分を行う。
- エ 調達された食品の配分について、避難所の被災住民、避難所以外の一般被災住民別に配分方法を定める。
- オ 炊出し担当の責任者は、数量等を把握し、配分班長から一括配分を受けるものとする。
- カ 炊出し担当の責任者が被災者に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがある場合において、町が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

また、被災者に対し衣料、生活必需品等の物資を供給する必要があるとき、その確保と的確な配給を図るものとする。

1 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、保育用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）、生理用品等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、卓上コンロ、ボンベ、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、ローソク、プロパンガス、暖房器具等

2 生活必需物資等の調達及び供給

(1) 調達方法

生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している町内関係業者と協議し、必要に応じ調達するものとする。ただし、町内関係業者が被害を受け、対応しきれない場合は、次の手順で隣接市町村又は県に対しあつせんを依頼するものとする。

ア 隣接市町村への応援要請事項

応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 品目
- (イ) 数量
- (ウ) 引渡期日
- (エ) 引渡場所
- (オ) その他参考となる事項等

イ 県への応援要請事項

被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

県は、市町村の要請に基づき、広域の調達力を有する販売業者等から協定等により生活必需物資等を調達するなどして、町への円滑な供給を図る。

この場合において、県も、福島県生活協同組合連合会との連絡調整を行い、生活必需物資等の供給を実施する。

(2) 生活必需品等の輸送

このことについては、「本章第13節」を参照するものとする。

(3) 生活必需品等の集積地

調達物資及び義援による物資の集積場所は、防災備蓄倉庫とする。

3 被災者への給与

被災住民への生活必需品等物資の給与に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における生活必需品等物資の受け入れ確認及び需給の適正を図るため、責任者を配置する。
- イ 住民への事前周知等による公平な配分を行う。
- ウ 要配慮者への優先配分を行う。
- エ 配分担当は、衣料、生活必需品等を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成するものとする。
- オ 物資管理者は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し受領書を徴するものとする。
- カ 救助物資配分計画は、次の事項を明確にするものとする。
 - (ア) 救助物資を必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）
 - (イ) 救助物資の品名、数量
 - (ウ) 救助物資の受払数量

第4 燃料等の調達・供給対策

1 調達・供給対策

(1) 県の措置

県は、災害拠点病院や防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行うものとする。

県は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、福島県石油業協同組合に対して燃料等の供給を要請するものとする。

(2) 町の措置

町は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料を町内給油業者等から確保するほか、確保が困難な場合には、県に供給の要請をあっせんする。

第5 指定避難所以外への物資等の支援体制

町及び県は、指定避難所以外の自主的な避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数量などを情報交換し、提供する物資等の品目や提

供量に差が出ないように努める。

第6 義援物資及び義援金の受け入れ

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、町が実施する対策について定める。

町に送付された被災者への義援物資は、町や県の責任において調達する物資とは実際上も書類上も区別して保管、配分する。

1 物資の受け入れ

(1) 受け入れ物資リストの作成及び公表

町及び県は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を町及び県の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表するものとする。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるとともに、物資受け入れの必要がなくなった場合も、必要に応じその旨公表する。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受け入れを辞退するものとする。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退するものとする。

なお、町は、上記の受け入れを辞退することについては、町及び県のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

(3) 受け入れ及び保管

町は、次により義援物資を受け入れる。

ア 受け入れ・照会窓口を開設する。

イ 受け入れ要員を確保する。

ウ 義援物資輸送、保管に適した集積場所を確保する。

エ 義援物資の集積場所は、防災備蓄倉庫とする。また、庁舎へ直接持ち込まれる物資についても、当該集積場所へ誘導又は移送する。

(4) 配分

調達物資及び応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

2 義援金の受け入れ

(1) 受け入れ体制の周知

町義援金の受け入れが必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受け入れ窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受け入れ

町は、次により義援金を受け入れる。

ア 一般からの受け入れ窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

第17節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

1 専門技術者の派遣

県は、被災地において斜面判定士や山地防災ヘルパー等を派遣し、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施体制を支援する。

2 専門技術者の受け入れ

町は、住民への広報活動を行うとともに、斜面判定士や山地防災ヘルパー等が派遣された場合には、その助言を基に、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

風水害時には、がけ崩れ、大雨や破堤による浸水等により大量の障害物が発生することが予想される。そのため、これらの障害物の除去を行い、二次災害を防止するとともに、交通を確保して物資、人員等の輸送が円滑に行われるようにし、被災者が日常生活を営むうえで支障がないようにする必要がある。

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町長がその障害物の除去を行うものとする。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（相双建設事務所）に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下、本節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 上記ア～エにおいて適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、活動の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

(2) 障害物の除去の実施

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。ただし、不足する場合については、知事又は隣接市町長の応援を求めるものとする。

また、障害物除去の優先道路順位は、以下の順位を基準とする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）

イ 災害の拡大防止上重要な道路

（例：延焼阻止のために、消防隊が防御線をはる道路）

ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路

エ その他応急対策活動上重要な道路

3 河川における障害物の除去

(1) 実施責任者

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防本部の長が行うものとする。

(2) 河川管理者による措置

河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

(3) 水防管理者等による措置

水防管理者、水防団長及び消防本部の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には南部衛生センター（双葉地方広域市町村圏組合）へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

(1) 公用地を選定する際の留意

交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。

(2) 民有地を使用する際の留意

公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

5 関係機関との連携

(1) 県の措置

ア 資機材・人員の確保

県は、国の出先機関、広野町及び隣接市町村、県建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。

イ 資機材等の集積・人員等の集合場所の確保

県（相双建設事務所）は、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示するものとする。

(2) 町の措置

町は、住民の生命、財産の保護のため、必要に応じて、県へ障害物の除去について応援、協力要請を行う。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

町及び県は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

県においては、各地方振興局が、関係部局及び関係機関の協力を得て行うものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して町長が定める。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- ・ 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- ・ 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- ・ 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- ・ その他住民の生活に関すること。

第4 金融対策に関する広報・周知

災害時には、被災者の便宜を図るため、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置がとられる場合があることから、町はその広報周知を図る。

- 1 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- 2 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- 3 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。
- 4 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- 5 国債を紛失した又は汚損した場合の取扱いについて、相談に応ずること。
- 6 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- 7 営業時間の延長や休日臨時営業などの金融機関の災害時における営業状況に関すること。

第18節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

(1) 県による実施

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町は共同して行うものとする。

(2) 町への委任

災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は建設を町長に委任することができる。

(3) 建設業者への依頼及び技術的助言

町は、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。

(4) 資機材及び要員の確保

町及び県は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会に対し、あらかじめ締結した協定等に基づき協力を要請するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

(2) 入居者の選定

県は、入居者の選定については、町長の協力を求めて行うが、状況に応じて町長に事務委託することができる。

町長は、入居者の選定に協力する際、民生・児童委員等の意見を聞き、被害者の資力、

その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。

なお、入居者には、本制度の趣旨を十分認識させるものとする。

(3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸あたり 29.7 m²（9坪）とする。

イ 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、すべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅も含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、状況に応じて、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。

また、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

ア 都市計画公園予定地

イ 公営住宅敷地内空地

ウ 公園、緑地及び広場

エ 県有施設敷地内空地

オ 国・町が選定供与する用地

カ その他適地

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。

(8) 供与期間及び終了後の処分

応急仮設住宅として被災者に供与する期間は、建設工事完了の日から2年以内とする。

(9) 建築資材及び建築技術者の確保

ア 応急仮設住宅の建築等は、原則として競争入札による請負とする。

イ 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請するものとする。関係業者において資材が不足する場合は知事に対し資材のあっせんを要請するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

町及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

第2 借上げ住宅等の提供

1 借上げ住宅の提供

町及び県は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、(公社)福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

2 公営住宅等のあっせん

町及び県は、災害時には、公営住宅等を被災者用の住居として迅速にあっせんするものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用が本町のみである場合は、知事は応急修理を町長に委任することができるものとする。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと
- エ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）
 - (ア) （収入額） \leq 500 万円の世帯
 - (イ) 500 万円 $<$ （収入額） \leq 700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯
 - (ウ) 700 万円 $<$ （収入額） \leq 800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、以下の 4 項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
 - (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
 - (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
 - (エ) 衛生設備の応急修理
- イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から 1 カ月以内に完了するものとする。

第19節 死者の搜索、遺体対策等

町又は県は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

警察本部は、多数の死者が発生した場合には、県内の医師会及び歯科医師会等との協力し、検視及び身元確認を行う。

県が派遣した医療救護班においても、検案業務を行う。

3 広域的な遺体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。

この場合において、県は、民間事業者への協力要請、他都道府県を含む広域的な支援体制の調整を行い、町を支援する。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

(1) 搜索活動の実施

町は、県、警察本部、消防本部等及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。遺体の搜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとるものとする。

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 海上搜索

福島海上保安部は、海上における遭難船舶の乗組員及びその他の行方不明者の申告が

あった場合は、所要事項を聴取のうえ、必要と認めるときは巡視船艇及び航空機等により搜索する。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

(1) 搜索に要する機械等

救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する機械、器具等について現物により給付するものとする。

(2) 費用・期間

費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

3 町以外の機関の対応

県及び消防本部等は、町の実施する行方不明者の搜索活動を支援する。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

警察官又は海上保安官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮するものとする。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保するとともに、収容した遺留品等の整備を行う。

(3) 身元確認

身元引受人の発見は、警察や行政区と協力して行い、身元が判明している場合は、遺族親族等に連絡のうえ、遺体を引き渡す。

遺体の身元が判明しない場合は、「行旅死亡人」として取り扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）のうち、身元が判明しない人の遺体も行旅死亡人として取り扱う。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者について遺体に関する取扱いは、以下の事項について行うものとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

4 警察本部及び海上保安部の対応

(1) 検視場所の開設

町と協議の上、検視場所を開設する。この際、町は検視場所として適当な施設（遺体収容場所付近で水道・電気等検視に必要な設備を有する施設）を検視場所として確保するものとする。

(2) 遺体の検視

警察官又は海上保安官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(3) 遺体の搬送

町が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、火葬、埋葬について知事の委任のあった場合のほか、知事の補助機関として火葬、埋葬の実施にあたる。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、町は、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続き、埋葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明した

い縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

- ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多大になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。
- イ 町は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

(3) 事務処理

災害時において、死体の火葬、埋葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア 実施責任者
- イ 火葬、埋葬年月日
- ウ 死亡者の住所、氏名
- エ 火葬、埋葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- オ 火葬、埋葬品等の支給状況
- カ 費用

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

- (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。
 - (2) 遺体が町（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。
 - (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前(2)に準じて実施するものとする。
 - (4) 費用・期間等
 - ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給するものとする。
 - (ア) 棺（付属品を含む）
 - (イ) 埋葬又は火葬
 - (ウ) 骨つぼ又は骨箱
 - イ 支出できる費用
- 福島県災害救助法施行細則「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第5 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対し、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について応援を要請する。

第6 他市町村の遺体が漂着した場合

町に災害救助法が適用されておらず、法が適用された市町村の遺体が漂着した場合、その身元が判明しているときは、原則としてその遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施(費用は県負担)するものとする。

第20節 生活関連施設の応急対策

第1 上水道施設等応急対策

町及び双葉地方水道企業団は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

県は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者、水道水供給事業者及び関係団体並びに国に対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整をするものとする。

3 情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他の異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

町は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

2 応急対策用資機材の確保

町は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 復旧計画の策定

町は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

町は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

電力施設の管理者は、災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置するものとする。

2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員体制を定めて対応するものとする。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 納入メーカーからの購入
- エ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、船舶、ヘリコプ

ター、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

4 災害時における広報

(1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。

カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆（住民）の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

エ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 復旧の状況と見通し

- ウ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- エ 従業員の被災状況
- オ その他災害に関する情報

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防本部等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

7 復旧計画等

(1) 災害対策組織は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧作業の完了見込み
- カ その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行うものとする。

8 県の措置

県は、外線以外の工事（各家庭等の内線工事の復旧は除く。）で、避難場所、公共施設、官公庁、各防災施設の内線工事の復旧、非常用電源の確保について、災害の状況により、必要に応じて(一社)福島県電設業協会に復旧を要請するものとする。

第4 ガス施設〔LPガス〕応急対策

1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、

必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社)福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びLPガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

- イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

- (1) 協会の現地災害対策本部長は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。
 - ア 被害状況の概要
 - イ 復旧応援要員の要請
 - (ア) 救援を必要とする作業内容
 - (イ) 要員
 - (ウ) 資機材及び工具車両
 - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
 - ウ 復旧作業の日程
 - エ 仮復旧の見通し
 - オ その他必要な対策
- (2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。
- (3) 復旧計画の策定及び実施
 - 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕 応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて町内の路線（常磐線）を所管する水戸支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 水戸支社対策本部

- (ア) 本部長は支社長とし、支社対策本部の業務を統括する。
- (イ) 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。

イ 現地対策本部

(ア) 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定した者とする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。〔運転規制基準及び運転規制区間は、水戸支社運転規制等取扱いによる。〕

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

ア 迂回又は折り返し運転

- イ 臨時列車の特発
- ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第6 電気通信施設等応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2 電話（通信）の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検

- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの

第21節 文教対策

町・県教育委員会及び学校長等は、災害時等において、園児、児童及び生徒（以下、本節において「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

(1) 対策本部の設置

学校長（こども園等にあつては園長、以下同じ）は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

(2) 児童・生徒の安全確保

ア 休校等応急措置

学校長は、災害が発生し又は災害の発生が予想され避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合、児童生徒の安全確保が困難なときは、必要に応じ臨時休校又は授業打ち切りもしくは避難等の措置を講ずるものとする。

また、臨時休校措置を登校前に決定したときは児童・生徒にその旨周知する。

下校については、帰宅経路の安全を確認した上で判断する。

イ 在校時の措置

学校長は、在校時に災害が発生し又は災害の発生が予想され避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合、直ちに全教職員で児童・生徒数を掌握し、必要に応じて避難や点呼、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部及び警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

ウ 登下校時の措置

学校長は、児童・生徒の登下校中に、災害が発生し又は災害の発生が予想され避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合は、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部及び警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。その他の事項については「イ 在校時の措置」に準じる。

(3) 初期の防災活動

初期消火、救護、搬出活動等の防災活動を行う。

(4) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、速やかに町教育委員会に報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）。

(5) 非常持ち出し品

非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

2 教職員の対応、指導基準

(1) 児童・生徒の避難誘導

災害が発生し又は災害の発生が予想され避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合、児童・生徒等を教室等に集める。

児童・生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

(2) 障がい児への配慮

障がい児については、あらかじめ定められた介助体制等を取り十分配慮をする。

(3) 引き渡し

児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(4) 児童・生徒等の安全確保後の活動

児童・生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたる。

(5) 勤務時間外の措置

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

町教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

各学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童、生徒、教職員及び施設

設備の被害状況を把握し町教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

(1) 実態調査・把握

町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。

(2) 関係機関との連携

町教育委員会は、調査の結果、必要のあるときは、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。

(3) 相談窓口の開設

町教育委員会は、必要のあるときに、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。

(4) 継続的な実態把握

町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難所・避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

この場合、町教育委員会は、関係機関と協議して、利用についての総合調整を図る。

5 教員の確保

町教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校、高等学校、の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近に居住する者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会に報告する。

ウ 教員の配置等の連絡

町教育委員会は、前項で報告された人数、その他の情報を県教育委員会に報告する。県教育委員会は総合判断し、町教育委員会に対しては教育事務所を通じて、教員の配置等適宜指示連絡をする。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策をたてる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
① 校舎の一部が使用不能の場合	① 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 ② 二部授業を行うこと	① 欠員者の少ない場合は学校内で調整すること。 ② 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。
② 校舎の全部が被害を受けた場合	① 公民館、体育館等の公共施設を利用すること。 ② 隣接校の校舎を利用すること。 ③ 神社、仏閣等の利用を行うこと。 ④ 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	③ 管内隣接校の協力を求めること。 ④ 短期臨時的には、PTA等の適当なものの協力を求めること。（退職教員等）
③ 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	① 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 ② ①の場合は、隣接校又は、公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 ③ 応急仮校舎の設定を考えること。	⑤ 欠員（欠席）が多数のため②、③の方途が講じられない場合は県教育委員会に要請して県において配置するよう求めること。 ⑥ 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合には、直ちに対処できるように調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか他県の協力を要請するかについて考慮しておくこと。
④ 町内全域に大被害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 応急教育の実施体制

学校施設等の確保状況に応じ、以下の方法等を考慮して、応急教育を実施する。

(1) 分散授業等の実施

学校施設又は教職員が不足する場合は、応急的に分散授業又は二部授業を行うものとする。

(2) 臨時の学級編成等

学校長は、被害の程度、教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課表の編成、指導計画、現員による担任計画を作成する。

(3) 授業の長期実施不可の際の対策

長期にわたって授業の実施ができない状況にある場合は、学習の方法、量及び学校との連絡方法をあらかじめ周知徹底させるとともに、子供会等の組織を活用するなど教育効果が低下しないように努める。

(4) 校区の通学路や交通手段等の確保

(5) 児童・生徒等への衛生・保健管理上の適切な措置と指導

7 奨学に関する措置

町教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(1) 授業料の免除や奨学金制度

(2) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

8 学用品の給与

町長は、児童生徒が学用品を喪失し又は棄損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与するものとする。

(1) 給与対象者

災害により、学用品を喪失又は毀損するなどして、就学に支障を来した小学校児童及び中学校生徒等とする。

(2) 学用品の種類等

ア 教科書等

教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材

イ 文房具等

文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

(3) 給与の方法

ア 必要数の把握

町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付す

るものとする。

イ 支給の時期

教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了することを原則とする。

ウ 配付手続き

学校長は、配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付するものとする。

(4) 学用品の調達先

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達するものとする。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、町内業者等から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保するものとする。

9 給食に関する措置

校舎が災害を受け、給食の全部又は一部が実施不可能な場合は、ただちに次のような対応を実施し、給食実施に支障のないよう努める。

- (1) 他の給食施設、設備の利用
- (2) 給食物資及び従事職員の確保
- (3) 近隣給食実施校よりの給食の援助
- (4) パン給食不能の場合の米飯給食の実施
- (5) 食中毒の予防対策

ただし、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮するものとする。なお、給食の再開に当たっては、衛生管理に十分注意する。

- 災害が広範囲にわたり、災害救助のため、学校給食施設を使用したとき（この場合、速やかに県教育委員会に報告するものとする。）
- 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- 感染症その他の危険性が発生し、又は発生が予想されるとき
- 給食物資の調達が困難なとき
- その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと思われるとき

10 学校の衛生管理

学校長は、学校が被害を受けた場合は、次の事項に留意し衛生、安全管理に努めるものとする。

(1) 学校施設の防疫方法等

校舎内外の清潔、整頓に努めること。また、校舎内外の安全点検を速やかに実施し、必要に応じて補修整備し、平常の授業が行えるよう努める。

(2) 被災教職員、児童生徒の健康管理方法

必要に応じて被災教職員、児童生徒の健康診断を行うこと。

(3) 心の健康管理

町教育委員会及び町は相互に連携し、被災した児童・生徒等の不安除去等のため、精神科医等によるカウンセリングや電話相談等、心のケア対策を推進する。

1 1 学校が避難所として使用される場合の措置（学校施設の緊急使用）

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

第3 社会教育施設等の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行うものとする。

学校以外の文教施設の管理者は、災害が発生し又は災害の発生が予想され避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合などには、各施設の防災計画等に基づき、次の方法等により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

1 利用者の安全確保

館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、計画に定められている場所へ安全に避難させる。

2 負傷者等の応急救護

要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。

3 収蔵物等の応急措置

収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。

4 被害状況等の報告

人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う）

5 避難者の受け入れ等

町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

第4 文化財対策

1 建物及び搬出不可能な文化財の対策

町教育委員会は関係機関及び所有者等と協議して定めた応急対策の計画にもとづき、応急対策を実施する。

2 搬出可能な文化財の対策

町教育委員会は所有者等と協議して文化財の保全の知識を有する者を搬出責任者に定め、搬出の万全に努めるとともに、あらかじめ管理体制及び設備の整った搬出場所や搬出用具等の確保を行う。

3 史跡等の応急対策

史跡、名勝、天然記念物はその性質等により被害の様相が異なるので、町教育委員会は関係機関及び所有者等と協議して、適宜、巡視活動を行い、管理状況を把握し、被災時の応急措置が図られるよう計画を立てておくものとする。

4 指定文化財等の応急対策

国、県及び市町村指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

(2) 搬出可能な文化財の対策

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

(3) 利用者等の安全確保

建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

(4) 被害状況の報告及び応急措置

災害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、次のとおり被害防止拡大のための応急措置をとり、本修理を待つ。

ア 被害が小さい場合の措置

被害が小さいときは、県教育委員会と連絡をとりあって応急修理を行う。

イ 被害が大きい場合の措置

被害が大きいときは損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。

ウ 共通する措置

被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

エ 保管場所が被害を受けた場合の措置

美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が被害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

オ 石造建物に対する措置

五輪塔などの石造建物には崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、県教育委員会の支援を受けながら保存の処置を進める。

第2.2節 要配慮者等への支援対策

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

第1 要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

1 避難行動要支援者等の避難支援対策

(1) 避難のための情報伝達

このことについては、「本章第10節第6-1」を参照するものとする。

(2) 避難支援

ア 避難行動要支援者名簿情報の提供

町は、災害が発生し及び災害が発生するおそれのある場合においては、災害対策基本法第49条の11にもとづき、避難支援等の実施に必要な範囲で避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援の実施を依頼し、円滑な避難支援が行われるよう努めるものとする。

イ 避難支援

(ア) 提供された名簿情報の有効活用

避難支援等関係者は、あらかじめ策定された個別計画等にもとづき避難行動要支援者の避難支援を行う。

また、同意が得られていない避難行動要支援者についても、町から提供された情報を基に避難支援を行うものとする。なお、災害発生時に、名簿情報を提供された避難支援等関係者が、避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、災害対策基本法における守秘義務違反には当たらない。

(イ) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿の情報を基に、避難支援等を行うが、実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を確保することを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

また、避難の支援に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮する。

(3) 避難行動要支援者等の避難状況の把握

避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。避難してい

ない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。

- ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
- イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織、行政区、民生・児童委員及び児童委員等の協力を得て、要配慮者のうち、避難行動要支援者について福祉避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また在宅福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

(2) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、保健師や看護師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体状況
- イ 家族（介護者）の被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ その他避難生活環境等

(3) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がいのある人等のうち、緊急に施設で保護する必要がある人について一時入所等の措置を講じる。また居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。

また、町内の施設で対応できない場合、近隣市町村及び県に対して社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子利用者については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配

慮する。

ウ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、保健師やホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報・生活情報等の継続的な提供に努める。この場合、掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

(4) 要配慮者把握調査の時期

要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

3 県の措置

県は、国との連携を図りながら、町が行う措置について、他の都道府県及び市町村への応援要請等必要な支援を行う。

県は、町からの要請があったときや、被害状況等を総合的に勘案し避難所等に福祉専門職員の派遣を行う必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「福島県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づき、社会福祉施設等に対して、直接又は県と福祉関係団体で構成する福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を通じて、災害派遣福祉チーム員の派遣を要請し、避難所等において要配慮者のスクリーニングや福祉ニーズの把握、応急的な介護支援を行う。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 被災施設における対策

(1) 避難・安全確保

被災社会福祉施設等においては、「第10節 避難計画」の避難誘導等を行い、安全を確保する。

また、入所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努め、入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防本部等へ救助を要請する。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被害状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請

する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設を継続使用する場合の措置

施設長は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

町及び県は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者に要請するとともに、復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講じる。

また、ボランティアへの情報提供を含め、マンパワーの確保に努める。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等の対策

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

町及び県は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

1 要配慮者の把握

被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。

2 情報提供

掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力の下に、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

3 避難所等における配慮

避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。

4 物資の確保

関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。

5 その他

避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

町及び県は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 避難所からの報告

避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町及び県に対し、通報がなされるような措置を講ずる。

(2) 名簿等からの把握

住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(3) 親族への連絡

町及び県は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

(4) 保護・支援

孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

県は、被災児童の精神不安定に対応するため、関係機関との連携の下、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

町及び県等は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報へ

の協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

この場合において、県は、(公財)福島県国際交流協会と連携して町を支援する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

また、県は、(公財)福島県国際交流協会内に災害に関する外国人への相談窓口を開設する。

第23節 ボランティアとの連携

一般災害により被害が発生した場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、町等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受け入れ

町は、大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と連携して、町ボランティアセンターを設置し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供やボランティア活動の調整に努めるものとする。

1 ボランティアの受け入れ

災害が発生した場合、町、県及び社会福祉協議会は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れるものとする。

また、町及び県はボランティアの受け入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、町及び県の社会福祉協議会、県内のボランティア団体へ協力を依頼して、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを設置し対応にあたる。

2 情報提供

町、県及び社会福祉協議会は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるものとする。

特に、発災直後においては、近隣都道府県・市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

3 活動拠点等の提供

町、県及び社会福祉協議会は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

4 ボランティア関係機関との連携

町、及び町社会福祉協議会は、ボランティアセンターの運営に当たっては、日本赤十字社福島県支部奉仕団その他のボランティア関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図り、被災地におけるさまざまなニーズに効果的に対処するよう努める。

第2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊きだし、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 被災宅地危険度判定等
- 10 無線による情報収集及び伝達
- 11 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受け入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町及び県において効率的な活用を図るものとする。

また、町及び県は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受け入れは行わないものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

町、県及び社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第24節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防本部及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、動員基準の策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報
 - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
 - イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
 - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 危険物の漏えいや類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。

- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第2 町、県その他防災関係機関の対応

1 災害情報の収集及び報告

町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

2 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

3 消防応急対策

消防本部は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

県は、必要に応じて他の県内各消防本部等への応援の指示及び他県への応援要請（緊急消防援助隊）について考慮する。

4 避難

町長は、警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への受け入れを行う。

5 交通応急対策

道路管理者、警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第25節 災害救助法の適用等

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

(1) 災害救助法の対象

災害救助法（以下、本節において「救助法」という。）による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。

(2) 救助法の目的

本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。

(3) 救助の実施者

本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。

(4) 救助の実施に関する事務の委託

都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（救助法第13条第1項）

(5) 都道府県知事の権限

災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（救助法第7条～第10条）

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 救助法適用における留意点

(1) 被害状況の把握

救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域に適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。

(2) 被害の認定

被害の認定については、救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。

(3) 専門技術的視点

被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 救助法の適用基準

1 適用基準

救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。なお、ここでいう「人口」とは、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。

- (1) 本町の区域内の住家の滅失した世帯の数が30世帯に達した場合（救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 福島県の区域内の被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本町の区域内の住家の滅失した世帯の数が15世帯に達した場合（救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 福島県の区域内の被害世帯数が7,000世帯以上に達し、本町の区域内の被害世帯数が多数（町が行う救助活動では困難な場合）である場合（救助法施行令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合（救助法施行令第1条第1項第3号後段）

例

- ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活費受品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物資の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（救助法施行令第1条第1項第4号後段）

例

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。
- (7) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - (イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。
- (7) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生

2 住家滅失世帯の算定等

救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

なお、被害の認定基準については、「本章第3節第2-4」に示すとおりとする。

3 大規模な災害における速やかな適用

県は、大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、町から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに救助法施行令第1条第1項第4号後段の基準を適用し、救助を行う。

第3 救助法の適用手続き

1 町

町区域内の被害が、救助法の適用基準のいずれかに該当するとき、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちに知事に報告する。

2 県

(1) 災害発生直後

知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、救助法適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供する。この場合の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行う。

(2) 町からの情報提供後

知事は、町長からの被害情報の情報提供に基づき、救助法による救助が必要であると認めた場合は、速やかに町長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するとともに、救助法の指定を完了した後に、被害状況や指定町名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供する。この場合の情報提供は電話、FAX又は文書、電子メールにより行う。

(3) 救助の完了後

知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、救助法適用町名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供する。この場合の情報提供は、文書により行う。

3 救助の実施状況の記録及び情報提供

(1) 町

町が救助を実施する場合、救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告するものとする。

この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

(2) 県

県は、町からの報告を取りまとめるうえ、内閣府に情報提供する。

4 特別基準の申請

(1) 特別基準の設定

救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。なお、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行う。

(2) 特別基準設定の協議

県は、町長から救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の要請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要がある場合は、速やかに内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行う。

ア 一般基準により難しい理由

イ 特別基準の内容

ウ その他必要な事項

(3) 特別基準設定可否の連絡

県は、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により関係市町村に連絡する。

第4 救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料編：資料9-1のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

2 救助費の繰替支弁

救助法第29条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

知事は、救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 71 条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができるが、同法第 71 条第 2 項の規定により、知事がその権限に属する事務の一部を町長が行うこととする必要があると認めるときは、町長が当該事務を行う。

2 公用令書の交付

町長は上記 1 の場合において、災害対策基本法第 71 条の規定による従事命令等を発する場合、同法第 81 条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第 71 条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第 82 条第 1 項に基づき、補償しなければならない。

第26節 水害・土砂災害応急対策

第1 水害応急対策

洪水、津波又は高潮等による災害の発生又は発生するおそれがある場合において、水災等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する。

水防活動の方法等については、水防法第33条の規定に基づき定めた「広野町水防計画」によるものとする。

第2 土砂災害応急対策

1 応急対策の実施

町は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、「本章第10節」に基づき住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

2 土砂災害の調査

町、県、国は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

なお、重大な土砂災害が想定される場合、国、県は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施し、結果を土砂災害緊急情報として町に通知する。これを受けて町は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

3 応急対策工事の実施

町、県、国は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

第27節 ヘリコプター等による災害応急対応

町は、消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した場合、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ体制を整備するものとする。

- ・ 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- ・ 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- ・ 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- ・ その他必要な事項

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 施設の復旧・復興

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度にわたる災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づき実施する災害応急対策を講じた後に、被害の程度を検討して作成するものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第2 緊急災害査定の促進

町は、災害が発生した場合には、速やかに公共施設の被害状況を調査し、必要な資料を調整し、県と協力して災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の促進に努めるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、本節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業

- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
 - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セ たん水排除事業

(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助
- ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定促進

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、県が行

う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について速やかに協力し、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置して、災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第4 災害復旧事業の実施

町は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。特に、災害復旧事業に関する測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請することとする。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第5 復旧財源の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、災害復旧事業の早期実施が図られるよう、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行うなど、以下のような措置を講じて財源を確保するものとする。

- 1 地方債に関する措置
- 2 地方交付税に関する措置
- 3 一時借入金に関する措置

第2節 被災地の生活安定

町は、被災者の住居等を確保し、生活の安定を図るため、県と協力して、次の措置を講ずるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の配分

町に寄託された義援金及び県、赤十字社を通じて配分された義援金は、支援関係団体で構成する義援金配分委員会等を組織して、協議の上、被災者に配分する。

2 義援金配分計画

義援金は、被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害、人的被害等とする。

3 迅速・透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定める、複数段階に分けるなど配分方法を工夫することにより、迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の建設

町は、災害により住居を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が「公営住宅法」に定める基準に該当するときには被災住宅の状況を速やかに調査して公営住宅（第2種公営住宅）建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

2 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 町及び県は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること
- (イ) 居住する住宅がない者であること
- (ウ) 生活保護法の被保護者もしくは要保護者
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者
- (オ) これらに準ずる者であること

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する地方公共団体が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する町及び県が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに広野町住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 町は、自らの公営住宅等の提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、市町村は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項

に基づく特定入居として正式入居とする。

3 職業のあっせん

町は、被災者が災害のため、転職又は一時的に就職を希望している場合は、次の措置を富岡公共職業安定所に要請するものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

4 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

5 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

6 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき地方税等について、地方税法又は広野町町税の減免及び徴収猶予等に関する条例並びに広野町国民健康保険税条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

7 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵

便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施する。

ア 郵便関係

- (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (エ) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

イ 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人又は団体の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

(2) 電信電話事業

- ア 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難勧告の日から同解除の日までの期間〔1か月未満は日割り計算〕とする。）の減免
- イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

(3) 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業大臣の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延長
- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
- エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工事費の免除

第3 被災者生活再建・住宅再建に関する支援

1 被災者生活再建支援法に基づく支援

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下、本節において「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされ

ている。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- エ ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

(2) 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下、本項において「全壊世帯」という。）（支援法第2条第2号イ）
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下、本項において「解体世帯」という。）（支援法第2条第2号ロ）
- ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下、本項において「長期避難世帯」という。）（支援法第2条第2号ハ）
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下、本項において「大規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ニ）

(3) 支援法の適用手続き

ア 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

イ 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

(4) 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（支援法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（支援法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（支援法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（支援法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （支援法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （支援法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く） （支援法第3条第2項第2号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

(5) 支給申請書等の提出

ア 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

イ 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

- (ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。）

(ウ) 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

ウ 支給申請書等の送付

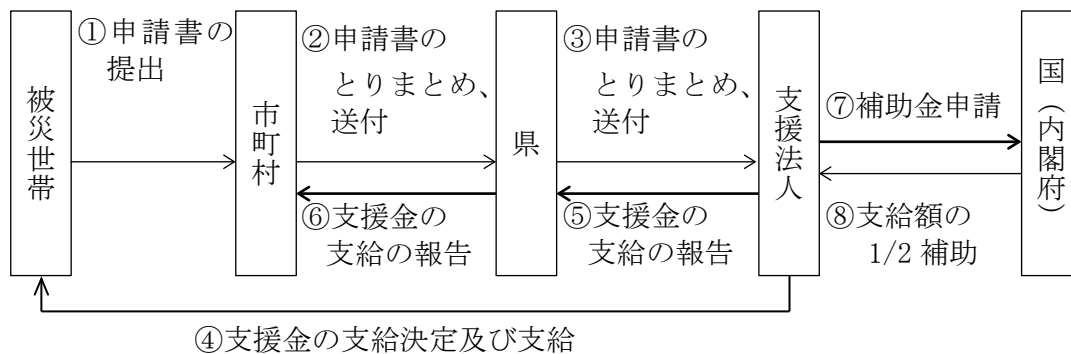
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

エ 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

オ 支援金支給事務の基本的な流れ



2 広野町被災者住宅再建支援金支給要綱に基づく支援

広野町内において発生した自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を受けたにもかかわらず、支援法が適用されない場合に、その居住する住宅の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るため、町は、予算の範囲内において広野町被災者住宅再建支援金を支給する。

(1) 対象となる世帯

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下、本項において「全壊世帯」という。）

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下、本項において「解体世帯」という。）

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状

態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下、本項において「長期避難世帯」という。）

- エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下、本項において「大規模半壊世帯」という。）

(2) 支援金支給の基準

(単位：万円)

区分		基礎支援金 支給額	加算支援金		計
			住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

備考

- 「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯をいう。
- 「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯をいう。
- 「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯をいう。
- 加算支援金のうち、2以上に該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする。
- 特定長期避難世帯（自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯）の世帯主に対する被災者住宅再建支援金の額は、複数世帯にあつては当該額に70万円を加えた額（その額が300万円を超えるときは、300万円）、単数世帯にあつては52万5千円を加えた額（その額が225万円を超えるときは、225万円）とする。

(3) 支給手続き

町長は、被災世帯となった世帯の世帯主から支援金の申請があつたときは、支援金の

支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと認めるときは、その支給を決定するものとする。

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成6年4月1日条例第12号、最終改正平成25年3月21日条例第4号）に基づき、次のとおり災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・町において住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
受給遺族	<p>ア 配偶者，子，父母，孫，祖父母</p> <p>イ アの遺族がいずれも存在しない場合は，死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し，又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
支給限度額	<p>① 生計維持者が死亡した場合 500万円</p> <p>② その他の者が死亡した場合 250万円</p>
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市町村（1/4）

災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・町において住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害
受給者及び障害の程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <p>① 両眼が失明したもの</p> <p>② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，常に介護を要するもの</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し，常に介護を要するもの</p> <p>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</p>

	⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250 万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125 万円
費用負担割合	国 (1/2)、県 (1/4)、市町村 (1/4)

2 被災者扶助費の支給

町長は、「広野町被災者扶助費支給条例」(昭和 45 年 9 月 28 日条例第 23 号、最終改正昭和 58 年 9 月 28 日条例第 17 号)に基づき扶助費交付申請書の提出があったときは、その支給の可否を認定するものとする。

広野町被災者扶助費の支給

対象災害	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けないもので次の各号に掲げるもの ① 火災により住家が焼失したとき。 ② 風水害により住家が倒壊し又は埋没し若しくは流失したとき。 ③ 前各号に類する災害により住家が倒壊し又は埋没し若しくは流失したとき。		
受給者及び障害の程度	扶助費		
	世帯区分	全焼壊流出埋没によるもの	半焼壊によるもの
	2 人未満の世帯	30 万円	15 万円
	3 人以上 5 人未満の世帯	40 万円	20 万円
	6 人以上の世帯	50 万円	25 万円

第5 被災者への融資

1 農林水産業関係

町は、被災した農林漁業者等の経営の維持等に必要な資金及び被災した施設の復旧に必要な資金の融通が円滑に行い、農林漁業の再生産力を確保し、経営の維持安定を図るため、関係機関の協力を得て、次の措置を講じるものとする。

- (1) 国及び関係機関に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)」の発動要請及び同法による天災資金(経営資金)のあっせん、活用並びに同資金に対する利子補給の実施
- (2) 災害に対処するために設けられている(株)日本政策金融公庫の各種資金のあっせん、活用

災害に関係する主な公庫資金等

農林漁業セーフティ ネット資金	経営の再建及び収入減の補てんに充てる資金を融通
農林漁業施設資金	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用 施設等の復旧
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧
農業近代化資金	農業用施設（農舎、ハウス等）などに被害を被った場合、 新たに施設を設置する場合

(3) 天災資金等の農林漁業制度資金を借り入れるまでに必要なつなぎ資金のあっせん、活用

(4) 農業協同組合及び漁業協同組合に対する次の措置の要請

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

イ 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

(ア) 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、商工会及び関係機関の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

(1) (株)日本政策金融公庫の「災害復旧資金貸付」や小規模事業者経営改善資金、(株)商工組合中央金庫の「災害復旧資金貸付」の円滑な融資を関係金融機関に対し要請する。

(2) 銀行、信用金庫及び信用組合等の金融機関の中小企業向け融資の配慮、信用保証協会の保証枠の確保等の措置を当該金融機関等に対し要請するとともに、当該措

置の実施の確保について努力する。

- (3) 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害の指定を受けるために必要な措置を講ずる。
- (4) 県に対し、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう要請する。
- (5) 県信用保証協会に対し、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずるよう要請する。

3 住宅関係

町は、住宅に被害を受けた住民による住まいの確保・住宅再建等の円滑な進捗を推進するため、関係機関の協力を得て、次の支援措置が円滑に行われるよう、そのあっせん、活用を推進する。

- (1) (独法)住宅金融支援機構による「災害復興住宅融資」及び「住宅金融支援機構融資の返済方法の変更」
- (2) 県社会福祉協議会による「生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))」(低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等)
- (3) 県福祉事務所による母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付(母子家庭、父子家庭、寡婦)

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の貸付

町は、被災者の生活再建等が円滑な進捗を推進するため、関係機関の協力を得て、広野町社会福祉協議会を窓口として県社会福祉協議会により実施される生活福祉資金制度の貸付が円滑に行われるよう、そのあっせん、活用を推進する。

生活福祉資金制度の貸付

緊急小口 資金	対象	被災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
	目的	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用
災害援護 資金	対象	被災した低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の対象となる世帯を除く)
	目的	災害を受けたことにより臨時に必要となる費用

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

第6 罹災証明書の交付

- 1 町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。
- 2 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。
その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

第7 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）

(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第8 被災住民への各種措置の周知

町は、町及び関係機関がそれぞれ行う前記1から7の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者への周知を図るよう努める。

第3編 震災対策編



第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

第1 町の防災組織

1 広野町防災会議

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第1 1」を参照するものとする。

2 広野町災害対策本部

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第1 2」を参照するものとする。

3 水防管理団体

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第1 3」を参照するものとする。

第2 自主防災組織

1 根拠及び目的

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第2 1」を参照するものとする。

2 組織編成等

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第2 2」を参照するものとする。

第3 応援協力体制

1 市町村間の相互応援

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第3 1」を参照するものとする。

2 消防の相互応援

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第3 2」を参照するものとする。

3 受援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第3 3」を参照するものとする。

4 民間企業等との協力計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第3 4」を参照するものとする。

第4 自衛隊との連携体制

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第5 その他の防災組織

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第5」を参照するものとする。

第6 公的機関等の業務継続性の確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第6」を参照するものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

第1 防災行政無線の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第1」を参照するものとする。

第2 福島県総合情報通信ネットワークの活用

1 防災事務連絡システム

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 防災情報提供システム

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第2 2」を参照するものとする。

第3 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第3 1」を参照するものとする。

2 災害時優先電話等の活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第3 2」を参照するものとする。

3 その他通信連絡網の整備・活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第3 3」を参照するものとする。

第4 保守点検の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第4」を参照するものとする。

第5 住民への連絡体制の整備及び周知

このことについては、「一般災害対策編第1章第2節第5」を参照するものとする。

第3節 地震観測計画

第1 町内における地震観測網

広野町に設置されている地震計及び観測の状況は次のとおりである。

観測機関	地震計の種類 ・観測方法	設置場所	備考
福島県	計測震度計	大字下北迫 字苗代替 35	
文部科学省	強振計	大字下北迫 字大谷地原 63-1	

第2 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県は、県内の 84 箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の 7 箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、県総合情報通信ネットワークを通じて本町まで配信されている。

第4節 都市の防災対策

第1 建築物防災対策

1 福島県耐震改修促進計画

県は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な福島県耐震改修促進計画を策定し、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正を踏まえて、これを改定している。

町は、同計画を踏まえ、以下の対策を推進するものとする。

- (1) 耐震診断及び耐震改修対策
- (2) 落下物対策
- (3) アーケード安全対策
- (4) ブロック塀等安全対策
- (5) 定期調査報告の推進

2 一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため町及び県は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

3 被災建築物の応急危険度判定制度の充実

県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設け、判定活動体制の構築を行っている。

町は、災害時に実施される応急危険度判定及びその結果が住民等に正しく理解されるよう、平素からその意義、内容等の普及啓発に努める。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

(1) 一般建築物の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- ア 容積率 400%以上の地域内に存する建築物及び本計画において定められた避難場所等までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

(2) 町有施設のガラス飛散防止対策

町は、町有施設のうち、強化ガラス及び編入ガラス等以外で危険防止対策が講じられていないものについて、ガラス飛散の防止措置を講ずる。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

町及び県は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 町及び県は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) 町及び県は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

(1) 防火地域・準防火地域の指定

町及び県は、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

ア 既存建築物に対する改善指導

町及び県は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の

安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

町及び県は、消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第2 防災上重要な建築物の耐震性確保等

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。

1 防災上重要建築物の指定

町は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

(1) 防災拠点施設

町庁舎

(2) 避難施設

避難所として指定した施設（資料編：資料 6-2 参照）

2 耐震診断・耐震化の実施

町は、防災上重要建築物について耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行う等、耐震性の確保を図る。

3 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、非常用設備の整備に努める。

4 ロッカー、書架等の転倒防止対策

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。

5 防災拠点施設の主な設備等

町は、改築等によって、新たに防災拠点施設の整備を行う場合には、下記の設備の整備について配慮する。

- (1) 非常電源設備
- (2) 耐震性貯水槽
- (3) 防災行政無線
- (4) 備蓄倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- (5) 臨時ヘリポート
- (6) 非常用排水設備又は排水槽

第3 防災空間の確保

町は、地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

1 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っているため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

2 街路整備事業の推進

町は、都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに緊急輸送路及び避難路としての機能も併せて確保する。

3 都市防災総合推進事業の推進

町は、県の土地区画整理事業等による都市基盤の整備と連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる防災街区等の整備を促進する。

4 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置き場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

第4 市街地の開発等

1 市街地不燃化の促進

既成の市街地のうち低層の木造建築物が密集する防災上不健全な地域においては、市街地再開発事業や密集住宅市街地整備促進事業等により、細分化された敷地を統合し不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公共広場等の公共施設を確保する必要がある。

ることから、町は、組合等が実施する市街地再開発事業等に対して指導・助成を行い事業を促進する。

2 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

(1) 災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地を解消し災害に強い都市構造とするには、幹線道路等の主要な公共施設の整備だけでなく区画道路や公園、水路等を総合的・一体的に整備することが必要であることから、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業の推進により災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 災害に強い新市街地の整備

町は、土地区画整理組合に対する支援制度を活用した土地区画整理事業を推進し防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止するとともに、良好な新市街地の形成を促進する。

(3) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(4) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

第5節 各種施設（ライフライン）災害予防対策

第1 上水道施設災害予防対策

大規模な地震が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるために、災害予防対策及び被害施設の復旧を可能にするために必要な施策の実施を目的とする。

また、双葉地方水道企業団は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき次により緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員への教育・訓練の実施に努めることとする。

1 応急対策マニュアルの策定、職員への教育及び訓練

- (1) 応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう体制を整備する。
- (2) 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。
- (3) 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等個別の訓練を実施する。

2 管理図面及び災害予防情報の整備

他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

3 関係行政機関との連携及び連絡調整

災害発生時において、応急対策用車両が緊急車両並に通行できるよう、警察との連絡調整を図る。

4 予備資材の確保

応急復旧時に支障が生じないように、予備資材の確保を図る。

5 緊急時連絡体制の確立

町及び双葉地方水道企業団は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立・強化に努める。

6 防災広報活動の推進

町及び双葉地方水道企業団は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次に
より住民、町内会等に、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識
の啓発に努める。

(1) 住民への広報、啓発活動

住民に、広報紙を通じて防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項に
ついて広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会等に応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、
緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備
蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について指導に努める。

(4) 水道施設の被害想定

町及び双葉地方水道企業団は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規
模地震発生時における水道システム全体としての被害を予測し、その結果に基づき耐震
化の目標設定を行う。

7 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の
容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

8 耐震化の目標設定

水道施設の耐震化は相当な投資を必要とし、段階的な耐震化の目標を立て優先度の高
い事業から計画的に実施することが必要であるため、次の事項について目標を設定し、
構造物・設備等の耐震化を実施する。

- (1) 水道施設ごとの応急復旧期間
- (2) 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- (3) 医療施設、収容避難所等の重要拠点への給水の確保

9 重要施設の耐震化の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新
等を実施し、耐震化を推進する。

- (1) 浄水場、配水池の構造物の耐震化
- (2) 軟弱地盤における地盤改良
- (3) 避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯
水機能の強化

- (4) 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- (5) 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震化
- (6) 老朽管路の計画的な更新と、基幹配水管並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震化
- (7) 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

10 補完機能の強化

基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、普及を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

11 設備や薬品管理における予防対策

- (1) 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
- (2) 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬防止のための分離保管

12 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

町及び双葉地方水道企業団は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

町及び双葉地方水道企業団は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- イ 配水管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ウ 広域全体での整備、備蓄の推進
- エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- オ 作業員の安全装備等の常備

13 生活用水水源の確保

町及び双葉地方水道企業団は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

14 相互応援

町及び双葉地方水道企業団は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援態勢の整備に努める。

第2 下水道施設災害予防対策

地震による下水道設備の被害を最小限に止め、汚水排除や浸水防除機能の速やかな復旧ができるようにすることを目的とする。

1 防災体制の整備

町は、下水道施設が被災した場合、その地下埋設深度が深いことから復旧作業が長期化する可能性があることを考慮し、次により防災体制を整備することとする。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立・強化する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に関するこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、それら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制づくりを推進する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、それらの情報を利用する体制づくりについても推進を図る。

2 広報活動

町は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平素から地域住民への広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

3 耐震性の確保

町は、次により下水道施設の耐震性を確保することとする。

(1) 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じて補強対策を講じる。

(2) 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能を保持できるように、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

ア 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等

を採用する。

- イ 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。
- ウ 液状化が発生する地盤の地域では地盤改良又は杭基礎等により施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる必要がある。
- エ 地震の程度により排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。

4 安全確保対策

町は、次により下水道施設の安全性を確保することとする。

(1) 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、それら基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

(2) 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

(3) 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常個所の補修及び施設改良の記録の整備を行う。

5 応急復旧用資機材等・要員の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、町内及び広域町村を単位として、建設業協会等の協力を得て必要な資機材等の確保を図ることとする。また、独自に確保できない資機材等については県建設業協会等と協力協定締結の促進を図るとともに、県内の下水道管理者及び下水道事業団等との協力等、広域的な支援体制の確保も図ることとする。

さらに、応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

6 福島県下水道防災連絡会議

町、県及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されて

おり、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

第3 工業用水道施設災害予防対策

双葉地方水道企業団は、地震による工業用水道の断減水を最小限に止めるとともに、大規模な漏水等による二次災害を防止するものとする。

また、工業用水道施設が産業活動に欠かすことのできない重要な施設であり、工場等の操業中は断水することができないことに留意し、次により防災体制の整備を図ることとする。

1 応急対策マニュアルの整備

災害が発生した場合の職員の動員体制、活動要領、情報収集、施設の安全確保及び各種の緊急措置等を定めたマニュアルを整備する。

2 災害時連絡体制の確立

災害発生時等非常の場合の連絡方法を定め、所属職員に周知徹底するとともに、非常連絡系統図を作成し掲示する。また、発生した災害の種類ごとに連絡が必要な機関をあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて関係機関・業者等との連絡・調整及び支援体制に関する協定等を締結しておく。

3 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

4 設備台帳及び図面等の整備

施設の状態を把握し、災害発生時の対応に万全を期すため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

5 広域応援体制の整備

各事業体は、必要に応じ、災害に備えて「相互援助協定」を結び、日ごろから応援体制を整えるとともに、備蓄資材等に関する情報交換を行う。また、必要に応じて関係機関・業者等との連絡調整及び支援に関する協定を締結しておく。

6 工業用水道施設の耐震対策等

双葉地方水道企業団は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。

(1) 耐震性総合調査及び定期点検

- ア 施設の耐震性総合調査を実施し、必要により補助対策を講じる。
- イ 地震動に対する問題点を点検するとともに、改修計画を策定する。
- ウ 日頃から地震を想定した定期的な点検を実施し、施設の機能維持を図る。
- エ 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を図る。

(2) 計画的耐震策の推進

耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震策を推進する。特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。また、管路の被災による給水への影響を少なくするため、管路の複線化等を促進する。

(3) 工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指導に努める。

7 災害対策用資機材の整備

双葉地方水道企業団は、工業用水道施設の状況及び地震による被害想定を考慮して、異形管、大口径管及び特殊管等、緊急時に迅速に調達しがたい特殊資材の備蓄に努める。また、施設復旧に必要な資材の調達について、関係業者等との協力体制を整えるものとする。

第4 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第7節第1-1」を参照するものとする。

2 事業計画

東北電力（株）は、送電設備・変電設備・配電設備の耐震性強化策を推進するとともに、電気工作物の点検等を行い、電力の安定供給に努める。

また、災害対策用資機材を確保するとともに、その輸送体制を確立する。さらに、防災訓練等の実施を通じ、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

第5 ガス施設（LPガス）災害予防対策

1 防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第7節第2-1」を参照するものとする。

2 事業計画

（一社）福島県L Pガス協会いわき支部及びL Pガス販売事業者は、地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、以下の対応を段階的に推進していくものとする。

- (1) L Pガス設備の耐震性の強化：消費先の容器置き場等の耐震性評価・強化、容器の転落・転倒防止措置、耐震性配管への切り替え、安全器具の設置、ガス放出防止器等の設置
- (2) 情報収集のための無線等通信設備の整備
- (3) 防災資機材の管理等：下記防災資機材及び常備品の備蓄・管理及び関係団体等から調達ルート確立
 - ア 修理用工具類
 - イ 車両、機械
 - ウ 点検用工具類
 - エ 非常食、飲料水
 - オ 救急医薬品
 - カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）
 - キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災関係機関との相互協力

第6 町管理の道路及び橋りょう災害予防計画

1 現況

地震による道路の被害は、高盛土箇所における路体や法面の崩壊、切土法面箇所における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本町の場合、破砕帯が存在しており危険箇所を抱えている。

橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足していないもの等があるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策等が必要である。

また、トンネルにおける二次的な災害を防止するための防護施設についても今後整備する必要がある。

2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行う。

事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

3 実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策に必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施する。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- (ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。
- (イ) 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

(3) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう（一社）福島県建設業協会双葉支部との協定等に基づき民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図る。

第7 河川・海岸施設等災害予防対策

住民の生命・財産を守ることと産業の発展のため、また地震による被害を防止し又は被害の拡大を防ぐため、河川・海岸施設の維持管理の強化を促進するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにする。

1 復旧資機材の確保

河川管理者及び海岸管理者は、災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力を得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により応急復旧用資機材の備蓄体制の整備に努める。

2 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討を進める。

また橋りょう、排水機場及び頭首工等の河川構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を強化する。また、地震発生後は、復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請が予測されるため、これに対する基本的な対応方針を定めておく。

3 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

ア 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

イ 災害危険箇所の定期的点検を実施して「危険箇所整備計画」を策定し、計画的な整備に努める。

第8 農地・農業用施設災害予防対策

町は、地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限に止め、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように努める。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立・強化

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法を導入し整備を進める。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置を円滑に実施できるよう、平素から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行うとともに、法面の崩落、落石等の危険箇所については、その箇所を把握し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所を解消する。また橋りょうについては落橋防止装置を設ける。

また、県により町や土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と老朽化した安全施設の計画的な更新・整備の指導があった場合は、協力を行う。

3 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時においてその向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づいて計画的な施設の改善を行うものとする。

県及び町は、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点ため池」として位置付け、堤体補修等のハード対策を実施するとともにハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

第9 危険物等施設災害予防対策

町は、地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇薬及び放射性物質（以下、本項において「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が次の点について体制を確保するよう促進する。

1 施設構造基準等の維持

- (1) 危険物等取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、毒物及び劇物取締法及び放射線障害防止法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう努める。
- (2) 町は、消防本部等各危険物等の所管官庁が、危険物等取扱事業所に対して、危険物等施設の各法令に基づく技術上の基準に適合した状態の維持と耐震性の確保、危険物等保安監督者及び危険物等施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物等取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導することに協力する。

2 防災訓練の実施

危険物等取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施することとし、また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施することとする。

3 連絡体制の確立・強化

危険物等取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立・強化する。

第6節 地盤災害予防計画

地震により発生する土石流や地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るものとする。

1 危険箇所の調査・点検

町は、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の危険箇所（地区）について地理的・社会的変化に対応できるよう、土砂崩壊発生の原因となる山腹、溪流及び斜面の状況を地形・地質等を含め総合的かつ定期的に調査点検し、その危険度を把握する。特に、学校、病院及び福祉施設等をその地域に含む危険箇所の調査・点検を重視する。

なお県は、土石流危険溪流や土石流危険区域、地すべり危険箇所や地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域に関する資料を町へ提供するとともに、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩落に関する土砂災害警戒区域等の指定を行う。

2 危険箇所の周知

町は、これらの危険箇所を周知するため、県及び他の防災関係機関に資料及び情報の提供を行い、またこれらの危険箇所を町地域防災計画に明記するよう努めるとともに、雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難対策の強化を図る。

3 災害防止対策工事の推進

町は、法指定を受けた危険箇所について、災害防止対策工事を積極的に推進する。その際、避難場所・避難所や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化する。

4 警戒体制の確立

町は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する。

5 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

6 緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し緊急時に備える。

7 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

町は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、県、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料や

マップ等の整備に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

(3) 液状化対策の推進

公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発に当たって、町及び国等と十分な連絡調整を図るものとする。

町、県及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

8 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

町は、安全対策を検討のうえ、危険区域の住民に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地帯への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

町は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

9 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録するなど、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立・充実に努める。

第7節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

第1 出火防止対策

1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町、消防本部及び県は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に飲食店、スーパー等の不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

第2 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5-1」を参照するものとする。

2 自主防災組織の初期消火体制

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5-2」を参照するものとする。

3 消火訓練の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5-3」を参照するものとする。

4 家庭での初期消火

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第5-4」を参照するものとする。

第3 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第6-1」を参照するものとする。

2 建築物の防火対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第6-2」を参照するものとする。

3 薬品類取扱施設対策

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第6-3」を参照するものとする。

第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

1 消防力の強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第1」を参照するものとする。

2 広域応援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第3」を参照するものとする。

第5 消防水利の整備

町は、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、県の指導に基づき、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水槽の整備や海水利用型消防水利システムの導入、また、河川水、海水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努める。

第6 救助体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第5節第2」を参照するものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

第1 緊急輸送路

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第1」を参照するものとする。

第2 緊急支援物資等受け入れ港・受け入れ空港

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第2」を参照するものとする。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第3」を参照するものとする。

第4 広域陸上輸送拠点・物資受け入れ拠点

このことについては、「一般災害対策編第1章第8節第4」を参照するものとする。

第9節 避難対策

第1 避難計画の策定

町は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する基準
- 2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用必需品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
 - (6) ペット等の保管施設
- 8 高齢者、障がい者等の要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 老人デイサービスセンターの活用等
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練等

第2 指定緊急避難場所の指定等

1 指定緊急避難場所の指定

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第2 5」を参照するものとする。

第3 指定避難所の指定等

1 指定避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 管理者の同意

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 知事への通知等

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 3」を参照するものとする。

4 管理者の届出義務

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 4」を参照するものとする。

5 指定の取消

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 5」を参照するものとする。

6 指定した施設の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第3 6」を参照するものとする。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第4 1」を参照するものとする。

2 地域との事前協議

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第4 2」を参照するものとする。

3 学校を指定する場合の措置

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第4 3」を参照するものとする。

4 県有施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第4 4」を参照するものとする。

5 その他の施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第4 5」を参照するものとする。

第5 避難路の選定と安全確保

1 避難路の選定基準等

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第5 1」を参照するものとする。

2 避難路の安全確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第5 2」を参照するものとする。

第6 避難場所等及び避難方法の事前周知

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第6」を参照するものとする。

第7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

1 学校等の避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 1」を参照するものとする。

2 社会福祉施設等における避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 2」を参照するものとする。

3 病院における避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 3」を参照するものとする。

4 その他、不特定多数の人が利用する施設等の避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 4」を参照するものとする。

5 広域避難計画

このことについては、「一般災害対策編第1章第9節第7 5」を参照するものとする。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-1」を参照するものとする。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-2」を参照するものとする。

3 後方医療体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-3」を参照するものとする。

4 各医療機関における防災マニュアルの整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-4」を参照するものとする。

5 災害時医療救護マニュアルの整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-5」を参照するものとする。

6 傷病者等搬送体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-6」を参照するものとする。

7 医療関係者に対する訓練等の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第1-7」を参照するものとする。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第2-1」を参照するものとする。

2 防疫用薬剤等の備蓄

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第2 2」を参照するものとする。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第10節第2 3」を参照するものとする。

第11節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第1-1」を参照するものとする。

2 生活物資

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第1-2」を参照するものとする。

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第2-1」を参照するものとする。

2 資器材等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第2-2」を参照するものとする。

第3 流通業者等の活用

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第3」を参照するものとする。

第4 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第4-1」を参照するものとする。

2 備蓄倉庫等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第4-2」を参照するものとする。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第5-1」を参照するものとする。

2 広域処理体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第11節第5-2」を参照するものとする。

第12節 防災教育

第1 住民に対する防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第1」を参照するものとする。

第2 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

1 危険物等施設における防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2 1」を参照するものとする。

2 病院、福祉施設等における防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2 2」を参照するものとする。

3 ホテル及び旅館等の宿泊施設における防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2 3」を参照するものとする。

4 その他、不特定多数の人が利用する施設における防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第2 4」を参照するものとする。

第3 町職員（防災対策要員）における防災教育・研修・訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第3」を参照するものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 児童生徒等に関する防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第4 1」を参照するものとする。

2 教職員に対する防災教育

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第4 2」を参照するものとする。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第5-1」を参照するものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

このことについては、「一般災害対策編第1章第12節第5-2」を参照するものとする。

第13節 防災訓練

第1 町の防災訓練

1 概要

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第1-1」を参照するものとする。

2 訓練項目

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第1-2」を参照するものとする。

3 個別訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第1-3」を参照するものとする。

4 訓練の方法

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第1-4」を参照するものとする。

第2 学校、病院・社会福祉施設、その他防災対策上特に注意を要する施設、自主防災組織及び住民等の訓練

1 学校の防災訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第2-1」を参照するものとする。

2 病院、社会福祉施設における防災訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第2-2」を参照するものとする。

3 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第2-3」を参照するものとする。

4 自主防災組織における訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第2-4」を参照するものとする。

5 一般住民の訓練

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第2 5」を参照するものとする。

第3 防災訓練の評価と町地域防災計画への反映

このことについては、「一般災害対策編第1章第13節第3」を参照するものとする。

第14節 自主防災組織の整備

第1 自主防災組織の育成指導

1 育成の方針

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第1-1」を参照するものとする。

2 自主防災リーダーの育成

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第1-2」を参照するものとする。

3 訓練の充実

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第1-3」を参照するものとする。

4 防災資機材の整備等

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第1-4」を参照するものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

1 自主防災組織の規模

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第2-1」を参照するものとする。

2 自主防災組織の編成

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第2-2」を参照するものとする。

3 規約の制定

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第2-3」を参照するものとする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第3-1」を参照するものとする。

る。

2 日常の活動内容

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第3 2」を参照するものとする。

また、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第4 企業防災の促進

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第4」を参照するものとする。

第5 地区防災計画の作成

このことについては、「一般災害対策編第1章第14節第5」を参照するものとする。

第15節 要配慮者対策

第1 町地域防災計画において定める基本事項

1 避難支援等関係者となる者

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-1」を参照するものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-2」を参照するものとする。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-3」を参照するものとする。

4 名簿の更新

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-4」を参照するものとする。

5 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-5」を参照するものとする。

6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-6」を参照するものとする。

7 避難支援等関係者の安全確保

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第1-7」を参照するものとする。

第2 全体計画において定める事項

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第2」を参照するものとする。

第3 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

1 避難行動要支援者名簿の記載事項

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第3-1」を参照するものとする。

2 名簿情報の利用及び提供

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第3-2」を参照するものとする。

3 名簿情報の提供における配慮

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第3-3」を参照するものとする。

4 秘密保持義務

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第3-4」を参照するものとする。

第4 個別計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第4」を参照するものとする。

第5 社会福祉施設等における対策

1 施設、設備等の安全性強化

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第5-1」を参照するものとする。

2 組織体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第5-2」を参照するものとする。

3 緊急連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第5-3」を参照するものとする。

4 防災教育、防災訓練の充実

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第5-4」を参照するものとする。

5 食料品等の備蓄

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第5-5」を参照するものとする。

る。

第6 在宅要配慮者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第6-1」を参照するものとする。

2 防災教育、防災訓練の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第6-2」を参照するものとする。

3 支援体制及び防災資機材等の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第6-3」を参照するものとする。

第7 外国人の安全確保対策

1 防災教育、防災訓練の実施

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第7-1」を参照するものとする。

2 広報、案内表示板等の多言語化等

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第7-2」を参照するものとする。

第8 避難所への移送

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第8」を参照するものとする。

第9 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第9-1」を参照するものとする。

2 福祉避難所の指定

このことについては、「一般災害対策編第1章第15節第9-2」を参照するものとする。

第16節 ボランティアとの連携

第1 ボランティア活動の広報・普及啓発

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第1」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第2」を参照するものとする。

第3 ボランティアの連携・受け入れ体制の整備

1 県、町からの情報共有

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第3 1」を参照するものとする。

2 コーディネート体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第3 2」を参照するものとする。

3 ボランティア活動保険

このことについては、「一般災害対策編第1章第16節第3 3」を参照するものとする。

第17節 危険物施設等災害予防対策

第1 危険物施設災害予防対策

1 事業者における防災体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第1-1」を参照するものとする。

2 自主保安体制の向上

このことについては、「一般災害対策編第1章第17節第1-2」を参照するものとする。

第18節 災害時相互応援協定の締結

第1 自治体間の相互応援協力

1 都道府県間、知事会の枠組み

このことについては、「一般災害対策編第1章第18節第1 1」を参照するものとする。

2 市町村間の枠組み

このことについては、「一般災害対策編第1章第18節第1 2」を参照するものとする。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定

このことについては、「一般災害対策編第1章第18節第2」を参照するものとする。

第3 応援協定の公表

このことについては、「一般災害対策編第1章第18節第3」を参照するものとする。

第4 連絡体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第1章第18節第4」を参照するものとする。

第2章 災害応急対策計画

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び町地域防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

第1節 応急活動体制

第1 災害対策本部の設置及び解散

町長は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部（以下、本節において「本部」という。）を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

設置基準	解散基準
① 震度6弱以上を観測したとき（自動設置基準） ② 震度5弱、5強を観測し、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき ③ 気象庁の発表にかかわらず、町内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき ④ 気象庁が、福島県に大津波警報を発表したとき（自動設置基準） ⑤ 津波により、町内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき	① 災害応急対策がおおむね完了したとき ② その他必要がなくなったと認められたとき

第2 本部の設置及び解散の通知

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第2」を参照するものとする。

第3 設置等権限の代理者の指定

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第3」を参照するものとする。

第4 本部の設置場所

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第4」を参照するものとする。

第5 防災会議連絡員の本部への派遣

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第5」を参照するものとする。

第6 本部の組織、運営等

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第6」を参照するものとする。

第7 災害救助法が適用された場合の体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節第7」を参照するものとする。

第2節 職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、災害応急対策を迅速に推進するための、職員の動員体制について定める。

第1 配備基準

1 警戒配備体制（災害対策本部設置前）

職員配備内容		配備時期
警戒配備	自宅待機職員、建設課及び環境防災課の所要の人員をもって当たるもので、情報収集・連絡及び応急対策を実施するとともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	次のいずれかの場合であって、町長が当該配備を指令したとき 1 町内において震度4を観測する地震が発生したとき 2 福島県に津波注意報が発表されたとき 3 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき
特別警戒配備	管理職及び自宅待機職員、建設課、環境防災課の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 町内において震度5弱を観測する地震が発生したとき 2 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町災害対策本部の設置に至るまでの間又は災害対策本部の設置に至らない程度において必要と認められるとき 3 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき

2 非常配備体制（災害対策本部設置後）

災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の種別、内容、時期等の基準については、次のとおりとし、各部長は、事務分掌に基づき、各班ごとの配備基準を定め、これを班員に徹底しておくものとする。

職員配備内容		配備時期
非常配備体制	1号 1 本部事務局が常時活動するほか所要の地域に現地本部をおく。 おおむね 1/2 の職員を配備し、災害応急対策活動を実施する体制とする。 ※配備人員は、原則として1日2交代とする。 (例：A班×B班)	1 町内において震度5強以上を観測する地震が発生したとき 2 福島県に津波警報が発表されたとき 3 局地的な応急対策が必要と認められるとき 4 その他必要により、本部長が、当該配備を指令したとき

2 号 配 備	全員	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内において震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 2 福島県に大津波警報が発表されたとき 3 町内全域にわたって災害が発生すると予想された場合、又は被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該配備を指令したとき 4 予想されない重大な災害が発生したとき
------------------	----	---

第2 動員方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第2節第1 3」を参照するものとする。

第3 災害応急対策要員の参集

1 町長

通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

2 職員

地震発生後の情報収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震災害情報の収集伝達

地震災害が発生したとき、町は、各防災関係機関との情報収集伝達を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、町内に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 地震情報等の受理伝達

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき
- イ 福島県に津波警報等を発表したとき
- ウ その他、地域住民に周知させることが適切と思われるとき（群発地震等）
- エ 特に発表が必要と認めた場合

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の伝達系統図により迅速・的確に受理伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。
- ウ 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示の必要な措置を行う。

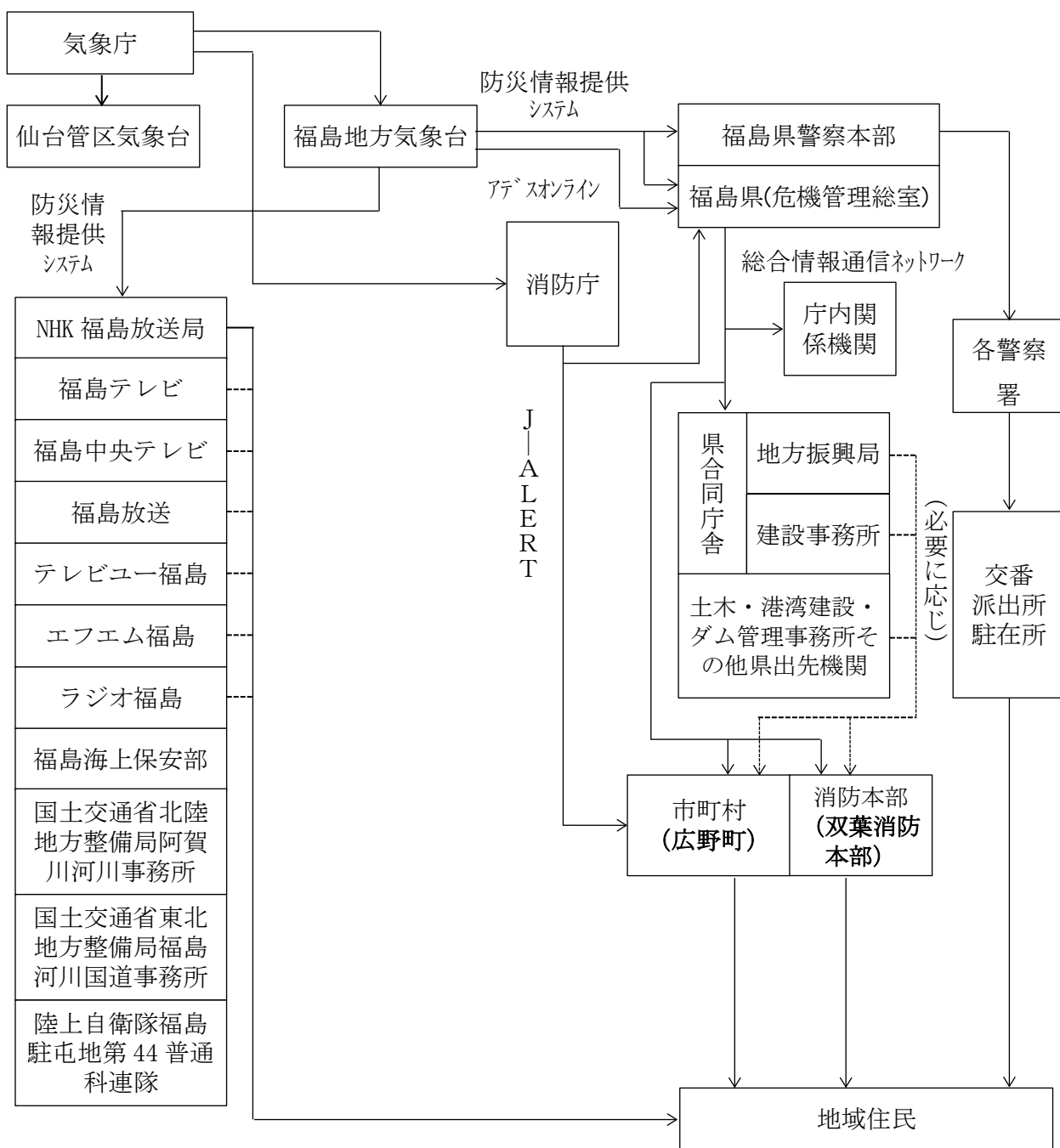
(5) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 町及び県は、福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。
- エ 町は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

地震情報等伝達系統図



2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

(1) 震度の地域名称（福島県の陸域）

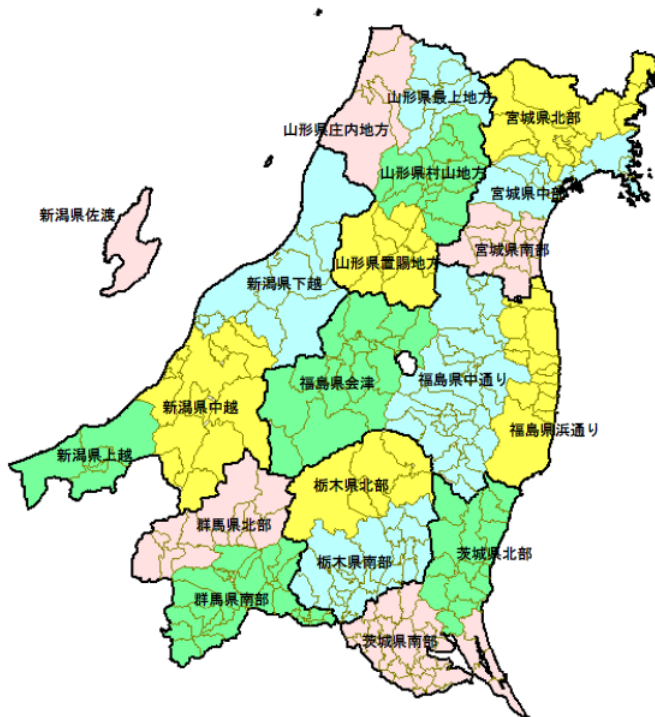
「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される

震度の地域名称（福島県の陸域）



(2) 福島県及び隣県の陸域の震央地名



3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第2 被害状況等の収集、報告

1 地震・津波による被害状況等の情報の収集・伝達

震度4以上の地震が発生した場合及び震度3以下の地震であっても被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、津波及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により、県災害対策本部（危機管理総室）及び県災害対策相双地方本部（相双地方振興局）に報告する。ただし、通信遮断等により県（危機管理総室）との連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁に報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を含め把握できた順から報告する。

2 被害状況調査と報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2-1」を参照するものとする。

3 避難、生活支援、応急復旧の状況把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2-2」を参照するものとする。

4 被害状況等の報告方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2-3」を参照するものとする。

5 被害程度の認定基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2-4」を参照するものとする。

6 報告の種類等

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2-5」を参照するものとする。

第3 情報の共有と分析

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第3」を参照するものとする。

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第1-1」を参照するものとする。

2 通信手段の被害対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第1-2」を参照するものとする。

3 各種通信施設の利用

このことについては、「一般災害対策編第2章第4節第1-3」を参照するものとする。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町、県及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県と町の相互協力

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第1」を参照するものとする。

第2 国に対する応援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第2」を参照するものとする。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第3」を参照するものとする。

第4 民間事業者との災害時応援協定

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第4」を参照するものとする。

第5 公共的団体等との協力

このことについては、「一般災害対策編第2章第5節第5」を参照するものとする。

第6節 災害広報

災害時において、町民及び関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は、地震発生後、速やかに広報部門を設置し、県及び防災関係機関と連携して広報活動を展開する。

第1 町による広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第6節第2」を参照するものとする。

第2 市町村間の協力による広報

このことについては、「一般災害対策編第2章第6節第3」を参照するものとする。

第3 広聴活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第6節第4」を参照するものとする。

第7節 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部等のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第1 初期消火

1 住民等による初期消火

家庭、職場等においては、次により出火防止及び初期消火に努めるとともに、火災が発生したときは速やかに消防本部等へ通報する。

- (1) コンロや暖房器具等の火を消す。
- (2) 出火したときは、自身の安全を確保しながら、近隣住民等の協力も求めて初期消火に努める。
- (3) 消防本部等へ速やかに通報（電話、駆け込み）する。
- (4) 電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、コンセントを抜き、ガスの元栓を閉める等して、二次災害の防止に努める。

2 自主防災組織による初期消火

地域、事業所等の自主防災組織は、自身の安全を確保しながら、消防本部等が到着するまでの間あらかじめ定められた班編成等により、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の救助活動を行う。

第2 消防本部等による消防活動

1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

(1) 消防吏員の招集

消防吏員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集し、消防資機材等を準備する。

(2) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回をはじめ次の方法による災害情報の収集を行う。

- ア 望楼等からの監視
- イ 119番通報及び駆け込み通報
- ウ 消防吏員の参集途上における情報収集
- エ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

(3) 避難場所及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(4) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(5) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

(6) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(7) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(8) 火災現場活動の原則

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(9) その他

- ア 消防本部は、警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの通行路を確保するとともに、必要に応じて警察に対し交通規制を要請する。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著し

い支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対して必要な措置命令を行う。

ウ 消防水利の確保

消防本部は、地震により上水道施設が被災した場合も、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

エ 消防警戒区域の設定

消防吏員は、地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定し、その区域から一定の者以外の者を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

2 消防団による活動

消防団は、消防本部と緊密に連携をとりながら以下の活動を行う。

(1) 消防団員の参集

消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。なお、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

(2) 初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し出火防止の広報を行い、拡声器等により延焼の警戒を呼びかけるとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(3) 情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

(4) 消火活動

消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な消火活動にあたる。消防本部の部隊が到着したときは、消防長又は消防署長の所轄の下、協力して消火活動にあたる。

(5) 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援

大規模な災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、消火活動が十分に行えなくなることが予想される。

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な災害の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

第4 他都道府県への応援要請

1 応援要請の手続き

町長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う場合、消防本部は担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

2 消防庁長官への派遣要請

知事は、町長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認められる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに応援要請を行った町へ連絡する。

また知事は、福島県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防活動調整本部の設置をはじめとする、円滑な活動のための受け入れを行う。

3 広域航空消防応援

知事は、町長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県及び他都道府縣市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請する。

第8節 救助・救急

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出る
ことが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人
員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、
救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主
防災組織が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救
助・救急活動を行うことが求められる。

第1 要救助者の通報・搜索

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第1」を参照するものとする。

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第2」を参照するものとする。

第3 町及び消防本部等による救助活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第3」を参照するものとする。

第4 応援要請

1 消防本部への出動要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第4 1」を参照するものとする。

2 県への応援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第4 2」を参照するものとする。

3 自衛隊への派遣要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第4 3」を参照するものとする。

4 民間組織への協力要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第4 4」を参照するものとする。

第5 救助活動の実施

1 緊急通行路の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第5 1」を参照するものとする。

2 救助隊の誘導

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第5 2」を参照するものとする。

3 救助活動の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第5 3」を参照するものとする。

第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 自衛隊の災害派遣要請基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第1」を参照するものとする。

第2 災害派遣要請の範囲

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第2」を参照するものとする。

第3 自衛隊災害派遣の要請手続き

1 町からの災害派遣要請の要求

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 1」を参照するものとする。

2 町から直接の災害派遣要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 2」を参照するものとする。

3 福島県知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第3 3」を参照するものとする。

第4 自衛隊の自主派遣

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第4」を参照するものとする。

第5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第5」を参照するものとする。

第6 自衛隊災害派遣部隊の受け入れ体制の整備

1 他の防災関係機関との競合重複の排除

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6 1」を参照するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6 2」を参照するものとする。

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6-3」を参照するものとする。

4 受け入れ施設等の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第6-4」を参照するものとする。

第7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第7」を参照するものとする。

第8 自衛隊災害派遣部隊の撤収

このことについては、「一般災害対策編第2章第9節第8」を参照するものとする。

第10節 避難計画

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が地震災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 住民等の自主的な避難

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1」を参照するものとする。

第2 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示

町長等は、地震発生による火災、山崩れ、崖崩れ、津波等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での待避等安全確保措置の指示を行う。

1 実施の責任者及び基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 1」を参照するものとする。

2 避難のための勧告及び指示の内容

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 4」を参照するものとする。

3 避難措置の周知等

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 5」を参照するものとする。

4 避難勧告等の解除

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2 6」を参照するものとする。

第3 避難勧告・指示の伝達方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第3」を参照するものとする。

第4 避難の誘導

1 避難誘導員

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 1」を参照するものとする。

2 避難順位及び携行品の制限

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 2」を参照するものとする。

3 避難誘導の方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 3」を参照するものとする。

4 避難場所及び避難経路

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 4」を参照するものとする。

5 その他の避難上の留意事項

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第4 5」を参照するものとする。

第5 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第5 1」を参照するものとする。

2 指定行政機関等による助言

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第5 2」を参照するものとする。

3 警戒区域設定の時期及び内容

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第5 3」を参照するものとする。

4 警戒区域設定の周知

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第5-4」を参照するものとする。

第6 避難行動要支援者対策

1 情報伝達体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第6-1」を参照するものとする。

2 避難及び避難誘導

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第6-2」を参照するものとする。

第7 広域的な避難対策

1 県内市町村間の避難調整

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第7-1」を参照するものとする。

2 県外避難の調整

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第7-2」を参照するものとする。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第7-3」を参照するものとする。

第8 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第8-1」を参照するものとする。

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第8-2」を参照するものとする。

第11節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受け入れ保護することを目的とする。

第1 避難所の設置

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1」を参照するものとする。

第2 避難所の運営

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第2」を参照するものとする。

第3 住民の避難先の情報把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第3」を参照するものとする。

第4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第4」を参照するものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第5」を参照するものとする。

第6 指定避難所以外の被災者への支援

このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第6」を参照するものとする。

第12節 医療（助産）救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を施す必要がある。

第1 被害状況及び診療状況の把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第1」を参照するものとする。

第2 医療（助産）救護活動

町、県及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

1 町

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2 1」を参照するものとする。

2 県及びその他機関

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第2 2」を参照するものとする。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者搬送の手順

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第3 1」を参照するものとする。

2 医療スタッフ等の搬送

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第3 2」を参照するものとする。

第4 医療救護班等の受け入れ調整

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第4」を参照するものとする。

第5 人工透析患者等への対応の調整

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第5」を参照するものとする。

第6 医薬品・医療資器材等の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第12節第6」を参照するものとする。

第13節 道路の確保（道路障害物除去等）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救援活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議のうえ、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路にさきがけて実施する。

第1 優先開通道路の選定

1 優先開通道路の選定基準

「一般災害対策編第1章第8節 緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

2 開通作業の優先順位

県指定の緊急輸送路について、優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第1次確保路線、第2次確保路線及び第3次確保路線の3つに大別する。

町指定の緊急輸送路については、優先して開通すべき道路の順位は、災害の状況等に応じて町長がその都度決定するものとする。

第2 資機材の確保

1 町

町は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図る。

なお、県建設業協会双葉支部等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、国、東日本高速道路(株)、県と調整を図るものとする。

2 県

県は、町と同様の対応を図る。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、各事務所において、資機材の確保を図る。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、応急復旧が可能なように、資機材の確保を図る。

第3 道路開通作業の実施

町災害対策本部は、町内の道路網の被災状況を把握し、県が行う町、国、県、東日本高速道路(株)の道路開通作業の調整を受け、作業を実施するものとする。

1 町

町は、行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、速やかに県に報告するとともに、所管する道路については町指定の緊急輸送路のうち緊急度が高いと判断された道路から開通作業を実施する。

なお、被害の状況により緊急輸送路として指定している道路の開通が困難な場合は、それ以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行う。

2 県

県は、県内の道路網の被災状況を把握し、県、国、市町村、東日本高速道路(株)の道路開通作業の調整を図るものとする。

また、県は、町と同様に、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い第1次確保路線道路から開通作業を実施し、地域によって、それが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通する。さらに、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。

道路上の破損、倒壊等による障害物の除去についても、町同様、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行う。

3 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、管理用監視モニター等からの道路情報の収集に努める。被害があった場合は、確保路線の開通作業を実施する。

また、迂回路等については、警察本部と協議するものとする。

4 東日本高速道路(株)

東日本高速道路(株)は、被害の状況を迅速に把握するため、速やかにパトロールカー等による巡視を実施し、遅滞なく確保路線の開通作業を実施する。

第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第1-1」を参照するものとする。

2 緊急輸送活動の対象

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第1-2」を参照するものとする。

3 輸送に当たっての配慮事項

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第1-3」を参照するものとする。

第2 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第2-1」を参照するものとする。

2 陸上輸送拠点の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第2-2」を参照するものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第2-3」を参照するものとする。

第3 輸送手段の確保

1 車両等の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3-1」を参照するものとする。

2 緊急通行車両等の申請

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3-2」を参照するものとする。

3 緊急空輸の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第3-3」を参照するものとする。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第13節第4」を参照するものとする。

第15節 防疫及び保健衛生

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動

1 防疫組織

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-1」を参照するものとする。

2 予防教育及び広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-2」を参照するものとする。

3 消毒の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-3」を参照するものとする。

4 ねずみ族昆虫等の駆除

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-4」を参照するものとする。

5 生活の用に供される水の供給

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-5」を参照するものとする。

6 臨時の予防接種

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-6」を参照するものとする。

7 避難所の防疫指導等

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-7」を参照するものとする。

8 報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1-8」を参照するものとする。

る。

9 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第1 9」を参照するものとする。

第2 食品衛生監視

1 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第2」を参照するものとする。

第3 栄養指導

1 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 1」を参照するものとする。

2 巡回栄養相談の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 2」を参照するものとする。

3 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 3」を参照するものとする。

4 特定給食施設等への指導

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第3 4」を参照するものとする。

第4 保健指導

1 巡回保健班の編成

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第4 1」を参照するものとする。

2 保健指導の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第4 2」を参照するものとする。

3 避難所等生活環境の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第4 3」を参照するものとする。

第5 精神保健活動

1 精神科医療体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第5 1」を参照するものとする。

2 被災者のメンタルヘルスケア

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第5 2」を参照するものとする。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第5 3」を参照するものとする。

第6 動物（ペット）救護対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第14節第6」を参照するものとする。

第16節 廃棄物処理対策

災害廃棄物の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理

1 排出量の推定

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1-1」を参照するものとする。

2 収集体制の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1-2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1-3」を参照するものとする。

4 廃棄物処理施設の応急復旧

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1-4」を参照するものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2-1」を参照するものとする。

2 収集体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2-2」を参照するものとする。

3 処理対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第2-3」を参照するものとする。

第3 県、近隣市町村等への応援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第3」を参照するものとする。

第4 がれき処理

1 がれき発生量の推定

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下、本項において「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町は、建物倒壊等の被害量から、がれき発生量を推定し、あらかじめ定めている廃棄物処理計画を勘案しつつ、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所の確保などの計画を策定する。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35ト、非木造1.20トを目安とする。

2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県、町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討する。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、町外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生な

どが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがある。

特に石綿については、県及び町は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

県及び町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第5 住民への周知徹底

災害廃棄物処理に当たっては、住民に、次の事項について周知徹底を図る。

- 1 災害廃棄物の仮置場の設置場所及び収集日時等
- 2 災害廃棄物搬出に当たっての留意事項（分別・整理及びごみの流出防止策の徹底等）
- 3 下水道被災時における水洗トイレの使用中止の呼びかけ及び仮設トイレの設置場所

第6 県、近隣市町村等への応援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第3」を参照するものとする。

第17節 救援対策

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体としての町があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

第1 給水救援対策

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

1 飲料水の応急給水活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1-1」を参照するものとする。

2 生活水の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1-2」を参照するものとする。

3 住民への広報

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第1-3」を参照するものとする。

第2 食料救援対策

災害時において、必要があるとき、被災者及び災害応急対策従事者等に対し食料を提供し、又は炊出しを実施し、食料の供給の万全を図るものとする。

1 食料の調達

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2-1」を参照するものとする。

2 給食の方法

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第2-2」を参照するものとする。

第3 生活必需物資等救援対策

震災により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがある場合において、町が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

1 生活必需物資等の範囲

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3-1」を参照するものとする。

2 生活必需物資等の調達及び供給

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3-2」を参照するものとする。

第4 燃料等の調達・供給対策

1 調理・供給対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第4-1」を参照するものとする。

第5 指定避難場所以外への物資等の支援体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。

第6 義援物資及び義援金の受け入れ

1 物資の受け入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6-1」を参照するものとする。

2 義援金の受け入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6-2」を参照するものとする。

第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第1」を参照するものとする。

第2 障害物の除去

震災時には、大量の障害物が発生することが予想される。そのため、これらの障害物の除去を行い、二次災害を防止するとともに、交通を確保して物資、人員等の輸送が円滑に行われるようにし、被災者が日常生活を営むうえで、支障がないようにする必要がある。

1 住宅関係障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 1」を参照するものとする。

2 道路における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 2」を参照するものとする。

3 河川における障害物の除去

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 3」を参照するものとする。

4 除去した障害物の集積

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 4」を参照するものとする。

5 関係機関との連携

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第2 5」を参照するものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 1」を参照するものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 2」を参照するものとする。

3 相談業務の内容

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第3 3」を参照するものとする。

第4 金融対策に関する広報・周知

このことについては、「一般災害対策編第2章第17節第4」を参照するものとする。

第19節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1-1」を参照するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1-2」を参照するものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第1-3」を参照するものとする。

第2 借上げ住宅等の提供

1 借上げ住宅の提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第2-1」を参照するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第2-2」を参照するものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第3-1」を参照するものとする。

2 実施方法等

このことについては、「一般災害対策編第2章第18節第3-2」を参照するものとする。

第20節 死者の搜索、遺体の処理等

町又は県は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第1-1」を参照するものとする。

2 県内医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第1-2」を参照するものとする。

3 広域的な遺体処理体制の整備

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第1-3」を参照するものとする。

第2 遺体の搜索

1 搜索活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第2-1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第2-2」を参照するものとする。

3 町以外の機関の対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第2-3」を参照するものとする。

第3 遺体の収容

1 遺体の搬送

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第3-1」を参照するものとする。

2 遺体收容所の設営及び遺体の收容

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第3-2」を参照するものとする。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第3-3」を参照するものとする。

4 警察本部及び海上保安部の対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第3-4」を参照するものとする。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第4-1」を参照するものとする。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第4-2」を参照するものとする。

第5 広域応援体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第5」を参照するものとする。

第6 他市町村の遺体が漂着した場合

このことについては、「一般災害対策編第2章第19節第6」を参照するものとする。

第21節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第1 上水道施設等応急対策

町及び双葉地方水道企業団は、地震発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1-1」を参照するものとする。

2 応急復旧のための支援要請

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1-2」を参照するものとする。

3 情報伝達・広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第1-3」を参照するものとする。

第2 下水道施設等応急対策

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

1 要員の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2-1」を参照するものとする。

2 応急対策用資機材の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2-2」を参照するものとする。

3 復旧計画の策定

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2-3」を参照するものとする。

る。

4 広報

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第2-4」を参照するものとする。

第3 電力施設等応急対策

1 災害対策組織の設置

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-2」を参照するものとする。

3 応急復旧用資機材の確保等

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-3」を参照するものとする。

4 災害時における広報

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-4」を参照するものとする。

5 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-5」を参照するものとする。

6 災害時における危険予防措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-6」を参照するものとする。

7 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-7」を参照するものとする。

8 県の措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第3-8」を参照するものとする。

第4 ガス施設（LPガス）応急対策

1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合

「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4-3」を参照するものとする。

4 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4-4」を参照するものとする。

5 復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第4-5」を参照するものとする。

第5 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて町内の路線（常磐線）を所管する水戸支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 仙台支社対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部

(ア) 本部長は支社長とし、各支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 支社長が不在の場合は、先着した部長が本部長の職務を代行する。

イ 現地対策本部

(ア) 支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策

本部の設置を指示する。

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定した者とする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びS I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

ア 地震が発生した場合の運転取り扱いは次による。

(ア) 地震計に12.0カイン以上（一部6.0カイン以上）の場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(イ) 地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満（一部3.0カイン以上6.0カイン未満）の場合、初列車を、25 km/h 又は 35 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点

検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(ウ) 地震計に 6.0 カイン未満（一部 3.0 カイン未満）の場合、特に運転規制は行わない。

イ 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

(ア) 迂回又は折り返し運転

(イ) 臨時列車の特発

(ウ) バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第5-2」を参照するものとする。

第6 電気通信施設等応急対策

地震災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第6-1」を参照するものとする。

2 電話（通信）の応急措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第20節第6-2」を参照するものとする。

第2.2節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。

また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。

さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害応急対策活動を行い、被害の軽減を図る。

第1 道路の応急対策

1 県管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら、直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

道路管理者は、その管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告をするほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、道路管理者、警察、消防本部等及び自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置を取る。

ア 町

(ア) 行政区域内の道路の被害について、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(イ) 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

イ 県

(ア) 防災関係機関等への連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況等の情報を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(イ) 点検措置

地震の発生後、道路等について、直ちに点検を行い、緊急に復旧計画を策定し、応急

措置計画を樹立する。

(ウ) 通行規制

地震災害発生と同時に、警察と協力して交通規制を行い、インターネット、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

(3) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

ア 町

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに県に被害状況を報告する。

イ 県

県は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、速やかに災害復旧計画を作成する。

2 直轄管理の国道の応急対策計画（東北地方整備局）

(1) 基本方針

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、県の災害対策本部広域応援・避難班等の関係機関に連絡する。

イ 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

ウ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、広報等、住民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

3 常磐自動車道の応急対策計画（東日本高速道路(株)）

(1) 基本方針

地震災害が発生した場合は、東日本高速道路(株)の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部長による非常体制を指令し、職員等の非常出動体制による災害応急活動に入る。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

イ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとる。

ウ 通行規制

地震災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講ずる。

エ 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努めると併せ、速やかに消防本部等に出動を要請するものとし、消防本部等の行う消防活動に協力する。

オ 救出及び応急対応

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防本部等に出動を要請するものとし、消防本部等の行う救急活動に協力する。

カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、通行規制等の措置を行うとともに、消防本部等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

4 主要農道、主要林道応急対策計画

(1) 基本方針

地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。特に農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(2) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

農道・林道管理者は所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

農道・林道管理者は所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措

置する。

(3) 通行規制

農道管理者は通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

5 交通安全施設応急対策計画（警察本部）

(1) 基本方針

警察本部は、地震・津波などの災害により信号機等交通安全施設の損壊、障害が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び主要交差点における交通信号機電源付加装置の設置等、交通安全施設の整備を推進する。

(2) 応急対策

ア ヘリコプターによる被害状況の把握

テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。

イ 信号機等の応急復旧

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、次により復旧する。

(ア) 県指定の緊急輸送路等を優先して復旧する。

(イ) 信号機の復旧順位については、県警警備本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先等諸般の状況を総合的に判断し、順次復旧する。

ウ 交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図る。

エ 交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供

道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。

オ 報道機関に対する交通（道路）情報の提供

報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビを通して被災地域内への一般車両の流入抑制を図る。

第2 河川管理施設等の応急対策

1 河川管理施設及び海岸保全施設応急対策

(1) 基本方針

県は、地震による被害を軽減するため、町、消防本部等の水防活動が円滑かつ十分に行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設及び海岸保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

- ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
- イ 水門、樋門等に対する遅延のない操作
- ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備
- エ 市町村における相互の協力及び応援体制

(2) 応急対策

県は、町の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡、又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与える等、調整にあたる。また、併行して河川管理施設及び海岸保全施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

町の応急復旧についても技術的援助及び調査を行う。

(3) 復旧計画

- ア 県は、地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。
- イ 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全度の向上を図る。

2 港湾・漁港施設応急対策

(1) 基本方針

県は、地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾、漁港施設が被害を受けたとき又はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 応急対策

港湾管理者及び漁港管理者は、災害の発生を知ったときは、直接又は船舶所有者の協力を得て港内を点検し、被害状況を速やかに的確に把握し、必要な場合、関係機関の協力を得て応急措置を講ずる。

(3) 復旧計画

地震により港湾、漁港土木公共施設が被害を受けた場合において、各施設管理者は被害状況を調査し復旧する。特に公共の安全確保上緊急に復旧を必要とするものについては、速やかに復旧する。

港湾、漁港施設の被害のうち、特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ア 係留施設の破損で、船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。
- イ 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、又は著しく困難であるもの。
- ウ 水域施設の埋塞で、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- エ 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

3 砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

県は、地震により砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ、町は土砂災害危険箇所や雪崩危険箇所の災害発生状況を調査に協力する。

(2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、土砂災害防止施設の被災やがけ崩れや落石、雪崩等より二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や町と協力し、応急対策に努めるものとする。

4 ため池施設応急対策

ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに町に報告する。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、町長の指示の下に直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努める。

第3 公共建築物等の応急対策

1 基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

2 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主

的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行う。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

第23節 文教対策

町・県教育委員会及び学校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下、本節において「児童生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、震災時における応急対策計画を定めるものとする。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第1 1」を参照するものとする。

2 教職員の対応、指導基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第1 2」を参照するものとする。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 1」を参照するものとする。

2 被害状況の把握及び報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 2」を参照するものとする。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 3」を参照するものとする。

4 教育施設の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 4」を参照するものとする。

5 教員の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第2 5」を参照するものとする。

6 応急教育の実施体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第26」を参照するものとする。

7 奨学に関する措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第27」を参照するものとする。

8 学用品の給与

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第28」を参照するものとする。

9 給食に関する措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第29」を参照するものとする。

10 学校の衛生管理

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第210」を参照するものとする。

11 学校が避難所として使用される場合の措置（学校施設の緊急使用）

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第211」を参照するものとする。

第3 社会教育施設等の応急対策

1 利用者の安全確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第31」を参照するものとする。

2 負傷者等の応急救護

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第32」を参照するものとする。

3 収蔵物等の応急措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第33」を参照するものとする。

4 被害状況等の報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第3-4」を参照するものとする。

5 避難者の受け入れ等

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第3-5」を参照するものとする。

第4 文化財対策

1 建物及び搬出不可能な文化財の対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第4-1」を参照するものとする。

2 搬出可能な文化財の対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第4-2」を参照するものとする。

3 史跡等の応急対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第4-3」を参照するものとする。

4 指定文化財等の応急対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第21節第4-4」を参照するものとする。

第24節 要配慮者等への支援対策

災害発生時において、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

第1 要配慮者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第1」を参照するものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第2」を参照するものとする。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第3」を参照するものとする。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第4 1」を参照するものとする。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第4 2」を参照するものとする。

3 児童の保護等のための情報伝達

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第4 3」を参照するものとする。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5 1」を参照するものとする。

2 安否確認

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5 2」を参照するものとする。

る。

3 情報提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5-3」を参照するものとする。

4 相談窓口の開設

このことについては、「一般災害対策編第2章第22節第5-4」を参照するものとする。

第25節 ボランティアとの連携

大規模な地震により県内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、町等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受け入れ

町は、大規模な災害が発生した場合、町社会福祉協議会と連携して、町ボランティアセンターを設置し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供やボランティア活動の調整に努めるものとする。

1 ボランティアの受け入れ

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第1 1」を参照するものとする。

2 情報提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第1 2」を参照するものとする。

3 活動拠点の提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第1 3」を参照するものとする。

第2 ボランティア団体等の活動

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第2」を参照するものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節第3」を参照するものとする。

第26節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第1 危険物施設応急対策

1 出動体制

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第1 1」を参照するものとする。

2 人員の確保

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第1 2」を参照するものとする。

3 被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第1 3」を参照するものとする。

4 災害時における緊急措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第1 4」を参照するものとする。

第2 町、県その他防災関係機関の対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第24節第2」を参照するものとする。

第27節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、同法施行規則、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第1 1」を参照するものとする。

2 災害救助法適用における留意点

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第1 2」を参照するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第2 1」を参照するものとする。

2 住家滅失世帯の算定等

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第2 2」を参照するものとする。

3 大規模な災害における速やかな適用

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第2 3」を参照するものとする。

第3 災害救助法の適用手続き

1 町

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第3 1」を参照するものとする。

る。

2 県

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第3-2」を参照するものとする。

3 救助の実施状況の記録及び情報提供

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第3-3」を参照するものとする。

4 特別基準の申請

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第3-4」を参照するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第4-1」を参照するものとする。

2 救助費の繰替支弁

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第4-2」を参照するものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第5-1」を参照するものとする。

2 公用令書の交付

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第5-2」を参照するものとする。

3 損害補償等

このことについては、「一般災害対策編第2章第25節第5-3」を参照するものとする。

第28節 ヘリコプター等による災害応急対応

このことについては、「一般災害対策編第2章第27節」を参照するものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧・復興

第1 災害復旧事業計画の作成

1 復旧事業計画の基本方針

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第1-1」を参照するものとする。

2 災害復旧事業計画の種類

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第1-2」を参照するものとする。

第2 緊急災害査定促進

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2-1」を参照するものとする。

2 激甚災害に係る財政援助措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2-2」を参照するものとする。

第3 激甚災害の指定促進

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第3」を参照するものとする。

第4 災害復旧事業の実施

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第4」を参照するものとする。

第5 復旧財源の確保

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第5」を参照するものとする。

第2節 被災地の生活安定

第1 義援金の配分

1 義援金の配分

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第1 1」を参照するものとする。

2 義援金配分計画

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第1 2」を参照するものとする。

3 迅速・透明な配分

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第1 3」を参照するものとする。

第2 被災者の生活確保

1 公営住宅の建設

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 1」を参照するものとする。

2 公営住宅の一時使用

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 2」を参照するものとする。

3 職業のあっせん

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 3」を参照するものとする。

4 雇用保険の失業給付に関する特例措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 4」を参照するものとする。

5 被災事業主に関する措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 5」を参照するものとする。

6 租税の徴収猶予等の措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 6」を参照するものとする。

7 公共料金の特例措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第2 7」を参照するものとする。

第3 被災者生活再建・住宅再建に関する支援

1 被災者生活支援法に基づく支援

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第3 1」を参照するものとする。

2 広野町被災者住宅再建支援金支給要綱に基づく支援

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節3 2」を参照するものとする。

第4 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第4 1」を参照するものとする。

2 被災者扶助費の支給

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第4 2」を参照するものとする。

第5 被災者への融資

1 農林水産業関係

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第5 1」を参照するものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第5 2」を参照するものとする。

3 住宅関係

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第5 3」を参照するものとする。

4 福祉関係

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第5 4」を参照するものとする。

第6 罹災証明書の交付

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第6」を参照するものとする。

第7 被災者台帳の作成

1 被災者台帳に記載する内容

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第7 1」を参照するものとする。

2 台帳情報の利用及び提供

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第7 2」を参照するものとする。

第8 被災住民への各種措置の周知

このことについては、「一般災害対策編第3章第2節第8」を参照するものとする。

第9 地震保険等の活用

一般の損害保険・共済では補償されない地震・津波による損害、地震を原因とする若しくは地震により延焼・拡大した火災による損害などを補償する制度として、政府が再保険を引き受ける地震保険、全国共済農業協同組合連合会（JA共済）の建物更生共済、全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）の自然災害共済がある。

これらは地震・津波等による被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであることから、町は、これら制度の普及促進に努めるものとする。

第4章 津波災害対策計画

第1節 津波災害予防計画

第1 津波防災知識の普及、防災訓練

1 住民、児童・生徒等への津波防災教育

津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となることから、町は、以下のような様々な津波防災教育を通じて、これを周知徹底するものとする。

(1) 住民等に対する津波防災教育

町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本になることを踏まえ、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、関係機関と協力して、津波防災知識の普及に努める。

県は、町と協力して住民等に対する津波防災教育や広報を実施するとともに、町が行う住民等に対する津波防災教育に関し必要な助言を行う。

津波防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、下記の内容について、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（おおむね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、沿岸部や川沿いにいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せるいわゆる津波地震や、海外で発生する遠地地震による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

- エ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- オ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- カ 津波警報等発表時や避難指示（緊急）の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
- キ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

(2) 児童・生徒等に対する津波防災教育

町は、児童、生徒等に対する津波防災教育を、「一般災害対策編第1章第12節第4」に定めるところにより行うものとする。その際には、率先避難など津波災害時の避難行動について周知を図るとともに、一般住民や要配慮者施設等と連携した避難訓練を実施するなど、実践的かつ児童・生徒の主体性を重んじた教育となるよう配慮する。

なお、児童・生徒等が住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるとともに、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定を行うとともに、保護者等の参加した津波避難訓練・引き渡し訓練等を行うよう促すものとする。

(3) 防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育等

病院、社会福祉施設、ホテル、旅館その他不特定多数の人々が集まり、津波災害発生時に人的被害が発生する可能性が高い防災上重要な施設管理者に対する津波防災教育を、「一般災害対策編第1章第12節第2」に定めるところにより行うものとする。

また、観光客・来訪者など地理・地形に不案内・不慣れな利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に関する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定めることとする。

(4) 町職員に対する津波防災教育

町は、防災対策に携わる職員に対する津波防災教育を「一般災害対策編第1章第12節第3」に定めるところにより行うものとする。

(5) 相談窓口の設置

町は、地震・津波対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

また、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシの配布を行うとともに、津波注意の呼び掛けや指定緊急避難場所の案内を示す看板及び標識等を設置し周知徹底を図るものとする。

(6) 海浜地・河川沿いにおける周知・啓発

町は海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等を作成し、海浜利用者等に対して、津波防災の知識の普及を図る。また、大津波が発生した場合には河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いの避難の必要性についても周知を図る。

2 津波防災訓練の実施

(1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震及び津波を想定した防災訓練（津波防災訓練）を実施するものとする。

(2) 津波防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

(3) 津波防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

(4) 津波防災訓練は、町、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う実働型の防災訓練のほか、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

ウ 警備及び交通規制訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示（緊急）、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(5) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

3 津波避難訓練の実施

町は、津波による被害を防止するため、迅速かつ的確に津波に対する避難活動が行えるよう、大規模な地震を想定した津波避難訓練を実施する。特に、津波からの避難は個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組み、強い地震を感じたときは迅速な避難行動を開始するなどの意識の啓発や、高台への避難経路及び周知を図る。

(1) 実施回数

円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を実施するよう努める。

(2) 実施内容

地域の実情等を踏まえ、次の事項について実施する。

- ア 津波予報、津波情報の収集・伝達訓練
- イ 避難指示（緊急）の発令・伝達訓練
- ウ 津波避難訓練
- エ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 参加者

- ア 訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民、その他関係団体の参加、協力により実施する。
- イ 訓練の実施に当たっては、地域住民はもとより、漁業関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者等の参加を得ながら、地域ぐるみの実施を推進する。
- ウ 教育機関における野外活動時の津波対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。

(4) 訓練結果の検証

訓練参加者には、津波に関する啓発も併せて実施し、訓練終了後には、検討会を実施するなど、訓練内容・方法・問題点等の検証を実施するよう努める。

また、訓練による検証の結果、現在の指定緊急避難場所等が不相当である場合、又は他により速やかに避難することができる避難場所等が見つかった場合には、これを変更する。

(5) 訓練内容の工夫

- ア 訓練に当たっては、実地訓練のほかに、津波ハザードマップを活用して、より具体的に災害の状況を想定し、訓練参加者の判断力・災害対応能力の向上を目的とした図上訓練についても、実施するよう努める。
- イ 要配慮者の参加を呼びかけ、その避難支援活動についても訓練するなど、より実践的な内容となるよう努める。

第2 情報受理・伝達体制

1 津波情報等の受理伝達体制の確立

町は、勤務時間外においても、県総合情報通信ネットワーク等により伝達される情報が担当課長（環境防災課長）へ迅速・確実に伝達されるよう、連絡体制を定めておくとともに、情報の伝達を受けたときは関係部課等に周知徹底できるよう、予め情報の内部伝達組織を整備しておくものとする。

2 住民等への情報伝達手段の整備

(1) 津波警報等伝達の迅速化・確実化

町は、住民等への津波警報等伝達手段として防災行政無線等の整備を推進するとともに

に、サイレン、半鐘、広報車、インターネットや緊急速報メールなど多様な通報・伝達手段を確保し、住民や海岸利用者への伝達の徹底を図る。

また、観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光施設や宿泊施設等に防災行政無線の戸別受信機の設置等による伝達手段の確保を図る。

(2) 伝達協力体制の整備

町は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波予報の伝達に関して協議を行い、これら関係者との協力体制を確立・維持する。

3 防災関係機関との情報伝達

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸への津波警報等の伝達が迅速かつ確実にできる体制の確立を図る。

第3 津波避難施設等の整備

1 津波監視体制の整備

(1) 津波監視の方法

町は、津波監視を行う際は、監視カメラ等の遠隔監視設備による無人監視体制の整備に努めるものとし、やむを得ず有人監視を行う場合は、最大クラスの津波であっても安全を確保できる高台や堅牢な建物等において実施し、監視者の安全確保を図るものとする。なお、津波監視場所については、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

(2) 津波監視担当者の選任

町は、有人監視を行う場合は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として、あらかじめ選任する。

(3) 津波監視場所の情報伝達手段の確保

町は、有人監視を行う場合は、津波監視場所の情報伝達手段として、地震や停電等の災害時にも使用可能な無線通信施設の整備を図る。

(4) 波高及び潮位観測施設の活用

町は、下記の施設で得られる波高及び潮位の観測情報について県から提供を受け、これを活用する。

ア 県（河川港湾総室）が小名浜港、相馬港及び四倉漁港に設置している波高観測施設

イ 国土交通省小名浜港湾事務所が小名浜、相馬港及び福島県沖に設置している波高観測施設

ウ 気象庁が小名浜、相馬港に設置している潮位観測施設及び津波観測施設

エ 国土地理院が相馬港に設置している潮位観測施設

2 指定緊急避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、「一般災害対策編第1章第9節2」の定めに基づき、津波浸水想定等により津波の危険が予想される地域について、地形、標高等の地域特性や収容人数等を十分に配慮した、津波を対象とする指定緊急避難場所をあらかじめ指定する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物や人工構造物を津波避難ビル等として整備・指定に努めるものとし、民間ビル等を指定する場合は、管理者の同意を得るとともに、災害発生時の避難場所としての運用方法等について調整を行う。

具体的な指定緊急避難場所については、資料編：資料6-1に示すとおりである。

(2) 指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民、滞在者等（住民等）に開放されるものであり、階段その他通路に避難上の支障が生じないものであること。

また、津波が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内に設定するものであるが、公共施設や民間ビル等の建物の屋上等を指定する場合は、津波による水圧、波力震動、衝撃等によって損壊等を生じない構造のものであり、かつ建築基準法上の耐震基準に適合するものとする。

(3) 指定緊急避難場所の周知

町は、印刷物の配布やインターネット等により、指定緊急避難場所を住民等に周知するとともに、標識看板等を設置する。

なお、住民だけでなく、現地の地理に不案内な観光客や海浜利用者等に対しても周知できるよう、海浜地への立看板の設置、パンフレットやチラシの配布、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置する等の広報を行うものとする。

また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、避難対象地域の掲示、指定緊急避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図るものとする。

3 避難路の選定・確保

町は、「一般災害対策編第1章第9節第5」の定めに基づき、津波が発生した場合に避難が必要な地域から指定緊急避難場所までの避難路を選定し、各道路管理者とともに避難路の整備に努めるものとする。

また町は、避難路に、指定緊急避難場所までの誘導標識の整備を行うとともに、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるほか、警察本部その他関係機関との協議により、津波来襲のおそれがある地域における交通規制、避難路についての交

通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第4 住民等の避難計画

1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定

(1) 津波ハザードマップの作成

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域（避難対象地域）や、指定緊急避難場所、避難路等を明示した津波ハザードマップを作成し、公表するとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

(2) 津波災害危険区域の指定

町は、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、条例で津波の危険が著しい区域を災害危険区域として指定することができる。この場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めるものとする。

(3) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。

また、同法第72条の規定に基づき、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

2 津波避難計画の見直し

(1) 町における津波避難計画の見直し

町は、県が平成18年度から19年度にかけて行った福島県津波想定調査の結果を受けて、津波発生時における迅速かつ円滑な避難を実施するため、津波避難計画を策定していた。しかし今後、東日本大震災による津波の経験を踏まえ、津波避難計画を見直すことが必要である。このため、住民、自主防災組織、消防本部、警察、学校等の多様な主体の参画により、以下の事項を定めて、具体的かつ実践的な津波避難計画として改めてとりまとめるとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

ア 津波浸水想定区域図

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波浸水想定区域を設定し、津波ハザードマップに掲載する。

イ 避難対象地域

町は、東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水想定区域図等を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要な地域を、避難対象地域として指定する。

ウ 避難困難地域

町は、津波シミュレーション等により算出される予想津波到達時間及び避難する際の歩行速度等を参考として、津波の到達時間前に避難を完了することが困難な地域を抽出し、必要に応じて、津波避難ビル等の指定を行う。

エ 緊急避難場所等、避難路等

本節第3 2及び3に定めるとおりとする。

オ 避難の方法

避難の方法は、原則として徒歩とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、徒歩による避難が著しく困難な場合には、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

カ 初動体制

第2節第1に定めるとおりとする。

キ 避難誘導等に従事する者の安全確保

町や防災関係機関は、避難誘導や防災対応にあたる者の二次災害を防止し安全を確保するため、以下の内容を定めた「避難誘導活動の手引き」等を作成する。

- ・ 避難広報は安全を確保できる高台で行うこと
- ・ 水門閉鎖や避難誘導の業務に際しては、無線等通信手段を携行するとともに、津波到達予想時刻前に活動を終了し安全な場所に退避すること
- ・ 大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるので、河川沿いの避難には危険性があること

また、避難誘導や防災対応にあたる者が安全確保のため待避する前に住民の避難が完了している必要があること等について、事前に住民等に周知するものとする。

ク 津波情報の収集、伝達

第2節第2 1及び2に定めるとおりとする。

ケ 避難指示（緊急）等の発令

第2節第2 4に定めるとおりとする。

コ 津波対策の教育・啓発

本節第1 1に定めるとおりとする。

サ 避難訓練

本節第1、2及び3に定めるとおりとする。

(2) 避難計画作成における住民の参画

町は、避難対象地域における避難計画作成等に当たっては、住民の参画、又は住民自らが作成することが重要であることから、ワークショップ型式による計画作成等の取組みや支援を行うものとする。また、地域において定めた避難計画等については、これを町防災会議に諮り、地区防災計画として町地域防災計画に規定するものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動要支援者の避難については、「一般災害対策編 第1章第15節」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の情報をあらかじめ自主防災組織、消防団及び近隣者等の避難支援者に提供することにより、対象者の把握や避難の連絡方法、避難補助の方法等を確認しておくものとする。その際には、児童・生徒や町内事業者の従業員など、多様な主体による支援体制の構築に努めるものとする。

また、要配慮者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて鉄筋コンクリート等の強固な建物を緊急避難施設として指定するとともに、要配慮者の避難誘導について自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう、体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者・要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

3 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校施設、こども園、保健センター、児童館等の管理上の措置は次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう適切な伝達方法を検討しておくこと。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう入場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備の点検、備品等の転倒・落下防止措置

- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 広野浄化センター

津波避難対象地域に含まれていることから、電話等にて警報等の発令を伝え安全の確保を図るものとする。

イ その他、町が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、学校施設、こども園、保健センター、児童館等

高台にあり津波避難対象地域にも含まれていないが、電話等で警報等の発令を伝え、安全の確保を図るものとする。

4 福島県沿岸地震・津波対策連絡会の開催

県、警察本部、町、沿岸消防本部及び福島海上保安部は、福島県沿岸地震・津波対策連絡会を開催し、次の事項について、情報交換、調査及び検討を行う。

- (1) 津波警報発表時の警戒体制
- (2) 津波警報の住民への伝達体制
- (3) 住民の避難等
- (4) 被害時の応急対策
- (5) 震災に対する住民の意識の啓発及び防災知識の普及方法
- (6) 沿岸地域の危険性の把握
- (7) その他連絡会が必要と認める事項

第5 津波に強いまちづくり

1 海岸保全施設の整備

県は、津波や高潮、波浪、海岸浸食などによる災害から海岸を防護し、国土を保全するため、海岸堤防などの海岸保全施設の整備を図る。

2 防災緑地の整備

町及び県は、最大クラスの津波に対して、津波を減衰し浸水被害範囲を軽減して避難時間を確保するとともに、津波による漂流物を捕捉し漂流物の衝突による被害を軽減するために防災緑地の整備を実施した（平成28年12月、一部を除き供用開始）。

広野町に整備された防災緑地の概要は、次のとおりである。

高 さ	10.7m
全 長	約 2 km
全体盛土量	約 38 万 m ³
植栽本数	約 6 万本 (クロマツ、クヌギ、コナラ等)

3 市街地の再整備

町及び県は、最大クラスの津波が到達した地域又は到達するおそれのある地域においては、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などによる高台移転、宅地の嵩上げにより再度災害の防止を図る。

4 施設の安全性の確保

- (1) 町、国、県、各施設管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、構造物、施設等を整備する場合、耐震化の推進を図るなど津波に対する安全性に配慮する。また、地震や津波が発生した場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するようあらかじめ定めるものとする。
- (2) 河川、海岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門を閉鎖し、また工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるよう、あらかじめ定めるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (3) 河川、海岸の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

なお、積雪や凍結による水門等閉鎖に支障をきたすことなく確実に作動するよう配慮する。

第2節 津波災害応急対策計画

第1 災害対策本部体制

1 町災害対策本部の設置

町は、「一般災害対策編第2章第1節」の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

2 職員の非常配備・参集

津波災害における職員の配備体制及び配備時期、配備要員等は、「震災対策編第2章第2節」の定めるところによる。

第2 津波警報等の伝達

1 津波警報等の発表

(1) 津波警報等の種類と内容

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等については、下表のとおりである。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを越え3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、又、養殖いかだが流出し小型

	いところで 0.2 m 以上 1 m 以下の場合 であって、津 波による災害 のおそれがある 場合		船舶が転覆する。海の中 にいる人はただちに海 から上がって、海岸から 離れる。海水浴や釣りは 危険なので行わない。 注意報が解除されるま で海に入ったり海岸に 近づいたりしない。
--	---	--	--

注) ア 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 津波警報等は、最新の情報・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

エ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

なお、津波注意報、津波警報及び大津波警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、気象庁告示第3号—予報警報標識規則に定める津波警報等標識(資料編:資料3-3参照)による。

(2) 津波予報区

津波予報区分は、次のとおりである。



出典：福島地方気象台ホームページ

(3) 津波に関する予報及び情報

ア 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

イ 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で表現して、津波が到達中であることを伝える。

注2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- イ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定値」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ウ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

2 津波警報等の伝達受理

津波は、地震発生後極めて短時間に沿岸に到達するおそれがあるので、津波警報等が発表された場合、防災関係機関は津波警報等伝達系統図（別図）により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

また、津波に関する情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

(1) 福島地方気象台

福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、防災情報提供システムを用いて伝達する。

(2) 県

福島地方気象台から通報される情報は、県総合情報通信ネットワークにより直ちに町、消防機関、県出先機関に伝達する。

大津波警報（特別警報）の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。

(3) 町

町は、津波警報等が発令されたときは、防災行政無線等により沿岸地域の住民及び観光客、釣り客等に避難の指示を行う。

また、津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に特に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

(4) 警察本部

警察本部は、双葉警察署を通じ、町に津波警報等を伝達する。

(5) 福島海上保安部

ア 船舶関係団体、企業等に対し、電話、一斉FAX等により周知する。

イ 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、たれ幕等により周知する。

ウ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

エ 被害が予想される地域の沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(6) 東(西)日本電信電話(株)((株)エヌ・ティ・ティ ソルコ情報案内サービス事業本部仙台センター)

大津波警報（特別警報）及び津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより直ちに町に伝達する。

(7) 放送機関

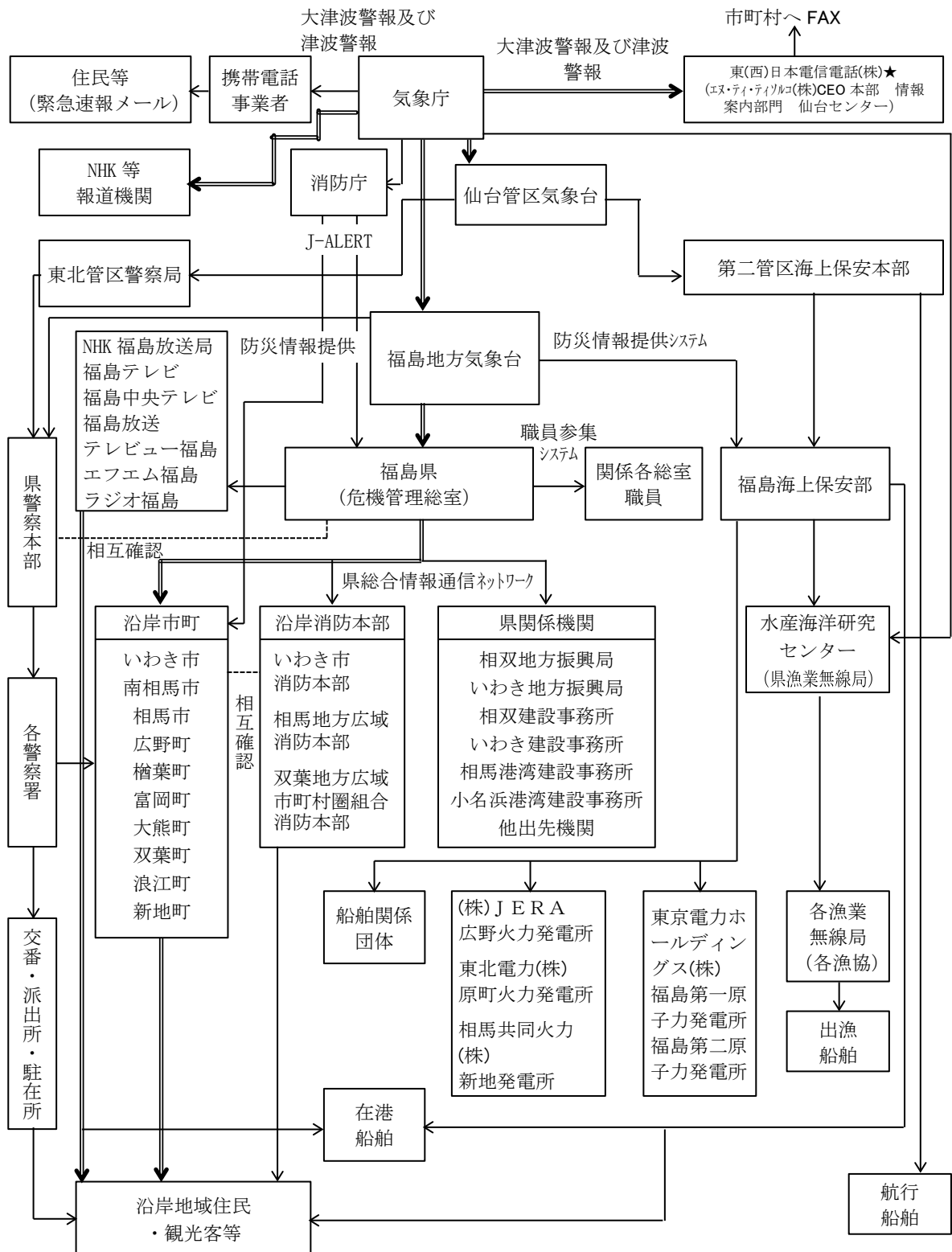
放送機関は、福島地方気象台から津波警報等の情報を受けたときは、その情報を速やかに放送するよう努める。

NHK福島放送局は、大津波警報（特別警報）及び津波警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

(8) 携帯電話事業者

携帯電話事業者は、気象庁から大津波警報及び津波警報を受理したときは、緊急速報メールにより町エリアに配信する。

津波警報等伝達系統図

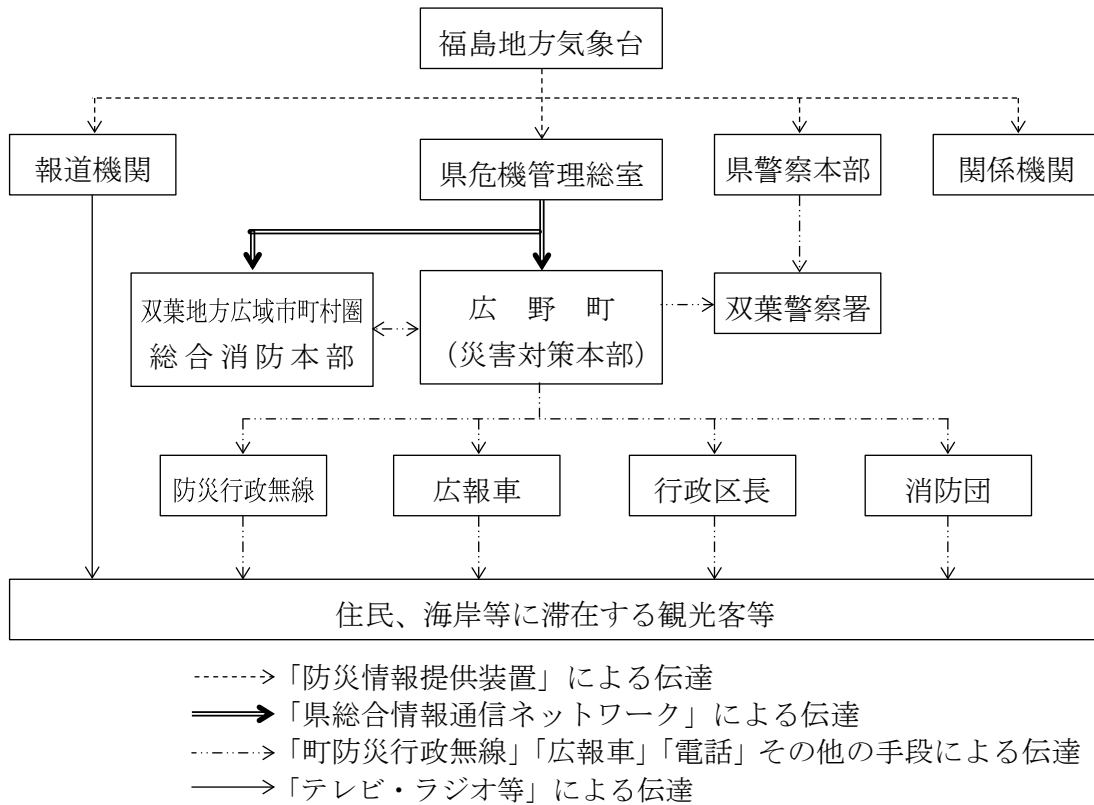


※二重線の経路は特別警報発表時に伝達、通知又は周知の措置が義務づけられている。

★東日本電信電話(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話(株)が代わりに受信し、伝達する。

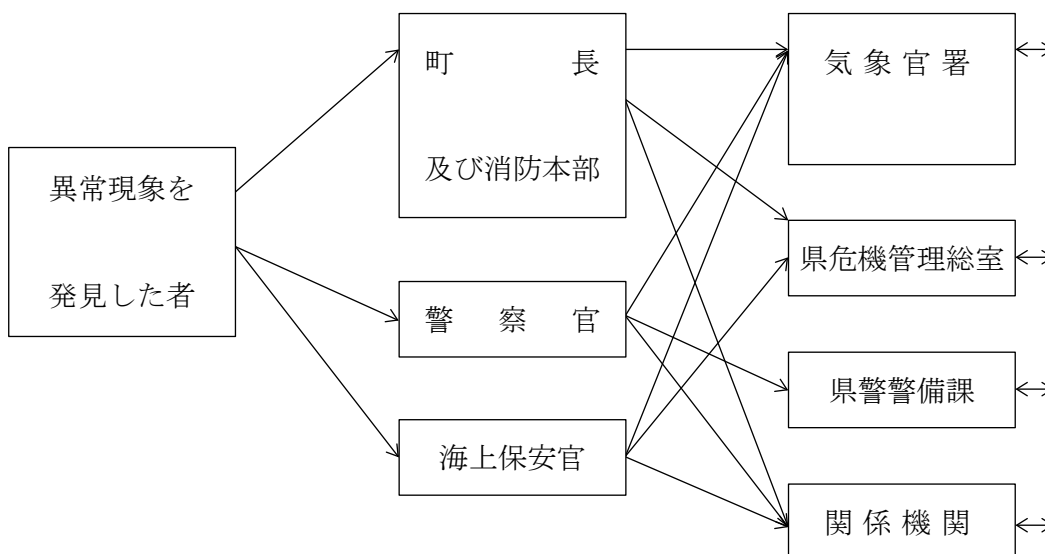
(※) バックアップ回線を用意するなど被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

福島地方気象台が発表する地震及び津波に関する情報等の受理・伝達については、第2章第1節に定めるところによる。なお、町が当該情報を受理する伝達系統、及び受理した場合の住民等への伝達方法については、次の系統図のとおりである。



3 異常を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合は、次の図のように速やかに関係機関に通報するものとする。



4 避難指示（緊急）等の発令

(1) 津波監視

町は、津波注意報が発表されたときは、消防本部と協力をして、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

また、津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にある者や沿岸住民への津波警報等の広報、伝達並びに避難指示（緊急）を最優先に行う。

(2) 津波の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、消防本部、消防団、警察官及び自主防災組織等と協力し、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台等安全な場所に避難するよう勧告し又は指示をする。

(3) 避難の指示等

町は、津波災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、以下の基準に基づき、地域住民等に対して避難指示（緊急）を発令する。どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

ア 気象庁の津波情報による発令基準

発令基準	避難指示（緊急）の対象・内容等
津波注意報が発表されたとき	海浜にある者に対し、直ちに海浜から退避するよう避難指示（緊急）を発令する。
津波警報が発表されたとき	避難対象地域及び周辺の沿岸にある者に対し、直ちに避難指示（緊急）を発令し、その周知徹底を図る。
大津波警報が発表されたとき	特に、大津波警報が発表されたときは、避難対象地域を越えて津波被害が発生するおそれがあるため、避難対象地域周辺の地域に対しても避難指示（緊急）を発令する。

イ その他の発令基準

発令基準	発令する避難勧告・指示等の内容等
津波監視により異常を認めた場合	避難対象地域にある者に対し、速やかに避難指示（緊急）を発令する。
停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合（町長が気象業務法施行令第10条の規定に基づき、自ら災害に関する警報を発する場合）	避難対象地域及び周辺の地域に対し、直ちに避難指示（緊急）を発令する。

(注)

- ・ 避難指示（緊急）の解除については、避難指示（緊急）発令の基準としている大

津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

- ・ 浸水被害が発生した場合の解除については、避難指示（緊急）発令の基準として、いる津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

(4) 発令の手順

避難指示（緊急）の発令は、町長の指示により行う。ただし、地震発生時や地震発生直後に町長と連絡が取れない場合には、「一般災害対策編第2章第10節第2-1」に定める順位により避難指示（緊急）を発令するものとする。

(5) 県への報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第2-5(1)」を参照するものとする。

(6) 県による避難の指示等

地震や津波により、町が被災しその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が避難の指示等を行う。

5 住民等への伝達

(1) 町の措置

町は、津波警報等や避難指示（緊急）等の伝達に当たっては、沿岸地域の住民、公私の団体はもとより、走行中の車両、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段を用いて住民等へ伝達するよう努める。

具体的な伝達手段については、次のとおりとする。

ア 町防災行政無線（同報系）、LED防災情報表示システム

イ 広報車

ウ ソーシャルネットワークサービス（SNS）

エ 携帯電話への緊急速報メール

オ 行政区、自主防災組織等の連絡網

なお、伝達に当たっては、消防本部、消防団、警察官及び自主防災組織等の協力を得て、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者、ひとり暮らし高齢者などの要配慮者にも的確に伝わること等に配慮する。

(2) 警察官の措置

警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合において、町長が避難の勧告、指示をすることができないと認めるとき、町長から要求があったとき又は危険が切迫していると警察官自ら認めるときは、沿岸住民、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

警察官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

(3) 海上保安官の措置

海上保安官は、津波警報等が発表された場合又は津波のおそれがある場合は、巡視船艇、航空機を巡回させ、磯釣り客、港湾工事関係者、海浜利用者等に対して避難の指示を行う。

海上保安官は、避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知を行う。

(4) 県の措置

県は、大津波警報及び津波警報が発表された場合は、緊急速報メールやソーシャルネットワークサービスを利用して町の住民等に周知するとともに、放送事業者への情報提供により町が行う避難指示（緊急）等の伝達を援助する。

第3 住民等の避難誘導、交通等の確保

1 住民等の避難誘導

(1) 町の措置

町は、消防職員、消防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、あらかじめ作成した「避難誘導活動の手引き」等の定めに従い、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難の広報や避難誘導、避難行動要支援者の避難支援等を行うものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難

町は、避難行動要支援者の避難について「一般災害対策編 第1章第15節」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿や個別計画に基づき、避難誘導等を実施するとともに、高齢者、児童、傷病者、障がい者等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導など、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

なお、避難行動要支援者の避難支援を行う避難支援等関係者も、自らの安全確保を前提として避難支援を行うものとする。

2 住民等がとるべき避難行動

(1) 自主的な避難

住民は、津波が予想される地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合、町等からの避難指示（緊急）等や避難誘導を待つことなく、指定緊急避難場所に自ら速やかに避難を行う。

(2) 避難の方法

避難の方法は、原則として徒歩とする。

ただし、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状

況等により必要な場合は、あらかじめ定めた方策により、自動車による避難を行う。

3 道路交通の確保

町は、警察本部その他関係機関と協力して、あらかじめ定めた計画に基づき、津波来襲のおそれがある地域及び避難路の交通規制を実施する。

道路管理者は、情報板などにより津波発生に関する情報や、地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難場所へのアクセス道路等について、災害を防除するための必要な措置を講ずるものとする。

4 その他の交通の確保

(1) 海上

福島海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講ずるものとする。

(2) 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

J R東日本は、列車の乗客及び駅周辺にいる者について、速やかに高台など安全な避難場所に避難誘導するものとする。

第4 関係機関の措置及び応急対策

1 被害状況等の収集・報告

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節第2」を参照するものとする。

2 消防本部等の活動

(1) 消防本部及び消防団の対策

町は、消防本部及び水防団（消防団）が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定め、実施するものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の「津波避難計画」作成等に対する指導
- エ 救助・救急等
- オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

(2) 施設管理者の措置

施設管理者等は、地震や津波が発生した場合は、次のような措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒
- イ 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 資機材の点検、整備、配備

3 町の応急対策

津波災害時の町の応急対策については、「本編第2章」に定めるほか、以下のとおりとする。

(1) 工事中の建築物等に対する措置

地震が発生した場合は、町が自ら管理又は運営する建築物その他の工作物又は施設のうち、工事中のものについては、工事を中断するものとする。

(2) 内水処理の対応

津波等により浸入した水の排除等が必要となった場合、水防法第32条に基づき、国が特定緊急水防活動を行うことができるとされていることから、水防管理者(町長)は、人命救助等を迅速に行えるよう、県・国と連携してこれに取り組むものとする。

4 公共インフラ関係の対応

(1) 水道

双葉地方水道企業団は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

(2) 電気

東北電力(株)は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するよう、必要な通信を確保するため、電源の確保・地震発生後の輻輳時の対策等の措置を行うものとする。

(5) 放送

- ア 放送事業者は、放送が住民等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波警報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとする。

5 津波災害廃棄物等の処理

このことについては、「一般災害対策編第2章第15節第1」を参照するものとする。

第3節 津波災害復旧・復興計画

第1 津波防災まちづくり

東日本大震災からの復興では、町は「広野町復興計画」を策定し、地震・津波の被害を最も大きく受けた JR 広野駅東側のエリアを「復興ゾーン」として、地権者や住民の意向を踏まえつつ、海岸防潮堤や県道広野・小高線、防災緑地の整備と避難路、避難体制等の確立を通じた「多重防護」により安全を確保する新たな市街地開発を進めている。今後、再び津波被害があった際には、それまで実施してきた津波防災まちづくりについても津波被害の状況に応じて適切に見直しを行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、土地利用制限や建築制限等についても見直しを行うものとする。

町及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努めるものとする。

第2 その他復旧、復興のための措置

津波災害からの施設の復旧や被災者への支援、生活再建及び産業の再建については、「本編第3章」の各節により実施するものとする。

第4編 事故対策編



第1章 海上災害対策計画

第1節 海上災害予防対策計画

第1 海上交通の安全の確保

1 海上交通の安全のための情報の充実

福島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

2 船舶の安全な運航の確保

福島海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下、本章において「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。
- (2) 県は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備・充実に努めるとともに、県計画「一般災害対策編第2章第2節」の定めにより、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。
- (3) また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピューター上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるた

め、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第1章第1節第3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 関係事業者は、消防本部、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第1章第5節第1」及び「一般災害対策編第1章第10節」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 町及び県は、あらかじめ、消防本部及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4 防災体制の強化

(1) 関係事業者のとりべき措置

海上災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から福島海上保安部、消防本部等との連携の強化に努めるものとする。

(2) 県のとりべき措置

海上災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について、指導支援を行うものとする。

(3) 町のとりべき措置

- ア 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。
- イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5 福島県沿岸排出油等防除協議会

(1) 福島海上保安部のとりべき措置

福島県沿岸海域において大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動等の推進を図るため、福島県沿岸排出油等防除協議会（以下、本章において「防除協議会」という。）の体制の充実を図るものとする。

(2) 町及び県のとりべき措置

海上災害等の派生予防のため、防除協議会など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努めるものとする。

6 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 県及び警察本部のとりべき措置

- ア 県は、関係機関、関係団体等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消化剤等の消火機材の備蓄量を把握し、災害時に円滑な協力が得られるよう調整を行うとともに、必要に応じ増量について指導又は要請するものとする。
- イ 県及び警察本部は、化学消火薬剤等の消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 県は、重要港湾の所在する市町及び専用の港等を所有する事業者に対し、必要に応じて消防艇等の配置について指導するものとする。
- エ 警察本部は、災害応急活動において使用する災害警備用装備資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 町のとるべき措置

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材等の整備に努める。

(3) 消防本部のとるべき措置

海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとする。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部のとるべき措置

海洋石油鉱山の鉱業権者に対し、関係法令の遵守について指導監督するものとする。

(5) 福島海上保安部のとるべき措置

ア 資機材の整備

災害応急活動において使用する救難用機材、消防用資機材及び排出油等防除用資機材等の整備について努めるものとする。

イ 排出油等防除体制の確立

海上関係機関並びに県内関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除資材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、関係機関等が連携して応急活動に当たれるよう体制の整備に努めるものとする。

(6) 関係事業者等のとるべき措置

- ア 船舶所有者、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消化剤等消火機材の備蓄に努めるものとする。
- イ 海洋石油鉱山の鉱業権者は、事故の発生を防止するため万全の体制をとるとともに、消火用機材及び防除活動用資機材の整備に努めるものとする。

7 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

る。

第3 啓発活動等の実施

福島海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第4 要配慮者対策

町及び県は、「一般災害対策編第1章第9節」及び「一般災害対策編第1章第15節」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第2節 海上災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 県及び警察本部のとりべき措置

- (1) 県は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「海上災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第3節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 県は、応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示若しくは要請するものとする。
- (4) 警察本部は、「一般災害対策編第2章第3節」に基づき、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たるものとする。
- (5) 県及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の警察ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- (6) 県は、福島県沖で海上災害が発生した場合又は隣接県沖で海上災害が発生し福島県に影響を及ぼすおそれがある場合は、隣接県等との情報交換等により相互連絡体制をとるものとする。

2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第2章第3節」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県への海上災害の緊急連絡は、県の定める「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

3 福島海上保安部のとりべき措置

(1) 情報収集

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等と密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、情報収集を行うものとする。

(2) 情報の伝達

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、その状況の把握に努めるとともに、別に定める「海上災害情報伝達系統（別図）」に基づき、関係機関

及び関係団体等へ伝達するものとする。

また、調査等により収集した被害情報を、県災害対策本部情報班（災害対策本部未設置の場合は、危機管理総室）及び関係機関に連絡するものとする。

(3) 船舶等への警報等の伝達・通報

ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報等により周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知するものとする。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行うものとする。

ウ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇による巡回等により速やかに周知するものとする。

4 関東東北産業保安監督部東北支部のとりべき措置

海洋石油鉱山の鉱業権者に対し、事故拡大防止措置の実施を指示するとともに、事故状況を把握し、別に定める「海上災害情報伝達系統（別図）」に基づき、福島海上保安部に伝達するものとする。

5 海洋石油鉱山の鉱業権者のとりべき措置

原油等の流出事故が発生した場合には、別に定める「海上災害情報伝達系統（別図）」に基づき、関東東北産業保安監督部東北支部及び福島海上保安部に通報するものとする。

第2 活動体制の確立

1 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、福島海上保安部、警察本部、消防本部等に対し応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

県は、県計画「一般災害対策編第3章第2節第1」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第2節」に基づき、必要な職員動員措置を講ずるものとする。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、危機管理部長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

県は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、県計画「一般災害対策編第3章第1節第2-10」に基づき特別警戒本部を設置し、県計画「一般災害対策編第3章第2節第1」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、県計画「一般災害対策編第3章第2節」の定めにより、必要な職員動員措置を講ずるものとする。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（副知事）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、県計画「一般災害対策編第3章第1節」に基づき災害対策本部を設置し、町、国、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。

イ 災害対策本部体制

非常配備体制については、県計画「一般災害対策編第3章第2節」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（知事）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、県計画「一般災害対策編第3章第1節」の定めによるものとする。

3 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の

設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

4 福島海上保安部の活動体制

福島海上保安部は、災害の状況に応じて速やかに、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

5 相互応援協力

(1) 県のとるべき措置

県は、大規模な海上災害が発生し、町から応援要請があり、必要があると認めるときは、県計画「一般災害対策編第3章第5節」により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うものとする。

また、海上災害の防除活動により備蓄資機材が不足するときは、隣接県等に対し協力要請を行うものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、海上災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第2章第5節」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

消防本部は、海上災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(4) 福島海上保安部のとるべき措置

ア 応援等要請

必要に応じて第二管区海上保安本部、その他の海上保安機関に応援を要請するとともに、沿岸市町、県、警察、消防本部及び関係団体等に協力を要請するものとする。

イ 関係機関等への支援活動

(ア) 緊急輸送

関係市町、県等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めたときは、航空機及び巡視船艇により輸送を行うものとする。

(イ) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認め

られるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対し無償貸し出し又は譲与するものとする。

(ウ) 関係市町及び県等の応急対策への支援

関係市町及び県等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての巡視船艇の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。

(5) 事業者のとりべき措置

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

6 自衛隊の災害派遣

(1) 県のとりべき措置

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために沿岸市町から要請があり、かつ必要と認める場合には、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(2) 福島海上保安部のとりべき措置

海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請に必要があれば、直ちに要請手続きをするものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 町は、「一般災害対策編第2章第8節」及び「一般災害対策編第2章第12節」の定めにより、消防本部、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

また、福島海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

- (2) 消防本部は、保有する資機材を活用し、沿岸市町、警察本部、福島海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

- (3) 警察本部は、「一般災害対策編第2章第3節」に基づき、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

とする。

- (4) 福島海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船舶、航空機等により、捜索活動を行うものとする。
- (5) 日本赤十字社福島県支部は、関係機関と連絡をとり、負傷者の救護を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 消防本部、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 福島海上保安部又は消防本部は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- (3) 消防本部は、船舶火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防本部の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、福島海上保安部と密接に連携して消火活動を行うものとする。
- (4) 県は、町長の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (6) 福島海上保安部
 - ア 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うものとする。また、必要に応じて消防本部等関係機関に対し、応援を要請するものとする。
 - イ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を行うものとする。

第4 海上交通の確保（福島海上保安部）

1 海上交通の確保

船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に運航できるよう努めるものとする。

2 危険物の保安措置

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。

- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行うものとする。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行うものとする。

3 警戒区域の設定

- (1) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。
- (2) 警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町にその旨通知するものとする。

第5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県計画「一般災害対策編第3章第13節第2 交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第6 危険物等の大量流出に対する応急措置

1 県のとるべき措置

(1) 県

ア 県有船舶の出動及び備蓄資機材の活用

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じて県有船舶を出動させ、防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

イ 対策協議会への参画

対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

ウ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び漂着が予想される沿岸地先海面の巡回監視を行うものとする。

エ 漂着した油等の除去

船舶の事故、海洋石油鉱山の事故等により海上から流出油等が海岸に漂着した場合、原因者その他の防除義務者に対し、漂着油等の防除のために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ、港湾・漁港施設、河川等の漂着油の除去作業を行うものとする。

また、海岸等から除去した油等の最終処分確認等を行うものとする

(2) 警察本部

- ア 油等の大量流出等が派生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
- イ 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行うものとする。

2 町のとるべき措置

(1) 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

(2) 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

(3) 対策協議会への参画

対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、町も職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

(4) 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作業等応急の措置を行うものとする。

3 消防本部のとるべき措置

(1) 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の警戒に当たるものとする。

(2) 対策協議会への参画

対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

(3) その他の応急措置

町長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

4 福島海上保安部のとるべき措置

海上に大量の流出油等が流出したときは、次の措置を講ずるものとする。

なお、防除活動に当たっては、流出油等の拡散及び性状の変化の状況の的確な把握に努め、初動段階において、有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が行えるよう留意するものとする。

- (1) 巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に

把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行うものとする。

- (2) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等により応急の防除措置を行うものとする。
- (3) 前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに流出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止める措置を講ずるとともに、対策協議会に総合調整本部を設置し、流出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、海上災害防止センター等を含め対策について協議調整を行うものとする。

5 原因者等のとるべき措置

排出油等の拡散防止、除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処理を速やかに行うものとする。また、緊急に防除措置を講ずる場合においては、必要に応じ指定海上防災機関に委託するものとする。

6 海洋石油鉱山の鉱業権者のとるべき措置

速やかに事故拡大防止措置を行うとともに、原油、天然ガス等の流出、拡散防除活動を行うものとする。

また、関東東北産業保安監督部東北支部、福島海上保安部等関係機関と連携を密にし、必要に応じて関係機関等に支援を要請するものとする。

7 関係団体等のとるべき措置

(1) 排出油等の防除

福島県漁業協同組合連合会等の対策協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。

(2) 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する関係事業者、関係団体は、原因者等から協力要請があった場合は、協力するよう努めるものとする。

(3) 指定海上防災機関

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する海上災害防止センターは、福島海上保安部より指示を受けた場合又は原因者より委託を受けた場合、流出油の防除措置を速やかに実施するものとする。

第7 ボランティアとの連携

このことについては、「一般災害対策編第2章第23節」を参照するものとする。

第8 災害広報

町、県、防災関係機関及び関係事業者は、相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

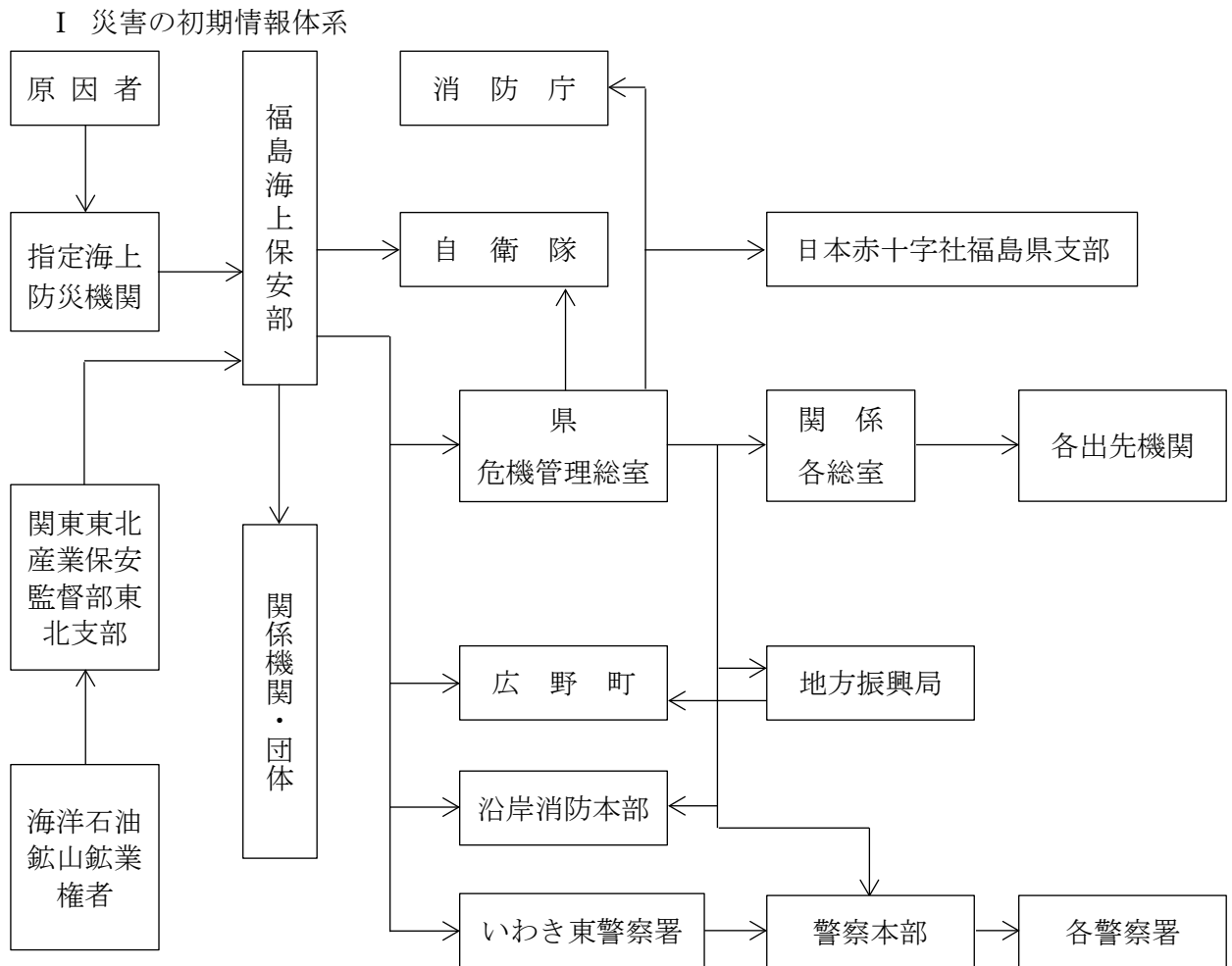
第9 二次災害の防止（福島海上保安部）

- (1) 海難の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- (2) 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去等船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるよう命令又は勧告するものとする。
- (3) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行うものとする。

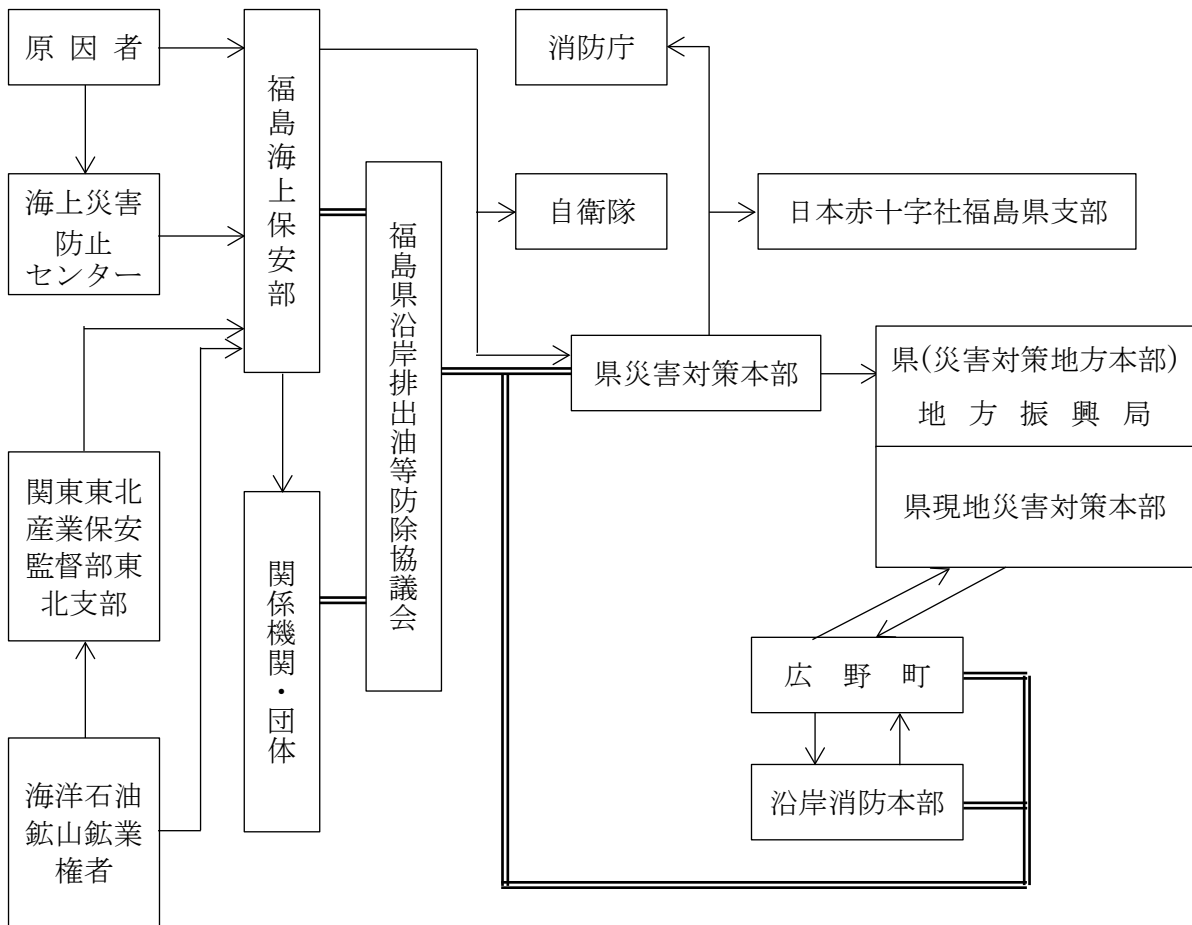
第3節 海上災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章」の定めによるものとする。

別図 海上災害情報伝達系統

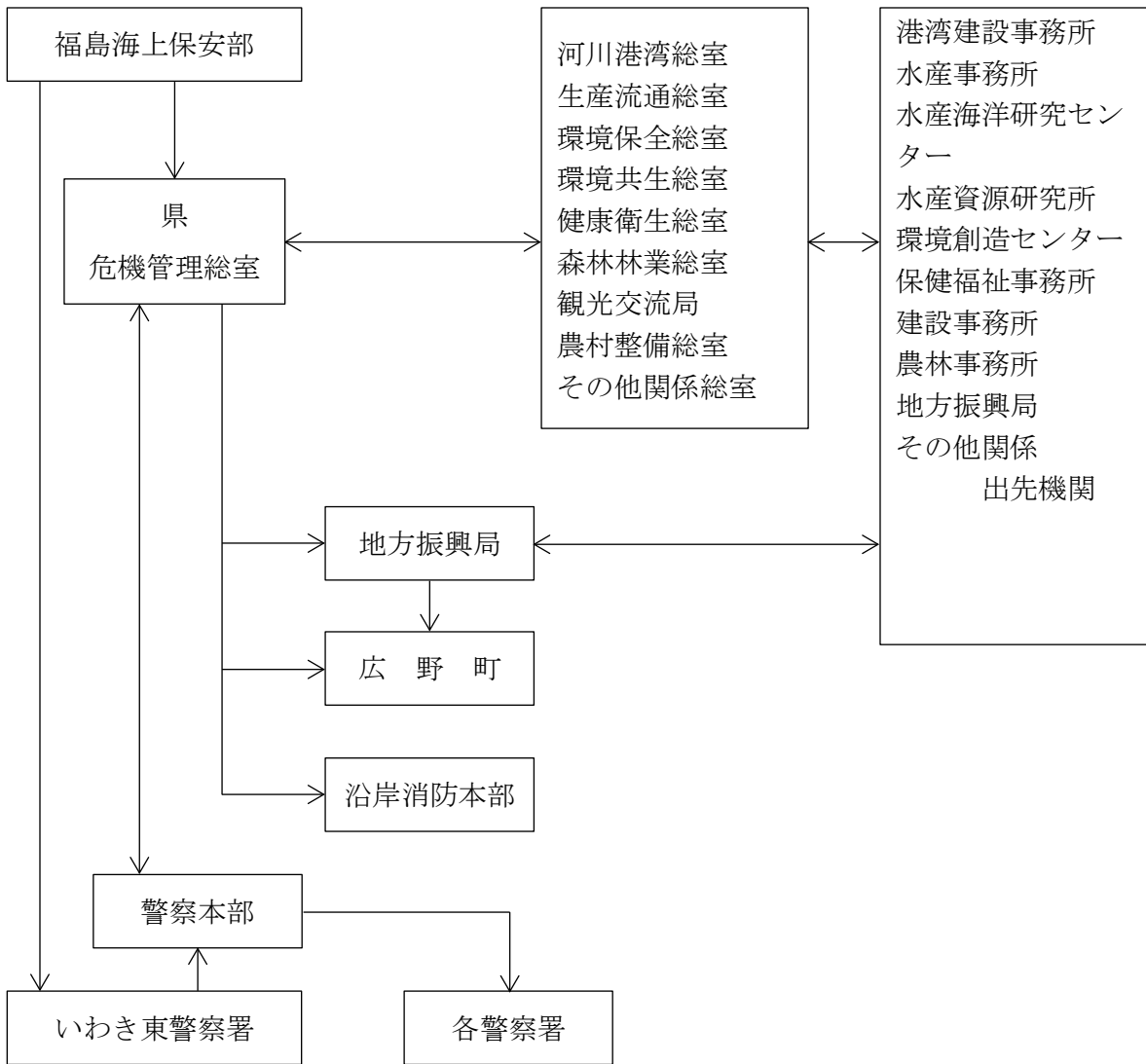


II 災害対策本部設置後の体系



※=は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

Ⅲ 県関係機関連絡系統



※ この図（Ⅰ～Ⅲ）の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

第1節 航空災害予防対策計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 航空運送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 2 (2)及び(3)」を参照するものとする。

3 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護

このことについては、「事故対策編第1章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 県のとるべき措置

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

(2) 町のとるべき措置

- ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 航空災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 県及び警察本部のとりべき措置

- (1) 県は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。

2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図）」及び「一般災害対策編 第2章 第3節災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編 第1章 第2節 第1 2 (2)」を準用するものとする。

第2 活動体制の確立

1 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所（福島空港における航空災害の場合）、警察本部、消防本部等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)イ」を参照するものとする。

る。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

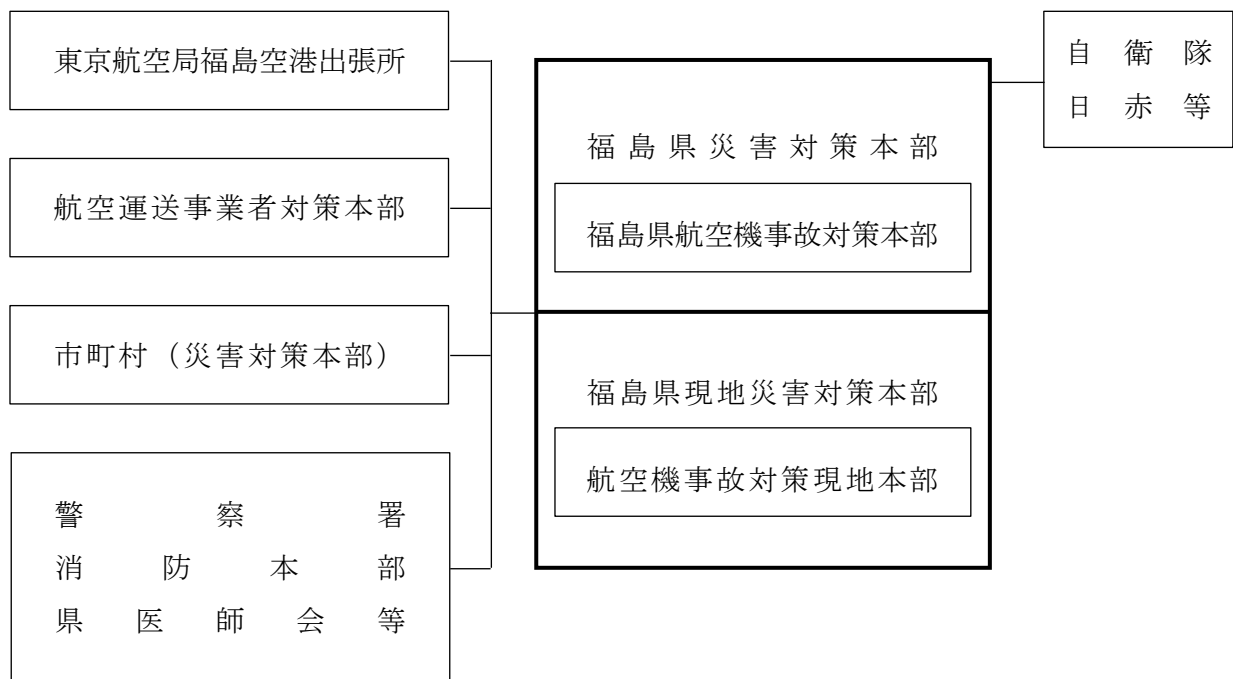
このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、県計画「事故対策編第3章第1節」を参照するものとする。



3 町の活動体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-3」を参照するものとする。

4 相互応援協力

(1) 県のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(1)」を参照するものとする。

(2) 町のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(2)」を参照するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(3)」を参照するものとする。

5 自衛隊の災害派遣

県は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために町から要請があり、かつ必要と認める場合は、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1) 警察本部は、「一般災害対策編第2章第8節」に基づき、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

(2) 町は、「一般災害対策編第2章第8節」及び「一般災害対策編第2章第12節」の定めにより、消防本部、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(3) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(4) 福島海上保安部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索救助を行うものとする。

2 消火活動

(1) 消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第3 2 (4)及び(5)」を参照するものとする。

第4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県計画「一般災害対策編第3章第13節第2 交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

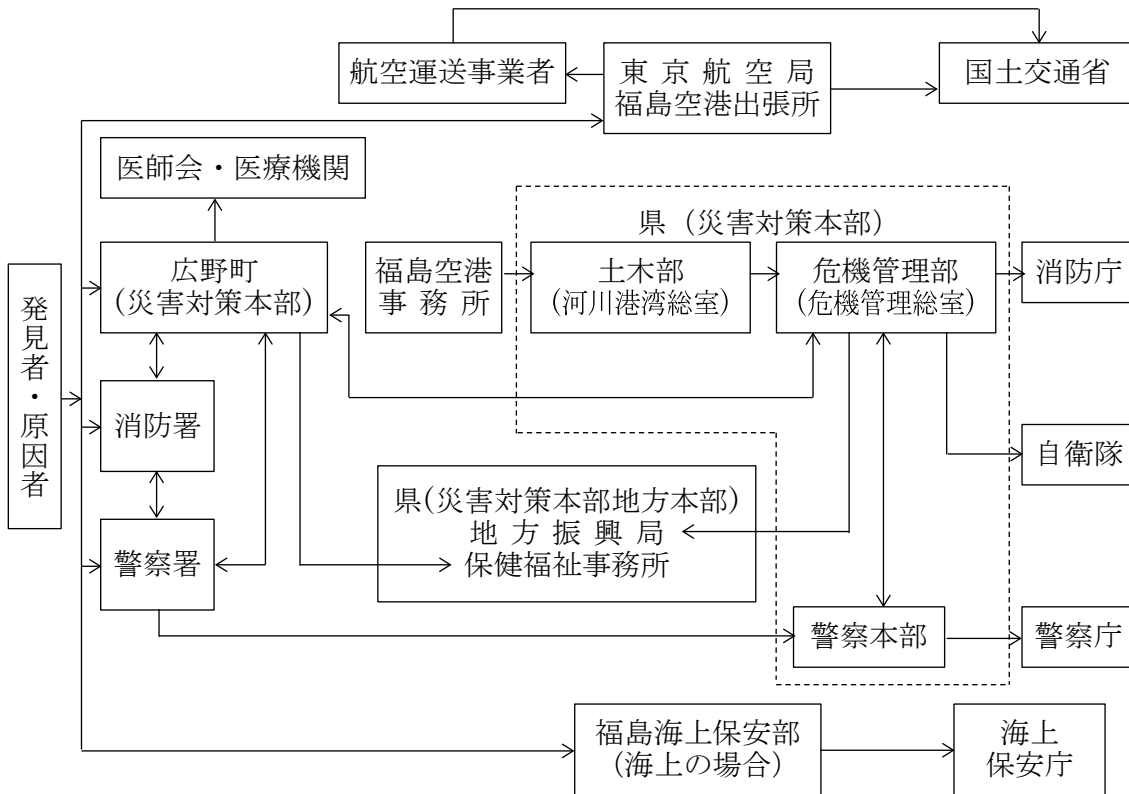
第5 災害広報

町、県、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安

否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

別図 航空災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

第1節 鉄道災害予防対策計画

第1 鉄道交通の安全の確保

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

(1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

(2) 町、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 鉄道事業者は、「一般災害対策編第2章第20節第5」の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

また、町、県及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

する。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第1章第1節第3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防本部及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 鉄道事業者のとりべき措置

火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防本部等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 県のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第2章第1節第1 4 (1)」を参照するものとする。

(3) 町のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第2章第1節第1 4 (2)」を参照するものとする。

5 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3 防災知識の普及・啓発

県及び鉄道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシ

の配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第4 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 鉄道事業者のとりべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに「鉄道災害情報伝達系統（別図）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。

3 町及び防災関係機関のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第1 2」を参照するものとする。

第2 活動体制の確立

1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、「一般災害対策編第2章第20節第5」の定めにより、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「事故対策編第2章第2節第2 2 (1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「事故対策編第2章第2節第2 2 (1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(3)」を参照するものとする。

3 町の活動体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-3」を参照するものとする。

4 相互応援協力

(1) 県のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(1)」を参照するものとする。

(2) 町のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(2)」を参照するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(3)」を参照するものとする。

5 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

(1) 鉄道事業者は、消防本部、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、「一般災害対策編第2章第20節第5」の定めにより、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。

(2) 町は、「一般災害対策編第2章第8節」及び「一般災害対策編第2章第12節」の定めにより、消防本部、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(3) 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

- (4) 警察本部は、「一般災害対策編第2章第3節」に基づき、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、消防本部等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、「一般災害対策編第2章第20節第5」の定めにより、消防及び救助に関する措置を実施するものとする。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第3 2 (4)及び(5)」を参照するものとする。

第4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県計画「一般災害対策編第3章第13節第2 交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第5 避難誘導

鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「一般災害対策編第2章第20節第5」に基づき実施するものとする。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

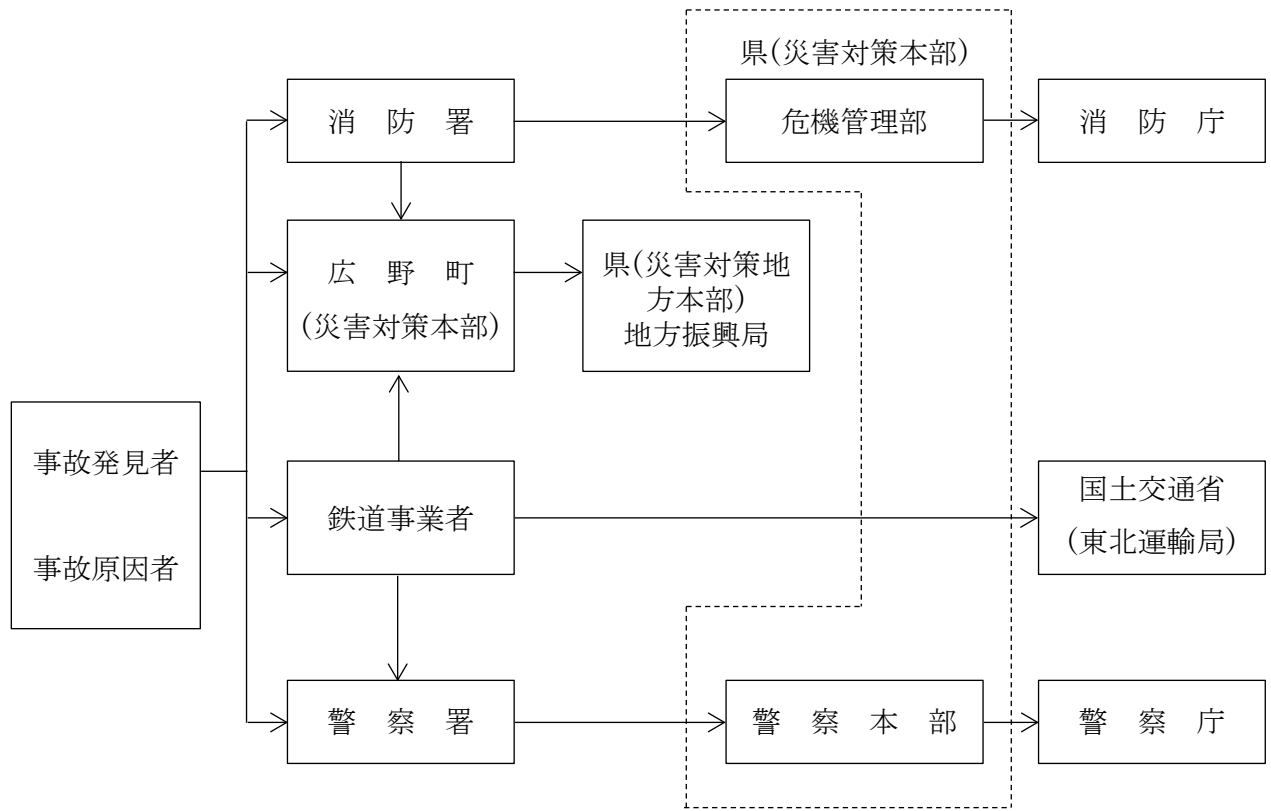
第3節 鉄道災害復旧対策計画

第1 鉄道事業者は、町、県及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

また、鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章」の定めによるものとする。

別図 鉄道災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4章 道路災害対策計画

第1節 道路災害予防対策計画

第1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第1章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防本部及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 道路管理者のとりべき措置

消防活動について、平常時から消防本部等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 県のとりべき措置

道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

(3) 町のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第2章第1節第1 4 (2)」を参照するものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

6 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 道路災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第3節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。

3 町及び防災関係機関のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第1 2」を参照するものとする。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

(1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(3)」を参照するものとする。

3 町の活動体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-3」を参照するものとする。

4 相互応援協力

(1) 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

(2) 県のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(1)」を参照するものとする。

(3) 町のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(2)」を参照するものとする。

(4) 消防本部のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(3)」を参照するものとする。

5 自衛隊の災害派遣

県は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

(1) 道路管理者は、消防本部、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

(2) 上記のほか、「事故対策編第3章第2節第3-1(2)～(4)」を参照するものとする。

る。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、消防本部等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第3 2 (4)及び(5)を参照するものとする。

第4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県計画「一般災害対策編第3章第13節第2 交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防本部、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「事故対策編第5章」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (2) 警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第7 災害広報

町、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

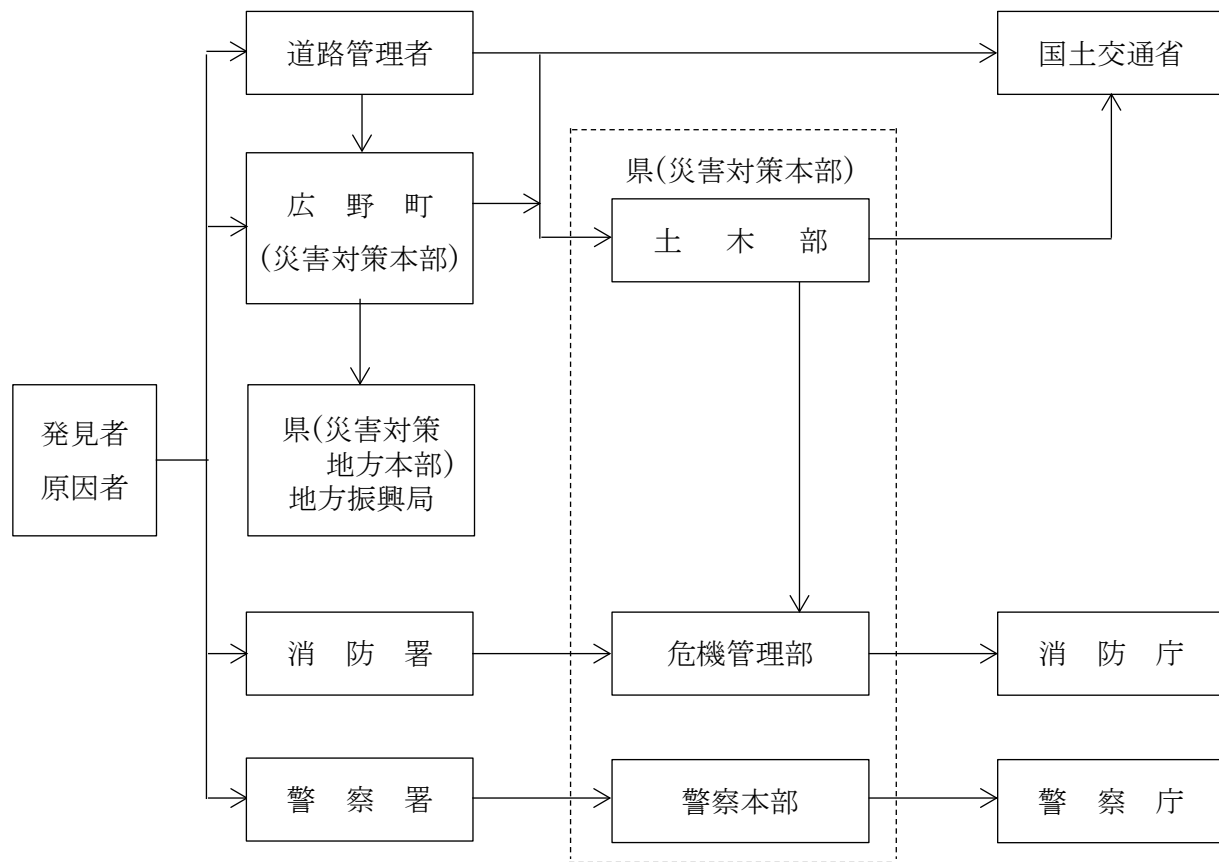
第3節 道路災害復旧対策計画

第1 道路管理者は、町、県及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第3章」の定めによるものとする。

別図 道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「第1章 海上災害対策計画」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「原子力災害対策編」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

第1節 危険物等災害予防対策計画

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、町及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第1章第17節第1」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者への災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 町、県のとりべき措置

ア 県は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

イ 町、県等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「事故対策編第1章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第1章第1節3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 事業者は、消防本部、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(2) 上記のほか、「事故対策編第1章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 事業者のとりべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学
消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常
時から消防本部等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 県のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第2章第1節第1 4(1)」を参照するものとする。

(3) 町のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第2章第1節第1 4(2)」を参照するものとする。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を
求めることができる体制の整備について支援するものとする。

(2) 消防本部、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、
防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めること
ができる体制を整備するものとする。

6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等を
あらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第
1章第9節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

7 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の
定めにより、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連
携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとし
る。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対し
て、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等
防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統（別図）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第3節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。

(2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。

3 町及び防災関係機関のとりべき措置

(1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第2章第3節」の定めにより実施するものとする。

(2) 町及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、県の定める「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(3)」を参照するものとする。

3 町の活動体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-3」を参照するものとする。

4 相互応援協力

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 県のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(1)」を参照するものとする。

(3) 町のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(2)」を参照するものとする。

(4) 消防本部のとりべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(3)」を参照するものとする。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防本部、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「一般災害対策編第2章第24節」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

2 県、町、消防本部等のとるべき措置

県、町、消防本部等は、関係法及び「一般災害対策編第2章第24節」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 町は、「一般災害対策編第2章第8節」及び「一般災害対策編第2章第12節」の定めにより、消防本部、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (2) 消防本部は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 警察本部は、「一般災害対策編第2章第3節」に基づき、消防本部等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2 消火活動

- (1) 消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (2) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第3 2 (4)及び(5)」を参照するものとする。

第5 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節」を参照するものとする。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 事業者、消防本部、警察本部等のとるべき措置

事業者、消防本部及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

2 町及び県のとるべき措置

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第7 避難誘導

1 町のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編第2章第10節」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

2 要配慮者対策

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編第2章第10節」及び「一般災害対策編第2章第22節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第8 災害広報

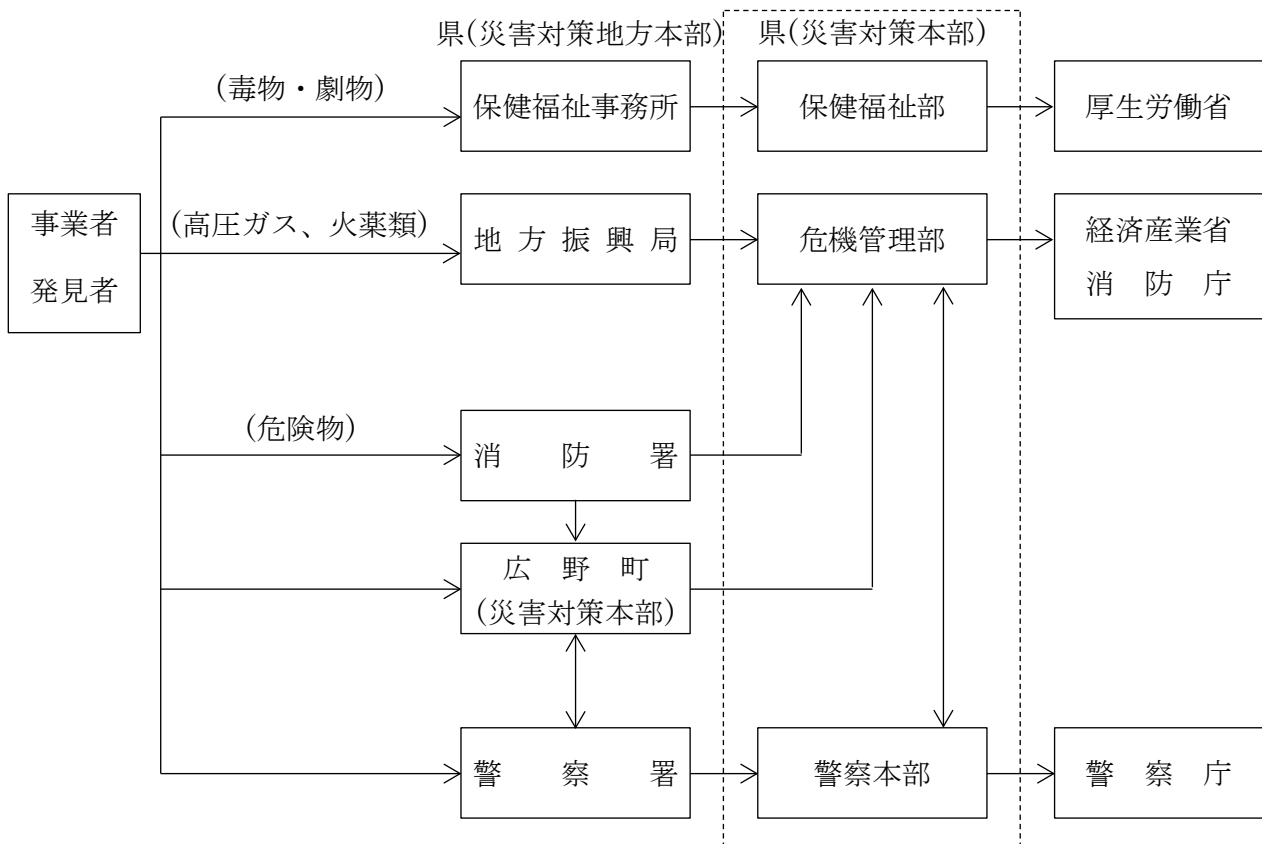
町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第3章」の定めによるものとする。

別図 危険物等災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第6章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災が大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

第1節 大規模な火事災害予防対策計画

第1 災害に強いまちづくりの形成

1 災害に強いまちの形成

町及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

(1) 市街地の整備

町及び県は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

(2) 防災空間の整備

町及び県は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

(3) 建築物の不燃化の推進

町及び県は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、県、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

町、県、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、「一般災害対策編第1章第5節第4 4」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 町及び県は、「震災対策編第1章第4節」、「一般災害対策編第1章第6節」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

イ 消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

1 気象情報の収集及び伝達

町及び県は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを町に伝えるものとする。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、区域内に在る者は町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「事故対策編第1章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

このことについては、「事故対策編第5章第1節第3 2 (2)及び(3)」を参照するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

このことについては、「事故対策編第1章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 県のとるべき措置

大規模な火事災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

(2) 町のとるべき措置

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 上記のほか、「事故対策編第2章第1節第1 5 (3)」を参照するものとする。

5 避難対策

このことについては、「事故対策編第5章第1節第3 6」を参照するものとする。

6 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

町、県及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 県及び警察本部のとりべき措置

- (1) 県は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模な火事災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、県計画「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。

2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第2章第3節」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、県の定める「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

このことについては、「事故対策編第5章第2節第2」を参照するものとする。

2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(3)」を参照するものとする。

3 町の活動体制

このことについては、「事故対策編第2章第2節第2-3」を参照するものとする。

4 相互応援協力

(1) 県のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(1)」を参照するものとする。

(2) 町のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(2)」を参照するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-5(3)」を参照するものとする。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、「事故対策編第3章第2節第3-1(2)～(4)」を参照するものとする。

2 消火活動

(1) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第3-2(4)及び(5)」を参照するものとする。

第4 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第2章第3節」を参照するものとする。

第5 避難誘導

1 町等のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第5章第2節第7-1」を参照するものとする。

2 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第5章第2節第7-2」を参照するものとする。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

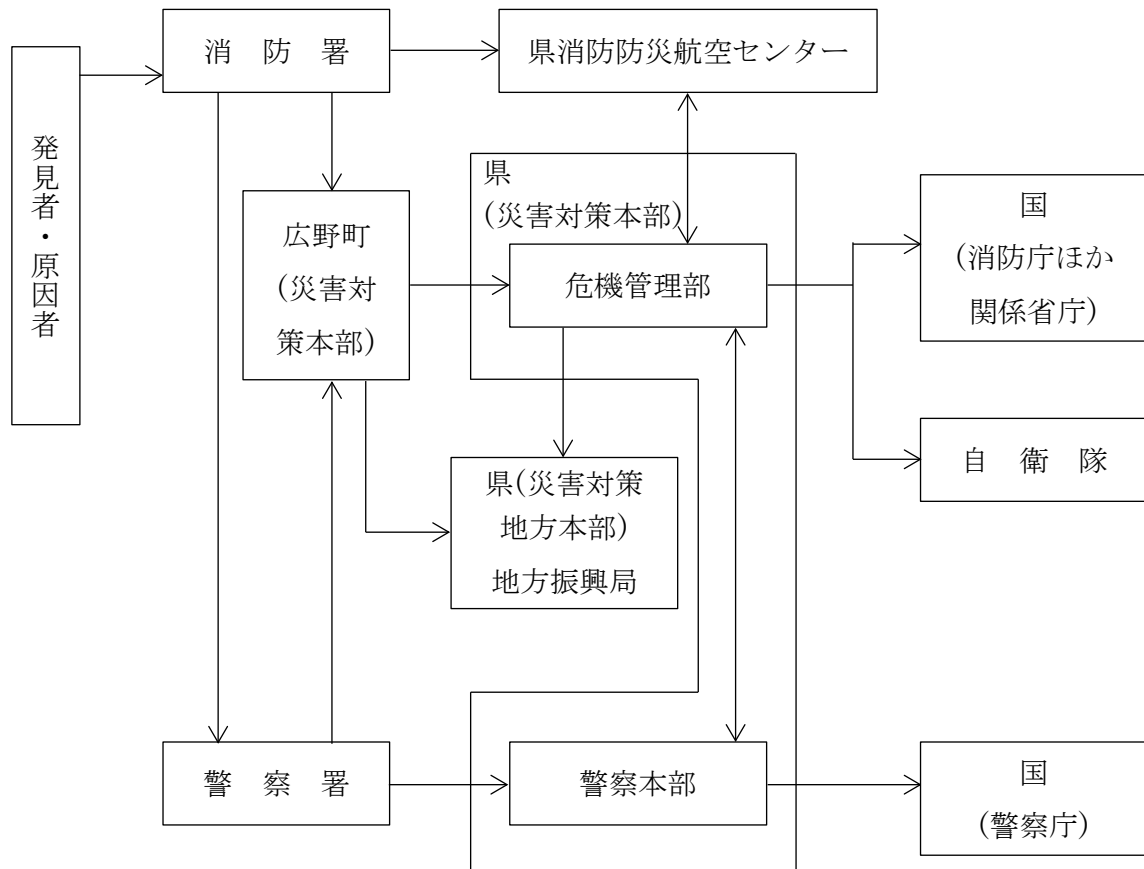
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

第1 町、県及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章」の定めによるものとする。

別図 大規模な火事災害情報伝達系統



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第7章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「一般災害対策編」の定めによるものとする。

第1節 林野火災予防対策計画

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- 1 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有する町は、県と協議してその地域の特性に配慮した「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。

また、町は、町の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、「町消防計画」及び「町地域防災計画」に「林野火災対策計画」を策定し、その推進を図るものとする。

- 2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。
- 3 町及び県は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防本部の警戒体制の強化等を行うものとする。

第3 林野火災防止のための情報の充実

町及び県は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する

る情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「事故対策編第1章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

2 応援協力体制の整備

(1) 町、県及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第1章第1節第3」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

このことについては、「事故対策編第1章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

4 消防力の強化

(1) 県のとるべき措置

ア 県は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

イ 県は、林野火災用消防資機材を整備するものとする。

ウ 県は、「林野火災用消防資機材の保管及び使用に関する協定」に基づき、陸上自衛隊福島駐屯地及び陸上自衛隊郡山駐屯地に保管するとともに、町及び自衛隊等が、林野火災用消防資機材の迅速かつ的確な操作をすることができるよう、訓練又は講習会等を開催するものとする。

(2) 町のとるべき措置

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(3) 関東森林管理局のとるべき措置

- ア 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。
- イ 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。
- ウ 森林火災の発生に備え、消火器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

5 避難対策

このことについては、「事故対策編第5章第1節第3-6」を参照するものとする。

6 防災訓練の実施

町、県、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第1章第13節」の定めにより、町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

第5 防災知識の普及・啓発

- 1 県は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、町、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。
- 2 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。
- 3 関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

第6 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第1章第1節第4」を参照するものとする。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災災害情報伝達系統（別図）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第2章第3節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、必要に応じて林業関係機関及び林業関係団体に通報するものとする。

(2) 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、町及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第1 1 (4)及び(5)」を参照するものとする。

2 町及び防災関係機関のとりべき措置

(1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第2章第3節」の定めにより実施するものとする。

(2) 町及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、県の定める「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置については、「一般災害対策編第2章第1節」の定めによるものとする。

第2 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2 2 (1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-2(3)」を参照するものとする。

2 町の活動体制

このことについては、「事故対策編第1章第2節第2-3」を参照するものとする。

3 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

4 相互応援協力

(1) 県は、大規模な林野火災が発生し、町から応援要請があり、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第2章第5節相互応援協力」により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うものとする。

また、林野火災は、多数の消火人員を動員することから、火災の拡大に伴い町のみによっては消火できないと判断したときは、町の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示するものとする。

(2) 町は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第2章第5節」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

(3) 消防本部は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

5 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、県計画「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、「事故対策編第5章第2節第4 1 (1)～(3)」を参照するものとする。

2 消火活動

(1) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防本部等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」（資料編：資料7-3）を参照すること。）

- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 県は、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、町へ貸付けるものとする。
- (4) 関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努めるものとする。
- (5) 上記のほか、「事故対策編第1章第2節第3 2 (4)及び(5)」を参照するものとする。

第4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県計画「一般災害対策編第3

章第13節第2「交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第5 避難誘導

1 町のとるべき措置

このことについては、「事故対策編第5章第2節第7 1」を参照するものとする。

2 要配慮者対策

このことについては、「事故対策編第5章第2節第7 2」を参照するものとする。

3 森林内の滞在者

町、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第6 災害広報

町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第2章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第7 二次災害の防止

1 町及び県、国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

2 町及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

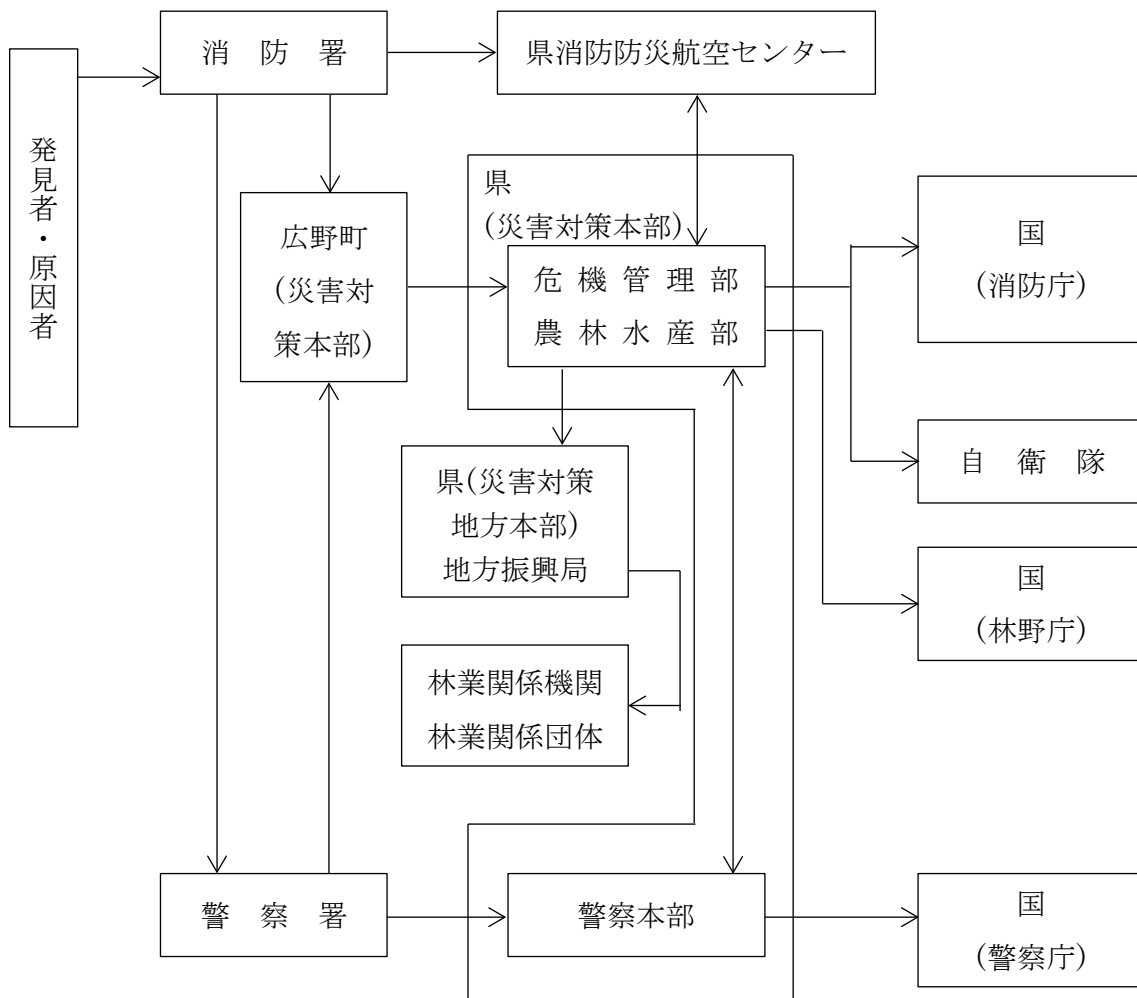
3 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 林野火災復旧対策計画

第1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第3章」の定めによるものとする。

第2 町及び県は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

別図 林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5編 原子力災害対策編



第1章 総則

第1節 本編（計画）の目的

この計画は、災害対策基本法及び原災法に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民及び観光客等の一時滞在者（以下、本編において「住民等」という。）の安全を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 町地域防災計画における位置づけ

本編（計画）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、広野町防災会議が作成する町地域防災計画の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

本編に定めるもの以外の必要な対策については、町地域防災計画（一般災害対策編及び震災対策編）に準拠するものとする。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、県の地域防災計画又は町の行政組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3 計画の周知徹底

町は、この計画について、広く住民等に周知を図るとともに、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4 事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民等に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保するものとする。

また、本計画に基づく町、県及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとし、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずるものとする。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、町、県と共同して平常時か

ら防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

第5 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針

町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日改定）を遵守するものとする。

第3節 計画の基礎とすべき原子力災害の想定

第1 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、本編において「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

第2 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所（以下、本編において「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、原子力災害対策指針では、当該原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。

このことから、本町においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所（以下、本編において「福島第二原子力発電所」という。）とは別に実施するものとする。

第4節 原子力災害対策重点区域の範囲と緊急時に講ずべき措置

第1 原子力災害対策重点区域の範囲

本町に近接する原子力発電所の設置状況は、資料編：資料10-1のとおり。

本町における、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、本編において「重点区域」という。）の範囲については、原子力災害対策指針において示されている以下の目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な区域を定めるものとする。

【発電用原子炉施設】

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

- 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

- 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベル、運用上の介入レベルに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、

かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設^{*}については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※ 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表及び第十四条の表の規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定める。

この考えを踏まえ、本町において重点区域は以下のとおりとする。

1 福島第一原子力発電所に係る区域

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原子力災害対策指針に基づき設定しない。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

広野町の行政区画、地形等を含む全域を、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として設定する。

2 福島第二原子力発電所に係る区域

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

広野町の行政区画、地形等を含む全域は、当該原子力施設から半径5km（推奨値）以上の距離を有している為、設定しない。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

広野町の行政区画、地形等を含む全域を、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として設定する。

第2 緊急時に講ずべき防護措置

本町においては、原子力施設等の状態及び指針等に基づく緊急事態区分に応じて、以下の緊急防護措置を実施することとする。

1 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する

基準である運用上の介入レベル（O I L :Operational Intervention Level）と照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

2 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置

原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難に当たっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にO I L 1（空間線量率 500 マイクロシーベルト/時）を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にO I L 2（空間線量率 20 マイクロシーベルト/時）を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一時移転の実施に当たっては、段階的避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施するものとする。

緊急事態区分の説明

区分	対象事象	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事態の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

本町における防護措置等

判断基準		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力施設の状況に応じた判断（EAL）	警戒事態（AL）	-	-
	施設敷地緊急事態（SE）	屋内退避を準備	屋内退避を準備
	全面緊急事態（GE）	屋内退避を開始	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等）
空間放射線量率の実測値に応じた判断（OIL）	500 μ Sv/h 超（OIL1）	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20 μ Sv/h 超（OIL2）	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第4章第2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくものとする。

なお、原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとされている。

また、県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行うものとされている。町は、本県への避難者受け入れについて、あらかじめ定めたマニュアル等により対応するものとする。

第1町

事務又は業務
1 町民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること
2 通信連絡網の整備に関すること
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること
5 原子力防災対策上必要な資料の整備に関すること
6 事故状況の把握及び連絡に関すること
7 県の緊急時モニタリング活動への協力に関すること
8 町民の退避、避難及び立入制限に関すること
9 原子力災害医療活動への協力に関すること
10 飲食物の摂取制限等に関すること
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること
12 各種制限措置等の解除に関すること
13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること

第2町教育委員会

事務又は業務
1 町内の小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること
2 児童・生徒の安全確保に関すること
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること
4 小・中学校への災害情報の伝達、広報に関すること

第3県

事務又は業務
1 町民への原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること
3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること
5 事故状況の把握及び連絡に関すること
6 緊急時モニタリングに関すること
7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること
8 町が行う町民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること
9 原子力災害医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）
10 飲食物の摂取制限等に関すること
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること
12 汚染物質の除去等に関すること
13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること
14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること
15 防災関係機関との連絡調整に関すること

第4 双葉警察署

事務又は業務
1 情報の収集及び関係機関への連絡並びに町民への伝達に関すること 2 町民の避難の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること 3 立入制限措置に関すること 4 交通の規制及び緊急輸送の支援に関すること 5 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること

第5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部

事務又は業務
1 広報車等による町民に対する広報に関すること 2 町民避難等の誘導に関すること 3 救急、救助活動の実施に関すること 4 防護対策地区の防火活動に関すること

第6 自衛隊

機関	事務又は業務
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること 2 空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること 3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること 4 原子力災害医療活動に対する協力に関すること

第7 指定地方行政機関

機関	事務又は業務
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 3 関係職員の派遣に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事
東北財務局 福島財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事 2 地方公共団体に対する災害融資に関する事 3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関する事
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関する事 2 国有林野内の放射性物質の汚染対策に関する事
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工業用水道の応急・復旧対策に関する事 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関する事
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関する事
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関する事
東北運輸局 福島運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関する事 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事
東京航空局 仙台空港事務所 福島空港出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全航行に関する事 2 原子力発電所上空の飛行規制に関する事
福島地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報及び警

	<p>報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</p>
福島海上保安部	<p>1 船舶に対する広報に関すること</p> <p>2 海上における治安の維持に関すること</p> <p>3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>4 海上における救助・救急に関すること</p> <p>5 緊急輸送を行うための支援に関すること</p>
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること
東北地方整備局 磐城国道事務所	<p>1 国道の通行確保に関すること</p> <p>2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること</p>
福島労働局	<p>1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること</p> <p>2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること</p>

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務又は業務
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	<p>1 原子力災害医療活動に関すること</p> <p>2 専門機関との連携強化に関すること</p> <p>3 専門家の派遣に関すること</p> <p>4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること</p> <p>5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること</p> <p>6 住民相談窓口の設置等に関すること</p> <p>7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること</p>
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	<p>1 関係機関との連携強化に関すること</p> <p>2 専門家の派遣に関すること</p> <p>3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること</p> <p>4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること</p> <p>5 住民相談窓口の設置等に関すること</p> <p>6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること</p>
東日本電信電話(株)福島支店 NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社 KDDI(株)	<p>1 通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時優先電話に関すること</p> <p>3 仮設回線の設置に関すること</p>

ソフトバンク(株)	
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店	救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関する事 2 義援金の募集に関する事
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事
日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急運(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株) (公社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (公社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関する事
双葉地方水道企業団	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 災害時における給水対策に関する事 3 飲用水の取水制限及びモニタリングに関する事
東日本高速道路(株) いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事 3 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む）に関する事
(一社)福島県医師会 (公社)福島県放射線技師会	原子力災害医療活動に対する協力に関する事

第9 東京電力ホールディングス（株）

事務又は業務	
1	原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事
2	原子力施設の防災管理に関する事
3	従業員等に対する教育、訓練に関する事
4	関係機関に対する情報提供に関する事
5	放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事

- | |
|--|
| 6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること
7 原子力災害医療活動に関すること
8 町及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること |
|--|

第10 公共的団体

機関	事務又は業務
福島さくら農業協同組合 広野町商工会 燃料供給業者 (福島県石油業協同組合、福島 県石油商業組合)	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること 2 農畜水産物の出荷制限に関すること 3 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設への燃料の 優先的な供給

第2章 原子力災害事前対策計画

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等

第1 防災業務計画に関する協議

町は、事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、原災法第7条第2項に基づき、県から意見徴取を受けた時は、本計画と整合性を保つ等の観点から、意見を文書で回答するものとする。

第2 事業者の届出の受理

県は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、その写しを速やかに町へ送付することとしている。

- 1 原子力防災要員の現況（原災法第8条第4項）
- 2 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任（原災法第9条第5項及び第6項）
- 3 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第11条第3項及び第4項）

第2節 国との連携

第1 町は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設(以下、本編において「対策拠点施設」という。)の運用、町民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む)、広域連携などの緊急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、県、周辺自治体(例:「檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町」含む関係12市町村ほか。)、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

(解説) 原子力防災専門官

原災法第30条に基づき内閣府に設置され、オフサイトセンターに常駐して、平常時は原子力事業者防災業務計画作成に係る指導・助言などを行い、緊急事態が発生した際は、初動時において現地事故対策連絡会議の議長として、事故等情報の集約や地方公共団体の応急措置に係る助言、防災関係機関との調整などの業務に当たることとされている。

第2 町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他組織との連携などの県が実施する緊急時モニタリングの対応等に協力するものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、県、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

1 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

町は、連絡・指導を行うべき施設や関係機関等を明確にするとともに、通報連絡を緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。

2 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、消防無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

第2 原子力災害対策上必要な資料の整備

町は、応急対策の的確な実施に資するため、国、県及び事業者と協力して、以下のよう資料を適切に整備し、災害対策本部及び対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。

1 原子力発電所に関する資料

- (1) 原子力事業者防災業務計画
- (2) 原子力事業所の施設の配置図

2 社会環境に関する情報

- (1) 周辺の地図
- (2) 周辺地域の人口及び世帯数
(原子力事業所との距離・方位別、要配慮者の概要、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む)
- (3) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。）
- (4) 屋内退避に適するコンクリート建物、避難先避難所に関する資料及び避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）
- (5) 周辺地域の公共施設、特殊施設（こども園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料（位置に関する情報を含む）
- (6) 原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む）

3 防護措置の判断に関する資料

- (1) 周辺地域の気象・海象資料
(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)
- (2) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図及び環境試料採取の候補地点図
- (3) 平常時環境放射線モニタリング資料（事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等）
- (4) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料
- (5) 農畜水産物の生産及び出荷状況

4 防護活動資機材等に関する資料

- (1) 資機材の整備・配備状況
- (2) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制
- (3) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

5 災害復旧に関する資料

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、収集した情報を的確に整理し、活用するため、国及び県等と連携して情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化を推進するものとする。

第4 通信手段の確保

町は、国、県、関係市町村及び事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。

なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

1 町防災行政無線の整備

町防災行政無線（同報系）については、屋外における聴取困難地域の解消、戸別受信機の整備に努めるものとする。特に、海水浴場等の観光施設への屋外拡声器の設置、公共施設、一般事業所、宿泊施設等への戸別受信機について設置を促進するものとする。

2 専用回線網の活用

(1) 町と県、国、関係市町村との間の専用回線網の活用

町は、県、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するために設置された、専用回線網の活用に努めるものとする。

(2) 対策拠点施設との間の専用回線網の活用

町は、対策拠点施設との間の通信連絡のために設置された、専用回線網等の活用に努めるものとする。

3 通信手段・経路の多様化

(1) 衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等の機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。

る。

(2) 県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用

県は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものとされている。

(3) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

4 災害時優先電話等の活用

町は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。なお、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

また、必要に応じて通信事業者に対して、移動基地局車両の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

5 非常用電源等の確保

町は、県及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

また、非常用電源の作動時は、庁舎等内の内線交換機と接続された全端末に対し発呼・呼出・通話機能を満足させることとする。

なお、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。

6 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備、防災行政無線（戸別受信機）等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

第4節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。

第1 災害対策本部体制等の整備

- 1 職員の参集配備体制
- 2 組織図、所掌事務、職務権限の範囲
- 3 運営に必要な資機材の調達方法

第2 消防団、婦人消防隊の協力体制

- 1 団員、隊員の参集配備体制
- 2 組織、所掌事務

第3 国が行う対策拠点施設の立ち上げ準備への協力体制

- 1 職員の派遣体制
- 2 職員移動交通手段

第4 対策拠点施設における現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）、原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態）への職員派遣体制

- 1 職員の派遣体制
- 2 職員移動交通手段
- 3 職務権限の範囲

第5 県の実施する緊急時モニタリングへの協力体制

- 1 職員の派遣体制

第6 自衛隊派遣要請体制の整備

- 1 要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等
- 2 要請の区分、受け入れ体制

第7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請

- 1 近隣市町村等との消防の相互応援体制の整備の促進
- 2 緊急消防援助隊の迅速な派遣要請の手順、要請先、受け入れ体制等

第8 広域的な応援協力体制等

- 1 市町村間の応援協定の締結の促進

第9 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、所在町、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第10 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺都道府県、所在町、関係市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第5節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備

- 第1 町は、国、県、関係市町村及び事業者と相互に連携して、それぞれの役割に応じて、対策拠点施設及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持、管理を行うものとする。
- 第2 原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、対策拠点施設等との確実な連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。
- 第3 町は、国、県、関係市町村及び事業者とともに、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第6節 緊急時モニタリング設備・機器の活用等

第1 町は、県及び事業者が整備する環境放射線モニタリング設備・機器等の活用を努めるものとする。また、初期における迅速な活動体制を確保するため、県が行う緊急時モニタリング活動に対し、要員の派遣、測定、試料採取などについて協力するものとする。また、派遣される要員に対し、定期的な研修等を実施するものとするほか、原子力災害の特殊性を踏まえ、過去に原子力行政に携わったことのある職員をモニタリング要員として活用できる体制を整備するものとする。

また、町は、気象状況を把握できる設備等を整備するよう努めるものとする。

第2 町は、県及び国等が整備するモニタリング情報共有システム、環境放射線監視テレメータシステムの活用を努めるものとする。

第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 広報実施マニュアル等の整備

町は、国及び県と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割分担等の明確化に努めるものとする。

第2 情報伝達体制及び設備等の整備

町は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、町有施設等への連絡体制及び町防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。

また、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。

第3 相談窓口の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、住民等からの問合せに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 要配慮者等への広報体制の整備

町は、国、県及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

第5 多様な広報媒体の活用

町は、広報掲示板、広報紙、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、インターネットホームページ及びツイッターなどのインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

町は、原災法第15条に基づく全面緊急事態において、国による屋内退避、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難計画の策定に当たって、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。さらに、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難、地震及びこれに伴う津波等との複合災害時でも安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、大規模自然災害等による被害想定等を考慮するものとする。

また、町は、国及び県の調整のもと、円滑な広域避難が可能となるよう、避難先自治体及び避難先自治体における避難所（以下、本編において「避難先避難所」という。）を、あらかじめ定めるものとする。

- 1 屋内退避及び避難等に関する指標
- 2 屋内退避及び避難等の指示の伝達方法
- 3 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 屋内退避に適するコンクリート建物、屋内退避の継続が困難な場合における町内の指定避難所及び避難先避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 5 避難中継所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 6 避難退域時検査場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 7 避難先避難所への経路及び移動方法
- 8 避難状況の確認体制
- 9 住民等輸送に関する事項
 - (1) 輸送車両の数
 - (2) 輸送の経路
 - (3) その他避難に必要な資機材等
- 10 避難先避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 避難者の受け入れ手順
 - (2) 給水措置
 - (3) 給食措置
 - (4) 毛布、寝具等の支給
 - (5) 衣類、日用必需品の支給

- (6) 負傷者に対する応急救護
- (7) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
- 11 避難先避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難先避難所の管理者及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
 - (6) 避難先避難所における衛生管理
- 12 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難先避難所における配慮等
 - (4) 高齢者デイサービスセンターの活用等
- 13 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民等に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練の実施等

第2 要配慮者等の避難にかかる取組

町は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- 1 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- 2 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備を行うものとする。
- 3 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。
- 4 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を行うものとする。
- 5 要配慮者避難支援計画等を策定するものとする。

第3 避難計画の作成に当たっての留意事項

1 屋内退避及び避難等に関する指標

屋内退避及び避難等に関する指標については、国及び原子力事業者が定めるところによるものとする。

2 屋内退避及び避難等の指示の伝達方法

住民等への指示の伝達については、別に定める広報実施マニュアル等によるほか、次に掲げる事項について考慮するものとする。

- (1) 住民等、一般事業所等については、防災行政無線、ファクシミリ、広報車等による他、要配慮者に対する戸別訪問等の方法について定めるものとする。
- (2) 観光施設等においては、施設管理者への連絡方法、施設責任者による利用者への伝達方法等について確認しておくものとする。

3 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

一時集合場所等の設置については、次に掲げる項目について検討するものとする。

- (1) 住民等の一時集合場所については、行政区等を考慮し地区公民館、集会所等を指定するものとし、施設毎に行政区の長等を責任者として指定するものとする。
- (2) 一般事業所等については、一時集合場所への移動の有無について検討しておくものとする。

4 避難先避難所への経路及び移動方法

町は、県が定める広域避難計画を考慮してあらかじめ避難経路を定めておくものとする。また、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

5 避難状況の確認体制

町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。

6 住民等輸送に関する事項

(1) 避難路の確保

- ア 避難路は、おおむね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- イ 避難路は相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないものとする。
- エ 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

(2) 避難路の整備

町は、県等と協議の上、適切な避難路の整備に努めるものとする。

7 避難先避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

負傷者に対する応急救護については、県原子力現地災害対策本部医療班の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、県と調整して定めるものとする。

8 避難先避難所の管理に関する事項

避難先避難所の管理者については、原則として町職員を指定するものとする。

9 一時集合場所等の整備に関する事項

- (1) 町は、公共施設等を対象に、一時集合場所をあらかじめ指定するものとする。
- (2) 町は、屋内退避に適するコンクリート建物について調査を行い、具体的な屋内退避体制について整備するものとする。

10 要配慮者に対する救援措置に関する事項

町は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織及び地域団体等の協力を得て、避難誘導、移送体制の整備をするものとする。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

11 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

町は、災害時における避難の万全を期すため、広報紙、掲示板、防災行政無線等により、住民等に地域内の一時集合場所、避難中継場所、避難先避難所、避難路及び避難指示方法について、防災の日等に年1回以上は、広報を行うなど周知徹底を図る。

第4 学校施設等における避難計画

学校等（こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の施設管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難計画を作成するものとする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の順位
- 3 避難誘導責任者及び補助者
- 4 避難経路及び誘導方法
- 5 避難場所、時期及びその指示伝達方法
- 6 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- 7 避難者の確認方法
- 8 児童、生徒等の保護者等への引渡方法

9 通学時に災害が発生した場合の避難方法

第5 病院・社会福祉施設等における避難計画

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者及び入所者を適切な避難先に避難させるため、それぞれの地域の特性や対象者の活動能力等について十分配慮した上で、県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」を参考として、次の事項に留意して避難計画を作成するものとする。

- 1 避難実施責任者
- 2 避難の順位
- 3 避難誘導責任者及び補助者
- 4 避難経路及び誘導方法
- 5 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- 6 避難所及び収容方法
- 7 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること
- 8 患者の避難に必要な資機材の確保（特殊車両等の確保）
- 9 入院患者及び入所者の他施設等への転院・転所方法
- 10 避難時における医療の維持方法等
- 11 避難者の把握方法
- 12 入院患者及び入所者の家族等への連絡方法
- 13 被災時における施設内の衛生の確保
- 14 外来患者の避難誘導及び周知の方法

第6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町、県と連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱に配慮した上で、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の方法について定めるものとする。

第7 避難に係る諸整備

1 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、町は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車

両等を確保するものとする。

2 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

3 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第8 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

町は、国及び県と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

町は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。

第9節 消防活動体制及び原子力災害医療体制等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国及び県の協力の下、救助・救急活動に必要な資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

第2 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第3 原子力災害医療体制の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

また、町は、県、医療機関等と連携して、住民等に対し安定ヨウ素剤の適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制の整備を図るものとする。

第4 原子力災害医療設備等の活用

町は、県が整備する原子力災害医療ネットワークや、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材等の活用に努めるとともに、一般傷病者に対する救急医療に即応するための医療体制の充実強化に協力するものとする。

第10節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

町は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民等の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

特に、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供しておくものとする。

- 1 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- 2 原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 原子力災害時に町等が講じる対策の内容に関すること
- 6 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること
- 7 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること
- 8 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 避難に関すること（屋内退避に適するコンクリート建物、避難先避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）
- 10 要配慮者の支援に関すること
- 11 避難先避難所での運営管理、行動等に関すること
- 12 避難先避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること
- 13 その他必要と認める事項

第2 防災教育の充実

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第3 要配慮者等への配慮

町が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第4 情報の収集・整理と発信

- 1 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 2 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第11節 防災業務関係者に対する教育

町は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国及び県等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に国、県、町等が講じる対策の内容
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- 8 モニタリングの実施方法及び機器ならびにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること
- 9 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 10 避難誘導等、防護対策活動の実施に関すること
- 11 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること
- 12 危機管理に関すること
- 13 その他緊急時対応に関すること

第12節 原子力防災に関する訓練

第1 訓練の実施

町は、国、県、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的実施するものとする。

- 1 緊急時通信連絡訓練
- 2 災害対策本部等の設置運営訓練
- 3 対策拠点施設への参集、運営訓練
- 4 緊急時モニタリング訓練
- 5 原子力災害医療活動訓練
- 6 広報訓練
- 7 住民等への情報伝達及び住民等避難訓練
- 8 通行規制、立入制限、災害警備訓練
- 9 1～8の要素を組み合わせた訓練

第2 実践的な訓練の工夫と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携のうえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。

さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第3 総合的な防災訓練への参加

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に参加するものとする。

なお、県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものとされている。また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとされている。

第13節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第1 町は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。

第2 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等については、次のとおりである。

第1 国の規制措置

国は、航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置を行う。

第2 閃光式灯火の設置

事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。

第15節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

町は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。

また、訓練等の実施により明らかとなった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。

第16節 特定事象未満の事象に対する体制の整備

町は原災法第10条に定める特定事象未満（5マイクロシーベルト／時未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備し、マニュアル等に定めておくものとする。

- 1 平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制
- 2 関係課における連絡体制
- 3 国、県との連絡体制
- 4 原子力事業者との連絡体制
- 5 関係市町村、関係機関との連絡体制
- 6 町が実施すべき対応の整理
- 7 広報すべき内容の整理
- 8 住民等に対する健康相談等の実施
- 9 農畜水産物等の風評被害対策
- 10 その他必要な事項

第17節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備

県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、原子力災害に関する情報収集と町、関係機関への情報提供を行うものとされている。

町は、県と連携し他道府県からの避難者の受け入れの体制について整備しておくものとする。

第3章 原子力災害応急対策計画

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 事故状況の把握及び連絡

第1 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（所在町における震度5弱又は5強の地震、原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等の通報）が発生した場合、次により連絡を行うものとされている。

1 国が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び関係市町村に対して情報提供を行うものとされている。

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡をするものとされている。

2 県が行う連絡

県は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。

第2 警戒事態が発生した場合

原子力発電所（以下、本章中において「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、別図の通報連絡系統図により通報連絡を行うものとされている。

1 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係機関等へ連絡するものとされている。

2 国が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（所在町における震度6弱以上の地震、所在町沿岸を含む津波予報区における大津波警報）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれに対して以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

(1) 警戒事態に該当する自然災害が発生した場合

ア 関係地方公共団体

連絡体制の確立等の必要な体制をとること。

(2) 警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生した場合

ア 県

緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備協力。緊急時モニタリングセンターの準備。

イ P A Z を含む町

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

ウ 避難指示区域を含む市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

エ U P Z 外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

3 町が行う連絡

町は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

第3 施設敷地緊急事態が発生した場合

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

1 通報連絡系統図

通報連絡系統図（情報収集事態、警戒事象及び特定事象が発生した場合）は、別図のとおりとする。

2 原子力事業者からの通報連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、原災法第10条に定める特定事象発見又は発見の通報を受けた場合、直ちに、別図の通報連絡系統図により、国、県、町、警察本部等、海上保安部及び広域消防本部等に対し、次に掲げる内容を記した文書を、同時にファクシミリで送付するものとし、電話によりその着信を確認するものとする。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び本町を含む関係市町村（UPZの13市町村）に派遣するものとする。

また、通報を受けた事象に対する発電所への問合せについては、原則として、県、所在町に限られることから、町は県に対して問合せを行うものとし、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

通報様式は、原災法に定める様式とする。

- (1) 特定事象発生の時刻
- (2) 特定事象発生場所
- (3) 特定事象の種類
- (4) 想定される原因
- (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、又は主な施設・設備等の状況
- (6) その他特定事象の把握に参考となる情報

さらに、第2報以降についても、事業者は、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに通報するよう努めるものとする。

なお、町が、災害対策本部を設置した後は、災害対策本部にも連絡するものとする。

3 国が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展見通し等の事故情報等について官邸、内閣府、関係地方公共団体、関係道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、町に対して、住民等の屋内退避の準備の要請を行うこととされている。

4 原子力防災専門官等が行う連絡

- (1) 原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県、関係市町村に連絡することとされている。
- (2) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調

整等を行うこととされている。

5 県が行う連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとされている。

- (1) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、別図の通報連絡系統図に準じ、町及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとされている。
- (2) 県は、発電所からの通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生等の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。

また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3か月平均）＋5マイクロシーベルト/時検出時とする。

なお、県から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県、関係市町村に連絡することとされている。

6 町が行う連絡

- (1) 町は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、町内の関係機関等に連絡を行うものとする。
- (2) 町は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、県、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

7 双葉地方広域市町村圏組合消防本部が行う連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報、県、又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。

第4 全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。

1 原子力事業者からの通報連絡

発電所の原子力防災管理者は、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した

場合、直ちに、別図の通報連絡系統図により、国、県、町、警察本部等、海上保安部及び広域消防本部等に対し、通報文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。

さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に又は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告するものとする。

また、町が災害対策本部を設置した後は、災害対策本部にも連絡するものとする。

なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び本町を含む関係市町村（UPZの13市町村）に派遣するものとする。

2 国が行う連絡

(1) 原子力規制委員会は、発生した特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断した場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとされている。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。

(2) 国〔現地対策本部又は災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、その指示等を文書をもって連絡することとされている。また、町に対して、住民等の屋内退避の開始を指示することとされている。

原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部との間で認識の共有を図るものとされている。

3 県が行う連絡

県は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項等について、別図の通報連絡系統図に準じ、町に直ちに連絡するものとされている。

4 町が行う連絡

町は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに町内の関係機関等に連絡を行うものとする。

5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の連絡

双葉地方広域市町村圏組合消防本部は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等、県、又は町からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。

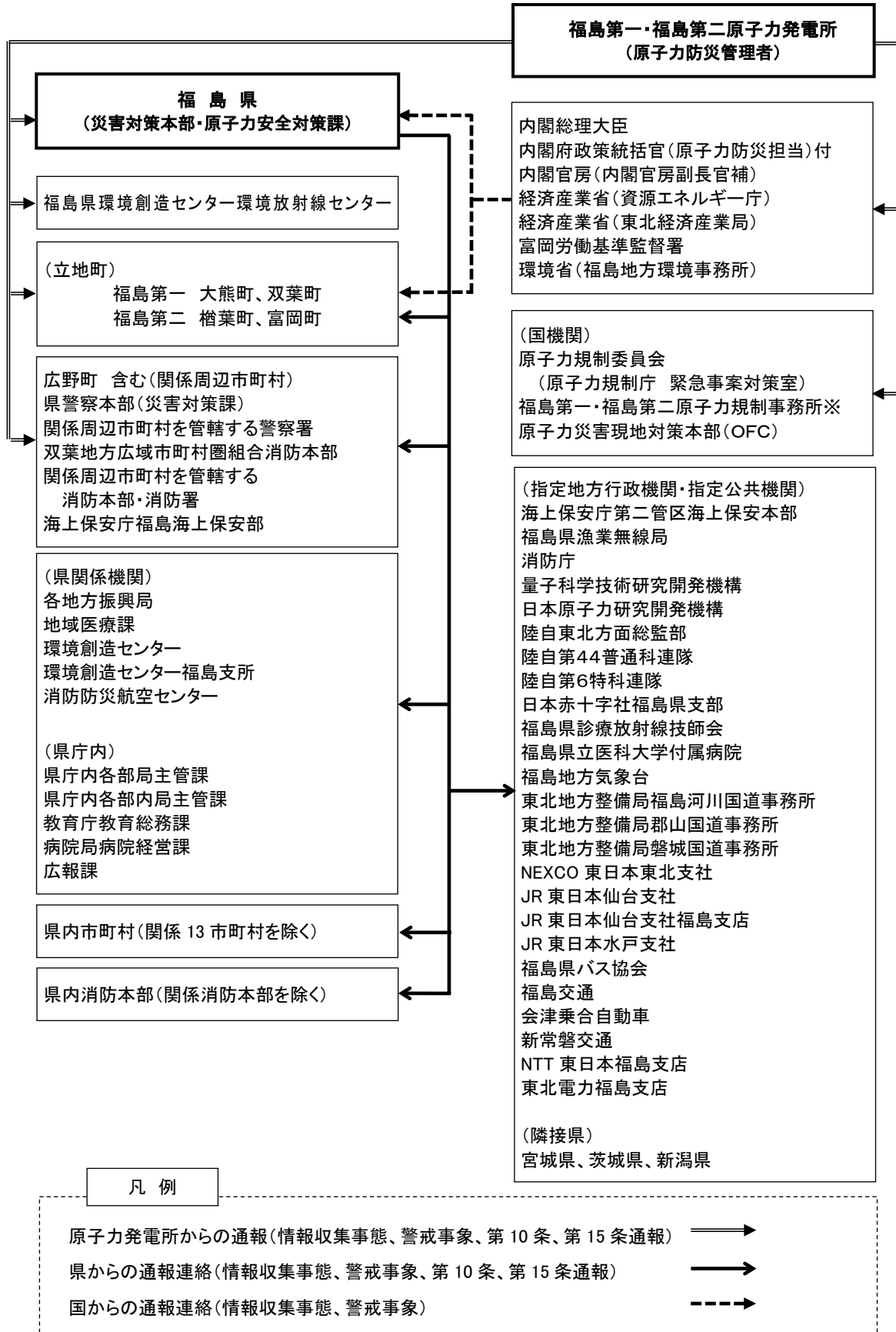
第5 県から県内市町村等に対する情報提供

県は、町、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとされている。

なお、これにより連絡を受けた町及び各機関は、県、関係市町村、発電所への問合せについては緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。

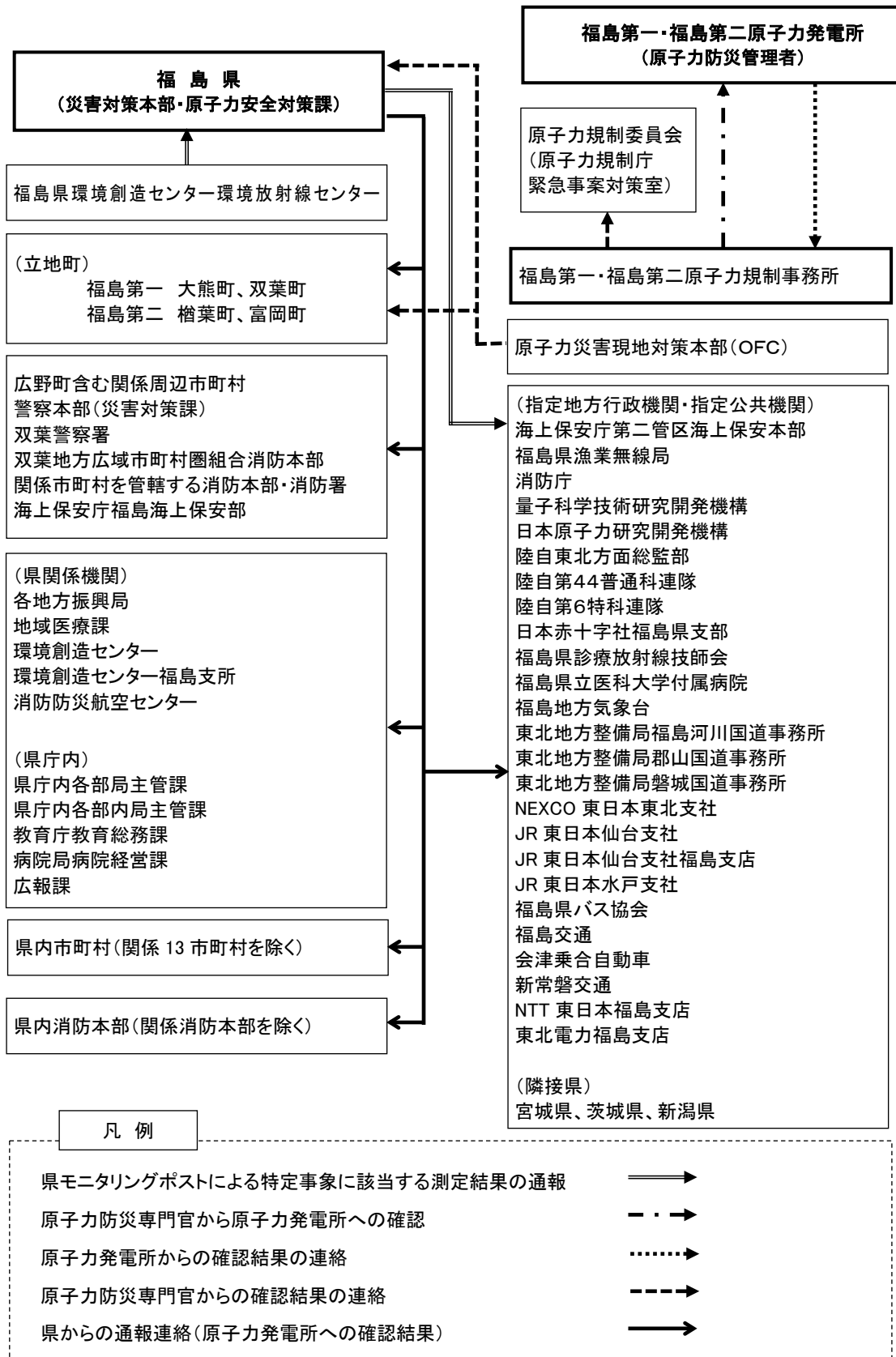
別図 通報連絡系統図

ア 情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合



※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

イ 県モニタリングポストにより $5 \mu\text{Sv/h}$ を観測した場合



第2節 災害対策本部の設置

第1 町災害対策本部の設置

町長は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置するものとする。

- 1 発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生 of 通報を受け、町長が必要と認めた場合
- 2 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合
- 3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合

（なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3か月平均）＋5マイクロシーベルト/時検出時とする。）

- 4 内閣総理大臣が本町に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
- 5 その他町長が必要と認めたとき

（県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間線量率が計測され、その原因が発電所に起因することが明らかな場合）

なお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、町長が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、県に連絡するものとする。

第2 職員の動員配備

町長又は災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。

種別	配備内容	配備時期
災害対策本部体制	原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策にあたる体制とする。 (町災害対策本部の設置)	<ol style="list-style-type: none"> 1 発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生 of 通報を受け、町長が必要と認め、当該配備を指令したとき。 2 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生 of 通報を受けた場合。 3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）を

		<p>検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。(なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量(3か月平均) + 5マイクロシーベルト/時検出時とする。)</p> <p>4 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。</p> <p>5 その他必要により、町長が当該配備を指令したとき。</p>
--	--	---

第3 災害対策本部における活動

本部長(町長)は、県と相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民等避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。

本部長(町長)は、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民等避難等の応急対策を実施するものとする。

本部長(町長)は、住民等避難等の応急対策の実施のための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民等避難等の応急対策について、県に対して助言及び支援を求めることができるものとする。

本部長(町長)は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県及び町の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や住民等に対する広報を定期的に実施することにより、住民等の安全確保に努めるものとする。

1 災害対策本部の所掌事務

- (1) 災害対策の総括に関すること。
- (2) 組織、派遣要員に関すること。
- (3) 災害情報の収集に関すること。
- (4) 応急対策の決定、実施に関すること。
- (5) 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関すること。
- (6) 町有施設に対する連絡に関すること。
- (7) 教育施設との連絡に関すること。
- (8) 屋内退避及び避難に関すること。
- (9) 立入制限に関すること。
- (10) 飲食物の摂取制限に関すること。
- (11) 水道の給水制限に関すること。
- (12) 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。
- (13) 道路施設の確保に関すること。

- (14) 農畜水産物の出荷制限に関する事。
- (15) 他市町村、防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (16) 「2 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌」に定める事。
- (17) その他本部長が指示する事項に関する事。

2 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌

このことについては、「一般災害対策編第2章第1節 別表1及び別表2」を参照するものとする。

3 対策拠点施設への要員の派遣

本部長（町長）は、特定事象の発生により施設敷地緊急事態に該当し、国が対策拠点施設において現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により原子力災害合同対策協議会が組織される場合、本章第3節第2～第4に定める職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

4 知事への報告

本部長（町長）は、災害対策本部を設置したときは、知事に対し報告を行うものとする。

第4 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等

- 1 町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は以下のとおりである。

①協定名	災害時における相互応援協定書
②協定日	平成11年3月25日
③協定市町村	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村

- 2 町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- 3 町は、緊急事態応急対策、又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請するものとする。

また、知事に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

- 4 町は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第5 自衛隊の派遣要請

本部長（町長）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。

第3節 緊急事態応急対策拠点施設における活動

町は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が対策拠点施設に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により原子力災害合同対策協議会が組織される場合に、職員を対策拠点施設に派遣し、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行うものとする。

第1 対策拠点施設の設営準備への協力

町は、特定事象発生のお知らせを受けた場合、国が行う対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。

第2 現地事故対策連絡会議への職員派遣

1 現地事故対策連絡会議の開催

国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。

現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」により実施される。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

- (1) 町は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催する場合、以下の職員を派遣するものとする。
- (2) 町は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、原子力事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

現地事故対策連絡会議へ派遣する職員

環境防災課 課長補佐

第3 原子力災害合同対策協議会への出席

1 原子力災害合同対策協議会の設置

国現地対策本部長は、県現地災害対策本部長、町災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに原子力災害合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催すること

とされている。

原子力災害合同対策協議会の運営等については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」により実施される。

2 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

- (1) 町は、原子力緊急事態宣言の発出等により、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、以下の職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。
- (2) 町は、原子力災害合同対策協議会に派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会に出席する職員（町災害対策本部における役割）
副町長（副本部長）

第4 対策拠点施設における機能班での活動

1 機能班の設置

国現地対策本部は、対策拠点施設において、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する町災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、情報把握等のため、機能別に分けた班にそれぞれ職員を配置し、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、原子力災害合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。

機能班の運営及び主な業務については、国が定める「原子力緊急事態等現地対応マニュアル（福島県）」により実施される。

2 機能班への職員の派遣

- (1) 町は、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に以下の職員を派遣し、緊急時モニタリング結果等の原子力災害合同対策協議会資料の作成、除染等に関する企画立案等の活動に従事させるものとする。

機能班名	人数	町が派遣する職員
放射線班	1名	本部長が指定する職員

- (2) 機能班の活動により収集した情報については、原子力災害合同対策協議会において共有されるものとする。

第5 原子力被災者生活支援チームとの連携

- 1 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目安として、必要に応じて原子力災害対策本部の下に、原子力被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。
- 2 町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等を対象とする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第4節 住民等に対する指示の伝達と広報

第1 住民等に対する指示の伝達と広報

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した原子力災害住民広報マニュアル等に基づき、住民等への的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

1 指示の伝達と広報

町は、国及び県と連携し、あらかじめ作成した原子力災害住民広報マニュアル等に基づき、住民等、一般事業所等に対して、次により指示の伝達と広報を行うものとする。

- (1) 防災行政無線、広報車、インターネット、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設などを活用する。
- (2) 広報車、消防団員等の巡回を行い、住民等の安全確保に努め、必要な指示を伝達する。
- (3) 広報に当たっては、要配慮者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルートの事前確認を行うとともに、防災行政無線、ファクシミリ等の複合的な伝達手段の活用にも努めるものとする。

2 広報の一元化

町は、住民等への情報提供に当たっては国や県と連携し、広報の一元化と的確な災害応急対策の実施を図るため、あらかじめ災害情報等の発表、各種指示の伝達について広報責任者を定める。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害対策合同協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は対策拠点施設において行うものとする。

3 広報の内容

町は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、緊急時モニタリング結果、安否情報、医療機関等の情報、町が講じている施策に関する情報、通行規制等、住民等、特に要配慮者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

広報に当たっては、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的な広報に努めるものとする。

また、屋内退避、避難等の指示の伝達については、住民が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

なお、この際、住民等の安全確保及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

4 関係機関との連携

町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を理解した上で、国及び県等と連携して、住民等への情報の公表、広報活動を行うものとする。

また、災害現場付近の通過者や観光客等への配慮も必要となることから、JR、バス会社、タクシー会社、道路管理者等に災害に関する情報を提供し、それらの機関の協力を得て、通過者や観光客等に対しても広報を実施する体制を確保するものとする。

5 情報伝達の手段

情報伝達に当たっては、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、ファクシミリ、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第2 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報

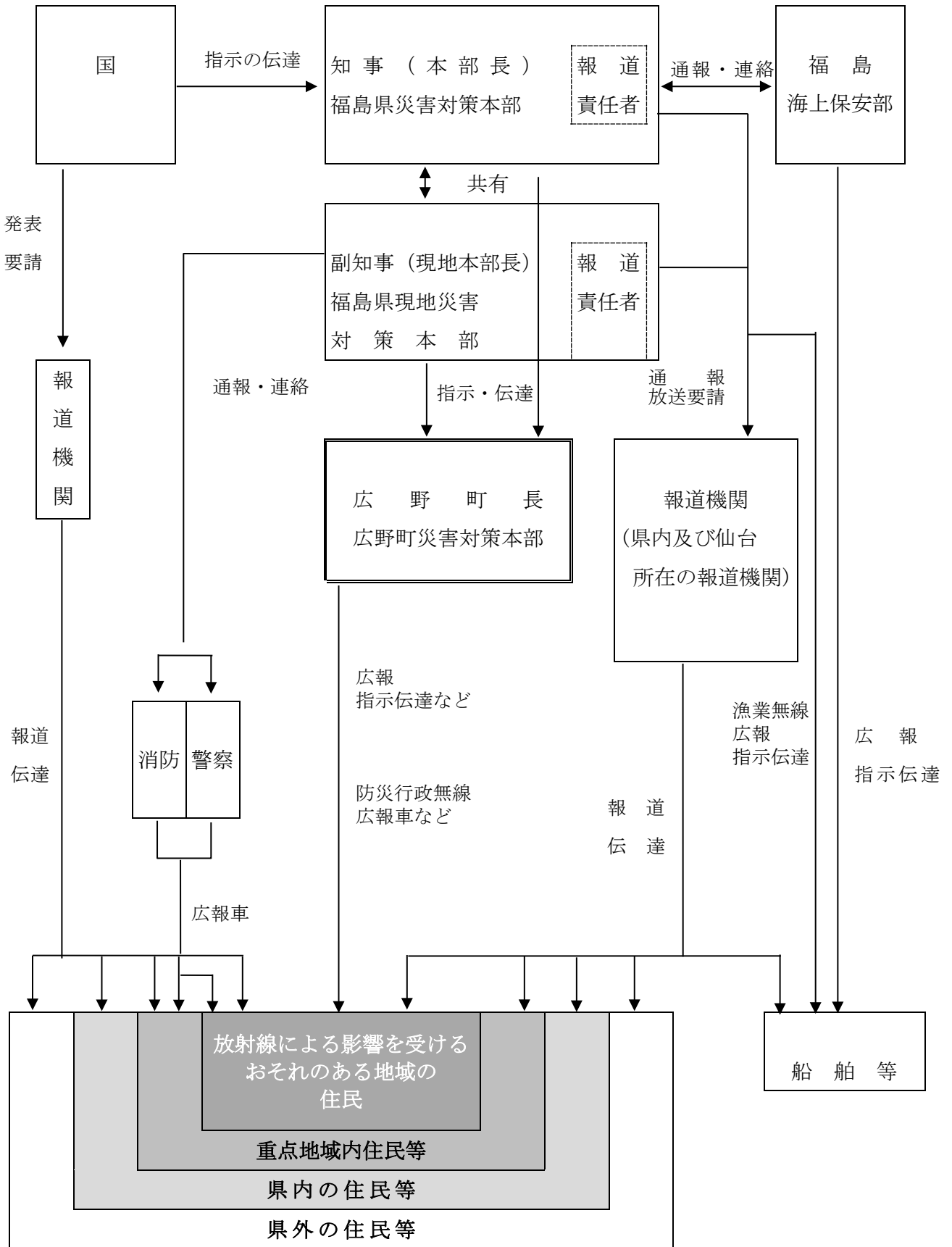
- 1 浜通り地方の各漁業協同組合は、県〔現地本部〕の指示のもと、漁業無線等により、周辺海域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかけるものとする。
- 2 福島海上保安部は、県からの要請を受け、周辺海域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示を伝達するものとされている。

第3 問合せ窓口の設置

町は、国、県、原子力事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問合せに対する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

第4 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第5節 緊急時モニタリングへの協力等

- 1 町は、県を通じ放射線及び放射性物質の分布状況を常時把握しておくとともに、風向、風速、降雨量、大気安定等についての気象状況を、数時間後の予測も合わせて収集するものとする。また、あわせて緊急時モニタリングの実施に必要な情報を県に提供するものとする。
- 2 町は、県から緊急時モニタリング実施のための要員の派遣要請を受けた場合は、あらかじめ定められた要員を派遣するものとする。
- 3 町は、緊急モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングに参画するための体制を整備するものとする。

第6節 屋内退避及び避難

第1 速やかな住民等避難のための準備

町は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民等避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事象の通報受信後、直ちに住民等の屋内退避又は避難のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難先避難所等の開設準備、住民等輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

第2 屋内退避及び避難等の防護措置の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて屋内退避及び避難等の防護措置を実施するものとする。

なお、避難に当たっては、県及び町が定める広域避難計画に基づき実施するものとする。

1 警戒事態

県及び市町村は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとされている。

(1) P A Zを含む関係市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。

施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。

(2) 避難指示区域を含む関係市町村

一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。

(3) U P Z外の市町村

施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。

2 施設敷地緊急事態

町及び県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、住民等の屋内退避の準備を行うものとする。

3 全面緊急事態

町及び県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、住民等の屋内退避を開始し、O I Lに基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

なお、町及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断で避難等を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

4 放射性物質が放出された場合

放射性物質が放出された後は、国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとされている。

原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。

5 運送事業者等への要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとされている。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとされている。

6 避難誘導

町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県は、避難や避難退域時検査等を行う場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとされている。

7 家庭動物との同行避難

町は、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第3 屋内退避及び避難の決定、実施

1 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、近隣町におけるP A Z内の

避難を指示した場合は、近隣町の住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を把握するとともに、住民等に対して屋内退避の開始を決定し、指示するものとする。また、町内において住民等避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請するものとする。

また町は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請するものとする。

なお、町長は指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

町長は、屋内退避又は避難等を決定したときは、その旨を原子力災害合同対策協議会に報告するものとする。

- 2 屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、町は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないように指示するものとする。屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、町が設定する近隣の避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない避難所を、県の協力を得て町内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。

- 3 町は、避難を決定したときは、対象地区の住民等に対し、避難を指示するものとする。住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、対象地区の住民等に向けて、避難先や避難退域時検査を実施する場所等の所在、災害の概要、携帯品等の留意事項その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

避難に当たっては、災害の状況に応じ、住民等の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

自力で避難可能な住民等については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、自家用車による避難が困難な住民等は、あらかじめ町が選定した一時集合場所から、乳幼児、妊婦等の優先順位の高いものから順にバス等により避難

するものとし、避難措置が円滑に行われるよう県からの支援を受けるものとする。

なお、病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、町は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建物への屋内退避を指示するものとする。

- 4 町は、避難を決定した場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- 5 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県広域避難計画に基づき、県が受け入れ先の市町村に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請することとされている。

また、この場合、県から要請を受けた受け入れ先の市町村は、町と協議のうえ、広域避難計画等に定める施設の中から受け入れに必要な避難所を開設するものとされている。

町は原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として派遣・配置し、受け入れ先の市町村職員、施設管理者や避難住民等と連携して運営を行うものとする。

- 6 町の避難先としてあらかじめ定めた避難先避難所が使用できない場合等、広域避難計画に定める避難所以外へ避難する必要がある場合には、県が速やかな避難ができるよう必要な調整を行うとともに、国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとされている。

第4 要配慮者への配慮等

町は、避難者に向けた情報の提供、避難誘導、避難先避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。特に、要配慮者の避難先避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

1 情報伝達体制

(1) 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

(2) 在宅者に対する情報伝達

町は、直接の電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行うも

のとする。

(3) 病院等における情報伝達

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

(4) 外国人に対する情報伝達

町は、県と協力し、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設における避難等

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得ながら、迅速かつ安全に、入所者、来訪者等を避難又は他の施設へ転所させるものとする。

なお、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとする。

県は、社会福祉施設の避難が必要となった場合は、国の協力の下、福祉関係機関と連携し、入所者の転所先となる社会福祉施設を調整するものとされている。県内の社会福祉施設では転所に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとされている。

(2) 在宅者の避難等

町は、消防本部等、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難先避難所に誘導するものとする。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとする。

また、高齢者デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要するものとする。

(3) 病院等における避難等

病院、診療所等施設の管理者は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画(消防計画による織体制等)に基づき、医師、看護師等の職員の指示・引率の下、必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得ながら迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係団体等と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとされている。

(4) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設管理者は、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設利用者等を避難させるものとする。

(6) 外国人の避難等

町は、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語学ボランティア等の協力を得て、多言語での情報伝達に努めるものとし、消防本部等及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導するものとする。

3 避難所における配慮等

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去されておらず、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難先避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする人については、医療・救護活動のできる避難先避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする人については、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難先避難所にヘルパーを派遣するものとする。

(3) メンタルヘルス対策の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難先避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルス対策を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町は、糖尿病・腎臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない住民等に対して管理栄養士などによる栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。また、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食料の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

第5 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

町は、町長等が設定した警戒区域又は避難の勧告もしくは指示した区域について、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から防災業務関係者以外の車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第6 飲食物、生活必需品等の供給

1 生活必需品の確保、分配

町は、県、避難先市町村及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

2 町の供給

町は、自ら調達した物資及び国、他の県及び市町村等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

3 調達の要請

町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第7節 犯罪の予防等社会秩序の維持

町は、県警察の協力を得て、避難指示区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。

また、福島海上保安部は、警戒区域及びその周辺において、警備を実施し犯罪の予防、不法行為の取締まり等、治安を確保することとされている。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第8節 飲食物の摂取制限、出荷制限

第1 防護対策地区の住民等に対する飲食物の摂取制限

町は、屋内退避等の防護対策を講じた場合には、県からの指示に基づき、防護対策区域内の住民等に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限することを指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。

第2 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

町は、国の指示又は緊急時モニタリングにより原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民等に対し、第1と同一の措置を講ずるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示又は原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講じるよう指示するものとする。

第3 農畜水産物の採取及び出荷制限

町は、国の指示又は緊急時モニタリング等により原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民等、農畜水産物の生産者及び生産流通関係機関・団体に対して、当該試料が採取された地区の農畜水産物の採取、漁獲の禁止、農畜産物の出荷の禁止等必要な措置を講じる。

第4 飲料水及び飲食物の供給

町は、県が飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、県及び双葉地方水道企業団と協力して関係住民等に対し、給水救援対策及び食料救援対策の応急対策を講ずるものとする。

第9節 緊急時医療活動

第1 医療活動等の実施

- 1 町は、一般傷病者に対する医療に対処するため、町内の医療機関の協力を得て、医療活動を実施するものとする。
- 2 町は、県の救援班が住民等に対して行う緊急時医療活動に協力して、救護所における一般傷病者に対する医療活動、健康に不安を持つ住民等に対する健康相談を実施するものとする。

第2 安定ヨウ素剤の予防服用

1 服用のための準備

町は、県と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。

2 服用の指示

町は、県と連携し、住民等の放射線防護のため、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合又は独自の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。

安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、原子力災害対策指針によるものとする。

なお、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。

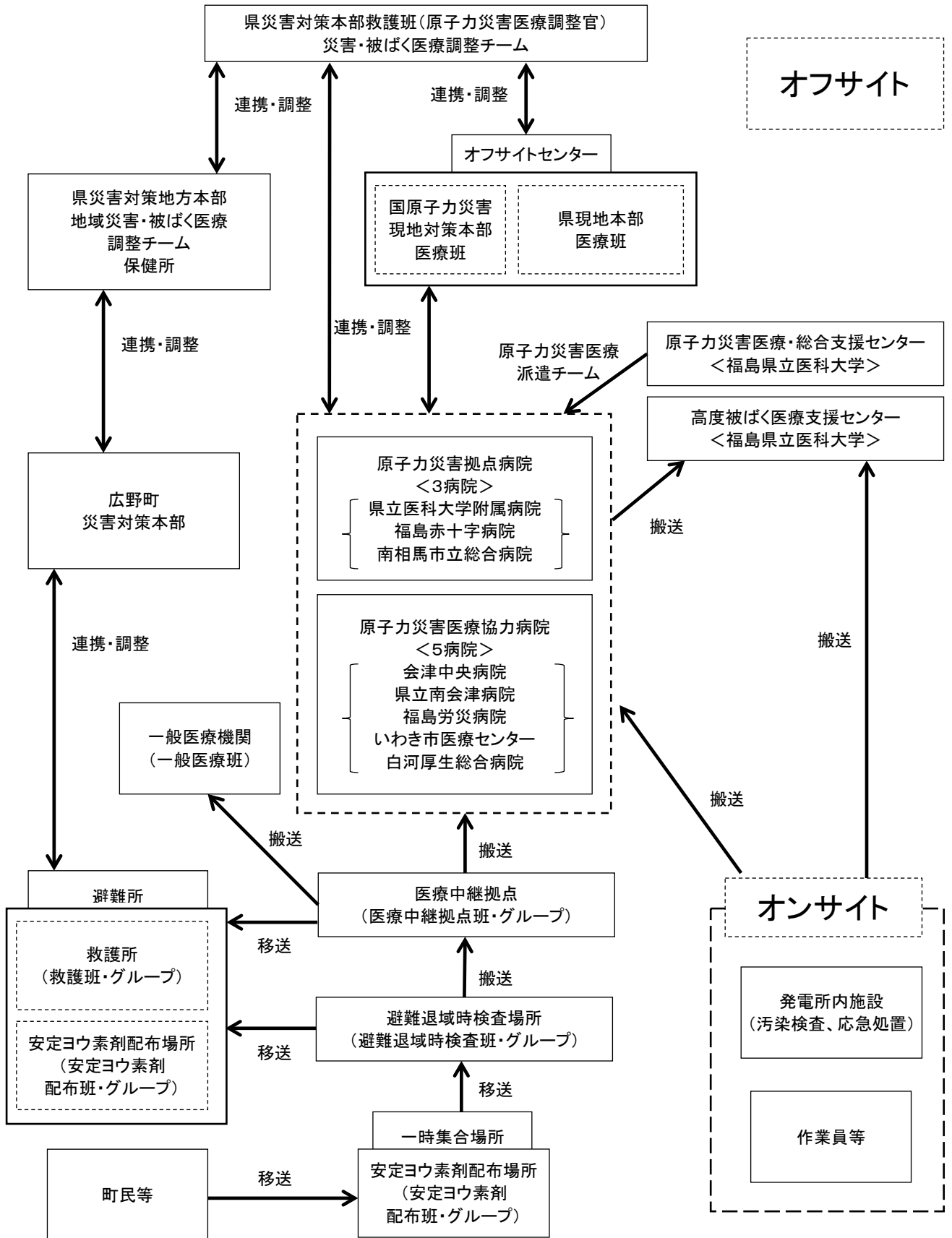
第3 メンタルヘルス対策

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、地域医師会

等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。

メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

原子力災害医療時の連携体制図



第10節 救助・救急及び消火活動

第1 資機材の確保

町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第2 応援要請

町は、災害の状況等から必要と認められるときは、県を通じて、県内他市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第3 緊急消防援助隊等への応援要請

町は、災害の状況から町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- 1 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由、応援の必要期間
- 2 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- 3 町への進入経路及び集結（待機）場所

第11節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送の順位

町は、町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、次の順位を原則に調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、原子力災害合同対策協議会のメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 1 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
- 2 負傷者、避難者等
- 3 屋内退避に適するコンクリート建物、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- 4 原子力災害合同対策協議会のメンバー（国の現地対策本部長及び県の現地本部町、町の災害対策副本部長等）、災害応急対策要員（現地対策本部要員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- 5 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- 6 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

- 1 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、県、周辺町及び指定地方公共機関に支援を要請するとともに、必要に応じて原子力災害合同対策協議会の場において支援を依頼するものとする。

第12節 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。

第1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県現地本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

第2 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は次のとおりとされている。

実効線量 50 ミリシーベルト

ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。

防災業務関係者の放射線防護に関する指標は上限であり、町は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

第3 防護対策

町は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防災業務に応じて、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を予防的に服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。

第4 防災業務関係者の被ばく管理

町は、県の協力のもと、災害対策本部及び各機関に、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。

町は、被ばく管理を行う人員、防護資機材について不足する場合、県に支援を求めるものとする。

第5 防護資機材の確保

- 1 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。
- 2 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県及び関係機関に対し防護資機材の調達のを要請を行うものとする。
さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第6 防災関係機関との情報交換

町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4章 原子力災害中長期対策計画

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第2 各種制限措置の解除

町は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、通行規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第3節 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県と連携し、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業所の周辺地域の住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第4節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

町は、県の協力を得て、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、被災地住民登録票により、原子力災害時に当該地域に所在した旨の証明及び避難所等において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

第2 影響調査の実施

町は、必要に応じ農畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。

第5節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者等の生活再建への支援

町は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 相談窓口の設置等

町は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。他の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 災害復興基金の設立等の検討

町は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとされている。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとされている。

第8節 災害対策本部の解散

町長は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に関する応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を解散するとともに、県に災害対策本部の解散を報告するものとする。

第6編 資料編



資料1 町の防災組織

資料1-1 広野町防災会議

資料1-1-1 広野町防災会議条例

○広野町防災会議条例

昭和38年12月22日条例第69号

改正

平成12年3月22日条例第17号

平成26年9月26日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき広野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広野町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 関係指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 4人以内
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長、消防署長及び消防団長
 - (7) 関係指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから町長が任命する者 5人以内

第6編 資料編

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させる為専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和39年1月1日から施行する。

附則(平成12年3月22日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成26年9月26日条例第32号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

資料 1-1-2 防災会議委員名簿

○防災会議委員 名簿

種 別	区 分	定 数 番 号	機 関 及 び 役 職
会 長	町長	1	広野町長
第1号 委 員	指定地方行政機関の職員	1	東北農政局福島農政事務所 福島県拠点地方参事官
		2	関東森林管理局磐城森林管理署長
		3	東北地方整備局磐城国道事務所長
		4	第二管区海上保安本部福島海上保安部長
第2号 委 員	福島県知事の部門の職員	1	相双地方振興局長
		2	相双保健福祉事務所長
		3	福島県環境創造センター 環境放射線センター所長
		4	富岡土木事務所長
		5	相双農林事務所富岡林業指導所長
第3号 委 員	福島県警察の警察官及び県職員	1	双葉警察署長
第4号 委 員	広野町の部内の職員	1	副町長
		2	総務課長
		3	町民税務課長
		4	建設課長
		5	復興企画課長
		6	健康福祉課長
		7	環境防災課長
		8	産業振興課長
		9	こども家庭課長
第5号 委 員	教育長	1	教育長
第6号 委 員	消防団長	1	広野町消防団長
第7号 委 員	関係指定地方公共機関の職員	1	双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長
		2	双葉地方広域市町村圏組合富岡消防署長
		3	広野郵便局長
		4	双葉地方水道企業団企業長
第8号 委 員	自主防災組織を構成する者又は 学識経験者	1	広野町議会産業厚生常任委員長

資料 1-2 広野町災害対策本部

資料 1-2-1 広野町災害対策本部条例

○広野町災害対策本部条例

昭和 38 年 12 月 21 日条例第 68 号

改正

平成 24 年 9 月 18 日条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、広野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 応援協定等

資料2-1 地方公共団体間の相互応援協定等

資料2-1-1 消防相互応援協定書（双葉郡内町村消防団）

消防相互応援協定書

（協定の目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が消防相互応援に関し次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

（出動部隊の区分）

第2条 この協定により出動する消防隊は双葉郡内町村消防団とする。

（応援の種別）

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

（1） 普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地 of 町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援。

（2） 特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地 of 町村長又は消防団長の要請により出動する応援。

（応援要請の方法）

第4条 応援の要請は、災害発生地 of 町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

（1） 災害の種別

（2） 災害発生の場所

（3） 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

（4） 応援隊受領場所

（5） その他必要事項

（応援部隊）

第5条 応援に出動する隊数は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

（指揮系統）

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、

第6編 資料編

応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

(1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。

(2) 応援活動が長時間に涉ったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。

(3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。

(4) 応援団員が応援業務により負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。

(5) 応援団員が応援業務活動中(応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。)に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。
- 2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定を証するため本書8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年6月29日

記名押印 〔略〕

資料2-1-2 災害時における相互応援協定書（9市町村）

災害時における相互応援協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5） ボランティアの斡旋
- （6） 児童生徒の受入れ
- （7） 被災者に対する住宅の斡旋
- （8） 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量 等
- （3） 前号第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

- 2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

（連絡責任者）

第6編 資料編

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

記名押印 〔略〕

資料2-1-3 災害時における相互応援に関する協定書〈三郷市〉

災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 埼玉県三郷市及び福島県双葉郡広野町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定により、いずれかの行政区域に災害（同法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市町村の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びに当該供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急活動及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者を一時収容する施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要求するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能な場合には、収集した情報に基づき第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

第4条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町の負担とするものとする。ただし、応援市町が費用負担を行うとした場合は、その限りではない。

(連絡先等)

第5条 協定市町は、第2条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者

第6編 資料編

及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間交流)

第7条 協定市町は、この協定を実効性あるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町間で協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成20年7月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町は署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成20年7月29日

記名押印 〔略〕

資料2-1-4 伊東市と広野町における災害時等の相互応援に関する協定書

伊東市と広野町における災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 静岡県伊東市と福島県広野町は、いずれかの市町域において地震等による災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援や支援等の応急措置が実施できない場合に、被災市町の要求に応え、応急対策、復旧対策等が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 災害時における相互応援が確実かつ円滑に行われるため、担当部署、連絡責任者、連絡先等を定めておくものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫施設等の応急復旧等の必要な資機材及び物資の提供並びにあっせん
- (3) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第4条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び派遣期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された市町は、できる限りこれに応じるよう取り組むものとし、応援を要請した市町の住民等の生命の安全確保に努めるものとする。

(指揮)

第6条 応援の業務に従事する職員は、応援を要請した市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として、要請市町が負担す

第6編 資料編

るものとする。ただし、応援市町が費用負担を行うとした場合においては、この限りではない。

(資料の交換等)

第8条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回以上、状況等を報告するとともに、地域防災計画やその他参考資料を相互に交換するものとする。

(交流)

第9条 両市町は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、各市町が締結した協定等を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市町がその都度協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成23年7月28日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市町長記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年7月28日

記名押印 〔略〕

資料2-1-5 災害時における相互応援に関する協定書〈小野町〉

災害時における相互応援に関する協定書

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に基づき、小野町と広野町（以下「協力自治体」という。）のいずれかの区域において災害が発生した場合に、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- （4） 救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5） ボランティアの斡旋
- （6） 避難施設等の提供
- （7） 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災自治体（以下「応援要請自治体」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当課を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品目及び数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- （4） 前条第6号に掲げる提供を要請する場合にあっては、避難者数
- （5） 応援場所及び応援場所への経路
- （6） 応援の期間
- （7） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該応援の要請に応じるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、協定自治体の区域において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定自治体は、自らの判断により第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第6編 資料編

第4条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、応援要請自治体の負担とする。

ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請自治体と応援自治体が当該経費の負担について協議して決定するものとする。

2 前条第2項に定める場合は、協定自治体間で協議して決定するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第5条 応援に従事した職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障がいの状態になり、又は死亡した場合における公務災害補償における経費は、応援自治体の負担とする。

2 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものに係る賠償については応援自治体が、応援要請自治体への往復の途中において生じたものについては応援自治体がそれぞれ負担するものとする。

(連絡担当課等)

第6条 協定自治体は、第2条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、担当部署、連絡責任者及び連絡先等を予め定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(地域間交流)

第8条 協定自治体は、この協定を実効性のあるものとするために、平常時より地域間交流に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定自治体間で協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年3月4日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、協定自治体は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月4日

記名押印 〔略〕

資料2-2 防災関係機関との協定

資料2-2-1 災害時の情報交換に関する協定〈国土交通省東北地方整備局〉

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、広野町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 広野町内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき
- 二 広野町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般災害状況に関すること
- 二 公共土木（道路、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を計るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成26年11月7日

記名押印 [略]

資料 2-2-2 大規模災害時の相互協力に関する協定書〈東北電力（株）相双営業所〉

大規模災害時の相互協力に関する協定書

広野町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社相双営業所（以下「乙」という。）は、地震・台風・大雪等の大規模災害時に広域かつ長期的な停電が発生した場合、甲、乙が緊密な連携及び協力を図り、電力設備を迅速かつ円滑に復旧し、住民の生活と安全を確保することを目的とする。

（緊急連絡先の確認）

第1条 甲及び乙は、双方の災害時連絡先部署名、担当者氏名及び電話番号の明確化を図り、緊急時の相互連絡が確実に取れる体制を確立する。

2 甲及び乙は、別添「災害時における緊急連絡先」を作成し、内容に変更が生じた場合は、速やかな情報の提供により、確実に連絡が取れる体制の維持に努めるものとする。

（連絡員の派遣）

第2条 乙は大規模災害時に、甲から連絡員の派遣要請があった場合、その要請に応じ連絡員の派遣に努めるものとする。ただし、乙は甲から派遣要請がなかった場合でも連絡員を派遣することができる。

2 甲は、乙が連絡員を派遣する場合、予め連絡員の対応者を専任し、受入れ態勢を整えるものとする。

3 乙が派遣した連絡員は、甲、乙の作業状況に関する情報交換及び要望事項の伝達等に努めるものとする。

（電力設備復旧のための拠点提供）

第3条 乙の電力設備に甚大な被害が発生し、その復旧作業のために甲の有する敷地・施設（以下「拠点場所」という。）の使用が必要となった場合、甲は可能な限り乙の要望に応えるものとする。

2 拠点場所については、甲、乙協議のうえ、予め別表「災害時における電力復旧のための拠点場所」に定めておくものとする。

3 乙が拠点場所を使用する場合は、甲、乙は次に挙げる項目を遵守するものとする。

（1） 乙が甲拠点場所の敷地・施設を使用する際は、緊急性を考慮し口頭での申請と許可により可能なものとする。

（2） 拠点場所は、大規模災害時における乙の復旧応援隊の参集場所、復旧資機材の仮置き場、駐車場及び現地本部等に使用するものとする。

（3） 甲は他行政区域での災害復旧であっても、乙の使用が妥当と判断する場合は、可能な限り拠点場所の使用に協力するものとする。

（4） 乙の拠点場所の使用に伴い、水道・電気・ガス等の使用料が発生した場合、乙は実費相当額を甲に対して支払うものとし、その金額については甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（5） 乙が使用したことにより、拠点場所の整備や設備の修繕等が必要となった場合は、現状復帰を基本とし、乙が責任を持って対処するものとする。

第6編 資料編

(防災行政無線による停電の周知)

第4条 大規模な停電が発生し、その復旧に時間を要する見込みがある場合は、乙の依頼に基づき、甲は可能な限り防災行政無線による停電の周知に協力するものとする。

2 乙が甲に依頼する周知内容は「停電の範囲や状況の報告・電力設備に関する情報提供依頼・感電防止に関する注意喚起等」とし、その都度甲、乙協議により詳細を決定するものとする。

(重要施設の優先復旧)

第5条 大規模災害において、甲の業務遂行上、速やかな電源確保を必要とする施設がある場合、乙に対して応急電源確保または優先復旧作業の要請を行うものとし、乙は可能な限りその要請に応えるものとする。

2 乙が応急電源確保や優先復旧作業を行う施設は、人命に係わる対応を最優先とし、非常災害対策の中核となる官公署の施設や住民の避難場所、公共の通信施設等の災害復旧、二次災害防止に繋がる施設を対象とする。

(管理道路の車両通行確保)

第6条 乙が大規模災害時の設備復旧対応のため、甲の管理道路を通行するとき、積雪・土砂崩れ・倒木等により通行支障が生じた場合、乙は、甲に対し必要に応じて積雪・障害物除去等の協力要請を行うこととし、甲は可能な限り協力するものとする。

(本協定の有効期間)

第7条 本協定は、締結の日から効力を生じ、その有効期間は1年間とする。ただし、本期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙いずれからも異議の申出がなかった場合は、本契約の有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後もこの例によるものとする。

2 甲または乙いずれかの事情により、本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手方に申入れを行い別途協議するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた場合または定めのない事項について対処が必要となった場合は、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年12月8日

記名押印 〔略〕

別表（第3条関係）

災害時における電力復旧のための拠点場所

名 称	所在地
二ツ沼総合公園南駐車場	双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原75-1
〃	双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原76-1
〃	双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原77-1
〃	双葉郡広野町大字下北迫字東平山1-3
〃	双葉郡広野町大字下北迫字東平山1-4
〃	双葉郡広野町大字下北迫字東平山1-7
広野町総合グラウンド周辺	双葉郡広野町中央台1丁目地内

※上記候補地の使用範囲・使用期間については、その都度協議により確定する。

以上

資料 2-2-3 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書〈東日本電信電話（株）〉

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

広野町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能にするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置場所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の責任負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合

は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の設置にかかる費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置場所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

第6編 資料編

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏えいしてはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月3日

記名押印 〔略〕

別紙1 〔略〕

資料2-3 民間企業・団体等との協定

資料2-3-1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定〈広野町商工会〉

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

広野町（以下「甲」という。）と広野町商工会（以下「乙」という。）は、広野町において地震・風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ乙が調達可能な物資とする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（応急生活物資の取引）

第7条 応急生活物資の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙に提出する出火確認等に基づき、適正価格により甲乙が協議のうえ決定するものとする。

第6編 資料編

(広域的な支援体制)

第9条 乙は、他の商工会等との間で、災害時における生活物資供給支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年6月4日

記名押印 〔略〕

資料2-3-2 災害時における広野郵便局、広野町間の協力に関する覚書

災害時における広野郵便局、広野町間の協力に関する覚書

広野郵便局（以下『甲』という。）及び広野町（以下『乙』という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、広野町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、『災害』とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、広野町内に災害が発生し、次の事情について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

（1） 甲が実施する事項

~~ア、災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵便事業に係る災害特別取扱い及び援護対策~~

イ、必要に応じ、避難所に臨時に郵便差立箱の設置

（2） 甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、広野町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2） 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3） 前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、広野町災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、広野町もしくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

第6編 資料編

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては広野郵便局長、乙においては広野町広野町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年6月19日

記名押印 〔略〕

資料2-3-3 災害時における物資供給に関する協定〈NPO法人コメリ災害対策センター〉

災害時における物資供給に関する協定書

広野町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災者へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運送等の経費は、甲が負担するも

第6編 資料編

のとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年4月25日

記名押印 〔略〕

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主 な 品 種 名
作 業 関 係	・作業シート ・標識ロープ ・ヘルメット
	・防塵マスク ・簡易マスク ・長靴 ・軍手 ・ゴム手袋
	・皮手袋 ・雨具 ・土のう袋 ・ガラ袋
	・スコップ ・ホースリール
日 用 品 等	・毛布 ・タオル ・割箸 ・使い捨て食器 ・ポリ袋
	・ホイル ・ラップ ・ウェットティッシュ ・マスク ・バケツ
	・水モップ ・デッキブラシ ・雑巾
	・簡易ライター ・使い捨てカイロ
水 関 係	・飲料水 ・水缶
冷 暖 房 機 器 等	・大型石油ストーブ ・木炭 ・木炭コンロ
電 気 用 品 等	・投光機 ・懐中電灯 ・ラジオ ・乾電池
	・カセットコンロ ・カセットボンベ
ト イ レ 関 係 等	・緊急ミニトイレ

資料 2-3-4 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての広野みらいオフィスの使用に関し、清水建設株式会社（以下「清水建設」という。）と福島県広野町（以下「広野町」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、清水建設の保有する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 清水建設は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、津波が発生し、または発生するおそれがある場合で、広野町の要請があった場合に、一時避難施設として広野町に使用させるものとする。

施設名称	広野みらいオフィス
所在地	広野町大字下浅見側字広長44番地3
構造等	鉄骨造・6階建
完成時期	平成28年4月新築

なお、広野町は、以下の事項につき了解するものとする。

①使用施設が内閣府の定める「津波避難ビル等に係るガイドライン」で定められている要件を満たしていないこと

②使用施設には管理人が常駐していないこと

③以下の時間帯以外は使用施設の出入口が自動的に施錠されており、自由に入館できないこと

平日・土曜日	7:30～20:00
--------	------------

④広野町は、使用施設に設置された遠隔解錠システムの管理者となり、上記③記載の時間帯以外に使用施設の出入口を解錠する必要があると判断した場合、遠隔操作により出入口を解錠できること

⑤清水建設は、④記載の遠隔解錠システムが故障等により機能しない場合に備え、使用施設の解錠用カードキー1枚を広野町に預託し、広野町は責任をもってこれを管理すること

⑥広野町は、使用施設の収容力に鑑み、高台への避難誘導を優先的・積極的に行うこと

（使用範囲）

第4条 広野町は、使用施設のうち、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	2階～6階の共有部分（約164㎡）
------	-------------------

(施設変更の報告)

第5条 清水建設は、使用施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、連絡するものとする。

(利用の通知)

第6条 広野町は、第3条に基づき一時避難所として利用する際、事前に清水建設に対しその旨を文書または口頭で通知する。ただし、口頭による場合は後日速やかに文書を交付するものとする。

2 広野町は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、清水建設の承認した施設を一時避難所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、広野町は清水建設に対し使用した旨の通知を文書にて行う。

(目的外の使用禁止)

第7条 広野町は、一時避難施設を第1条に規定する目的外に使用しないものとする。

(費用負担)

第8条 一時避難施設の使用料は無料とする。

(施設・物品の破損等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、広野町が復旧に係る費用を負担するものとする。

(現状回復義務)

第10条 広野町は、使用期間を終えたときは、使用施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の施設の現状回復に要した費用は、広野町が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 清水建設は、使用施設に広野町の住民が避難した際に発生した事故等（第3条記載の遠隔解錠システムの故障を含む）に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第12条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、あるいは大津波警報、津波警報または津波注意報が発表され、津波が発生するおそれがあると広野町が判断したときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第13条 広野町は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、清水建設と広野町の双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、清水建設と広野町いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月6日

記名押印 [略]

資料2-3-5 災害時における物資供給に関する協定〈セブンイレブン福島広野町店〉

災害時における物資供給に関する協定書

広野町（以下「甲」という。）とセブン・イレブン福島広野町店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災者へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、原則として別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに「物資発注書」を提出するものとする。

（物資の供給協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運送等の経費は、甲が負担するものとする。

第6編 資料編

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月6日

記名押印 [略]

別表 (第4条関係)

災害時における緊急対応可能な物資

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 生活必需品

資料2-3-6 災害時における物資供給に関する協定

〈東北技研工業(株)ニューヤマザキデイリーストア広野みらいオフィス店〉

災害時における物資供給に関する協定書

広野町（以下「甲」という。）と東北技研工業株式会社 ニューヤマザキデイリーストア広野みらいオフィス店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災者へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、原則として別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに「物資発注書」を提出するものとする。

（物資の供給協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運送等の経費は、甲が負担するも

第6編 資料編

のとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月6日

記名押印 [略]

別表 (第4条関係)

災害時における緊急対応可能な物資

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 生活必需品

資料3 情報収集・通信関連

資料3-1 広野町防災行政無線管理規則

○広野町防災行政広報無線管理規則

昭和55年5月1日規則第7号
改正
平成7年12月27日規則第21号
平成8年5月29日規則第12号
平成9年7月1日規則第17号
平成15年3月31日規則第43号
平成19年3月28日規則第11号
平成21年1月6日規則第1号
平成26年3月31日規則第36号
平成30年10月23日規則第16号

広野町防災行政広報無線管理規則

(目的)

第1条 この規則は、広野町防災行政広報無線設置（以下「無線設置」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線局)

第2条 町の行政上の広報及び災害緊急時等行政連絡の用に供するため、電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局（以下「無線局」という。）を設置する。

- 2 無線局の名称、種別及び設置場所は、別表第1のとおりとする。
- 3 無線局の機能は、次の各号に掲げる無線局の種類に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 固定局 地区広報局への無線通信業務を行う。
 - (2) 基地局 陸上移動局との無線通信業務を行う。
 - (3) 陸上移動局 基地局と陸上移動局との無線通信業務を行う。

(無線局管理者及び統制管理者)

第3条 無線局の管理者は町長とし、その運用を統轄するため、統制管理者をおく。

- 2 統制管理者は、環境防災課長の職にあるものとする。

(無線従事者)

第4条 無線局に取扱い責任者及び電波法第2条第6号に規定する無線従事者（以下「無線従事者」という。）をおく。

- 2 取扱い責任者及び無線従事者は、上司の命を受けて無線局の通信の運用状況等を把握し無線局の円滑な運用を確保するとともに、業務書類等の整理保存を行う。

第6編 資料編

(業務書類等)

第5条 無線局の適法かつ能率的な運用を確保するために必要な次の書類を備えつけておくものとする。

- (1) 無線検査簿(様式別表1)
- (2) 無線局業務日誌(様式別表2)
- (3) 免許状
- (4) 電波法令集
- (5) その他必要な書類

(通信事項)

第6条 通信事項は、免許事項に基づき、町の業務に関するものとする。ただし、住民福祉に重大な影響のある通信で、管理者が特に認めたものは、この限りでない。

(通信の種類)

第7条 通信の種類は、緊急通信及び一般通信とする。

- 2 通信の文例は、別に定めるものとする。

(通信の優先順位)

第8条 通信の優先順位は、緊急通信、一般通信の順序とし、同一種類の通信は受付の順とする。

(無線設備の使用)

第9条 無線設備を使用するときは、広報無線使用依頼書(様式別表3)により、放送の前日までに無線局管理者の承認を得なければならない。ただし、非常時の場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書による場合は、使用后遅滞なく管理者に報告しなければならない。

(地区広報局の使用)

第10条 町内各地区の広報局は、地域内の公共的連絡事項について使用することができるものとする。

- 2 地区広報局責任者を別表第2のとおり定める。
- 3 地区広報局を使用するときは、広報無線使用依頼書(様式別表4)により、放送の前日までに当該地区広報局責任者の承認を得なければならない。
- 4 地区広報責任者は、次の業務書類等の整理をするとともに、年4回、無線局管理者に報告するものとする。

- (1) 無線局業務日誌(様式別表2)
- (2) その他必要な書類

(通信の制限)

第11条 町行政一般の広報は、おおむね午前7時より午後8時の間に行うものとする。ただし、災害時は、この限りでない。

- 2 時報は、午前6時、正午及び午後6時に放送するものとする。

(通信の確保)

第12条 取扱い責任者は、無線設備の故障その他の事故により、通信状況又は機器に異状が認められたときは、直ちに統制管理者の指示を受け、正常な通信を確保するよう努めるものとする。

2 取扱い責任者は、通信ができなくなった場合、速やかに管理者に報告するとともに、通信再開に必要な措置を講じるものとする。

(無線設備の点検)

第13条 取扱い責任者は、常に正常な通信を確保するため、月1回定期点検又は必要に応じ随時点検を行い、機器の正常な作動運用に努めなければならない。

(報告)

第14条 無線従事者は、第5条に規定する業務書類等について、毎年12月末日、統制管理者の検閲を受けるとともに、無線設備の使用状況について、管理者に報告しなければならない。

(運用協定)

第15条 無線設備を共用する場合は、防災業務の遂行に支障を及ぼさないよう免許と相手との間で運用協定を締結するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、無線設置の管理運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月27日規則第21号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月29日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の広野町防災行政広報無線管理規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年7月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第43号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第36号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月23日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

第6編 資料編

別表第1 (第2条関係)

(1) 無線局の名称、種別及び設置場所

名称	種別	設置場所
広野町役場	固定局	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35
	基地局	
防災広野 1号	陸上移動局	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35
2号	(車載用)	広野町役場構内
3号		
防災広野 10号	陸上移動局	広野町及びその周辺
11号	(携帯用)	移動範囲

(2) 地方広報局の名称及び設置場所

	子局・地区広報局	設置場所	備考
1	大谷地原局	広野町大字下北迫字大谷地原 103-16	
2	北ノ内前局	〃 大字上北迫字中平 42-1	
3	代局	〃 大字下北迫字新町 36-1	
4	下北迫局	〃 大字下北迫字新町 115-1	
5	北釜局	〃 大字下北迫字北釜 49-1	
6	下大吹局	〃 大字下北迫字下大吹 10	
7	苗代替局	〃 大字下北迫字苗代替 56-2	
8	下浅見川局	〃 大字下浅見川字本町 143	
9	山岸局	〃 大字下浅見川字観音前 10-1	
10	折木大平局	〃 大字折木字大平 189	
11	関の上局	〃 大字折木字田中 74-1	
12	夕筋局	〃 大字夕筋字堂後内 61-3	
13	館局	〃 大字折木字館 250	
14	高倉局	〃 大字折木字高倉 28	
15	東下局	〃 大字折木字東下 33	
16	北沢局	〃 大字折木字北沢 168	
17	南沢局	〃 大字折木字南沢 314-ホ	
18	亀ヶ崎局	〃 大字折木字亀ヶ崎 139	
19	上原局	〃 大字折木字上原 102	
20	虻木局	〃 大字上浅見川字虻木 18-1	
21	狐石局	〃 大字上浅見川字狐石 115-1	
22	南山局	〃 大字上浅見川字南山 99-151	
23	二本柵局	〃 大字上北迫字二本柵 53-2	
24	土ヶ目木局	〃 大字上北迫字土ヶ目木 57-3	
25	鍋塚局	〃 大字上北迫字鍋塚 36	
26	上北迫大平局	〃 大字上北迫字大平 58-2	
27	下箒平局	〃 大字上浅見川字下箒平 69	
28	上箒平局	〃 大字上浅見川字上箒平 47	
29	役場局	〃 大字下北迫字苗代替 35	
30	広洋台局	〃 広洋台二丁目 2-43	
31	東原局	〃 大字下北迫字東原 60	
32	中央台局	〃 中央台一丁目 7	
33	高萩局	〃 大字折木字高萩乙-41	

別表第2 (第10条関係)

	子局・地区広報局	設置場所	備考
1	大谷地原局	広野町大字下北迫字大谷地原 103-16	19 行政局長
2	北ノ内前局	〃 大字上北迫字中平 42-1	21 行政局長
3	代局	〃 大字下北迫字新町 36-1	21 行政局長
4	下北迫局	〃 大字下北迫字新町 115-1	19 行政局長
5	北釜局	〃 大字下北迫字北釜 49-1	17 行政局長
6	下大吹局	〃 大字下北迫字下大吹 10	18 行政局長
7	苗代替局	〃 大字下北迫字苗代替 56-2	15 行政局長
8	下浅見川局	〃 大字下浅見川字本町 143	13 行政局長
9	山岸局	〃 大字下浅見川字観音前 10-1	11 行政局長
10	折木大平局	〃 大字折木字大平 189	3 行政局長
11	関の上局	〃 大字折木字田中 74-1	1 行政局長
12	夕筋局	〃 大字夕筋字堂後内 61-3	1 行政局長
13	館局	〃 大字折木字館 250	2 行政局長
14	高倉局	〃 大字折木字高倉 28	2 行政局長
15	東下局	〃 大字折木字東下 33	4 行政局長
16	北沢局	〃 大字折木字北沢 168	5 行政局長
17	南沢局	〃 大字折木字南沢 314-ホ	5 行政局長
18	亀ヶ崎局	〃 大字折木字亀ヶ崎 139	4 行政局長
19	上原局	〃 大字折木字上原 102	4 行政局長
20	虻木局	〃 大字上浅見川字虻木 18-1	7 行政局長
21	狐石局	〃 大字上浅見川字狐石 115-1	8 行政局長
22	南山局	〃 大字上浅見川字南山 99-151	9 行政局長
23	二本柵局	〃 大字上北迫字二本柵 53-2	23 行政局長
24	土ヶ目木局	〃 大字上北迫字土ヶ目木 57-3	23 行政局長
25	鍋塚局	〃 大字上北迫字鍋塚 36	22 行政局長
26	上北迫大平局	〃 大字上北迫字大平 58-2	22 行政局長
27	下箒平局	〃 大字上浅見川字下箒平 69	10 行政局長
28	上箒平局	〃 大字上浅見川字上箒平 47	10 行政局長
29	役場局	〃 大字下北迫字苗代替 35	24 行政局長
30	広洋台局	〃 広洋台二丁目 2-43	26 行政局長
31	東原局	〃 大字下北迫字東原 60	17 行政局長
32	中央台局	〃 中央台一丁目 7	25 行政局長
33	高萩局	〃 大字折木字高萩乙-41	1 行政局長

第6編 資料編

様式別表1 (第5条関係)

無線検査簿	
検査年月日	年 月 日
検査地	
検査職員の所属	
検査職員の氏名	
検査の判定	合格又は不合格
	不合格の場合の理由
指示事項	
指示事項に対する措置の内容	

様式別表2 (第5条、第10条関係)

無線局業務日誌						
呼出名称		電波型式周波数 F 3			MH 2	
		電力			W	
年 月 日 曜日		天候	通信士	資格	氏名	
相手局 呼出名称	通信時間		通信事項	1 通信事項 中特記事 項 2 移動局の 移動範囲	1 空電混信受信 態度の減退等 通信状況 2 機器の故障と 原因・措置	摘 要
	開始	終了				

第6編 資料編

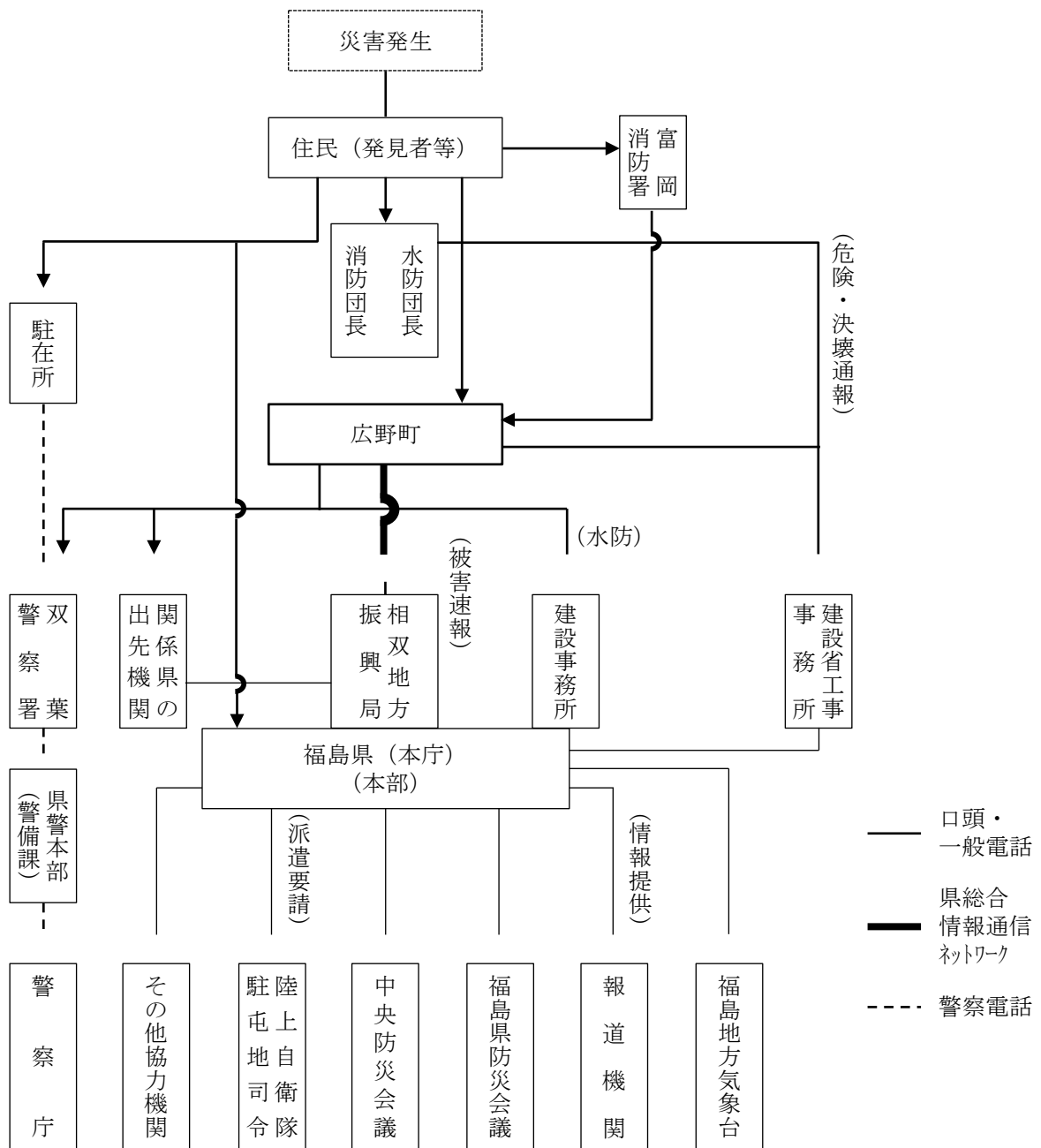
様式別表3 (第9条関係)

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	課員
広報無線使用依頼書					
件名			課名	起案者	
広報文					
回数 と 時間	放送回数	時間	月 日から 月 日まで 日間	放送 担当者	備考
	回	月 日 時 分			
広報地区 (○で囲む)	1 全 町				
	2 群放送 A 1. A 2. A 3. A 4. A 5. A 6. A 7. A 8. A 9.				
3 個別放送 大谷地原 北ノ内前 代 下北迫 北釜 下大吹 苗代替 下浅見川 山岸 折木大平 関の上 夕筋 館 高倉 東下 北沢 南沢 亀ヶ崎 上原 蛇木 南山 二本櫛 土ヶ目木 鍋塚 上北迫大平 下箒平 上箒平 狐石					

様式別表4 (第10条関係)



町長	副町長	課長	課長補佐	係長	課員
広報無線使用依頼書					
件名					
依頼者名					
住所					
広報局名					
広報文					
回数	回				
時間	月 日 時 分				
摘要					

資料3-2 関係機関情報伝達方法図





資料3-3 津波注意報・警報標識

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) ● — ● — ● ● — ●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点の斑打) ● ● ● — ●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報 標 識	(2点) ● — ● — ● — ● — ● — ●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) ● — ● — ● — ●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料4 災害危険のある区域等

資料4-1 土砂災害危険箇所等

資料4-1-1 土石流危険渓流

土石流危険渓流箇所

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在	備考
70541A0004	北迫川	北迫川	杉内川	上北迫	危険渓流Ⅰ
70541A0018	折木川	折木川	蛭沢	折木	危険渓流Ⅰ
70541A0019	折木川	折木川	南沢川	折木	危険渓流Ⅰ
70541B0003	北迫川	北迫川	後作	上北迫	危険渓流Ⅱ
70541B0006	浅見川	浅見川	小滝平	上浅見川	危険渓流Ⅱ
70541B0007	浅見川	浅見川	下箒平1	上浅見川	危険渓流Ⅱ
70541B0008	浅見川	浅見川	下箒平沢	上浅見川	危険渓流Ⅱ
70541B0010	浅見川	浅見川	向1	上浅見川	危険渓流Ⅱ
70541B0013	浅見川	浅見川	向3	上浅見川	危険渓流Ⅱ
70541B0015	浅見川	浅見川	下箒平2	上浅見川	危険渓流Ⅱ
70541C0002	北迫川	北迫川	長畑	上浅見川	危険渓流Ⅲ
70541C0017	折木川	折木川	東	折木	危険渓流Ⅲ
70541C0020	残流域		関ノ上1	夕筋	危険渓流Ⅲ
70541C0021	残流域		関ノ上2	夕筋	危険渓流Ⅲ

福島県土木部砂防課「土石流危険渓流箇所調書」より

資料 4-1-2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）（自然斜面）8箇所

箇所番号	所在地
1	中央台一丁目（中央台一丁目）
2	桜田（下浅見川桜田）
3	高萩（折木高萩）
4	太田川（折木太田川）
5	目之湯（折木南沢）
6	湯之沢（折木南沢）
7	長畑1号（折木長畑）
8	長畑2号（折木狐石）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）（人工斜面）5箇所

箇所番号	所在地
1	築地（下浅見川築地）
2	折返（下北迫築地）
3	苗代替1号（下北迫苗代替）
4	苗代替2号（下北迫苗代替）
5	割山（折木大平）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）（自然斜面）5箇所

箇所番号	所在地
1	切通（上浅見川切通）
2	大平A（折木大平）
3	大平B（折木大平）
4	東下A（折木東下）
5	東下B（折木東下）

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）（人工斜面）2箇所

箇所番号	所在地
1	大平C（折木大平）
2	正木内（折木正木内）

資料 4-1-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

告示番号	指定種別	指定区域名	所在地	自然現象の種類
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	中央台一丁目	広野町大字中央台字一丁目	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域	桜田	広野町大字下浅見川字桜田	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	高萩	広野町大字折木字高萩	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	太田川	広野町大字折木字太田川	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	目之湯	広野町大字折木字南沢	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	湯之沢	広野町大字折木字南沢	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	長畑1号	広野町大字上浅見川字長畑	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	長畑2号	広野町大字上浅見川字狐石	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	築地	広野町大字下浅見川字築地	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	折返	広野町大字下北迫字折返	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	苗代替1号	広野町大字下北迫字苗代替	急傾斜地の崩壊
第45号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	苗代替2号	広野町大字下北迫字苗代替	急傾斜地の崩壊
第553号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	蛭沢	双葉郡広野町折木南沢	土石流
第553号	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	杉内川	双葉郡広野町上北迫沢道	土石流

福島県告示第45号（平成22年1月26日）及び
第553号（平成23年11月18日）より

資料 4-1-4 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区（私有林内）

危険地区番号	大字	小字
541-1	上浅見川	小名入
541-2	上浅見川	狼山
541-3	上浅見川	狼山
541-4	上浅見川	狼山
541-5	上浅見川	上箒平
541-6	上浅見川	上箒平
541-7	折木	南沢
541-8	折木	南沢
541-9	折木	東下
541-10	上浅見川	小滝平
541-11	夕筋	本沢
541-12	上浅見川	土ヶ目木
541-13	上浅見川	箒平
541-14	上北迫	山の神前
541-15	折木	北沢

「崩壊土砂流出危険地区一覧表（60市町村）」より

崩壊土砂流出危険地区（国有林内）

箇所番号	大字	小字
流・広野-1	上北迫	狸森
流・広野-2	折木	太鼓

磐城森林管理署「崩壊土砂流出危険地区」より

資料 4-1-5 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区（私有林内）

危険地区番号	大字	小字
541-1	上浅見川	狐石
541-2	折木	高萩
541-3	折木	高萩
541-4	折木	南沢
541-5	折木	北沢
541-6	夕筋	本沢
541-7	上北迫	鍋塚
541-8	上北迫	後川原
541-9	上北迫	杉内
541-10	上北迫	大平
541-11	上浅見川	切通
541-12	上北迫	大平
541-13	折木	高倉
541-14	上浅見川	小松
541-15	上北迫	カヤノ木田
541-16	上浅見川	虻木
541-17	上浅見川	切通
541-18	下北迫	岩作

「山腹崩壊危険地区一覧表（60市町村）より

資料 4-1-6 復旧治山、予防治山

復旧治山

番号	流域	治山計画 番号	大字	小字	箇所 数	面積 (ha)	工種	備考
①	請戸川～夏 折木川 井川流域	23-11	折木	高倉	1	0.14	土留工他	工事面積 0.14ha 安定面積 2.5ha
②	請戸川～夏 北迫川 井川流域	22-7	上北迫	後川原	1	0.17	山腹工	
③	請戸川～夏 折木川 井川流域	23-14	折木	南沢	1	0.10	流路工	87.2m
④	請戸川～夏 折木川 井川流域	23-12	折木	北沢	1		流路工	228.6m
⑤	請戸川～夏 浅見川 井川流域	23-1	上浅見 川	小名入	1		谷止工	溪間安定面積 0.2ha 谷止工 1基
⑥	請戸川～夏 折木川 井川流域	23-13	夕筋	本沢	1	0.22	山腹工	
⑦	請戸川～夏 折木川 井川流域	22-8	上北迫	鍋塚	1	0.18	山腹工	

「広野町治山台帳」より

予防治山

番号	流域	治山 計画 番号	大字	小字	箇所 数	面積 (ha)	工種	備考
①	請戸川～夏井川流域 北迫川	22-11	上北迫	カヤノ木田	1	0.06	山腹工	
②	請戸川～夏井川流域	23-1	上浅見 川	虻木	1	0.02	法枠工他	
③	請戸川～夏井川流域	23-1	上浅見 川	切通	1	0.06	山腹工	
④	請戸川～夏井川流域	22-12	下北迫	岩作	1	0.20	土留工	

「広野町治山台帳」より

資料4-2 災害危険のある区域における要配慮者利用施設

なし。

資料5 消防力の現況

資料5-1 広野町消防団現有勢力

平成30年4月現在

消防団員数		定数	160
		実員	99
分団数			7
消防ポンプ自動車	普通	B1以上	4
	水槽付	B2以上	1
化学消防自動車			0
指揮車			1
小型動力ポンプ付積載車			9
小型動力ポンプ			1
広報車			1
その他の消防自動車			0
消火栓	公設		228
	私設		322
防火水槽	100 m ³ 以上		1
	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満		0
	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満		33
	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満		0
井戸			0
その他の水利			3

資料5-2 双葉地方広域市町村圏組合現有勢力

平成30年4月現在

消防署・分署	富岡消防署	檜葉分署
消 防 監		
司 令 長	1	
司 令 令	5	4
司 令 補	7	4
士 長	10	7
副 士 長	6	4
消 防 士	3	3
計	32	22
ポ ン プ 自 動 車	1	
水 槽 付 ポ ン プ 自 動 車	1	1
大 型 高 所 放 水 車	1	
大 型 化 学 車		1
泡 原 液 搬 送 車	1	
小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	1	
救 助 工 作 車	1	
資 機 材 搬 送 車	1	
救 急 自 動 車	1	2
指 揮 車	1	
広 報 連 絡 車	0	1
支 援 車		
マ イ ク ロ バ ス	1	
無 線 機 (基 地 局)	1	1
無 線 機 (車 両)	13	6
無 線 機 (携 帯)	27	14

資料6 避難施設

資料6-1 指定緊急避難場所

平成31年4月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	備考	
				洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象				
1	広野小学校	福島県双葉郡広野町中央台三丁目1	0240-27-2332	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	2,000人	
2	広野中学校	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字築地12	0240-27-3224	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	1,500人	
3	広野町児童館	福島県双葉郡広野町中央台一丁目6	0240-27-3288	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	80人	
4	広野町役場	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	450人	
5	中央体育館	福島県双葉郡広野町中央台一丁目1	0240-27-3244	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	750人	
6	二ツ沼体育館 (旧 勤労者体育館)	福島県双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原65-15	0240-27-2131	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	400人	名称変更
7	広野町保健センター	福島県双葉郡広野町中央台一丁目7	0240-27-3040	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	150人	
8	広野町公民館	福島県双葉郡広野町中央台一丁目1	0240-27-3244	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	250人	
9	広野こども園	福島県双葉郡広野町中央台一丁目8	0240-27-2345	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	370人	
10	築地ヶ丘公園	福島県双葉郡広野町大字下浅見川字築地13-2	0240-27-4161	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	1,300人	

資料6-2 指定避難所

平成31年4月1日現在

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	福祉避 難所	想定収容 人数	
1	浅見生活 改善セン ター	福島県双葉郡広野町大 字下浅見川字築地 12	0240-27-2111			80人	
2	折木地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字折木字大平 168-1	0240-27-2111			100人	
3	上北迫地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字上北迫字関山 22	0240-27-2111			80人	
4	亀ヶ崎地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字折木字上原 159-1	0240-27-2111			40人	
5	広洋台地 区集会所	福島県双葉郡広野町広 洋台二丁目 2-42	0240-27-2111			80人	
6	小松地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字上浅見川字小松 97-10	0240-27-2111			40人	
7	桜田地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字上浅見川字沢目 74-1	0240-27-2111			40人	
8	下浅見川 地区集會 所	福島県双葉郡広野町大 字下浅見川字桜田 41	0240-27-2111			40人	
9	下北迫地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字下北迫字新町 87-1	0240-27-2111			40人	
10	正木内地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字折木字田中 119-1	0240-27-2111			40人	
11	館地区集 会所	福島県双葉郡広野町大 字折木字館 257	0240-27-2111			30人	
12	田の神地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字上北迫字大平 51-1	0240-27-2111			40人	
13	築地地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字下浅見川字築地 53-1	0240-27-2111			50人	
14	東下地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字折木字東下 97-1	0240-27-2111			25人	
15	長畑地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字上浅見川字長畑 14-1	0240-27-2111			40人	
16	苗代替地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字下北迫字岩作 144-32	0240-27-2111			40人	
17	二本柵地 区集会所	福島県双葉郡広野町大 字上北迫字上田郷 28-252	0240-27-2111			50人	
18	浜田地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字下北迫字浜田 54	0240-27-2111			40人	
19	箒平地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字上浅見川字下箒平 1-2	0240-27-2111			35人	
20	南沢地区 集会所	福島県双葉郡広野町大 字折木字南沢 79-1	0240-27-2111			40人	

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避 難場所 との重複	福祉避 難所	想定収容 人数	
21	広野小学校	福島県双葉郡広 野町中央台三丁 目1	0240-27-2332	○		2,000人	
22	広野中学校	福島県双葉郡広 野町大字下浅見 川字築地12	0240-27-3224	○		1,500人	
23	広野町児童 館	福島県双葉郡広 野町中央台一丁 目6	0240-27-3288	○		80人	
24	広野町役場	福島県双葉郡広 野町大字下北迫 字苗代替35	0240-27-2111	○		450人	
25	中央体育館	福島県双葉郡広 野町中央台一丁 目1	0240-27-3244	○		750人	
26	二ツ沼体育 館 (旧 勤労 者体育館)	福島県双葉郡広 野町大字下北迫 字大谷地原65 -15	0240-27-213	○		400人	名称変更
27	広野町保健 センター	福島県双葉郡広 野町中央台一丁 目7	0240-27-3040	○		150人	
28	広野町老人 福祉センタ ー	福島県双葉郡広 野町中央台一丁 目4-1	0240-27-2789	○		福祉避難 所	
29	広野町デイ サービスセ ンター(広 桜荘)	福島県双葉郡広 野町大字下浅見 川字桜田119- 5	0240-28-0151		○	福祉避難 所	
30	広野町公民 館	福島県双葉郡広 野町中央台一丁 目1	0240-27-3244	○		250人	
31	広野こども 園	福島県双葉郡広 野町中央台一丁 目8	0240-27-2345	○		370人	

資料7 物資・資機材等の確保・調達

資料7-1 防災備蓄倉庫における備蓄物資一覧

No.	備蓄物資名	数量	単位
1	保存水	10,264	本
2	アルファ化米	5,500	食
3	子供用紙おむつ	42	袋
4	大人用紙おむつ	40	袋
5	おしり拭き	56	個
6	トイレットペーパー	40	袋
7	乳児用粉ミルク	24	缶
8	災害時用防寒寝袋	500	枚
9	災害備蓄毛布	1,000	枚
10	折りたたみ式アルミマット	1,000	枚
11	組立式トイレ	50	組

平成30年3月31日 現在

資料7-2 町内調達先業者一覧

○米穀販売業者

名称	住所	電話	備考
イオン広野店	大字下北迫字苗代替 24-1	27-2110	

○防疫用薬剤調達先

名称	住所	電話	備考
(株) 広野薬局	大字下浅見川字広長 100-5	27-2265	

資料7-3 福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領

福島県林野火災用空中消火資機材貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内に発生した林野火災等に対処するため、別に定める「福島県林野火災用空中消火資機材等管理運用要綱」に基づき、県が整備し、備蓄する林野火災用空中消火資機材及び空中消火薬剤（以下「消火資機材等」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(消火資機材等の種類)

第2条 消火資機材等の種類は次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター用空中散布装置
- (2) 消火薬剤等混合機
- (3) 組立式水そう
- (4) 可搬式動力ポンプ(ホース、吸管を含む)
- (5) 消火薬剤等(粘着剤、着色剤を含む)
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(消火資機材等の貸付)

第3条 消火資機材等の貸付けは、次に定める者の借受申請により行うものとする。

- (1) 市町村長及び消防に関する事務の一部を処理する組合の管理者(以下「市町村長等」という。)
- (2) その他知事が適当と認めた者

(貸付基準)

第4条 前条に定める貸付けは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 市町村の区域内に発生した林野火災等に対し、当該市町村及び消防に関する事務の一部を処理する組合が保有する消火資機材等を使用しての消火活動のみでは、消火ができないと認めるとき。
- (2) 訓練のため使用するとき。
- (3) その他知事が適当と認めるとき。

(借受申請手続)

第5条 第3条に定める者が、消火資機材等を借受けようとするときは、事前に別記様式第1号による借受申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により借受けの申請を行うことができる。この場合、速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付決定)

第6条 知事は、前項の規定による借受申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに貸付け決定し、別記様式第2号による貸付決定通知書を借受申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づく借受申請にあっては、口頭又は電話等により貸

第6編 資料編

付けの決定をすることがある。この場合前項の貸付決定通知書は、当該通知後に交付するものとする。

(貸付の条件)

第7条 前条に定める貸付けを決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 消火資機材等の引渡し及び返還に要する経費並びに消火資機材等の借受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
- (2) 消火資機材等は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
- (3) 消火資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 消火資機材等は、貸付け期間満了後速やかに点検、整備をして返還すること。
- (5) 消火薬剤等を使用したときは、その使用した同量の消火薬剤等を補てんして返還すること。

(引渡及び返還)

第8条 消火資機材等の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(損害賠償)

第9条 消火資機材等を借受けた者は、当該消火資機材等をき損又は亡失したときは、その事実及び事由について別記様式第3号による消火資機材等き損亡失届を速やかに知事に提出するとともに、すべて自己の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(使用報告書)

第10条 消火資機材等を借受け、使用した者は、使用後速やかに別記様式第4号による消火資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、その都度知事が定める。

附 則

この要領は、昭和51年4月1日から施行する。

資料8 自主防災組織

資料8-1 広野町自主防災組織支援に関する要綱

○広野町自主防災組織支援に関する要綱

平成18年3月22日要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、町内の自主防災組織の結成を支援し、地域の防災活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民が災害対策のために自主的に結成する組織であって、その構成及び任務が別表第1に定める基準を満たしているものをいう。

(認定申請)

第3条 自主防災組織の認定を受けようとする者は、自主防災組織認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織活動計画書
- (3) 当該地域の地図

(認定)

第4条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、認定するか否かを決定する。

- 2 町長は、前項の規定に基づき決定したときは、広野町地区防災組織認定書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知する。

(助言指導)

第5条 町長は、認定団体の運営及び活動について、必要に応じ助言指導をすることができる。

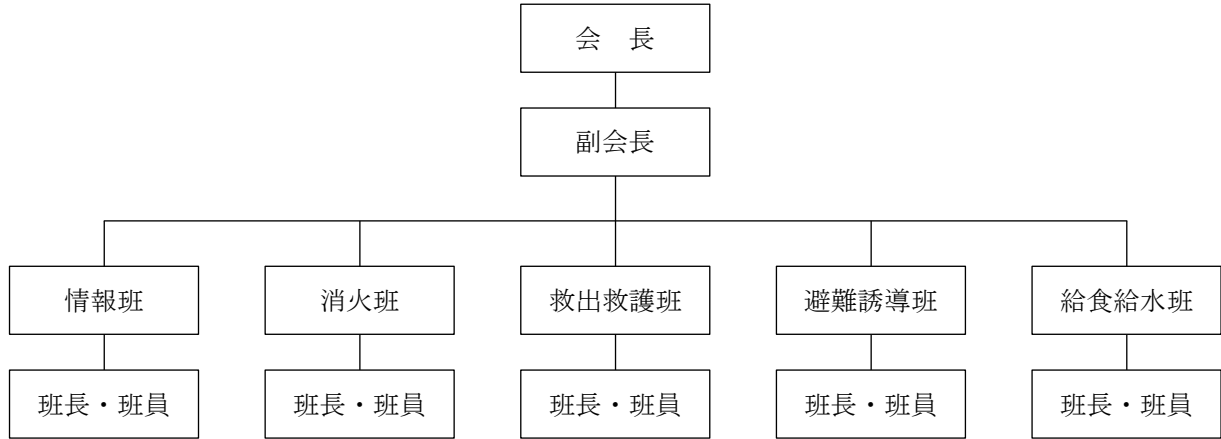
附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1

自主防災組織の基準

(1) 構成



(2) 任務

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">情報班</div>	平常時 非常時	<p>回覧板による広報及び説明会等を開催するなど防災意識の高揚を図る。 的確な情報を把握し、会長、組織及び地域全域に情報を伝達し町などとの緊急連絡を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">消火班</div>	平常時 非常時	<p>火気器具及び危険物の保管並びに管理等の呼び掛け及び初期消火訓練を行う。 初期消火に全力を尽くし、消防本部等に協力する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">救出救護班</div>	平常時 非常時	<p>救出、救護訓練を行い、地域内の高齢者、乳幼児及び病人等を把握する。 高齢者、乳幼児及び病人等の安全確保、救出活動及び救急処置を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">避難誘導班</div>	平常時 非常時	<p>組織地域内の防災点検を行い、危険箇所のチェックをし、その改善を行う。各班と協力し、震災訓練を実施する。 避難誘導を行うとともに避難場所等における秩序の維持に努める。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">給食給水班</div>	平常時 非常時	<p>必要な資機材を調達し、保守管理を行うほか家庭に防災物資のあっせんを行う。 非常食糧の炊き出しに対する協力活動を行う。</p>

様式第1号、第2号 [略]

資料9 災害救助・被災者支援

資料9-1 福島県災害救助法施行細則

福島県災害救助法施行細則

昭和三十五年六月二十一日

福島県規則第四十九号

福島県災害救助法施行細則をここに公布する。

福島県災害救助法施行細則

(被害調査)

第一条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調(第一号様式)により、求めるものとする。

(平十二規則六八・全改)

第二条 削除

(法適用地域の告示)

第三条 知事は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)による救助を行うときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

(昭三十七規則一〇三・一部改正)

第四条 削除

(平一二規則六八)

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 災害救助法施行令第三条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一に定めるところによる。

(昭三七規則一〇三・昭五四規則五三・平一二規則六八・平二六規則六・一部改正)

(物資の保管命令等令書)

第六条 災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)第一条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第二号様式の一～第二号様式の四)

二 公用変更令書(第三号様式)

三 公用取消令書(第四号様式)

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(第五号様式)に所定の事項を登録するもの

第6編 資料編

とする。

- 3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第七条 前条第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収用物資の占有者の立会い)

第八条 規則第二条第二項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第三項の規定により受領調書(第六号様式)を作成するときは、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(平一八規則六五・平一九規則四七・一部改正)

(損失補償)

第九条 規則第三条の規定による損失補償請求書は、第七号様式による。

- 2 損失補償請求書の提出があつたとき又はこれに基づき損失補償を行なつたときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第十条 規則第四条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 公用令書(第八号様式)
- 二 公用取消令書(第九号様式)

- 2 前項第一号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(第十号様式)に所定の事項を登録するものとする。

- 3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線でまつ消するものとする。

第十一条 第七条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第十二条 規則第四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

- 一 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(平一九規則四七・一部改正)

(実費弁償)

第十三条 法第七条第五項の規定による実費弁償の額の限度は、別表第二に定めるところによる。

(昭五四規則五三・平二〇規則九三・平二六規則六・一部改正)

第十四条 規則第五条の実費弁償請求書は、第十一号様式による。

(立入検査証票)

第十五条 法第十条第三項の規定により準用する法第六条第四項の証票は、第十二号様式による。

(平二六規則六・一部改正)

(扶助金の申請)

第十六条 規則第六条の扶助金支給申請書は、第十三号様式による。

- 2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては負傷し、又は疾病にかかったため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。
- 3 法第八条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第六条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する市町村長の証明書を添付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則(昭和二十三年福島県規則第六号)は、廃止する。

別表第一(第五条関係)

(昭四〇規則七四・全改、昭四二規則四七・昭四二規則九二・昭四三規則九七・昭四四規則八八・昭四五規則九一・昭四六規則六〇・昭四七規則六六・昭四八規則六六・昭四八規則八八・昭四九規則五二・昭四九規則八三・昭五〇規則七二・昭五三規則五・昭五三規則四七・一部改正、昭五四規則五三・旧別表(一)・一部改正、昭五五規則四〇・昭五六規則四八・昭五七規則四九・昭五八規則五三・昭五八規則五二・昭六〇規則五八・昭六一規則七〇・昭六二規則五六・昭六三規則四八・平元規則七五・平二規則四七・平三規則五二・平四規則七〇・平五規則六二・平六規則九五・平七規則六二・平一一規則四七・平一二規則六八・平一二規則一七一・平一二規則一八八・平一四規則一二・平一四規則一〇〇・平一五規則六八・平一六規則五四・平一八規則六五・平一八規則八一・平一九規則四七・平一九規則六三・平二〇規則七二・平二二規則九・平二二規則六〇・平二四規則四四・平二六規則六・平二六規則五三・平二七規則八七・平二八規則六〇・平二九規則五三・平三〇規則五三・一部改正)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議して、特別基準を設定することができるものとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるものとし、その額は、一人一日当たり三二〇円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。
 - (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費
 - (3) 建物の使用謝金
 - (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (5) 光熱水費
 - (6) 仮設便所等の設置費
- (四) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (五) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型仮設住宅

- (1) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五、六一〇、〇〇〇円以内とする。
- (3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。
- (5) 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項の規定による期間内とする。
- (7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 借上型仮設住宅

- (1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。
- (3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(一)(6)と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。

(三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日当たり一、一四〇円以内とする。

(四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

(一) 被服、寝具及び身の回り品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもつて決定するものとする。

(一)住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一世帯当り六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一八、五〇〇 円	二三、八〇〇 円	三五、一〇〇 円	四二、〇〇〇 円	五三、二〇〇 円	七、八〇〇 円
冬季	三〇、六〇〇 円	三九、七〇〇 円	五五、二〇〇 円	六四、五〇〇 円	八一、二〇〇 円	一一、二〇〇 円

(二)住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一世帯当り六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六、〇〇〇 円	八、一〇〇 円	一二、二〇〇 円	一四、八〇〇 円	一八、七〇〇 円	二、六〇〇 円
冬季	九、八〇〇 円	一二、八〇〇 円	一八、一〇〇 円	二一、五〇〇 円	二七、一〇〇 円	三、五〇〇 円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。

(二) 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことがあるものとする。

(三) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(四) 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(五) 医療を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失つたものに対して行うものとする。

(二) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三)助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師

による場合は、慣行料金の二割引以内の額とする。

(四)助産を実施する期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- 1 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。
- 2 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- 1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊し、又は半焼した者であつて、自らの資力では応急修理をすることができないもの又は大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であるものに対して行うものとする。
- 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり五八四、〇〇〇円以内とする。
- 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から一箇月以内に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- 3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 生業費 一件当たり 三〇、〇〇〇円
 - (二) 就職支度費 一件当たり 一五、〇〇〇円
- 4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。
 - (一) 貸与期間 二年以内
 - (二) 利子 無利子
- 5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの(以下「高等学校等」という。)の生徒(以下「高等学校等生徒」という。)に対して行うものとする。

- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。
 - (一) 教科書代
小学校児童及び中学校生徒 教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書をいう。以下同じ。)及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
高等学校等生徒 教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認められたものを給与するための実費
 - (二) 文房具及び通学用品費
小学校児童 一人当たり 四、四〇〇円
中学校生徒 一人当たり 四、七〇〇円
高等学校等生徒 一人当たり 五、一〇〇円
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- 2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において、行うものとする。
 - (一) 棺(附属品を含む。)
 - (二) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (三) 骨つば及び骨箱
- 3 埋葬のために支出する費用は、一体当たり大人二一、三〇〇円以内、小人一六八、九〇〇円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の搜索

- 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- 3 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

- 1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

- (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (二) 死体の一時保存
- (三) 検案

3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。

4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。

- (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三、四〇〇円以内とする。
- (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五、三〇〇円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
- (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。

5 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

- 1 障害物の除去は、災害によつて居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が一三五、四〇〇円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。
 - (一) 被災者の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の捜索
 - (六) 死体の処理
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第二(第十三条関係)

(昭四〇規則七四・全改、昭四三規則九七・昭四四規則八八・昭四五規則九一・昭四六規則六〇・昭四七規則六六・昭四八規則六六・昭四九規則五二・昭五〇規則七二・昭五三規則五・昭五三規則四七・一部改正、昭五四規則五三・旧別表(一)・一部改正、昭五五規則四〇・昭五六規則四八・昭五七規則四九・昭五九規則五二・昭六〇規則五八・昭六一規則七〇・昭六二規則五六・昭六三規則四八・平元規則七五・平二規則四七・平三規則五二・平四規則七〇・平五規則六二・平六規則九五・平七規則六二・平一一規則四七・平一二規則六八・平一二規則一七一・平一四規則一二・平一五規則六八・平一六規則五四・平一九規則六三・平二〇規則九三・平二二規則九・平二二規則一八・平二二規則六〇・平二四規則四四・平二六規則六・平二六規則五三・平二七規則八七・平二八規則六〇・平二九規則五三・平三〇規則五三・一部改正)

実費弁償の額の限度

一 災害救助法施行令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (一) 医師及び歯科医師 一人一日当たり 二二、〇〇〇円以内
- (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日当たり 一六、〇〇〇円以内
- (三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日当たり 一六、七〇〇円以内
- (四) 救急救命士 一人一日当たり 一三、九〇〇円以内
- (五) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一五、七〇〇円以内
- (六) 大工 一人一日当たり 二五、九〇〇円以内
- (七) 左官 一人一日当たり 二四、五〇〇円以内
- (八) とび職 一人一日当たり 二四、五〇〇円以内

2 超過勤務手当

1の(一)から(八)までに掲げるその者のそれぞれの日当額の二十一日分を給料月額と、その者の一週間の勤務時間を三十八時間四十五分とみなして職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第十六条の規定により算出した勤務一時間当たりの給与額に基づき、同条例第十三条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその百分の三に相当する額を加算した額

様式【略】

資料9-2 広野町被災者住宅再建支援金支給要綱

平成28年6月10日要綱第7号

広野町被災者住宅再建支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広野町内において発生した自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を受けたにもかかわらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されない場合に、その居住する住宅の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るため、予算の範囲内において広野町被災者住宅再建支援金を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りにより生ずる被害により広野町内の区域において1以上の世帯の住宅が全壊するなど次号に定める被災世帯が生じた災害（被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条に規定する自然災害を除く。）をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

(3) 単身世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯をいう。

(4) 複身世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である世帯をいう。

(5) 基礎支援金 被災者住宅再建支援金のうち、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。

(6) 加算支援金 被災者住宅再建支援金のうち、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(7) 避難勧告等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項若しくは第6項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第61条第1項の規定による立退きの指示をいう。

(8) 立入制限等 災害対策基本法第63条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)若しくは同条第2項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令をいう。

(9) 特定長期避難世帯 長期避難世帯であって次に掲げる世帯(その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯を除く。)をいう。

ア 当該自然災害について避難勧告等がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して3年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について災害対策基本法第60条第5項(同法第61条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公示がされた日から起算して2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

イ 当該自然災害について立入制限等がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

(被災者住宅再建支援金の支給)

第3条 広野町は、広野町内において、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者住宅再建支援金の支給を行うものとする。

2 被災者住宅再建支援金の額は、別表のとおりとする。

(支給申請)

第4条 被災世帯となった世帯の世帯主は、被災者住宅再建支援金の支給を受けようとする場合は、広野町被災者住宅再建支援金支給申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる被災者住宅再建支援金の種類に応じ、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

(1) 基礎支援金 当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までの間

(2) 加算支援金 当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して37月を経過する日までの間

(3) 被災者住宅再建支援金(別表備考5に規定する加算額に係る部分に限る。) 当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13月を経過する日までの間

2 前項の規定にかかわらず、広野町は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、被災世帯となった世帯の世帯主がその期間内に被災者住宅再建支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

(支給決定)

第6条 町長は、第4条の規定による支援金の申請があったときは、支援金の支給の適否を審査し、支援

第6編 資料編

金を支給すべきものと認めるときは、その支給を決定するものとする。

2 町長は、支援金の支給を決定したときは、速やかに、広野町被災者住宅再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、支援金を支給しないことを決定したときは、速やかに、広野町被災者住宅再建支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 町長は、前条第1項の規定により支給の決定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

（2） 法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金の支給の申請があったとき。

（3） 前号に掲げるもののほか、広野町長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、広野町被災者住宅再建支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により当該支給の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

（被災者住宅再建支援金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に被災者住宅再建支援金が支給されているときは、広野町被災者住宅再建支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（加算金及び延滞金）

第9条 前条の規定により返還を命ぜられた者は、当該返還命令に係る被災者住宅再建支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該被災者住宅再建支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を広野町に納付しなければならない。

2 前条の規定により返還を命ぜられた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を広野町に納付しなければならない。

3 町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、前条の規定により返還を命ぜられた者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めのない事項については、法に基づく被災者生活再建支援金の支給に関する事務に準じるほか、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行し、同年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

被災者住宅再建支援金

(単位:万円)

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数 世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数 世帯	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
	解体世帯		補修	75	150
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

備考

- 「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯をいう。
- 「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯をいう。
- 「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯をいう。
- 加算支援金のうち、2以上に該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする。
- 特定長期避難世帯の世帯主に対する被災者住宅再建支援金の額は、複数世帯にあつては当該額に70万円を加えた額（その額が300万円を超えるときは、300万円）、単数世帯にあつては52万5千円を加えた額（その額が225万円を超えるときは、225万円）とする。

様式 1

(表)

広野町被災者住宅再建支援金支給申請書

年 月 日

広野町長

広野町被災者住宅再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 印

〔 世帯主以外の方が申請する場合はその理由 〕

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数 ・ 複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊 ・ 半壊解体 ・ 敷地被害解体 ・ 大規模半壊 ・ 長期避難
------	-----------------------------------

〔 半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由 〕

(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要のない限り空欄のままです。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		備 考 (添付書類)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100 万円	75 万円	/		住民票の写し り災証明書 預金通帳の写し その他 ()
解体 (半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円	/		
長期避難	100 万円	75 万円	/		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (A-B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		備 考 (添付書類)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円	/		契約書の写し その他 ()
補 修	100 万円	75 万円	/		
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (C-D)		万円

注) 1 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んでください(その他の場合は、()内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下、町記入欄

通知日・番号	
世帯員数の確認	単数・複数
自然災害の種類	暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・高潮・地震・津波・噴火・地滑り
被害状況の認定	全壊・半壊解体・敷地被害解体・大規模半壊・その他 ()
解体状況の確認	

申請受理印

様式 2

広野町被災者住宅再建支援金支給決定通知書

年 月 日

様

広野町長



年 月 日付けで申請のあった広野町被災者住宅再建支援金について、次のとおり支給することに決定したので、広野町被災者住宅再建支援金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広野町を被告として（訴訟において広野町を代表する者は、町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

資料9-3 広野町災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

平成6年4月1日条例第12号

改正

平成23年6月27日条例第13号

平成23年9月30日条例第14号

平成25年3月21日条例第4号

平成31年3月21日条例第7号

災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別に事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

第6編 資料編

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項令第8条から第11条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（東日本大震災の被災者に係る生活援護資金の貸付けの特例）

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

- 2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

附 則（平成23年6月27日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年9月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 12 日条例第 7 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条、第 15 条第 1 項及び同条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

資料9-4 広野町被災者扶助費支給条例

○広野町被災者扶助費支給条例

昭和45年9月28日条例第23号

改正

昭和49年3月20日条例第8号

昭和50年3月15日条例第7号

昭和58年9月28日条例第17号

昭和31年3月12日条例第6号

広野町被災者扶助費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、災害により被災した者に対して扶助費を支給することにより被災者の自立の助成と援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例による災害とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けないもので次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 火災により住家が消失したとき。
- (2) 風水害により住家が倒壊し又は埋没し若しくは流失したとき。
- (3) 前各号に類する災害により住家が倒壊し又は埋没し若しくは流失したとき。

(支給の方法及び額)

第3条 前条各号に掲げる災害を受けたもので、その災害を受けた住家に居住していた者には別表に掲げる扶助費を支給する。

2 前項に掲げる扶助費はその災害の発生が被災者の故意又は重大なる過失による場合は支給しない。

(申請)

第4条 この扶助費を受けようとする者は、扶助費交付申請を町長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その支給の可否について認定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。ただし、支給する旨の認定をした申請者に対しては、支払通知をもってこれにかえることができるものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附則(昭和49年3月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附則(昭和50年3月15日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附則(昭和58年9月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成31年3月12日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

被災者交付基準

世帯区分	扶助費		備考
	全焼、全壊、流出 及び埋没によるもの	半焼及び半壊によるもの	
2人以下の世帯	300,000円	150,000円	
3人以上5人以下の世帯	400,000円	200,000円	
6人以上の世帯	500,000円	250,000円	

資料10 原子力災害対策

資料10-1 原子力発電所の設置状況

		東京電力ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所(※1)						東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所			
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡大熊町				双葉郡双葉町		双葉郡楢葉町		双葉郡富岡町	
2	設置者	東京電力株式会社									
3	炉型式	沸騰水型軽水炉(BWR)マークI					沸騰水型軽水炉(BWR)マークII				
4	発電出力	46 万KW	78.4 万KW	78.4 万KW	78.4 万KW	78.4 万KW	110 万KW	110 万KW	110 万KW	110 万KW	110 万KW
5	発電所 用地面積	約350万m ²					約150万m ²				
6	建設費 (億円)	391	562	624	803	905	1,754	3,560	2,763	3,146	2,914
7	電源開発 調整審議会 承認年月日	41.4.4 ※2 43.12.25	42.12.22	44.5.23	46.6.30	46.2.26	46.12.17	47.6.7	50.3.17	52.3.15	53.7.14
8	原子炉 設置許可 申請年月日	41.7.1 ※2 43.11.19	42.9.18	44.7.1	46.8.5	46.2.22	46.12.21	47.8.28	51.12.21	53.8.16	53.8.16
9	原子炉安全 専門審査会 報告年月日	41.11.17 ※2 44. 2.27	43.3.26	44.12.25	46.12.23	46.8.19	47.11.21	49.4.27	53.5.23	55.7.9	55.7.9
10	原子炉 設置許可 年月日	41.12.1 ※2 44.4. 7	43.3.29	45.1.23	47.1.13	46.9.23	47.12.12	49.4.30	53.6.26	55.8.4	55.8.4
11	電気工作物 設置許可 年月日	41.12.1	43.3.29	45.1.23	47.1.13	46.9.23	47.12.12	49.4.30	53.6.26	55.8.7	55.8.7
12	第一回工事 計画認可 年月日	42.9.29	44.5.27	45.10.17	47.5.8	46.12.22	48.3.16	50.8.21	54.1.23	55.11.10	55.11.10
13	着工年月日	42.9.29	44.5.27	45.10.17	47.9.12	46.12.22	48.5.18	50.11.1	54.2.28	55.12.1	55.12.1
	燃料装荷 年月日	45.7.4	48.3.15	49.8.1	52.12.15	52.7.2	54.1.16	56.5.8	58.4.1	59.9.27	61.10.1
	初臨界 年月日	45.10.10	48.5.10	49.9.6	53.1.28	52.8.26	54.3.9	56.6.17	58.4.26	59.10.18	61.10.24
	運転開始 年月日	46.3.26	49.7.18	51.3.27	53.10.12	53.4.18	54.10.24	57.4.20	59.2.3	60.6.21	62.8.25
14	燃料体 装荷数	400本	548本	548本	548本	548本	764本	764本	764本	764本	764本

※1 福島第一原子力発電所1～4号機は、平成24年4月19日廃止

※2 40万KWから46万KWへの変更申請による年月日

資料10-2 発電所からの距離別避難対象人口

○福島第一原子力発電所からの距離別行政区別人口

距離	行政区名	人口	
		平成22年度 国勢調査	現況人口 (内 避難者 再掲)
20km～30km	第1区、第2区、第3区、 第4区、第5区、第6区、 第7区、第8区、第9区、 第10区、第11区、第12区、 第13区、第14区、第15区、 第16区、第17区、第18区、 第19区、第20区、第21区、 第22区、第23区、第24区、 第25区、第26区、第27区、 工業団地	5,418	1,781 (103)
計		5,418	1,781

○福島第二原子力発電所からの距離別行政区別人口

距離	行政区名	人口	
		平成22年度 国勢調査	現況人口 (内 避難者 再掲)
5km～10km	第19区、第20区、第21区、 第22区、第26区、 工業団地	1,446	680 (36)
10km～20km	第1区、第2区、第3区、 第4区、第5区、第6区、 第7区、第8区、第9区、 第10区、第11区、第12区、 第13区、第14区、第15区、 第16区、第17区、第18区、 第23区、第24区、第25区、 第27区	3,972	1,101 (67)
計		5,418	1,781

福島県「福島県原子力災害広域避難計画（第四版）」（平成28年12月15日）参考資料1を基に作成

様式集

様式1 気象通報受理伝達簿

気象通報等受理伝達簿

町長		副町長		総務課長		主管課長	
警報等の種類及び名称							
発令年月日	平成 年 月 日			前 午 後	時	分	
本文							
発信機関				発信者氏名			
発信時刻	時 分			受信者氏名印			
伝 達 事 項							
伝達開始時刻	時 分			伝達終了時刻	時 分		
伝達の方法	電話 伝令 その他						
伝達先							
その他特記事項							

様式2 広野町被害（調査）票

広野町被害（調査）票

受信者名		受信日時	平成 年 月 日
送信者名		所属部局名	保健所

発生年月日		年	月	日	時	分	現在の状況	災害の原因									
被害の概要、発生患者数等																	
市町村名 (地区名)	全戸数	全壊	半壊	流失	床上 浸水	床下 浸水	計	被害率	そ族昆虫駆除の地域指定の要否	代執行の必要の有無	災害救助法適用の有無	発生患者数					備考
												患者	擬似	保菌者	計	死者	

様式3 被害状況報告書

(1) 一般被害関係

被害状況報告書											
災害の種類											
災害の発生場所		郡			町						
災害発生年月日		年		月		日		時			
報告の時限		日		時現在		受信時刻		時 分			
発信者					受信者						
発信担当者					受信担当者						
ア	り災総数 人的被害 住家	戸数(棟)		()戸	セ	一部 破損	戸数(棟)		()戸		
イ		世帯数			ソ		世帯数			世帯	
ウ		人員			タ		人員			人	
エ		死者			チ	床上 浸水	戸数(棟)		()戸		
オ		行方不明			ツ		世帯数			世帯	
カ		負傷	重症				テ	人員			人
キ			軽症			ト	戸数(棟)		()戸		
ク		全壊 (焼)	戸数(棟)		()戸	ナ	床下 浸水	世帯数			世帯
ケ			世帯数			ニ		人員			人
コ			人員			ヌ		全壊(焼)			世帯
サ		半壊 (焼)	戸数(棟)		()戸	ネ	非住家被害		半壊(焼)		世帯
シ			世帯数			ノ	被害総額			千円	
ス			人員			ハ	消防団員出動人員			人	
応急措置・状況・その他											

(2) 公衆衛生関係

被害状況報告書					
被害の種類					
被害の発生場所		郡		町	
被害発生年月日		年		月 日 時	
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分	
発信者			受信者		
発信担当者			受信担当者		
ア	被害戸数	全壊			戸
イ		半壊			戸
ウ		床上浸水			戸
エ		床下浸水			戸
オ	被災人口				人
カ	赤痢患者発生数	真性			人
キ		疑似			人
ク		保菌			人
ケ		死者			人
区分		単位	数量		被害額
コ	公衆衛生施設	上水道			千円
サ		簡易水道			
シ		し尿浄化槽			
ス		塵芥処理場			
セ		隔離病舎			
ソ					
タ		計			
応急措置・状況・その他					

第6編 資料編

(3) 農林水産業関係

被害状況報告書										
災害の種類										
災害の発生場所		郡				町				
災害発生年月日		年		月		日		時		
報告の時限		日		時現在		受信時刻		時 分		
発信者						受信者				
発信担当者						受信担当者				
区分			件数		数量			被害額 (千円)		
ア	農地	田	流失・埋没		人					
イ			冠水							
ウ		畑	流失・埋没							
エ			冠水							
オ		(再掲)	果樹園							
カ			桑園							
キ										
ク		小計								
区分			流失埋没	土砂流入	冠水	浸水	その他	計 (ha)	被害額 (千円)	
ケ	農作物等	主要食糧農作物								
コ		そ菜類								
サ		果樹								
シ		葉たばこ								
ス										
セ										
ソ		小計								
区分			件数		数量			被害額 (千円)		
タ	家畜									
チ										
ツ	水産関係	漁船								
テ		漁具								
ト		生産施設								
ナ		その他の施設								
ニ		水産								

ヌ					
ネ		小計			
ノ	林業関係	林業			
ハ		林産物			
ヒ		林業施設			
フ					
ヘ		小計			
ホ	治山関係	崩壊			
マ		地すべり			
ミ		治山施設			
ム					
メ		小計			
モ	農業用施設関係	溜池			
ヤ		頭首工			
ユ		水路			
ヨ		堤とう			
ラ		道路			
リ		橋梁			
ル		揚水機			
レ					
ロ					
ワ		小計			
応急措置・状況・その他					

第6編 資料編

(4) 商工関係

被害状況報告書			
災害の種類			
災害の発生場所		郡	町
災害発生年月日		年	月 日 時
報告の時限		日 時現在	受信時刻 時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
区分		件数	被害額(千円)
ア	鉱業	戸	
イ	工業	戸	
ウ	商業	戸	
エ		戸	
オ	計		
応急措置・状況・その他			

(5) 土木関係

被 害 状 況 報 告 書							
災害の種類							
災害の発生場所		郡			町		
災害発生年月日		年		月		日	
報告の時限		日 時現在		受信時刻		時 分	
発信者				受信者			
発信担当者				受信担当者			
区分		県工事		市町村工事		計	
		ヶ所	被害額	ヶ所	被害額	ヶ所	被害額
ア	河川						
イ	海岸						
ウ	砂防						
エ	道路						
オ	橋梁						
カ	漁港						
キ	港湾						
ク							
ケ	計						
応急措置・状況・その他							

第6編 資料編

(6) 教育関係

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		郡		町
災害発生年月日		年	月	日 時
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
区分		単位	数量	被害額(千円)
ア	高等学校			
イ	中学校			
ウ	小学校			
エ				
オ	小計			
カ	社会教育施設			
キ	文化財			
ク				
ケ	合計			
応急措置・状況・その他				

(7) その他

被害状況報告書			
災害の種類			
災害の発生場所		郡	町
災害発生年月日		年	月 日 時
報告の時限		日 時現在	受信時刻 時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
区分		単位	被害額 (千円)
ア			
イ			
ウ			
エ			
オ			
カ			
キ			
ク			
ケ			
応急措置・状況・その他			

様式4 救急・救助関係様式

様式4-1 救出車両、舟艇その他機械器具調達先報告書

品名	数量	所有 借上の別	調達先			機械器具等 所在場所	輸送方法	備考
			名称(責任者)	所在地	電話			

様式4-2 被災者救出状況記録及び修繕費

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具				修繕				備考
			名称	数量	所有者氏名	金額 円	故障 年月	故障の概要	修繕 月日	修繕費 円	

様式4-3 被災者救出用機械器具燃料受払簿

品名 年月日	〇〇		単位呼称		備考
	摘要	受	払	残	
3・4・1	〇〇商店	40		40	L100円 4,000円
	〇〇自動車		30	10	

様式 4-4 救助実施記録日計表

救助実施記録日計表				
救助 の 種 類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障	○	○	○
	○			
広野町 責任者 氏名 地区責任者 氏名				
〇月〇日〇時〇分				
No. _____				
員数（世帯） 品目（数量金額） 受入先 払出先 場所 方法 記事				

様式5 避難関係様式

様式5-1 避難命令及び状況記録簿

避難指示（緊急）						避難状況			備考
災害種別	避難命令日時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員	避難期間	

様式 6 避難所関係様式

様式 6-1 避難所収容名簿

住所	世帯主氏名	世帯人員	〇〇避難場所							
			避難所収容期間							
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

様式 6-2 避難所収容台帳

責任者 認印	月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
印	9.30	50人	ローソク	50本	9・30前8時 学校を避難所として開設、10	
	10.1	60	木炭	10俵	世帯50人収容	
計						

様式 6-3 避難所用物品受払簿

年 月 日	摘 要	受	払	残	備考
・9・30	〇〇商店	50			金額等その他
	〇〇避難所		30	30	

様式 6-4 避難所設置及び収容人員

避難所の名称	所在地	種別	設置期間	実員数	開設日数	延人員	備考
〇〇避難所	大字〇〇字〇〇	既存建物	9月30日から 10月5日まで	50人	6日間	280人	〇〇小学校
〇〇避難所	大字〇〇字〇〇	野外仮設	9月30日から 10月1日まで	100	2日間	150人	天幕利用

第6編 資料編

計		既存建物	9月30日から 10月5日まで 6日間	200	6日間	1,300人	3ヶ所
		既存建物	9月30日から 10月3日まで 3日間	300	3日間	800人	2ヶ所

様式 6-5 避難所開設用施設及び器物借用簿

広野町

名称	品名（施設）	数量	期間	1日当り借上費	金額	所有者（管理者）氏名

様式7 医療・助産関係様式

様式7-1 救護班編成及び活動記録

広野町 班

期間	町村名	診療患者数	死体検案書	班の編成	班長職氏名	備考
月 日から 月 日まで 日間	広野町	内科〇〇人 外科〇〇人		医師 〇〇人 看護師 〇人 その他 〇人	広野町診療所 氏 名	

様式7-2 診療所医療実施状況

広野町

市町村名	診療機関名	診療期間		診療人員		診療報酬点数	金額	備考
				入院	通院			
広野町		10・1		20		1,500	15,000	国保
			5日間					
		10・5						

計		10・1		50	250	5,800	58,000	
			10日間					
		10・10						

様式7-3 助産台帳

分べん者			分べんの日時 場所	助産機関名	期間	金額	備考
住所	氏名	年令					
〇〇町 大字 字 番地	夏山冬子	25	3・10・5 17:00 〇〇避難所	助産師 〇〇〇〇	3・10・5 3・10・8	2,000円	

様式8 輸送関係様式

様式8-1 輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費	実費出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円	円			
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類等）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車種番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式9 防疫関係様式

様式9-1 防疫活動状況報告書

報告機関名 _____

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月日	区分	赤痢患者発生数				前年周期赤痢患者発生数				防疫活動をしている市町村数 (応援を除く。)	防疫活動をしている保健所数 (応援を含む。)	保健職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	本庁職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	感染症予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	
		真症	疑似	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者															
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
計	週間																							
	累計																							

様式 9-2 災害防疫経費所要見込額調

(A) 県支弁分

省略

(B) 広野町支弁分

事項	区分	員数	単価	金額	備考
(1) 予防委員に関する諸費	(1) 委員手当 (2) 委員旅費				
(2) 広野町において施行する清掃方法及び消毒方法に要する経費	(1) 清掃方法に要する経費 (2) 消毒方法に要する経費				内 訳別紙 (ア) のと おり 内 訳別紙 (イ) のと おり
(3) 予防救治のため雇入れた医師その他人員及び予防上必要な器具薬品その他の物件に関する経費	(1) 人員雇上費 a 医師又は薬剤師 b 看護師 c その他 (2) 器具費 (3) 薬品費 (4) その他の物件費				
(4) 臨時隔離病舎諸費	(1) 設置費 (2) 医療費 (3) 人件費 (4) その他の経費				
(5) 予防救治に従事した者に給すべき手当療治料及びその遺族に給すべき救助料	(1) 特別勤務手当 (2) 療治料 (3) 扶助料 (4) 弔祭料				
(6) 交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のため又は一時営業を失ったための自活不能者の生活費	(1) 交通遮断及び隔離に要する経費 (2) 生活補給費				
(7) 広野町において発見した感染症貧民患者及び死者に関する諸費	(1) 貧民患者生活補給費 (2) 死体消毒費 (3) 埋火葬費				
(8) 広野町において施行するそ族昆虫等の駆除及びその供給に関する諸費					内 訳別紙 (ウ) のと おり
(9) 法第7条の2による家用水の供給に関する諸費					

(ア) 清潔方法に要する経費内訳

科目	員数	単価	金額	備考
賃金 消耗品費 薬品費 運搬費 計				実施戸数 戸

(イ) 消毒方法に要する経費内訳

科目	員数	単価	金額	備考								
賃金 消耗品費 薬品費 運搬費 備品費 計				実施戸数 戸 <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品の品目</th> <th>員数</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の品目	員数	単価	金額	計			
備品の品目	員数	単価	金額									
計												

(ウ) そ族昆虫駆除費内訳

科目	員数	単価	金額	備考								
賃金 消耗品費 薬品費 借料及び損料 運搬費 修繕費 備品費 計				実施戸数 戸 <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品の品目</th> <th>員数</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	備品の品目	員数	単価	金額	計			
備品の品目	員数	単価	金額									
計												

第6編 資料編

感染症院隔離病舎災害復旧費所要額調

調査区分	事項
① 施設設置主体 ② 施設の名称 ③ 所在地 ④ 設置年月日 ⑤ 施設の種類 ⑥ 受託医療機関の名称 ⑦ 病床数	単独感染症病院・併設・単独・隔離病舎の別
⑧ 施設の設置主体人口 施設の年間利用延患者数 施設の状況 建築構造	
⑨ 被災年月日及び被害状況	(1) 年 月 日 (2) 被災の原因 (3) 将来の利用価値等参考になるべき事項
⑩ 破損箇所 (図面及び写真添付のこと)	
⑪ 損害額	
⑫ 復旧費	
⑬ 調査年月日 調査担当者	① 年 月 日 ②所属 氏名 印

様式 9-3 消毒方法薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類	薬剤量算出方法
床上浸水家屋 (全壊、半壊、流出を含む)	クレゾール 普通石灰	床上浸水戸数×200g ×6kg
床下浸水家屋	クロールカルキ クレゾール 普通石灰 クロールカルキ	井戸の数(概数)×200g 床下浸水戸数×50g ×6kg 井戸の数(概数)×200g

様式 9-4 消毒機械台数調

器具名	型式	台数	備考	器具名	型式	台数	備考
				計			

(注) 町の所有台数に不足を来たしたときは県にあっせんを要請する。

様式 9-5 ねずみ族、昆虫等の駆除申請手続

番 号
年 月 日

福島県知事 殿

広野町長 印

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律の地域指定の申請について

月 日災害により、次のとおり被害が発生し、感染症流行のおそれがあるので、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に対する法律の規定に基づいて、ねずみ族昆虫駆除の地域として指定されるよう申請する。

- 1 災害発生日時
- 2 災害の種類
 - (1) 原因
 - (2) 経過
- 3 被害の概況
- 4 ねずみ族昆虫駆除の開始及び終了予定年月日
- 5 ねずみ族昆虫駆除実施予定地域

昆虫駆除薬剤所要量の算出方法

薬剤の種類	薬剤量算出方法
オルソジクロールベンゾール剤 (オルソジクロールベンゾールの含有量 50%以上)	(便池) 指定地域内の被災戸数×1 m ² (1 m ² あたり使用量は 50 倍液にして 30) ×3/50

様式 9-6 災害防疫業務完了報告書

- 1 災害発生日時
- 2 災害の原因
- 3 被害の概要
- 4 町のとった措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動
 - (2) 災害援助活動
 - ア 医療救護
 - イ 給水作業
 - (3) 災害防疫活動
 - ア 予防宣伝
 - イ 調査指導
 - ウ 検疫検査
 - エ 患者処理
 - オ 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - カ 家屋の消毒及び消毒薬の使用方法
 - キ そ族昆虫駆除の実施方法
 - ク 避難所の防疫指導
 - ケ し尿処理の指導
 - コ でい土、堆積物の処理及び清潔方法
- 5 感染症の発生状況
- 6 予防接種
- 7 感染症隔離病舎の被害状況
- 8 予算の概要

様式 9-7 防疫班組織表

班名	区域	名称
第1班	大字下北迫の全部、広洋台一丁目の全部	第1分団
第2班	大字下北迫の全部、広洋台二丁目の全部	第2分団
第3班	大字下浅見川の全部、中央台の全部	第3分団
第4班	大字上浅見川の全部	第4分団
第5班	大字折木の内、高倉、館、大平、折木本郷、大字夕筋の全部	第5分団
第6班	大字折木の内、第5分団の区域を除く全部	第6分団
第7班	本町内全域	ポンプ分団

様式 10 救援物資・食料等関係様式

様式 10-1 救助の種目別物資受払状況

広野町

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受	払	残	備考
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式 10-2 炊出し給与簿

広野町 ○○炊き出し場

責任者 氏名 印

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夕				
	朝				
計	昼				
	夕				

- (注) 1 炊出しを実施した直後の責任者ごとに作成すること。
 2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
 3 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

様式 10-3 食糧品現品給与簿

給与 年月日	給与 人数	食数	給与物品内訳				受領者				備考
			米	パン	缶詰	○○	住所	世帯主 氏名	家族数 受領印	避難先 市町村名	

様式 10-4 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

品名	精米	単位	k g		
年月日	摘要	受	払	残	備考
3・9・30	〇〇米穀店	500			@85 42,500円
3・9・30	〇〇炊出場		100	400	
3・10・1	〇〇炊出場		150	250	
計		500	250	250	

様式 10-5 炊き出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者氏名	使用炊出所の名称					備考
					〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
釜	5	9・30	無償	甲野 太郎	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
		6日間			〇	〇	〇	〇	〇	
		10・5			2	1		2		
ナベ	20		無償	乙野 太郎	8	3		2	7	
食器	100		500円	乙野 太郎	30	20			50	

様式 10-6 飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区名	供給水量	対象人員	給水用機械器具			金額	備考
				名称	数量	所有者氏名		
		0						

様式 10-7 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品名	ガソリン	単位	リットル				広野町
		呼称		受	払	残	
年月日	摘要						
9・9・10	〇〇石油店 給水車 タンク車		50		8 10	42 32	@35 1,750円
	計		50 (1,750円)		45 (1,575円)	5 (175円)	

- (注) 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 10-8 給水用機械器具修繕費

機械器具の名称	所有者氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考
給水車	(県厚生部)	3・10・1	〇〇町へ行く途中 フロントスプリング他	3・10・1	8,500	

様式 10-9 救助物資購入（配分）計画表

全焼分（夏季）

町

	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人		計	
	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数	数	世帯数
毛布	2	2	3	4	4	15	5	20	6	32	7	15	8	6	9	9	10	3	11	2		108
	4		12		60		100		192		105		48		81		30		22		654	
大人シャツ	1	2	1	4	2	15	2	20	2	32	2	15	3	7	3	9	4	2	4	2		
	2		4		30		40		64		30		18		27		12		8		235	
大人ズボン下	1		1		2		2		2		2		2		3		3		3			
作業服シャツ								1		1		1		1		1		1				

- (注) 1 本表は全焼等と半焼等とに分けて作成すること。
 2 各世帯区分の数量×世帯数はそれぞれの品目の所要数となる。

様式 10-10 世帯員別被害状況

年 月 日 時現在第 号

被害別	世帯構成員別											計	小学校	中学校										
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	10人以上世帯													
全壊（焼）																								
流失																								
半壊（焼）																								
床上浸水																								

注 全壊（焼）・流失及び半壊（焼）・床上浸水別・大人・小人及び男女別%を報告すること。

様式 10-11 救助物資受払簿

広野町

品名	年月日	摘要	単位呼称		残	摘要
			受	払		
	9・10・1	〇〇ふとん店	10	5	5	@1,000円 10,000円
		計 県調達分	円			
		町調達分	円			

第6編 資料編

様式 10-12 救助物資引継書

輸送責任者職氏名
受領責任者職氏名

印
印

救助用の物資次の通り引継ぎました。

記

- 1 引継月日
- 2 引継場所
- 3 品目数量 次の通り

品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

様式 10-13 救助物資給与及び受領簿

被災台帳番号						
住宅被害 程度区分	流失	給与の基礎 となった世 帯構成員数	5人（災害発生時世帯構成員数6人のうち1人死亡）			
			中学生	人	小学生	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領いたしました。

住所
世帯主 氏 名 印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

様式 10-14 被災使用教科書等調

被災台帳番号	児童氏名	中・小別	保護者 (世帯主)	受領印	教科書											学用品					
					国語	算数	数学	社会	理科	音楽	図工	家庭	地図	英語	保体	書写	ノート	鉛筆	洋傘	下敷き	
1	〇〇〇〇	小	〇〇〇〇		〇	〇		〇		〇	〇					〇	〇	3	2		1
3	〇〇〇〇	小	〇〇〇〇		〇	〇		〇	〇	〇			〇					2	2		1
〃	〇〇〇〇	小	〇〇〇〇		〇	〇		〇					〇	〇						1	
4	〇〇〇〇	小	〇〇〇〇		〇	〇			〇	〇								2	3		1
合計																					

様式 10-15 学用品購入（配分）計画表

品名	単価	小中学別		小学生						中学生						合計		備考			
		区分	種別	全焼（壊） 流失分			半焼（壊） 床上浸水分			全焼（壊） 流失分			半焼（壊） 床上浸水分			数量	金額				
				児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額						

様式 10-16 被災教科書一覧表

年 月 日現在 〇〇学校

区分	学年	発行者名	教科書 記号番号	教科書名	冊数	単価	金額	被害区分	備考

(注) 学校別に記載のこと。

様式 10-17 教科書購入（配分）計画表

広野町〇〇学校

教科	区分 教科書名	小学生			1年			2年			3年			4年			合計		備考
		児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数	金額	
国語 社会	教科書	7	20	140													17	140	
	教科書	7	60	420	11	50	550	2	70	140							37	2,175	
	地図帳											7	85				16	1,360	
計		(56)		2,226	(44)		2,035	(16)		740	(32)						(261)	11,621	

様式 11 障害物除去関係様式

様式 11-1 障害物除去該当者調

広野町

番号	被災 台帳 番号	氏名	職業	住所	人員数	同上中 可動力差	生活程度	被害 程度	障害物 除去予 定箇所	備考	実施 有無
							上・中・ 被保護				

様式 11-2 障害物除去該当者選考調査

被災台
帳番号

校区名	行政区 (町)名	対象者	住所	氏名
調査員調査事項	資産状況	動産	職業	
		不動産		
	被災の概要		家庭の概要	
行政区(町)総代意見				
民生委員意見				
調査者総合意見				
要 施 行 有 無 調査員 ⑩				

様式 11-3 障害物除去の状況

広野町

住宅被害程度 区分	氏名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
		月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水				

様式 12 住宅対策関係様式

様式 12-1 応急仮設住宅該当調

番号	被災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中 可働力者		
1							上中下 保護世帯	
2								
3								
4								

様式 12-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書

(住宅の応急修理施行)

被災台帳番号							
学区名	町(行政区)名	対象者住所	氏名				
調査員	資産の状況	職業					
調査事項	被災の概要	家庭の概要					
町(行政区)総代の意見							
民生委員の意見							
調査員総合意見							
要施行	有無	調査員	㊟				

様式 12-3 住宅の応急修理該当者調

番号	被災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	被害程度	修理予定箇所	備考
					人員数	同上中 可働力者				

様式 13 遺体処理・埋葬関係様式

様式 13-1 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体の発見日時及び場所	死亡者		遺族			措置費		死体一時保存の場所及び機関	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	続柄	品名	数量	金額		

様式 13-2 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	附属品	埋火葬料	骨箱	計	
3. 10. 1	溺死	3. 10. 3	大字〇〇 字〇〇番 地〇〇〇	15	伯父	大字〇〇 字〇〇番 地〇〇〇	1000	1000	300	円 2300	埋葬費 2200 円 支給
〃 10. 2	〃	〃 〃	大字〇〇 字〇〇番	11		広野町長	800	800	300	1900	遺族氏名 〇〇〇〇